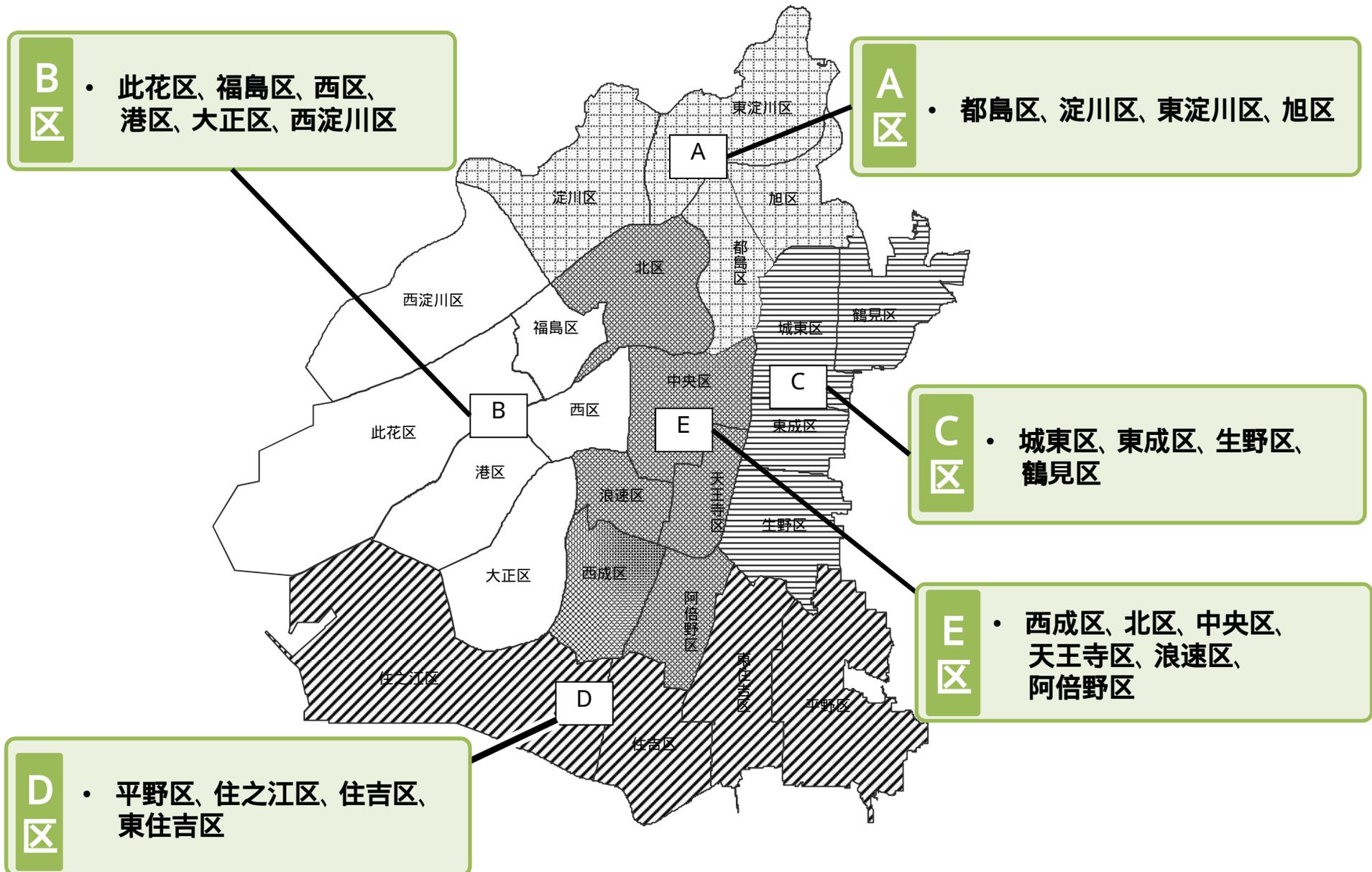


大阪における大都市制度の制度設計 (パッケージ案) 【試案4(5区 北区・中央区合体)】

資料

1. 事務分担(案) 各区割り共通
2. 職員体制(案)
3. 財産・債務の承継(案)
4. 財政調整(案)
5. 大阪版「都区協議会」(案) 各区割り共通
6. 法改正事項(案) 各区割り共通
7. 特別区設置に伴うコスト(試算)
8. 府市再編による効果(試算)
9. 特別区のすがた

[試案 4 5区 (北区・中央区合体)]



1 . 事務分担 (案)

≪事務分担(案)等の検討にあたって≫

- 1 地下鉄・バスに係る事務分担、職員体制、財産・債務については、「地下鉄民営化基本プラン(案)」・「バス事業民営化基本プラン(案)」を前提。
- 2 水道事業に係る事務分担、職員体制、財産・債務については、今後の民営化議論を踏まえ整理。
- 3 幼稚園、保育所の事務分担、財産・債務については、市政改革プラン(H27年度以降順次民営化)を前提。
職員体制については、前提となる民営化計画が未定のため、現員数で仮置き。

目 次

1	基本的な考え方	え事 - 1
2	事務分担(案)に基づく新たな広域自治体と特別区のイメージ	え事 - 3
3	事務分担(案)の概要	え事 - 7
4	特別区において支所等を設置して実施する事務 (現在の24区役所の事務の仕分け)	え事 - 21
5	特別区の水平連携で実施する事務	え事 - 22
6	事務分担(案)総括表(参考)	え事 - 26

現行法制度の枠組みにとらわれず、新たな大都市制度において目指すべき姿として、「広域自治体」と「基礎自治体」のあるべき役割分担を整理。

「基礎自治体」については、「中核市並み」の権限を有する基礎自治体とする。

広域自治体と基礎自治体の役割分担

【現 状】 大阪府と大阪市が、ともに広域機能を担っている

制度設計の基本は、広域自治体と基礎自治体の
『役割分担』の明確化

新たな広域自治体

大阪都市圏の集積・広がりを踏まえ、
大阪全体の視点、統一戦略で
取り組むべき機能は、
広域自治体に一元化

特別区

住民に身近な行政については、
“基礎自治体優先”の原則のもと、
基礎自治体ができるだけ担う

「新たな広域自治体」

世界的な都市間競争に打ち勝つ『強い大阪』を実現

役割

大阪都市圏の“成長”を支える

- ・ 大阪全体の成長、発展に向けた統一的な戦略、計画づくり、統一戦略に基づく産業政策の推進など
- ・ 府域トータルの視点での交通インフラの整備など、選択と集中による事業展開

大阪全体の“安心・安全”の確保

- ・ 基礎自治体のバックアップ機能の発揮
- ・ 大規模災害への対応のための防災体制の強化

「特別区」

住民の参政・参画のもと、だれもが生涯にわたって生き生きと暮らすことができる『やさしい大阪』を実現

役割

住民に最も身近な存在として、地域の安心・安全を支える

- ・ 公選の首長、議会のもと、福祉・保健などの住民に身近な行政サービスを総合的に提供
- ・ 地域の実情に応じた特色ある施策展開を図る(自主性・自立性の発揮)

上記役割分担に基づき、“中核市並み”（ ）の権限を基本に、府市の事務事業・機能を最適化する観点で、「新たな広域自治体」と「特別区」に仕分け

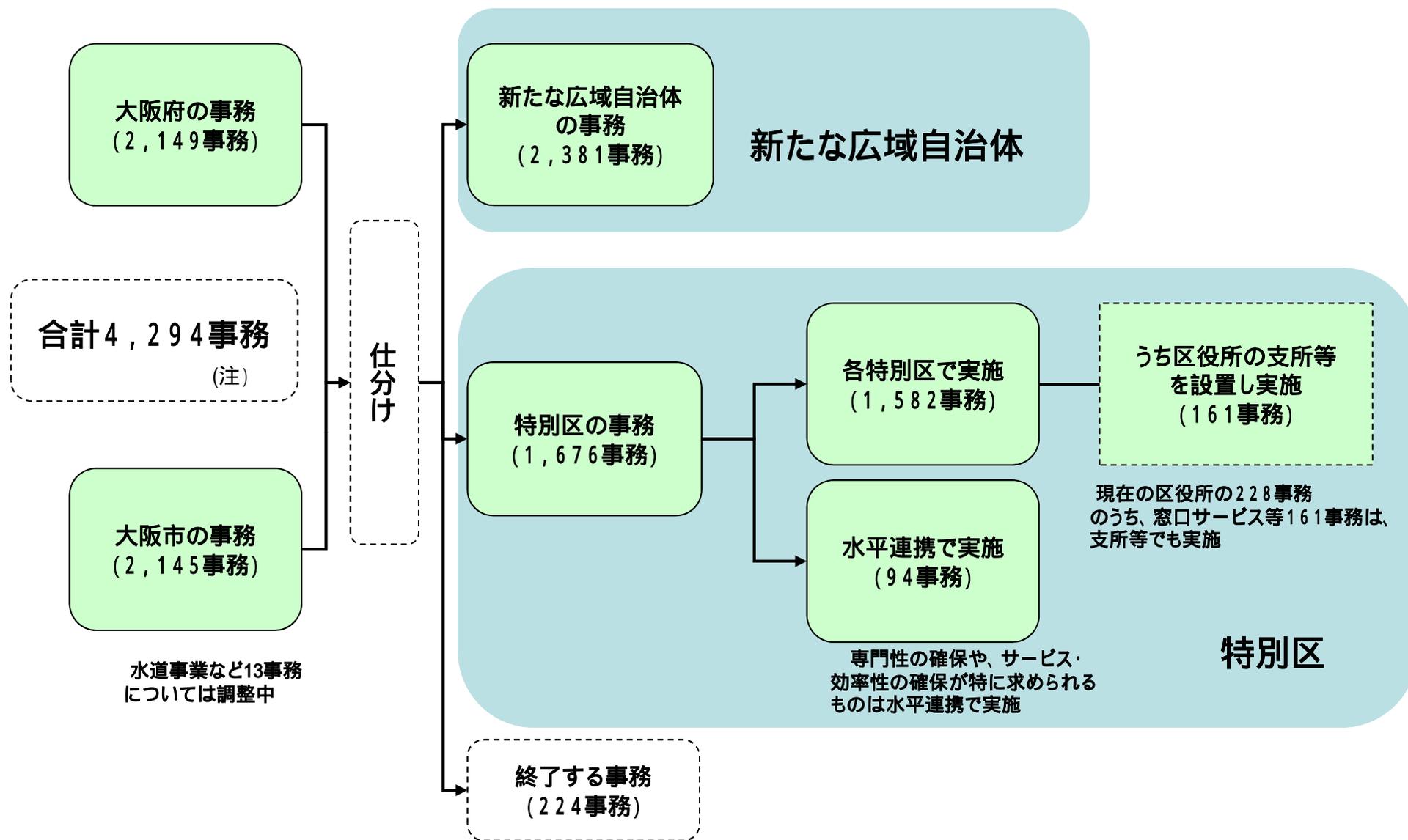
() 「中核市並み」

中核市、特例市、一般市等の権限の事務は特別区が担うことを基本とする。
住民に身近な事務については、児童相談所や教職員人事権など政令指定都市等の権限であっても特別区が担う。
大阪全体の成長、都市の発展、安心・安全に関わる事務については、一般市権限であっても新たな広域自治体が担う。

今後の方向性

将来的には、移行当初に新たな広域自治体が担うこととした事務であっても、住民に身近な事務は特別区が担えるように取り組んでいく。

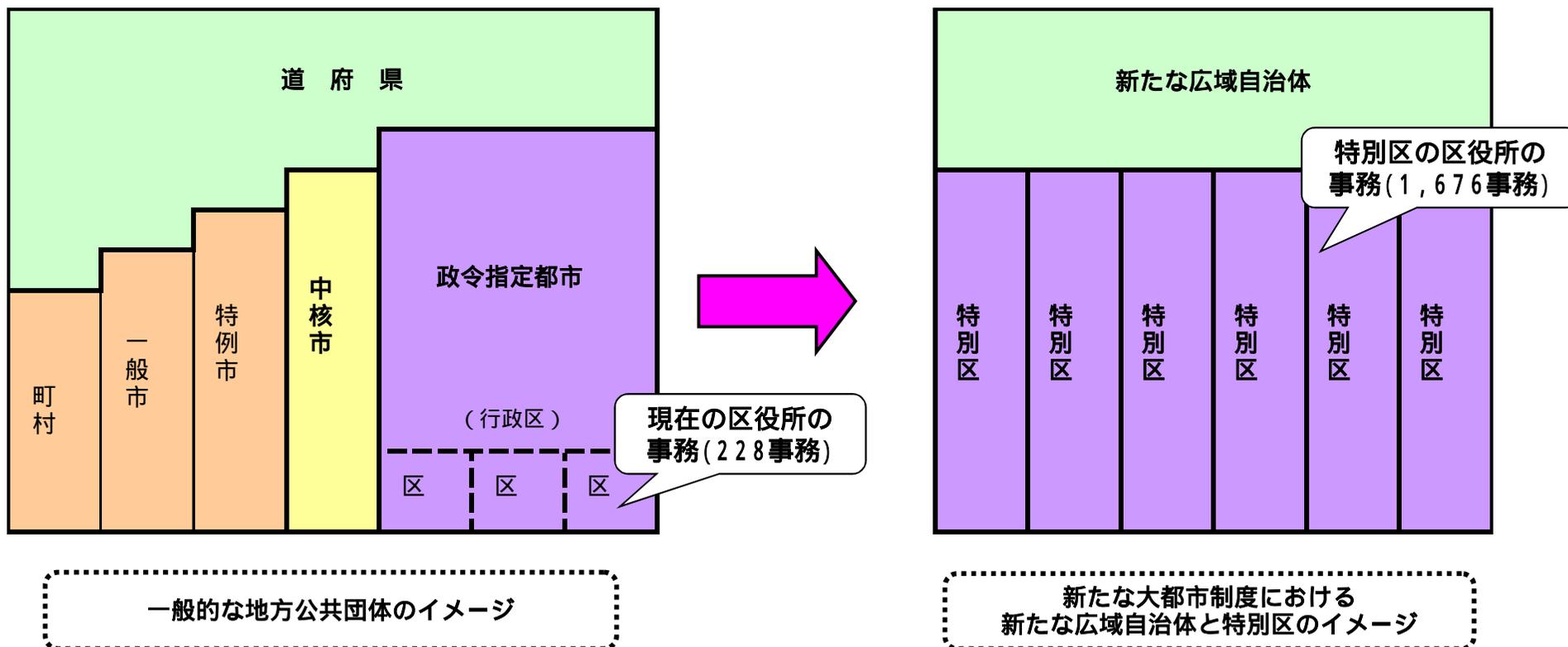
2 事務分担（案）に基づく新たな広域自治体と特別区のイメージ



(注) 事務数は、事務分担の仕分け作業上、便宜的に算出したもの。
したがって、府・市で事務数の算出単位が異なる事務や府・市で重複する事務も含まれる。

事務のほか、大阪市の施設(473施設)についても、新たな広域自治体、各特別区、特別区の水平連携で実施するものに整理

また、大阪市の情報システム(150システム)についても、各特別区、特別区の水平連携で実施するものに整理



《参考》

【新たな大都市制度における新たな広域自治体・特別区の権限イメージ】

	こども、福祉	健康・保健	教育	環境	まちづくり、都市基盤整備	住民生活、 消防・防災等
都道府県	保育士・介護支援専門員の登録 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置	麻薬取扱者（一部）の免許 精神科病院の設置 臨時の予防接種の実施 特定毒物の製造許可	小中学校学校編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理 博物館の設置の登録	第一種フロン類回収業者の登録 浄化槽工事業・解体工事業の登録	都市計画（マスタープラン） 指定区間の一級河川の管理	警察（犯罪捜査、運転免許等）
	新たな広域自治体の事務		重要文化財等の管理に係る指揮監督 埋蔵文化財の調査発掘に関する届出の受理	工業用地下水の採取の許可 公害健康被害の補償給付		
政令指定都市	児童相談所の設置 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所の設置（任意）	精神障がい者の入院措置 動物取扱業の登録	県費負担教職員の任免等の決定 遺跡の発見に関する届出の受理	建築物用地下水の採取の許可	都市計画（都市再生特別地区） 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の一級河川（一部）	
中核市・特別市	保育所・養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定（一部を除く） 第一種社会福祉事業の経営許可・監督	保健所の設置 国民健康・栄養調査の執行 飲食店営業等の許可	県費負担教職員の研修 重要文化財（一部）の現状変更等の許可	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設・ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理 土壤汚染の除去等の措置が必要な区域の指定	屋外広告物の条例による設置制限 サービス付高齢者向け住宅事業の登録 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可	

中核市・特例市	障がい福祉サービス事業者の指定	温泉の利用許可		浄化槽の設置の届出の受理	土地区画整理組合・防災街区計画整備組合の設立の認可
	身体障がい者手帳の交付	犬・ねこの引取り		一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	
	母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付け	旅館業・公衆浴場の経営許可 理容所・美容所の位置等の届出の受理 薬局の開設許可 毒物・劇物の販売業の登録		汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	
特別区の事務					
一般市・町村	保育所の設置・運営	市町村保健センターの設置	小中学校の設置管理	一般廃棄物の収集や処理	下水道の整備・管理運営
	生活保護 （市及び福祉事務所設置町村が処理）	健康増進事業の実施	幼稚園の設置・運営	騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定（市のみ）	新たな広域自治体の事務
	養護老人ホームの設置・運営	定期の予防接種の実施	就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助	浄化槽清掃業の許可	消防・救急活動
	障がい者自立支援給付（一部を除く）	結核に係る健康診断	県費負担教職員のサービスの監督		災害の予防・警戒・防除等（その他）
	身体障がい者相談・知的障がい者相談の委託	母子健康手帳の交付			都市計画（用途地域）
	介護保険事業	埋葬、火葬の許可			市町村道の建設・管理
	国民健康保険事業				準用河川の管理
	児童手当の支給				戸籍・住基

- ※ 網掛部分は広域自治体の事務
- ※ 濃色部分は東京特別区の権限
- ※ 太字の事務事業は「事務分担(主な論点)」に該当するもの

3 事務分担（案）の概要

4,294 事務（大阪府2,149 事務、大阪市2,145 事務）

大阪府の全 2,149 事務のうち、2,128 事務は新たな広域自治体が担うことと仕分け
大阪市の全 2,145 事務のうち、224 事務は新たな大都市制度への移行までに終了する事務として整理

1,942 事務（大阪府21 事務、大阪市 1,921 事務）

このうち、水道事業など13 事務については調整中

1,929 事務



[仕分け基準A] 新たな広域自治体と特別区の基本的な役割分担に基づく仕分け

1,160 事務 = [基準A - 1] 中核市の権限に係る事務を特別区に仕分け

（大阪の成長や大阪全体の安心・安全に関するもの除く）

（例） 保育 高齢者福祉 幼稚園、小中学校の設置運営 廃棄物処理 防災、危機管理 など

231 事務 = [基準A - 2] 大阪の成長や大阪全体の安心・安全に関わる事務を新たな広域自治体に仕分け

（例） 成長戦略・グランドデザイン 成長分野の企業支援等 大学 港湾 精神保健福祉センター など



538事務 = [仕分け基準B] 新たな広域自治体と特別区の役割分担について論点のある事務については、第3回～第5回の特別区設置協議会における「事務分担(主な論点)」に関する議論を踏まえ仕分け

175事務 = [基準B - 1] 都道府県や政令指定都市権限に係る事務であっても、住民に身近なものは特別区に仕分け
(権限移譲が国で議論がなされているものなど)

(例) 児童相談所・児童福祉施設 小中学校教職員人事権、研修 旅券交付 など



122事務 = [基準B - 2] 都市の一体性・統一性の観点から、通常は市町村事務だが、特例により東京都が担っている場合があることから、これを参考にしながらも、東京と同じではない大阪独自の考え方で、新たな広域自治体と特別区に仕分け

新たな広域自治体の事務(22事務)

大阪全体の都市の発展、安心・安全に関わる事務、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要なまちづくり、都市基盤整備

(例) 都市計画(都市再生特別地区等) 道路(広域交通網) 公園(広域防災拠点)
下水道 消防 など

特別区の手務(100事務)

地域のまちづくり(広域的な対応が必要なまちづくり以外のまちづくり)、住民生活に密着した都市基盤整備

(例) 都市計画(用途地域等) 市街地整備 道路(地域交通網) 公園 など



241事務 = [基準B - 3] 大阪市で特色ある取り組みがなされているものや大阪として課題のあるものは、事業の発展・継続等の観点から特別区に仕分け

(例) 保健所・保健センター 生活保護 国民健康保険

特別区に仕分けられた事務 1,676事務(87%)

{ A-1 }
1,160事務

【主な事務例(事務数)】

保育(41) 子育て支援(42)
 障がい者福祉(120) 高齢者福祉(56)
 幼稚園、小中学校の設置運営等(102)
 環境監視規制等(98) 廃棄物処理(71)(*)
 地域まちづくり等(46)
 住民票等窓口サービス(54) 地域振興・住民協働等(25)
 防災・危機管理(31)
 人事給与、税務、財政、企画、議会、行政委員会等(193)(*)

{ B-1 }
175事務

【主な事務例(事務数)】

児童相談所・児童福祉施設 (38)
 身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所 (4)(*)
 精神障がい者保健福祉手帳の交付等 (13)
 小中学校教職員人事権・研修 (24)
 公立児童福祉施設併設校 (52)
 旅券交付(1)

{ B-2 }
100事務

【主な事務例(事務数)】

都市計画
 [用途地域等](12)
 市街地整備・景観等(41)
 建築基準法関係(19)
 道路(地域交通網)(4)
 公園(3)

{ B-2 }22事務

【主な事務例(事務数)】

都市計画
 [都市再生特別地区等](8)
 道路[広域交通網](3)
 公園[広域防災拠点等](1)
 下水道(1)
 消防(4)

{ B-3 }
241事務

【主な事務例(事務数)】

生活保護(46)
 国民健康保険(2)(*)
 介護保険(20)(*)
 保健所・保健センター(172)

{ A-2 }231事務

【主な事務例(事務数)】

あいりん対策(6) 精神保健福祉センター(9)
 高等学校(28) 特別支援学校(28) 大学(1)
 成長分野の企業支援等(14) 中央卸売市場(2)
 広域的な交通基盤の整備(9) 成長戦略・グランドデザイン(7)
 港湾(9) 雇用施策(2)

新たな広域自治体に仕分けられた事務 253事務(13%)

従来どおり広域自治体が担う事務 2,128事務

上記253事務には、高等学校、大学、道路(広域交通網)など、現在も大阪府が実施しており、新たな大都市制度においても新たな広域自治体の事務とした2,128事務と重複するものも含まれる

「*」の事務は、水平連携で実施する事務を含む偏在等のある施設の管理、住民情報系システムの管理、専門性やサービス・効率性の確保が特に求められる事務については、水平連携で実施

仕分け基準ごとの内容

[仕分け基準 A] 新たな広域自治体と特別区の基本的な役割分担に基づく仕分け

[基準 A - 1] 中核市の権限に係る事務を特別区に仕分け

中核市、特例市、一般市の事務は、特別区に仕分け

(新たな広域自治体が担うべき大阪の成長や大阪全体の安心・安全に関わるものは除く)

事務数 1,929事務のうち1,160事務(60%)

1,160事務の内訳

分野(事務数)	事務の例(事務数)
1. こども(120)	・保育(41) ・子育て支援(42) ・こども・青少年(7) ・ひとり親家庭支援等(30)
2. 福祉(269)	・障がい者福祉(120) ・高齢者福祉(56) ・社会福祉・地域福祉等(93)
3. 健康・保健(25)	・狂犬病予防等(14) ・保健医療(11)
4. 教育(112)	・幼稚園、小中学校の設置運営等(102) ・生涯学習(10)
5. 環境(175)	・環境監視規制等(98) ・廃棄物処理(71) ・斎場・霊園(6)
6. 産業・市場(29)	・地域の企業支援等(15) ・地域産業の振興・規制等(大店法関係を除く)(4) ・計量(2) ・農業振興(8)
7. 都市魅力(10)	・観光・文化・スポーツ振興(地域)(10)
8. まちづくり(84)	・地域まちづくり等(46) ・地域交通等関係事務(13) ・公営住宅(3) ・多様な世帯に対する居住支援(22)
9. 都市基盤整備(0)	
10. 住民生活(112)	・住民票等窓口サービス(54) ・人権・男女共同参画等(8) ・地域振興・住民協働等(25) ・地域施設(19) ・消費者行政(6)
11. 消防・防災(31)	・防災・危機管理(31)
12. 自治体運営(193)	・人事給与、税務、財政、企画、統計、広聴広報、法務、管財、会計、議会、行政委員会等(193)

1,160事務のうち、主な事務(ポイント)

事務の名称	主な権限	分担(案)	ポイント
保育	中核市 一般市	特別区	待機児童解消の取り組みなどについて、特別区長の方針や考え方を反映し、地域の実情に応じて特色ある施策を展開
高齢者福祉	中核市 一般市 任意	特別区	住民の福祉に係る直接的な対人サービスの事務については、特別区長の方針や考え方を反映し、地域の実情に応じて特色ある施策を展開 住民に身近な特別区で実施し、よりきめ細かに対応
幼稚園、小中学校の設置運営等	一般市 任意	特別区	地域に密着した教育行政を実施し、教育内容を充実 各特別区で策定する教育振興基本計画に沿って施策を展開
環境監視規制等	中核市 特例市 一般市	特別区	地域に密着した環境汚染状況等の監視 地域の実情に応じた事業者指導等により、地域の生活環境を向上
地域の企業支援等	任意	特別区	特別区長の方針や考え方のもと、地域の特性を踏まえながら、地域の企業にきめ細かに対応
地域交通等関係事務	一般市 任意	特別区	地域住民の暮らしに身近な交通に関する事務であり、地域の実情に応じた対応が可能
住民票等窓口サービス	一般市	特別区	住民に関する登録や証明など基礎自治体の基本的な事務 特別区間で連携し、他区でも住民票の交付等が受けられるサービスを継続
防災・危機管理	一般市	特別区	地域住民の安心・安全にかかわる事務 地域の実情に応じて地域防災計画を策定し、地域住民と協力しながら危機管理体制を充実
人事委員会事務	政令指定都市 東京特別区	特別区	各特別区において人事給与制度を構築する観点から各特別区に公平委員会を設置 他方、人事委員会（一部事務組合による共同処理等）を設置し、その後、各特別区において、人事給与制度を構築することも考えられる。

[基準 A - 2] 大阪の成長や大阪全体の安心・安全に関わる事務を新たな広域自治体に仕分け
都道府県、政令指定都市の事務はもとより、中核市、特例市、一般市の事務でも、大阪の成長や
大阪全体の安心・安全に関わる事務は、新たな広域自治体に仕分け

事務数 1,929事務のうち231事務(12%)

231事務の内訳

分野(事務数)	事務の例(事務数)
1.こども(1)	・スクールカウンセラー事業等(1)
2.福祉(24)	・障がい者歯科診療センター(2) ・障がい者の競技スポーツ振興(3) ・高齢者福祉専門研修(3) ・あいりん対策(6) など
3.健康・保健(23)	・精神保健福祉センター(9) ・動物診療施設の許可・指導等(5) ・環境科学研究所(2) ・病院(1) など
4.教育(65)	・高等学校(28) ・特別支援学校(28) ・大学(1) など
5.環境(9)	・エネルギー政策(1) ・地球温暖化広域対策等(3) など
6.産業・市場(24)	・成長分野の企業支援等(14) ・融資制度(3) ・アジア太平洋トレードセンター(2) ・商工会議所(2) ・中央卸売市場(2) など
7.都市魅力(17)	・観光・文化・スポーツ振興(成長・集客等)(16) ・大学等誘致(1)
8.まちづくり(36)	・広域的な交通基盤の整備(9) ・成長戦略・グランドデザイン(7) ・港湾(9) ・地価監視(10) など
10.住民生活(19)	・市区町村との連絡調整(8) ・DV一時保護(2) ・雇用施策(2) など
12.自治体運営(13)	・地方公務員災害補償基金(1) ・財政運営(交付税・公債費)(2) ・税務(固定資産税等)(9) など

231事務のうち、主な事務(ポイント)

事務の名称	主な権限	分担(案)	ポイント
あいりん対策	任意	広域	あいりん地域は、全国各地から労働者が流入してきた経過があり、全国レベルの課題かつ大都市特有の課題として、新たな広域自治体の総合調整のもと、地域の実情に精通した特別区と連携しながら事業を実施。
精神保健福祉センター	政令指定都市	広域	大阪府と大阪市が設置している精神保健福祉センターを統合し、精神保健福祉に係る専門性を確保しながら、広域的に対応
病院	任意	広域	専門的な高度医療施設、広域的な拠点施設を確保
高等学校	任意	広域	多様な課程・学科等を設置し、専門的な教育を実施 中学校卒業生数の将来動向も見据えた、府域全体での高等学校の適正配置を実現
特別支援学校	都道府県 (地方公共団体)	広域	専門性を有する教職員を幅広く人事交流し、より専門性の高い教育を実施 府域全体の配置状況を踏まえ、柔軟に通学区域を設定し、在籍児童・生徒の増加に適切に対応
大学(大阪市立大学)	任意	広域	国内外での競争に打ち勝ち、大阪の成長や発展に寄与
成長分野の企業支援等	任意	広域	大阪全体を俯瞰し、大阪の成長に向けて戦略的・統一的に実施
観光・文化・スポーツ振興 (成長・集客等)	任意	広域	大阪全体の統一的な戦略のもと、都市魅力を向上させ、内外から人を呼び込む
広域的な交通基盤の整備	政令指定都市 任意	広域	広域的な交通基盤の整備(鉄道ネットワーク、高速道路ネットワーク等)に関わる検討等について、大阪の成長、都市づくりの一体性を確保
成長戦略・グランドデザイン	任意	広域	大阪全体の統一的な戦略のもと、都市づくりを推進し、大阪全体の成長、発展につなげる

〔仕分け基準 B〕新たな広域自治体と特別区の役割分担について論点のある 5 2 8 事務については、第 3 回～第 5 回の特別区設置協議会における「事務分担（主な論点）」に関する議論を踏まえ仕分け

〔基準 B - 1〕都道府県や政令指定都市の権限に係る事務であっても、住民に身近なものは特別区に仕分け
国で都道府県等からの権限移譲が議論されているものや大阪府において府内中核市へ権限移譲を進めているものなどは、都道府県・政令指定都市の事務であっても、特別区に仕分け

事務数 1,929 事務のうち 175 事務（9%）

「事務分担（主な論点）」に係る考え方

住民に身近な事務で権限移譲などについて国で議論がなされているもの		協議会での議論	事務分担（案）の考え方
中核市への権限移譲の議論 （現在は政令指定都市権限）	児童相談所	住民に身近な事務は特別区 施設所管は事務権限と一致	都道府県・政令指定都市事務であっても、中核市への権限移譲が国で議論されているなど住民に身近な事務については、国に先駆けて特別区に仕分け 児童相談所を特別区に仕分けするにあわせ、児童福祉施設の所管も特別区に仕分け
教職員人事権の中核市への権限移譲の議論（現在は政令指定都市権限）	義務教育 （小中学校）		なお、一時保護所については、移行当初は共同設置。ただし、児童相談所と一時保護所の一体運営という方法も考えられる。 児童福祉施設に併設する小中学校については特別区に仕分け 教職員人事権を特別区に仕分けするのに関連し、教職員の給与負担、定数の決定、学級編制基準の決定等の権限についても、今後国の動向を踏まえ対応

175事務の内訳

分野(事務数)	事務の例(事務数)	事務数には、当該都道府県・政令指定都市権限の関連事務を含む。
1. こども(38)	・児童相談所・児童福祉施設(38)	
2. 福祉(18)	・身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所(4) ・発達障がい者支援(4) ・障がい児施設認可等(10)	
3. 健康・保健(28)	・精神障がい者保健福祉手帳の交付等(13) ・病院開設許可・指導事務等(11) ・野生鳥獣関係(4)	
4. 教育(82)	・小中学校教職員人事権・研修(24) ・公立児童福祉施設併設校(52) ・文化財保護(6)	
5. 環境(3)	・地盤沈下規制指導等(3)	
6. 産業・市場(4)	・大規模小売店舗立地関係(3) ・農地転用許可等(1)	
10. 住民生活(2)	・旅券交付(1) ・食品表示適正化推進事業(JAS法)(1)	

175事務のうち、主な事務(ポイント)

事務の名称	主な権限	分担案	ポイント
身体障がい者更生相談所 知的障がい者更生相談所	政令指定都市	特別区 (共同設置)	他の障がい者福祉施策と一体的に地域の実情を踏まえながら実施 機関の共同設置により実施することで、高度な専門性を確保
発達障がい者支援	政令指定都市	特別区	他の障がい者福祉施策と一体的に地域の実情を踏まえながら実施 身近な特別区が住民からの相談に対応し、住民を支援
精神障がい者保健福祉手帳の交付等	政令指定都市 保健所設置市 一般市	特別区	他の障がい者福祉施策と一体的に地域の実情を踏まえながら実施
小中学校教職員人事権・研修	政令指定都市 中核市	特別区	教職員の給与負担、定数の決定、学級編制基準の決定等の権限については、今後国の動向を踏まえ対応
文化財保護	都道府県 政令指定都市	特別区	地域振興等の施策と一体的・効果的に施策展開
旅券(パスポート)交付	都道府県	特別区	旅券発給にかかる申請受理・交付業務などの窓口業務を実施し、 住民の利便性を確保

[基準 B - 2] 都市の一体性・統一性の観点から、通常は市町村事務だが、特例により東京都が担っている場合があることから、これを参考にしながらも、東京と同じではない大阪独自の考え方で、新たな広域自治体と特別区に仕分け

(ア) 大阪全体の都市の発展、安心・安全に関わる事務、大阪全体の視点で統一的・広域的な対応が必要なまちづくり、都市基盤整備は、新たな広域自治体に仕分け

事務数 1,929事務のうち22事務(1%)

(イ) 地域のまちづくり(広域的な対応が必要なまちづくり以外のまちづくり)、住民生活に密着した都市基盤整備は特別区に仕分け

事務数 1,929事務のうち100事務(5%)

「事務分担(主な論点)」に係る考え方

通常は市町村事務だが、特例により東京特別区でなく東京都が担っているもの		協議会での議論	事務分担(案)の考え方
都市としての一体性・統一性を確保する観点から、東京都が一体的に処理	都市計画	成長・安全などに関わり、一体性・統一性が必要なものは広域 身近なまちづくりは特別区	広域インフラや成長に資するまちづくりに関わる都市計画、下水道、消防などは新たな広域自治体に仕分け 住民・地域に身近なまちづくりなどの事務は特別区に仕分け
	下水道		
	消 防		

新たな広域自治体に仕分けした22事務の内訳

分野(事務数)	事務の例(事務数)
8.まちづくり(8)	・都市計画(都市再生特別地区等)(8)
9.都市基盤整備(6)	・道路(広域交通網)(3) ・河川管理(一級河川)(1) ・公園(広域防災拠点等)(1) ・下水道(1)
11.消防・防災(8)	・消防(4) ・防災・危機管理(4)

特別区に仕分けした100事務の内訳

分野(事務数)	事務の例(事務数)
8.まちづくり(86)	・都市計画(用途地域等)(12) ・市街地整備・景観等(41) ・建築基準法関係(19) ・開発指導等(14)
9.都市基盤整備(14)	・道路(地域交通網)(4) ・河川表面管理等(7) ・公園(3)

新たな広域自治体と特別区の役割分担

事務の名称	新たな広域自治体	特別区
都市計画	都市計画区域マスタープラン、都市再開発方針等の策定、自動車専用道路等の広域インフラに係る都市計画の決定、都市再生特別地区の決定等については、都市としての一体性を確保しながら、成長に資する都市づくりを実施	地区計画、用途地域、特定街区、再開発等促進区の決定等については、地域の実情を踏まえきめ細かに施策を展開しながら、地域に身近なまちづくりを実施
道 路	下記の基準に適合する道路は新たな広域自治体が所管し、大阪の経済・産業戦略を支え、防災上必要な広域ネットワークを形成 【基準】4車線以上かつ ~ のいずれかを満たす路線 府域内の地域間の連絡 都心(都市核)、地域核間の連絡 広域交流拠点、国土軸との連絡 隣接府県の主要都市との連絡 都市への交通集中の分散(環状道路) 広域的防災に資する道路	左記以外の住民生活に身近な道路は、特別区が地域の実情に応じて対応
河 川	河川の治水機能については、広域的に一元管理することで、大阪全体の安心・安全、都市づくりの一体性を確保	地域の状況にあわせた河川の利活用を図り、まちづくり(にぎわいづくり等)との一体性を確保するため、河川の日常的な表面管理等を実施
公 園	規模が大きく、災害時における後方支援活動拠点としての機能を有する公園については、新たな広域自治体が所管し、大阪全体の安心・安全、都市づくりの一体性を確保	住民に身近な公園は地域の特性を踏まえながら維持管理

[基準 B - 3] 大阪市で特色ある取り組みがなされているものや大阪として課題のあるものは、特別区に仕分け
大阪市の取り組みを引き続き活かすため、特別区に仕分け（一部事務組合での実施も含む。）

事務数 1,929事務のうち241事務（12%）

「事務分担(主な論点)」に係る考え方

大阪市で特色ある取り組みがなされているものや、大阪として課題のあるもの	協議会での議論	事務分担（案）の考え方
保健所・保健センタ -	身近なサービスは特別区で総合的に実施	<p>大阪市の取り組みを引き続き活かすため、特別区に仕分け</p> <p>国民健康保険については、広域化が実現するまでの間は、一部事務組合で実施</p>
国民健康保険	財政安定化等のため広域化（一部事務組合）	
生活保護	身近なサービスは特別区で総合的に実施	

241事務の内訳

分野(事務数)	事務の例(事務数)
2.福祉(69)	・生活保護(46) ・心身障がい者リハビリテーションセンター(1) ・国民健康保険(2) ・介護保険(20)
3.健康・保健(172)	・保健所・保健センター(172)

241事務のうち、主な事務(ポイント)

事務の名称	主な権限	分担案	ポイント
心身障がい者リハビリテーションセンター	政令指定都市 一般市 任意	特別区 (共同設置) (一部事務組合)	心身障がい者リハビリテーションセンターを構成する身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、更生療育センター等が連携して総合的にサービスを提供
介護保険	一般市	特別区 (一部事務組合)	大阪府域において広域化等を検討中 現行の保険財政規模の確保や保険料のばらつきを生じさせないことなどに配慮して、当面は特別区の一部事務組合で実施

4 特別区において支所等を設置して実施する事務（現在の24区役所の事務の仕分け）

現在の24区役所で実施している228事務について

企画部門や内部事務については特別区の区役所に集約し、現在の本庁業務とあわせて効率的・効果的に実施
窓口サービスについては支所等で実施し、住民の利便性を確保

分野	支所等の事務(161)	区役所の事務(67)
1. こども(10)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の入所手続、保育料賦課徴収(1) ・子育て支援(相談、児童手当の受付等)(3) ・ひとり親家庭の支援(生活支援サービスの受付等)(6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の徴収金の決定(2) ・母子生活支援施設等の入所・徴収金の決定(4) ・家庭的保育事業等(2) ・児童委員の指揮監督等(7)
2. 福祉(59)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護相談・申請等(8) ・地域福祉等窓口業務(成年後見制度利用支援等)(6) ・障がい者福祉窓口業務 (身体障がい者手帳・療育手帳の申請、自立支援給付等)(26) ・高齢者福祉窓口業務(敬老優待乗車証交付等)(11) ・国民健康保険、介護保険、国民年金等の届出等(8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に係る職員研修等(7) ・地域福祉等(民生委員の指導監督等)(9) ・障がい者福祉(事業者に対する給付費の支払い等)(4) ・高齢者福祉(地域包括支援センター運営協議会等)(2) ・システムの管理等内部事務(3)
3. 健康・保健(76)	<ul style="list-style-type: none"> ・健診、予防接種、相談、医療費助成等(40) ・食品・環境衛生関係相談、医療関係届出等(25) ・狂犬病予防・動物愛護等(4) ・精神障がい者保健福祉手帳の申請等(7) 	
4. 教育(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・就学事務(1) 	
8. まちづくり		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物(簡易広告物等)の許可(2)
10. 住民生活(14)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票等窓口サービス(12) ・DV対策等窓口相談(2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居表示、人口動態調査票の作成等(4) ・地域振興(3) ・地域防犯対策(1)
11. 消防・防災		<ul style="list-style-type: none"> ・防災(6)
12. 自治体運営(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・税関係証明書の発行、税収納(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査(1) ・選挙(10)

5 特別区の水平連携で実施する事務

(1) 施設の管理

全473施設のうち、66施設を一部事務組合が保有・管理（21施設は新たな広域自治体、359施設は各特別区に仕分け）
 現在大阪市が保有している施設については、新たな事務分担(案)に基づき、新たな広域自治体と特別区に仕分けすることが原則
 施設の偏在等や移行時の機能維持のため、特別区単独で保有しがたい場合は一部事務組合で保有・管理

分担案	区分	施設	施設数 ()は種別	
新たな 広域自治体	・新たな広域自治体への事務事業の移管に伴うもの ・新たな広域自治体において一元的に担う必要があるもの	こころの健康センター、インテックス大阪、産業創造館、 アジア太平洋トレードセンター、中央公会堂、阿倍野防災センター、 消防航空隊基地 など	(21) 21	
一部事務組合	(1) 法令事務等の実施に伴う施設 法令事務等を実施する上で施設の偏在や、専門職の確保が困難なため、特別区の水平連携により施設を管理運営する必要があるもの	児童自立支援施設(阿武山学園)、 情緒障がい児短期治療施設(児童院・弘済のぞみ園)、 児童養護施設(弘済みらい園・長谷川羽曳野学園・入舟寮)、 母子生活支援施設(さくら園)、母子福祉施設(愛光会館)、 生活保護施設(救護・更生)、心身障がい者リハビリテーションセンター、 障がい児入所施設(敷津浦学園)、児童発達支援センター(こども園)、 ホームレス自立支援センター、 障がい者就労支援施設(千里作業指導所)、 特別養護老人ホーム(大畑山苑)、高齢者福祉施設・病院(弘済院)、 急病診療所(中央・休日)、動物管理センター、斎場・霊園	(21) 45	
	(2) 市民利用施設等 本来、各特別区でサービスのあり方が検討されるものであるが、新たな大都市制度への移行時においては、当面、機能維持の観点から水平連携により施設を管理運営する必要があるもの	信太山青少年野外活動センター、長居ユースホステル、青少年センター、 こども文化センター、障がい者スポーツセンター、 総合生涯学習センター・市民学習センター、キッズプラザ大阪、 中央図書館、中央体育館、大阪プール、靱テニスセンター、クレオ大阪	(12) 21	一定期間経過後、施設の保有のあり方について特別区間で協議
各特別区	・各特別区に施設が所在 ・施設の偏在があっても、上記 (1) (2)に該当しないもの	老人福祉センター、長谷川・弘済小中、明治小分校、クラフトパーク、 各区スポーツセンター、屋内プール、区役所附設会館 など	(53) 359	
-	廃止等 新たな大都市制度移行時まで廃止されるもの等	ゆとり健康創造館、なにわの海の時空館、市民交流センター など	(18) 27	
合 計			(125) 473	

(2) 情報システムの管理

全150システムのうち7システムを一部事務組合が保有・管理

事務の執行に必要な情報システムについては、各特別区で保有・管理することが原則

ただし、新たな大都市制度移行時においては、住民生活に密接に関連する住民情報系7システムに限り、一部事務組合で保有・管理

住民情報系7システムは、各特別区で再構築した場合、多額の費用や期間を要することから、共通システムとして共有。

住民情報系7システム

住民基本台帳等システム、戸籍情報システム、税務事務システム、総合福祉システム、国民健康保険等システム、介護保険システム、統合基盤・ネットワークシステム(下記150システムのうち下線部)

大阪市における情報システムの現況(H24年度)

全体 150システム

市民への情報提供を 目的とするシステム

- ・大阪市ホームページ
(パソコン向け、携帯電話向け)
- ・スポーツ情報施設利用システム
- ・図書館情報提供システム
- ・生涯学習情報提供システム
- ・電子申請システム
- ・電子調達システム

等

【23システム】

市民の情報を扱う システム

- ・住民基本台帳等システム
- ・戸籍情報システム
- ・税務事務システム
- ・総合福祉システム
- ・国民健康保険等システム
- ・介護保険システム

等

【40システム】

内部事務処理用の システム

- ・財務会計システム
- ・文書管理システム
- ・職員情報システム
- ・勤務情報システム
- ・通信ネットワークシステム
- ・被災者支援システム
- ・統合基盤・ネットワークシステム

等

【39システム】

まちづくりを 支援するシステム

- ・危機管理情報システム
- ・道路橋りょう総合管理システム
- ・下水道総合情報システム
- ・建築行政支援システム
- ・環境データ処理システム
- ・消防情報システム
- ・統合型GIS

等

【48システム】

(3) 事務の執行

特別区に仕分けられた事務は、各特別区で実施することが原則
ただし、専門性の確保や、サービス・効率性の確保が特に求められるものについては、一部事務組合など
水平連携で実施

(ア) 一部事務組合で実施する事務

国民健康保険事業、介護保険事業

一部事務組合は、特別区とは別の法人格を有する特別地方公共団体。
一部事務組合で共同処理するとされた事務は、特別区の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる。

(イ) 機関（委員）の共同設置で実施する事務

児童相談所一時保護所（各特別区に権限を残しながら、移行当初は共同で事務を実施）
身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所（各特別区に権限を残しながら、共同で事務を実施）
監査委員及びその事務局（専門性、独立性を高めるため、共同で設置）

特別区の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を共同して設置する制度。
共同設置した機関等が行った事務執行の効果は、各特別区自身が行ったのと同様、各特別区に帰属する。

特別区が設置する新たな一部事務組合の組織イメージ

組合議会

組合管理者

（または
特別区長等による理事会）

事業部門

国民健康保険事業(特別会計)、介護保険事業(特別会計)

システム管理部門

住民情報系7システム(住基、戸籍、税務、総合福祉、国保、介護保険、統合基盤・ネットワークシステム)の共同管理

施設管理部門

<福祉施設>

(直営)：児童自立支援施設(阿武山学園)、児童養護施設(長谷川羽曳野学園)、ホームレス自立支援センター[委託]、高齢者福祉施設・病院(弘済院)[一部指定管理]
 (指定管理)：情緒障がい児短期治療施設(児童院・弘済のぞみ園)、児童養護施設(弘済みらい園・入舟寮)、母子生活支援施設(さくら園)、母子福祉施設(愛光会館)、生活保護施設(救護・更生)、心身障がい者リハビリテーションセンター、障がい児入所施設(敷津浦学園)、児童発達支援センター(こども園)、障がい者就労支援施設(千里作業指導所)、特別養護老人ホーム(大畑山苑)

<市民利用施設>

(直営)：中央図書館
 (指定管理)：信太山青少年野外活動センター、長居ユースホステル、青少年センター、こども文化センター、障がい者スポーツセンター、総合生涯学習センター・市民学習センター、中央体育館、大阪プール、韃靼テニスセンター、クレオ大阪
 (その他)：キッズプラザ大阪

<その他>

急病診療所(中央・休日)、動物管理センター、斎場・霊園

既に大阪市が周辺市町村と一部事務組合(又は広域連合)を設置して実施している事務については、引き続き、当該一部事務組合等で実施
 (水防事務) 淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合
 (後期高齢者医療事業) 大阪府後期高齢者医療広域連合

今後、大阪市が周辺市と一部事務組合を設置して実施する予定の事務については、当該一部事務組合で実施
 (一般廃棄物処理(処理処分)) 大阪市、八尾市、松原市が設置予定の一部事務組合

6 事務分担（案）総括表（参考）

	法令事務(1)						任意事務 (5)	合計
	政令指定 都市 権限	中核市・ 特例市 権限 (2)	一般市 権限 (3)	都道府県 権限	その他 権限 (4)	小計		
特別区に仕分け	74	242	573	29	30	948	728	1,676
うち一部事務組合等	4	3	35	0	0	42	52	94
新たな広域自治体に仕分け	52	1	32	34	12	131	122	253
合 計	126	243	605	63	42	1,079	850	1,929

- 1 「法令事務」には、法令に基づく事務のほか国の要綱に基づく事務が含まれる。
- 2 「中核市・特例市権限」には、保健所設置市権限が含まれる。
- 3 「一般市権限」には、どの地方公共団体でも実施できる権限（公営住宅、公園、行政委員会等）が含まれる。
- 4 「その他権限」には、特定行政庁（建築主事を置く市町村等の長）、港湾管理者などが含まれる。
- 5 任意事務については、法定権限との関連性等を踏まえ配分。

新たな広域自治体に仕分けられた事務

[全1,929事務のうち253事務(13%)]

特別区に仕分けられた事務

[全1,929事務のうち1,676事務(87%)]

分野(事務数)	事務の例(事務数)
1. こども(1)	・スクールカウンセラー事業等(1)
2. 福祉(24)	・障がい者歯科診療センター(2) ・障がい者の競技スポーツ振興(3) ・高齢者福祉専門研修(3) ・あいりん対策(6) など
3. 健康・保健(23)	・精神保健福祉センター(9) ・動物診療施設の許可・指導等(5) ・環境科学研究所(2) ・病院(1) など
4. 教育(65)	・高等学校(28) ・特別支援学校(28) ・大学(1) など
5. 環境(9)	・エネルギー政策(1) ・地球温暖化広域対策等(3) など

分野(事務数)	事務の例(事務数)
1. こども(158)	・児童相談所・児童福祉施設(38) ・保育(41) ・子育て支援(42) ・こども・青少年(7) ・ひとり親家庭支援等(30)
2. 福祉(356)	・障がい者福祉(120) ・身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所(4) ・心身障がい者リハビリテーションセンター(1) ・発達障がい者支援(4) ・障がい児施設認可等(10) ・高齢者福祉(56) ・介護保険(20) ・国民健康保険(2) ・生活保護(46) ・社会福祉・地域福祉等(93)
3. 健康・保健(225)	・保健所・保健センター(183) ・精神障がい者保健福祉手帳の交付等(13) ・狂犬病予防・動物愛護等(18) ・保健医療(11)
4. 教育(194)	・幼稚園、小中学校の設置運営等(102) ・小中学校教職員人事権・研修(24) ・公立児童福祉施設併設校(52) ・文化財保護(6) ・生涯学習(10)
5. 環境(178)	・環境監視規制等(101) ・廃棄物処理(71) ・斎場・霊園(6)

分野(事務数)	事務の例(事務数)
6.産業・市場(24)	・成長分野の企業支援等(14) ・融資制度(3) ・アジア太平洋トレードセンター(2) ・商工会議所(2) ・中央卸売市場(2) など
7.都市魅力(17)	・観光・文化・スポーツ振興(成長・集客等)(16) ・大学等誘致(1)
8.まちづくり(44)	・都市計画(都市再生特別地区等)(8) ・広域的な交通基盤の整備(9) ・成長戦略・グランドデザイン(7) ・港湾(9) ・地価監視(10) など
9.都市基盤整備(6)	・道路(広域交通網)(3) ・河川管理(一級河川)(1) ・公園(広域防災拠点等)(1) ・下水道(1)
10.住民生活(19)	・市区町村との連絡調整(8) ・DV一時保護(2) ・雇用施策(2) など
11.消防・防災(8)	・消防(4) ・防災・危機管理(4)
12.自治体運営(13)	・地方公務員災害補償基金(1) ・財政運営(交付税・公債費)(2) ・税務(固定資産税等)(9) など

分野(事務数)	事務の例(事務数)
6.産業・市場(33)	・地域の企業支援等(15) ・大規模小売店舗立地関係(3) ・地域産業の振興・規制等(大店法関係を除く)(4) ・計量(2) ・農業振興(9)
7.都市魅力(10)	・観光・文化・スポーツ振興(地域)(10)
8.まちづくり(170)	・都市計画(用途地域等)(12) ・市街地整備・景観等(41) ・建築基準法関係(19) ・開発指導等(14) ・地域まちづくり等(46) ・地域交通等関係事務(13) ・公営住宅(3) ・多様な世帯に対する居住支援(22)
9.都市基盤整備(14)	・道路(地域交通網)(4) ・河川表面管理等(7) ・公園(3)
10.住民生活(114)	・住民票等窓口サービス(54) ・人権・男女共同参画等(8) ・地域振興・住民協働等(25) ・地域施設(19) ・消費者行政(7) ・旅券交付(1)
11.消防・防災(31)	・防災・危機管理(31)
12.自治体運営(193)	・人事給与、税務、財政、企画、統計、広聴広報、 法務、管財、会計、議会、行政委員会等(193)

2. 職員体制(案)

【試案4(5区 北区・中央区合体)】

目 次

1	基本的な考え方	え職 - 1
2	新たな事務分担(案)に応じた移管事務イメージ	え職 - 3
3	人員配置案	え職 - 6
4	職員体制イメージ	え職 - 15
5	一部事務組合の職員体制	え職 - 23
6	人員配置における課題	え職 - 25
	参考資料	え職 - 28

配置数案の検討にあたって

- ・職員数は、他都市等と比較を行う必要があるため、総務省が例年実施している地方公共団体定員管理調査の直近の数値(H24年度)を基本的に使用
- ・人口は、同様の理由から直近の国勢調査(H22年)の数字を基本としており、将来推計は反映していない
いずれも今後の議論を踏まえ、さらに精査予定

1 基本的な考え方

大阪府市を再編 新たな大都市制度を実現

『**広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確化**』
“**新たな広域自治体**”に広域機能を一元化
住民自治機能が充実した住民に身近な“特別区”を設置
(特別区は中核市並みの権限を基本)

それぞれの機能をフルに
発揮できる
最適なサービス提供体制
を構築

知事・市長部局等

- “**事務分担に応じた最適な職員体制を構築**”
- ・新たな広域自治体：全国トップクラスのスリムな職員体制
 - ・特別区：地域の実情にあったコストパフォーマンスの高い職員体制
- 最小のコストで最大の効果を目指す

公営企業部門等

- “**住民にとって最適な運営形態を選択**”
- ・民営化
 - ・新たな広域自治体への一元化
 - ・統合
- など

考えられる手法

< 考え方 >

現行の人員配置をベースとして、新たな事務分担（案）に応じて、新たな広域自治体と特別区の職員体制を整備

< 考え方 >

特別区は中核市並みの権限を担うことから、中核市の職員体制をモデルとしてスリムで効率的な職員体制を構築

< 考え方 > を採用

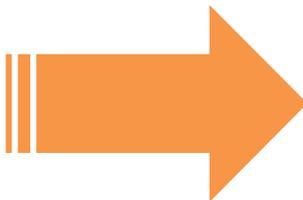
<なぜ中核市モデルか>

特別区については、なぜ中核市をモデルに職員体制を整備するのか

(1) 現行の配置基準を前提にするのではなく、ゼロベースからあるべき職員体制を検討

(2) 特別区が担う事務は中核市並みの権限が基本
あわせて、中核市を上回る権限についても、住民に身近なものは特別区が担う
これに必要な人員は反映

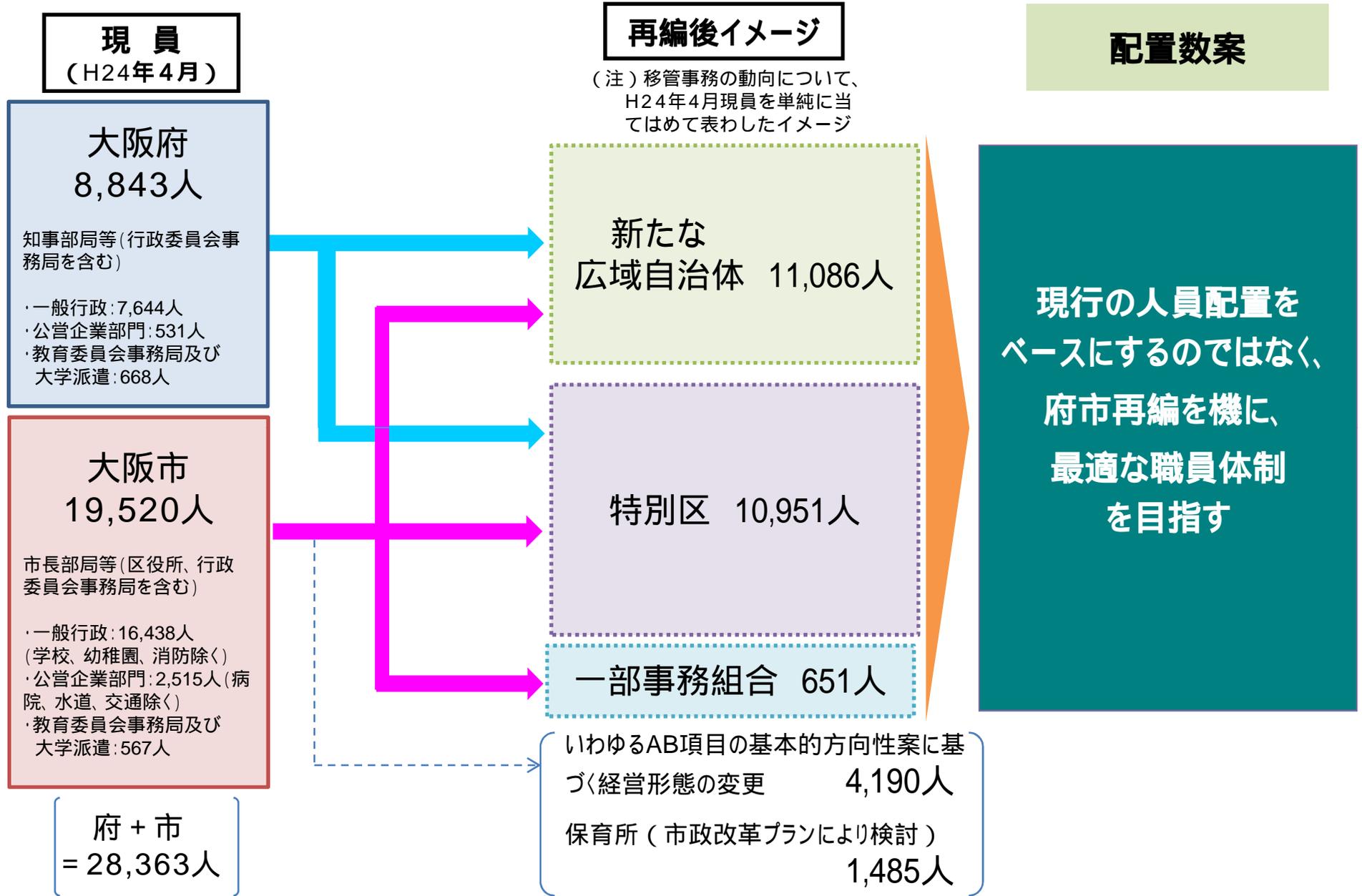
(3) 実際に中核市では地域の実情にあわせて職員体制を整備して、日常の行政運営を行っている



大阪都市圏にあり、人口規模や人口密度が高く、特別区に類似している近隣中核市5市(豊中、高槻、東大阪、尼崎、西宮)を選定

この5市平均をもとにモデルとなる特別区の職員体制を設定。それに必要な要素を反映して新たな特別区の職員体制を提示

2 新たな事務分担（案）に応じた移管事務イメージ



主な移管事務

移管の方向	事務数	人数	主な事務
大阪市 新たな広域 自治体	243事務	2,301人	港湾 626人 大学 325人 公園(広域防災拠点等) 161人 観光・文化・スポーツ振興(成長・集客等) 124人 環境科学研究所 80人 高等学校 26人 その他 110人 税務(固定資産税等) 452人 中央卸売市場 193人 道路(広域交通網) 141人 成長分野の企業支援等 45人 府費負担教職員の給与などの支給 18人
大阪府 特別区	12事務	58人	河川表面管理等 33人 食品表示適正化推進事業(JAS法) 2人 公営住宅 16人 公園事業 2人 旅券交付 5人
大阪市 特別区	1,578事務	10,893人	生活保護 1,466人 教育委員会事務局 595人 その他、高齢者福祉、防災・危機管理など中核市権限事務 保健所・保健センター 1,140人 児童相談所 151人
大阪市 一部事務組合	78事務	651人	福祉施設管理 232人 国民健康保険・介護保険 146人 住民情報系7システム 54人 市民利用施設管理 89人 斎場・霊園 61人 動物管理センター 19人 総務部門 50人
経営形態の 変更等	9事務	4,190人 1,485人	一般廃棄物 2,705人 下水道 1,485人 保育所(市政改革プランにより検討)

(注)上記の人数は、新たな事務分担(案)による従事人員数等を基にしたものであり、今後の精査により変動する

3 人員配置案

(1) 人員配置総括表

【現員 H24年度】

大阪府	8,843人
大阪市	19,520人
現本庁	14,608人
現区役所	4,912人

合計
(+) 28,363人

府市職員数
総計 29,898人
(+ +)
小中学校技能労務

【H27年度】

新たな 広域自治体	10,807人
特別区 計	11,039人
A区	2,055人
B区	2,002人
C区	1,829人
D区	2,530人
E区	2,623人
一部事務 組合	651人

合計
(+ +) 22,497人

(経営形態の変更 4,190人)
(保育所(市政改革プランにより検討) 1,485人)

総計 29,599人
(H24年度比 299)

配置数案 (標準)

9,811人
9,789人
1,822人
1,775人
1,622人
2,244人
2,326人
431人

20,031人
(H24年度比 2,657)
経営形態の変更、
保育所を除く

総計 26,359人
(H24年度比 3,539)

裁量範囲

9,810人
9,080~10,310人 【標準との差】 710 ~ +520
1,680~1,930人
1,650~1,870人
1,490~1,720人
2,080~2,360人
2,180~2,430人

(範囲の考え方)
近隣中核市5市の人口10万当たり職員数において、5市平均と上位・下位の各2市平均との差を基に範囲を設定

総計 25,650 ~ 26,880人
(H24年度比 4,248 ~ 3,018)

(2) 新たな広域自治体の人員配置

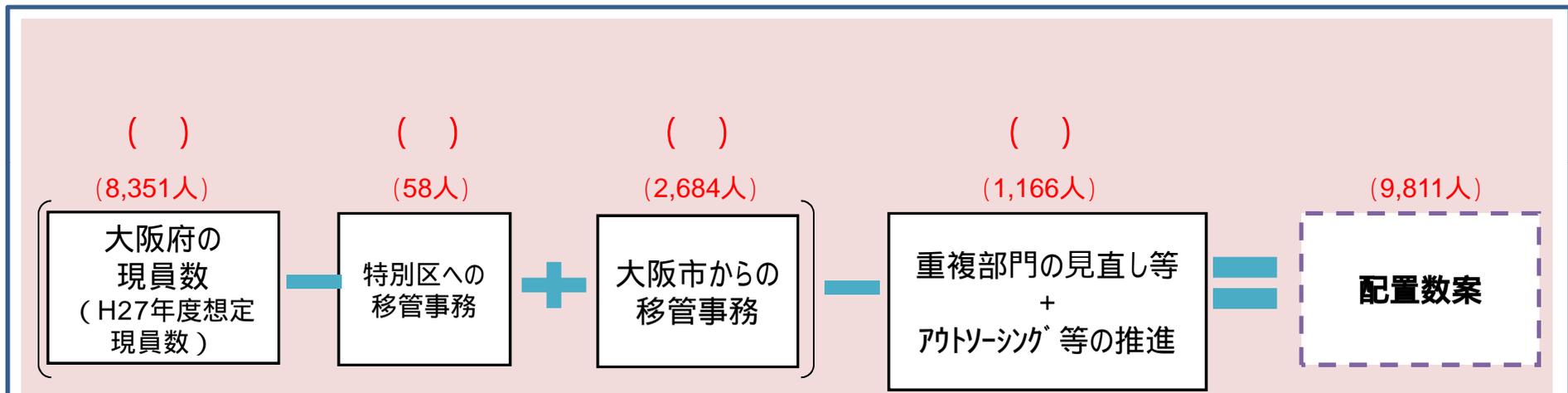
【基本的な考え方】

全国トップクラスのスリムな職員体制を目指して効率化を推進

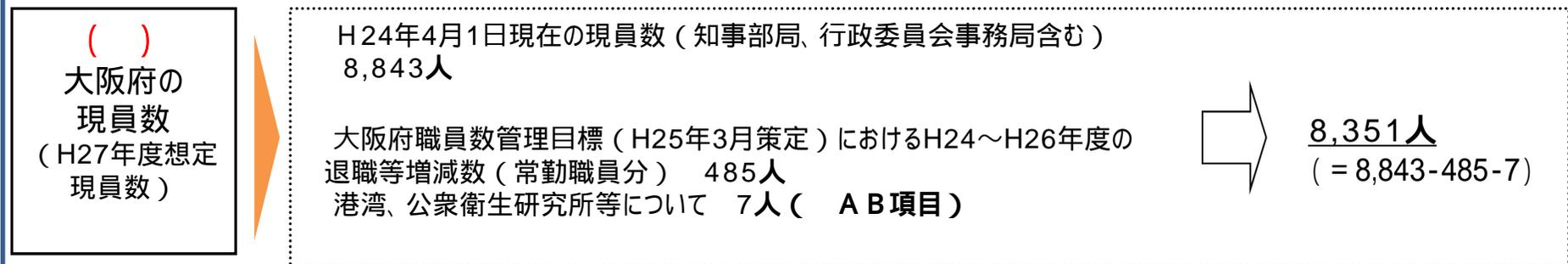
H22年度からH30年度における大阪府の現行の職員数管理目標を踏まえ、配置数案を試算

ただし消防については、大阪全体の安心・安全の観点から現行配置数を踏まえ、適正な人員数を確保

配置数案の試算方法



(試算の考え方)



()
特別区への
移管事務

新たな事務分担（案）に基づき、大阪府から特別区に移管する事務の
従事人員数

⇒ 58人

()
大阪市
からの
移管事務

新たな事務分担（案）に基づき、大阪市から広域自治体に移管する事務の
従事人員数

- ・知事部局等における移管従事人員数（2,301人）
但し、港湾、市場、環境科学研究所等については78人削減（ A B項目）
- ・下水道事業にかかる移管従事人員数（1,485人）
但し下水道事業は、再編当初に、上下分離方式により新組織へ1,024人移管

⇒ 2,684人
= (2,301-78) + (1,485-1,024)
= 2,223 + 461

()
重複部門
の見直し等
+
アウトソーシ
ング等
による
今後減

大阪府の現行の取り組みを踏まえ、10年間程度で効率化を進めるとともに、将来に向かってアウトソーシングを推進

新たな広域自治体への移管人員2,626人について以下の対応（ () 2,684人 - () 58人 = 2,626人）

アウトソーシングによる見直し（593人）

・技能労務関係についてアウトソーシングにより見直しを推進
206人（～H37年度） 387人（H38年度～最終） 合計 593人…

重複部門の見直し等（1,650人）

・現行の大阪府の削減計画を参考に目標を設定（1.6%/年）するなどにより、10年間効率化を推進
286人…

のうち管理部門を中心に重複部分を再編当初に効率化 170人

独立行政法人化等（383人）

・大学、環境科学研究所等は独立行政法人化等のため効率化の対象とせず別途議論
但し、環境科学研究所については、A B項目での削減を計上

移管人員以外の大阪府の現員への対応

大阪府の現行の職員数管理目標の適用

・再編時（H27年度）からH30年度までの大阪府職員数管理目標を適用して削減 285人…

⇒ + + = 1,164人

*なお、上記の数値は、いずれもH24年度の大阪市調査を基に試算したものであり、今後の精査により変動する

H27年度再編当初
10,807人

609

H37年度当初
10,198人

387

配置数案

9,811人

() - () + () - のうち
当初分
(8,351人) (58人) (2,684人) (170人)

・アウトソーシング206人
・重複部分286人 - 170人
・現行目標285人（既存分）
・環境科学研究所（A B項目）2人

・アウトソーシング
387人

(3) 特別区の人員配置

中核市並みを基本とする特別区を新たに設置するため、人口規模や人口密度が高く特別区に類似している近隣中核市5市（豊中、高槻、東大阪、尼崎、西宮）（平均人口438,524人）の人口10万当たり職員数の平均をベースとして配置数案を検討

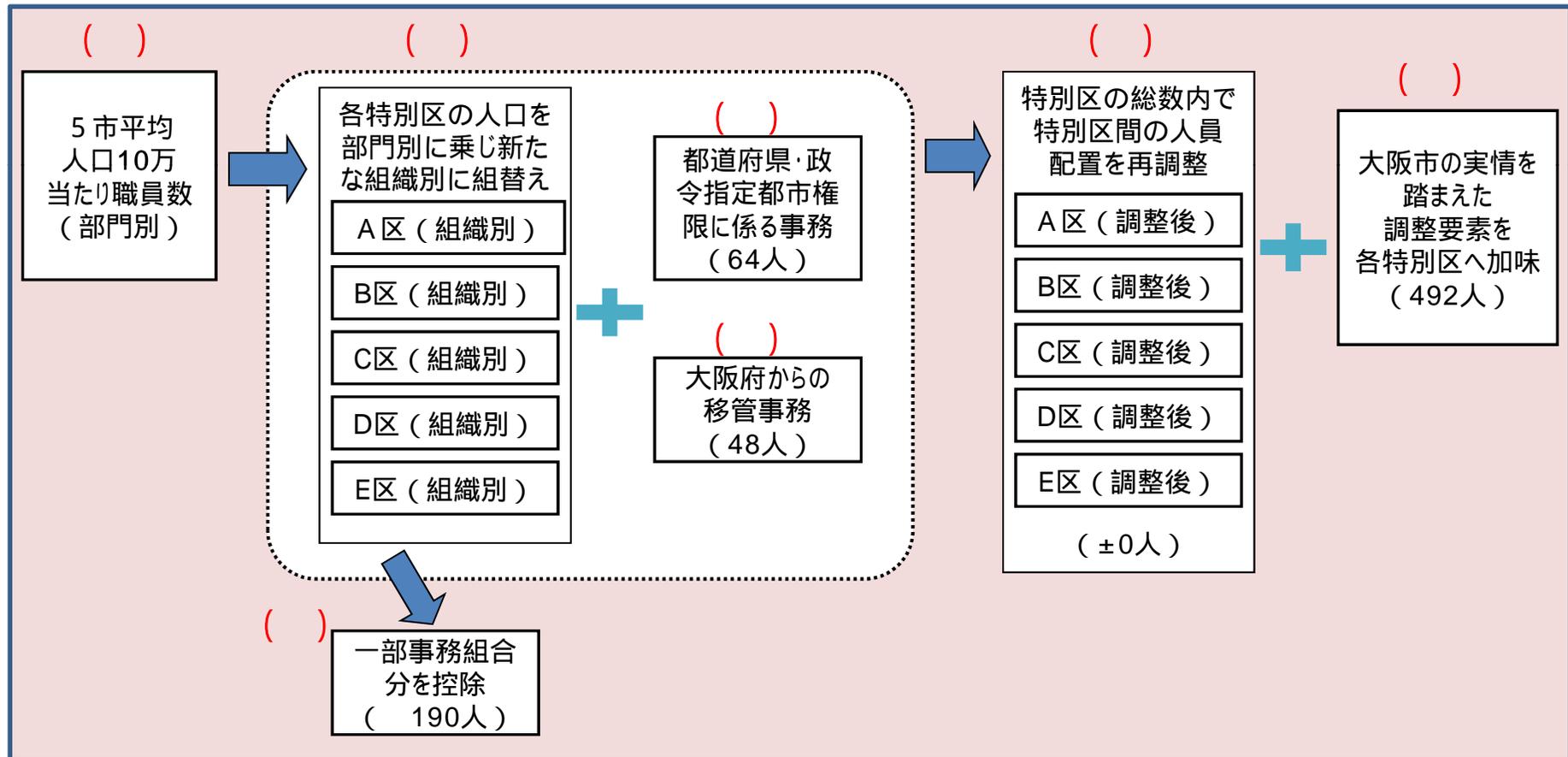
5市平均に、各区の人口を部門別に乘じ新たな組織別へ再編

特別区で実施することとなる、中核市権限を上回る事務及び大阪府からの移管事務を追加

その上で、特別区全体の総数内で組織ごとの65歳以上人口などの指標を用いて、特別区間の再調整を実施

さらに、生活保護など的大阪市の特性や、一部の特別区で実施する事務など、実情を踏まえた要素を反映

配置数案の試算方法



(試算の考え方)

- () 5市平均人口10万当たり職員数(部門別)
 - ・人口規模や人口密度が高く特別区に類似している近隣中核市5市を抽出
 - ・行政部門ごとの人口10万当たり5市平均職員数を算出
(人口及び総務省のH24年定員管理調査による職員数)
- () 各特別区の人口を部門別に乘じ、新たな組織別に組替え
 - ・上記5市平均の部門別数値に各特別区の人口を乗じた上で、新たな組織別に組替え
〔5市平均ベース〕
(定員管理調査上の最も小さな部門ごとに算出)
- () 都道府県・政令指定都市権限に係る事務
 - ・特別区は、現行の中核市が担っている権限以上の事務を担うため、上記5市に含まれていない、都道府県権限、政令指定都市権限による事務に伴う人員数を加味
 - <都道府県権限>文化財保護、環境監視規制 など
 - <政令指定都市権限>身体障がい者更生相談所、特定非営利活動促進事務(認定事務除く) など
- () 大阪府からの移管事務
 - ・新たな事務分担(案)により特別区が担うべき事務として、大阪府から移管される事務について加算
旅券交付、河川表面管理、公営住宅 など
- () 一部事務組合分を控除
 - ・一部事務組合への移管については、原則としてそれぞれの事務について特別区の人員を減
- () 特別区の総数内で特別区間の人員配置を再調整
 - ・組織ごとの代表的な指標を用いて、特別区の総数内で特別区の間で人員配置の再調整を実施
(例)総務省地方公共団体定員管理研究会の「中核市の定員モデル」の指標等を参考に、こども関係の事務は児童人口、高齢者関係の事務は65歳以上人口、道路管理事務は道路面積などの指標を活用
- () 大阪市の実情を踏まえた要素
 - ・大阪市の特性を反映(生活保護 等)
 - ・全ての特別区ではなく一部の特別区に限って実施している事務(舞洲集客施設事務等)を加味 など

【近隣中核市5市の平均職員数】

近隣中核市5市（豊中、高槻、東大阪、尼崎、西宮）における人口10万当たりの職員数を部門ごとに算出

（上段：人口10万当たり職員数、下段：職員数）

団体名 人口	豊中市 389,341人	高槻市 357,359人	東大阪市 509,533人	尼崎市 453,748人	西宮市 482,640人	5市平均 人口10万当 り職員数
定員管理 調査の大 部門						
議会	3.3 (13)	3.4 (12)	3.3 (17)	4.2 (19)	3.7 (18)	3.6人
総務・企画	88.4 (344)	86.7 (310)	69.7 (355)	82.9 (376)	90.8 (438)	84.2人
税務	32.4 (126)	28.3 (101)	25.3 (129)	23.8 (108)	27.3 (132)	17.2人
民生	74.7 (291)	69.4 (248)	72.4 (369)	68.5 (311)	56.1 (271)	71.1人
衛生	46.5 (181)	53.2 (190)	44.0 (224)	34.4 (156)	48.9 (236)	52.5人
労働	1.5 (6)	0.8 (3)	1.4 (7)	1.5 (7)	1.9 (9)	2.0人
商工・農林水産	3.1 (12)	9.0 (32)	6.1 (31)	5.5 (25)	4.6 (22)	6.4人
土木	57.0 (222)	50.9 (182)	40.2 (205)	47.2 (214)	53.2 (257)	50.6人
教育	67.3 (262)	61.0 (218)	54.8 (279)	54.7 (248)	69.6 (336)	40.4人
その他	20.8 (81)	18.7 (67)	17.1 (87)	28.4 (129)	24.4 (118)	21.9人
合計	395.0 (1,538)	381.4 (1,363)	334.3 (1,703)	351.1 (1,593)	380.5 (1,837)	349.9人

←新たな広域自治体に移管する固定資産税等を除いた数値を使用

←大阪市の行っていない公民館（民間委託）、給食センターを除いた数値を使用

職員数は定員管理調査がベース（ただし経営形態の変更等により特別区では実施しない事務に関する人員は除いている）

試算結果

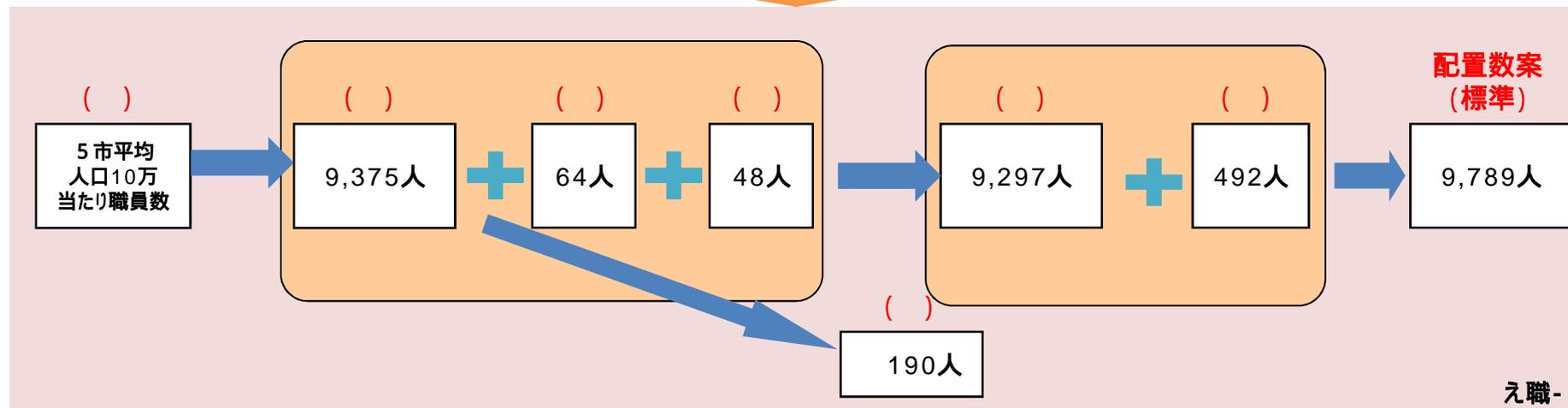
各特別区の人員配置

	各特別区の人 口を部門別に 乗じ、新たな組 織別に組替え ()	都道府県・政令 指定都市権限 に係る事務 ()	大阪府からの 移管事務 ()	一部事務組合 分を控除 ()	合計
A区(543,750人)	1,912	13	10	39	1,896
B区(467,878人)	1,646	11	8	33	1,632
C区(491,254人)	1,730	12	9	35	1,716
D区(613,511人)	2,157	15	11	44	2,139
E区(548,921人)	1,930	13	10	39	1,914
合計	9,375	64	48	190	9,297

	特別区の総数 内で特別区間 の人員配置を 再調整 ()	大阪の実情を 踏まえた調整 要素を各特別 区に加味 ()	配置数案 (標準)
A区	1,844	22	1,822
B区	1,744	31	1,775
C区	1,624	2	1,622
D区	2,119	125	2,244
E区	1,966	360	2,326
合計	9,297	492	9,789

()は、各特別区で端数処理を行っているため、左記合計とは一致しない

5区合計



() 都道府県・政令指定都市権限に係る事務及び () 大阪府から移管される事務

新たな事務分担（案）に応じて各特別区が担うことになる以下の事務については、新たな事務分担（案）に基づく従事人員数をもとに、それぞれの事務の性質を踏まえた指標（人口、処理件数など）を反映させて配置数案を算出

	項 目	人員配置の考え方		各特別区の配置数案
	都道府県権限に係るもの ・文化財保護 ・環境監視規制 等	新たな事務分担（案）に基づく従事人員数をもとに、人口等の指標を踏まえて各特別区に配置	左記に 事務改善率 （84％） を乗じて 配置数案 を算出	計 <u>64人</u> A区 13人 B区 11人 C区 12人 D区 15人 E区 13人
	政令指定都市権限に係るもの ・身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所 ・障がい児施設の指定・指導 ・特定非営利活動の促進（認定事務除く） 等	新たな事務分担（案）に基づく従事人員数をもとに、 ・障がい者更生相談所（身体・知的）、特定非営利活動については人口、 ・障がい児施設の指定・指導については、「障がい者手帳」「療育手帳」の交付数などの指標を踏まえて各特別区に配置		計 <u>48人</u> A区 10人 B区 8人 C区 9人 D区 11人 E区 10人
	府から移管される事務 ・旅券交付 ・河川表面管理等 ・公営住宅 等	新たな事務分担（案）に基づく従事人員数をもとに、 ・旅券交付、公営住宅については人口等の指標を踏まえて各特別区に配置 ・河川表面管理等については指標となる河川延長距離を踏まえて各特別区に配置		

「事務改善率（84％）」：大阪府における現行の職員数管理目標を踏まえ、新たな広域自治体において事務改善を進める率（1.6%/年×10年）特別区においても、事務改善を同様に図っていく観点から、近隣中核市が担っていないと考えられる事務等についてこの率を適用

() 大阪の実情を踏まえた要素

児童相談所、小中学校教職員人事事務は、近隣中核市5市で実施していないことから、政令指定都市等を比較対象に選定併せて、学校の管理や研修等、保健所・保健センター、生活保護については、近隣中核市5市を対象に個別に検討それぞれの比較にあたっては、人口に加え、各事務の特性に応じた指標を用いて比較（下記表の通り）一部の特別区に係る事務（住まい情報センター等）について、対象となる個別の特別区へ事務改善率を適用し配置（計46人）

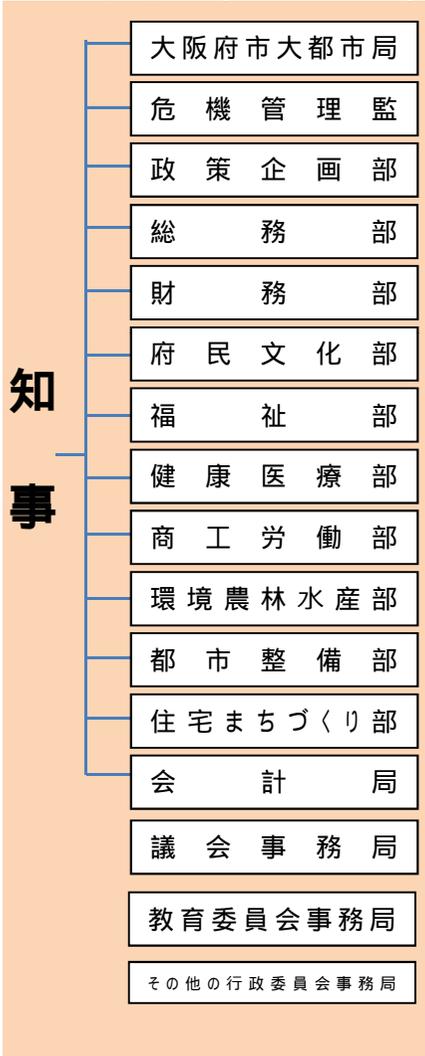
項目	人員配置の考え方	からの増減	各特別区の配置数案
児童相談所	<p>近隣中核市5市では実施していないため、政令指定都市のうち類似団体（横浜、名古屋、京都、神戸、福岡）及び児童相談所設置中核市（横須賀）を比較対象に検討</p> <p>職員1人当たり相談受付件数を指標として、事務分野別に算出</p> <p>なお、一時保護所については共同設置案により算出</p> <p>* 右記とは別に、家庭児童相談分野との重複分として、各特別区より減</p>	<p>計 177人</p> <p>A区 33人</p> <p>B区 32人</p> <p>C区 32人</p> <p>D区 48人</p> <p>E区 32人</p>	<p>(現員: 151人)</p> <p>計 177人</p> <p>A区 33人</p> <p>B区 32人</p> <p>C区 32人</p> <p>D区 48人</p> <p>E区 32人</p>
教育委員会事務局	<p>近隣中核市5市では実施していない教職員人事事務が含まれることから、事務局全体を事務区分ごとに個別に検討</p> <p>人事事務は、政令指定都市のうち類似団体（横浜、名古屋、京都、神戸、福岡）を比較対象に選定し、学校数を指標として検討</p> <p>その他の事務については、近隣中核市5市を対象に、管理事務は学校数、教職員等の研修事務は教員数、住民対象の社会教育等事務は人口を指標として、それぞれ算出したところ、5市平均ベースより129人減員</p>	<p>計 129人</p> <p>A区 38人</p> <p>B区 15人</p> <p>C区 17人</p> <p>D区 16人</p> <p>E区 43人</p>	<p>(現員: 595人)</p> <p>計 992人</p> <p>A区 191人</p> <p>B区 182人</p> <p>C区 189人</p> <p>D区 242人</p> <p>E区 188人</p>
保健所・保健センター	<p>現行の1保健所24保健センターが、特別区単位での設置へ大きく変更するため、近隣中核市5市を対象として個別に検討</p> <p>対人サービスは人口を、対物サービスは衛生関係の決算額を指標として近隣中核市5市との比較で算出</p> <p>そのうえで、と畜検査部門を別途検討するなどしたところ、5市平均ベースより14人増員</p>	<p>計 14人</p> <p>A区 40人</p> <p>B区 13人</p> <p>C区 28人</p> <p>D区 9人</p> <p>E区 78人</p>	<p>(現員: 1,140人)</p> <p>計 972人</p> <p>A区 155人</p> <p>B区 181人</p> <p>C区 149人</p> <p>D区 212人</p> <p>E区 275人</p>
生活保護	<p>大阪市の被保護実世帯数が突出して多い現状から、個別に検討</p> <p>近隣中核市5市を比較対象に、被保護実世帯数を指標として算出したところ、5市平均ベースより389人増員</p>	<p>計 389人</p> <p>A区 22人</p> <p>B区 22人</p> <p>C区 11人</p> <p>D区 95人</p> <p>E区 283人</p>	<p>(現員: 1,466人)</p> <p>計 1,397人</p> <p>A区 228人</p> <p>B区 155人</p> <p>C区 197人</p> <p>D区 327人</p> <p>E区 490人</p>

4 職員体制イメージ

(1) 新たな広域自治体

広域機能を一元的に担う新たな広域自治体として新たな組織体制を整備（以下は想定）
 新たな大都市制度の着実な推進を担う大都市推進局を設置
 大阪の成長を目指し一本化した戦略を担う政策企画局を設置
 戦略に基づき政策レベルでの一体性をより高めるための整備
 文化観光局(観光施策や文化振興等)、経済戦略局(産業振興や企業誘致等)、都市整備局(広域インフラ等) など

大阪府 (H25年4月)



新たな広域自治体への移管事務
 (主な事務)

成長戦略
 税務(固定資産税等)
 観光、文化、
 スポーツ振興
 成長分野の企業支援
 広域的な交通基盤の整備(高速道路、鉄道等)
 港湾
 消防・防災
 高等学校

新たな広域自治体

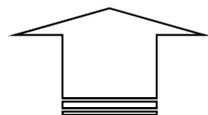
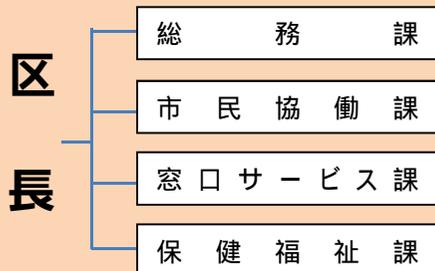
組織名称はイメージを表すものであり仮称



(2) 特別区

公選の特別区長・特別区議会の下、住民に身近な行政サービスを総合的に提供できるよう、必要な組織体制を構築

区役所 (H25年4月)



特別区での主な事務

中核市並みの権限



【都道府県権限の事務】
文化財保護
環境監視規制 等

【政令指定都市権限の事務】
児童相談所事務
身体障がい者更生相談所
知的障がい者更生相談所 等

【大阪府からの移管事務】
旅券交付
河川表面管理等
公営住宅 等

特別区

組織名称はイメージを表すものであり仮称

特別区長

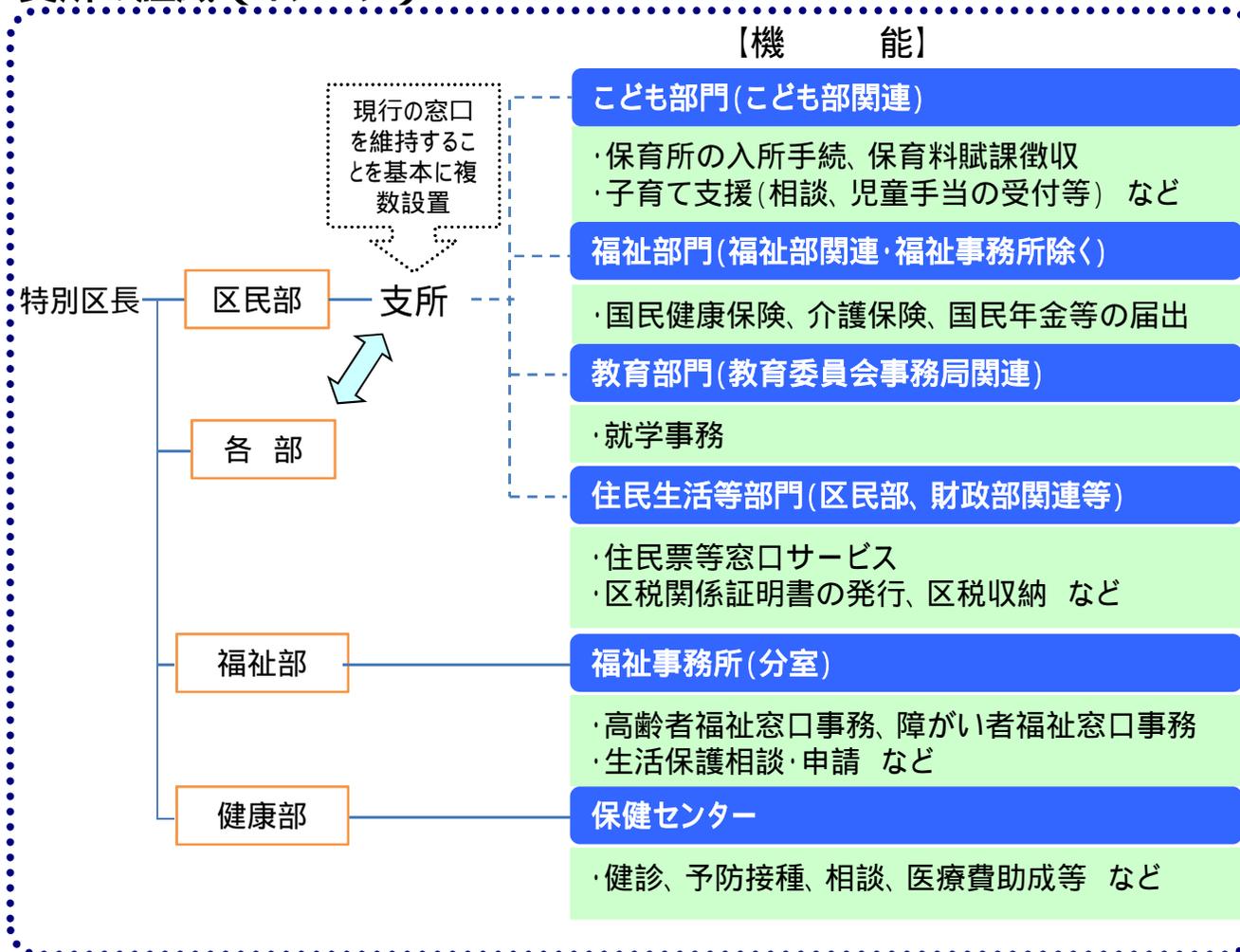


(3) 特別区に設置する支所の機能

(基本的な考え方)

住民の利便性を確保するため、各特別区には下記の機能に係る窓口を維持
 このため、区役所のほか、現行の行政区単位を基本に支所を置く。支所では、住民票等の発行、区税の収納や
 国民健康保険等の窓口サービスを行う
 なお、支所には、福祉事務所（分室）、保健センターを併設する

支所の組織（イメージ）



(参考) 近隣中核市5市の支所設置状況

- 豊中市
 - 出張所2ヵ所
 - 市民サービスコーナー4ヵ所
- 高槻市
 - 支所3ヵ所
 - 行政サービスコーナー5ヵ所
- 東大阪市
 - 行政サービスセンター7ヵ所
 - 行政サービスコーナー12ヵ所
- 尼崎市
 - 支所6ヵ所
 - サービスセンター等2ヵ所
- 西宮市
 - 支所5ヵ所
 - サービスセンター等3ヵ所
 - 分室4ヵ所

(4) 各特別区の職員体制と部局別人員配置イメージ

配置数案は、組織ごとの代表的な指標を用いて特別区の総数内で調整を行った参考イメージ

試案 4-A区 (都島区・淀川区・東淀川区・旭区)
 (人口 543,750人) [現区役所職員数 計860人 配置数案(標準) 1,822人]
 特別区 裁量範囲: 1,680~1,930人

【特性】

近隣中核市5市平均ベースに対する比較

- 財政部 増員(税務)**
市民税納税義務者数が特別区の中で2番目に多い
- 産業振興部 減員**
全体として住宅地域が広がっており、新大阪・京橋を除いては商業集積が低い。小売業商店数が、特別区の中で最も少ない
- 健康部 減員(衛生監視)**
食品関係営業施設数が特別区の中で2番目に少ない(許可を要する食品関係営業施設12,659件)
- 都市計画部 減員(建築指導・都市計画)**
特別区の中で2番目に区域面積が狭い(38.24km²(大阪市域の17.2%))

特別 区長

【組織図】

【配置数案(概数)】

政策企画部	80人
危機管理室	10人
総務部	90人
財政部	130人
区民部	160人
支所	
産業振興部	30人
福祉部	470人
こども部	60人
健康部	160人
環境部	80人
都市計画部	170人
建設部	130人
会計室	20人
教育委員会事務局	200人
各行政委員会事務局	20人
議会事務局	20人

試案 4-B区 (福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区)

〔人口 467,878人〕 〔現区役所職員数 計891人 配置数案(標準) 1,775人〕
特別区 裁量範囲：1,650～1,870人

【特性】

近隣中核市5市平均ベースに対する比較

政策企画部 / 区民部

減員 (政策立案 / 地域活動・住民基本台帳等)
人口が特別区の中で最も少ない

産業振興部 減員

区内東部に商業集積が見られるものの、全体的には湾岸エリアを中心とした工業地域。小売業商店数が、特別区の中で2番目に少ない

健康部 増員 (衛生検査)

中央卸売市場食品衛生検査所を所管

都市計画部 増員 (建築指導・都市計画)

夢洲・舞洲といった埋立地を有しており、区域面積が特別区の中で最も広い(57.84km²(大阪市域の26.0%))

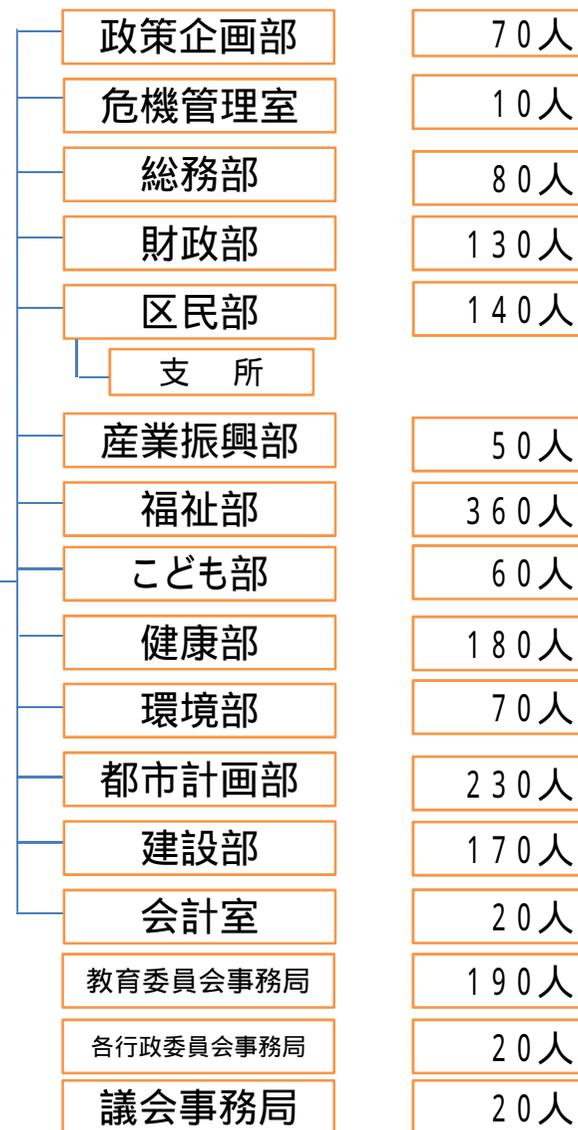
建設部 増員 (河川管理)

神崎川・木津川・淀川・堂島川・安治川・道頓堀川・尻無川などが区域内を流れており、河川延長距離が特別区の中で最も長い

**特別
区長**

【組織図】

【配置数案(概数)】



試案 4-C区 (東成区・生野区・城東区・鶴見区)

(人口 491,254人) [現区役所職員数 計823人 配置数案(標準) 1,622人]
特別区 裁量範囲: 1,490~1,720人

【特性】

近隣中核市5市平均ベースに対する比較

政策企画部 / 区民部

減員 (政策立案 / 地域活動・住民基本台帳等)
人口が特別区の中で2番目に少ない

財政部

減員 (税務)
市民税納税義務者数が特別区の中で最も少ない

健康部

減員 (衛生監視)
食品関係営業施設数が特別区の中で最も少ない
(許可を要する食品関係営業施設9,304件)

都市計画部

減員 (建築指導・都市計画)
区域面積が特別区の中で最も狭い(29.51km²(大阪
市域の13.3%))

建設部

減員 (公園管理)
巽公園・巽東緑地公園などを除き、大規模な都市公
園が区域内に少ないため、管理する都市公園面積が
特別区の中で最も狭い

特別 区長

【組織図】

政策企画部

危機管理室

総務部

財政部

区民部

支所

産業振興部

福祉部

こども部

健康部

環境部

都市計画部

建設部

会計室

教育委員会事務局

各行政委員会事務局

議会事務局

【配置数案(概数)】

70人

10人

80人

110人

140人

30人

410人

60人

150人

70人

140人

90人

20人

190人

20人

20人

試案 4-D区 (住之江区・住吉区・東住吉区・平野区)

(人口 613,511人) [現区役所職員数 計1,081人 配置数案(標準) 2,244人]
特別区 裁量範囲: 2,080~2,360人

【特性】

近隣中核市5市平均ベースに対する比較

政策企画部 / 区民部

増員 (政策立案 / 地域活動・住民基本台帳等)
全体として住宅地域が広がっており、公営住宅数も多い。また人口が特別区の中で最も多い

福祉部

増員 (生活保護)

生活保護世帯数が特別区の中で2番目に多い(被保護実世帯数27,520世帯)

こども部

増員 (こども育成・放課後事業)

18歳未満の児童人口が特別区の中で最も多い

健康部

増員

65歳以上人口が特別区の中で最も多い。東部市場 食品衛生検査所・食肉衛生検査所を所管

都市計画部

増員 (建築指導・都市計画)

埋立地である咲洲を有しており、区域面積が特別区の中で2番目に広い(55.16km²(大阪市域の24.8%))。着工新設住宅戸数が特別区の中で最も多い

特別 区長

【組織図】

政策企画部

危機管理室

総務部

財政部

区民部

支所

産業振興部

福祉部

こども部

健康部

環境部

都市計画部

建設部

会計室

教育委員会事務局

各行政委員会事務局

議会事務局

【配置数案(概数)】

90人

10人

100人

140人

180人

40人

600人

80人

210人

90人

230人

160人

20人

250人

30人

20人

試案 4-E区 (北区・中央区・天王寺区・浪速区・阿倍野区・西成区)

〔人口 548,921人〕〔現区役所職員数 計1,257人 配置数案(標準) 2,326人〕
特別区 裁量範囲: 2,180~2,430人

【特性】

近隣中核市5市平均ベースに対する比較

産業振興部 増員

梅田・本町・難波・天王寺を中心に商業地域の集積があり、小売業商店数が特別区の中で最も多い

福祉部 増員(生活保護)

生活保護世帯数が特別区の中で最も多い(被保護実世帯数41,193世帯)

健康部 増員(衛生監視)

商業集積度が高く、食品関係営業施設数が特別区の中で最も多い(許可を要する食品関係営業施設46,513件)。保健衛生検査所と放射線技術検査所を所管

都市計画部 増員

住まい情報センター事業を所管

建設部 増員(公園管理)

中之島公園・扇町公園・桃ヶ池公園・南港中央公園など大規模な公園を有しており、管理する都市公園面積が特別区の中で2番目に広い

特別 区長

【組織図】

政策企画部

危機管理室

総務部

財政部

区民部

支所

産業振興部

福祉部

こども部

健康部

環境部

都市計画部

建設部

会計室

教育委員会事務局

各行政委員会事務局

議会事務局

【配置数案(概数)】

80人

10人

90人

130人

160人

90人

760人

60人

280人

80人

180人

160人

20人

190人

20人

20人

5 一部事務組合の職員体制

(1) 組織体制(イメージ)

組合議会

組合管理者

(または
特別区長等による
理事会)

事業部門

国民健康保険事業(特別会計)、介護保険事業(特別会計)

システム管理部門

住民情報系7システム(住基、戸籍、税務、総合福祉、国保、介護保険、統合基盤・ネットワークシステム)の共同管理

施設管理部門

<福祉施設>

[直営]: 児童自立支援施設(阿武山学園)、児童養護施設(長谷川羽曳野学園)、
ホームレス自立支援センター[委託]、高齢者福祉施設・病院(弘済院)[一部指定管理]
[指定管理]: 情緒障がい児短期治療施設(児童院・弘済のぞみ園)、児童養護施設(弘済みらい園・入舟寮)、
母子生活支援施設(さくら園)、母子福祉施設(愛光会館)、生活保護施設(救護・更生)、
心身障がい者リハビリテーションセンター、障がい児入所施設(敷津浦学園)、児童発達支援センター(こども園)、
障がい者就労支援施設(千里作業指導所)、特別養護老人ホーム(大畑山苑)

<市民利用施設>

[直営]: 中央図書館
[指定管理]: 信太山青少年野外活動センター、長居ユースホステル、青少年センター、こども文化センター、
障がい者スポーツセンター、総合生涯学習センター・市民学習センター、中央体育館、大阪プール、
韃テニスセンター、クレオ大阪
[その他]: キッズプラザ大阪

<その他>

急病診療所(中央・休日)、動物管理センター、斎場・霊園

既に大阪市が周辺市町村と一部事務組合(又は広域連合)を設置して実施している事務については、引き続き、当該一部事務組合等で実施
(水防事務) 淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合
(後期高齢者医療事業) 大阪府後期高齢者医療広域連合

今後、大阪市が周辺市と一部事務組合を設置して実施する予定の事務については、当該一部事務組合で実施
(一般廃棄物処理(処理処分)) 大阪市、八尾市、松原市が設置予定の一部事務組合

職員は各特別区から派遣
なお派遣人数は各組合と特別区との協議により決定

(2) 人員配置

配置数案の考え方

事業部門、システム管理部門、施設管理部門

- [当初配置 (H27年度当初)] …… 新たな事務分担 (案) に基づく従事人員数を配置 (現員ベース)
 [配置数案] …… 新たな特別区が人員のスリム化に向けた事務改善を進めることに合わせ、一部事務組合においても10年間程度の間と同程度の効率化を目指す
 事務改善率 (84%) を、新たな事務分担 (案) に基づく従事人員数 (現員ベース) に乗じて算出

総務部門

総務部門については、事業部門の規模に連動するため、全国の一部事務組合における総務部門の比率 (総務省地方公共団体定員管理調査の全国平均 = 13.2%) を、 の配置数案に乗じた人員とする
 なお、総務部門については再編当初から配置数案どおりとする

近隣中核市 5 市で実施していると考えられる事務に係る人員については、各特別区の人員配置数の中にも重複して含まれているため、特別区の配置数から同人員数を減員する
 (減員する事務 : 国民健康保険・介護保険事業、急病診療所 (中央・休日)、動物管理センター、斎場・霊園)

部門	事務内容	当初配置 (H27年度当初)	配置数案	備考
事業部門	国民健康保険事業 (特別会計) 介護保険事業 (特別会計)	146	122	左記とは別に、各特別区において窓口サービスを実施
システム管理部門	住民情報系7システム	54	46	
施設管理部門	<福祉施設> 直営:阿武山学園、長谷川羽曳野学園、ホームレス自立支援センター (委託)、弘済院 (一部指定管理) 指定管理:児童院、弘済のぞみ園、弘済みらい園、入舟寮、さくら園 (北・東・南)、愛光会館、心身障がい者リハビリテーションセンター ほか	227 5	68 4	弘済院にかかる人員 (146人) は民間移譲等の予定であるH27年度末に減員
	<市民利用施設> 直営:中央図書館 指定管理等:信太山青少年野外活動センター、長居ユースホテル、青少年センター、こども文化センター、総合生涯学習センター・市民学習センター、クレオ大阪、キッズプラザ大阪 ほか	79 10	66 8	
	<その他> 急病診療所 (中央・休日)、動物管理センター、斎場、霊園	80	67	
総務部門	総務事務 会計事務 監査事務	50	50	全国の一部事務組合における総務部門の比率 (平均値13.2%) により算出
合計		651	431	

各部門における実際の職員配置は、一部事務組合と各特別区との協議により総職員数の範囲内で決定

6 人員配置における課題

(1) 再編当初の課題

H27年4月の時点において、必要な職員数は総数としては充足しているが、技能労務関係職員と非技能労務関係職員とのアンバランスが生じており、非技能労務関係職員は相当数の不足が発生

現員数	H24年度現員：19,520の内訳		配置数	H24年度現員		増減要素		H27年度再編当初	
	市長部局	13,845		内訳等	退職等	広域基礎	基礎		広域
	その他	5,675 下水道 1,485 一般廃棄物2,705 保育所 1,485			1,346	+ 58			2,053
			配置数案		事業終了までの配置		H27年度配置数案		
			9,789		+ 75		9,864		
			内訳等		・一部の特別区で継続する区画整理事務に伴う経過的配置等		・非技労 9,496 ・技労 368		

注) 「技労」とは、技術作業員を含む技能労務関係職員のことを指す

再編当初配置数の差し引き (-)

10,504	-	9,864	=	+ 640	
【内訳】非技労 8,961	-	9,496	=	535	不足
技 労 1,543	-	368	=	+ 1,175	

非技能労務関係職員の不足 (535) に対し、再任用職員の活用や技能労務職員の事務職員への転任で対応することを基本

非技能労務関係職員の不足に対し、想定される対応

【モデル 1】

技能労務職員の行政職員等への転任：約300人
大阪府の転任率実績25%に基づく
 $1,175人 \times 25\% = 294人$
再任用職員の活用(専門職含む)：約200人
定年退職予定者の4割程度を想定

【モデル 2】

技能労務職員の行政職員等への転任：約100人
大阪市の実績(年36人)の3倍程度を見込む
再任用職員の活用(専門職含む)：約300人
定年退職予定者の6割程度を想定
新規採用：約100人

大阪市から新たな広域自治体へ移管する事務に従事する職員のうち、技能労務関係職員の扱いについては、これまで大阪府では、「基本的にはアウトソーシング」という対応を実施していることを踏まえ、今後、大阪府・大阪府で調整、協議する

(2) その他の課題

専門職の確保

H24年4月時点において、大阪市の現員数と近隣中核市5市との人口10万あたり職員数を比較
(→ 新たな事務分担(案)による移管事務等を考慮していないため、現時点では大枠の分析のみ)

近隣中核市5市との比較により配置が多いと見込まれる職種(土木等)がある一方で、建築、栄養士、保健師の各職種については不足のおそれ

不足が想定される職種については、今後、さらなる検討を加えたうえで、退職者の動向、再任用職員の活用状況等を勘案し、計画的な採用を継続していくことを基本

大阪府・大阪市勤務条件の差異への対応

再編当初の人事配置において、消防や税部門の一部は、職務の関係上、現在の職員が新たな広域自治体に必ず異動
その際、勤務条件の差異への対応が課題

【府市間の主な相違点】

- ・地域手当(大阪市15%、大阪府10%)
- ・職階における相違(課長代理級 大阪市：管理職、大阪府：一般職) など

異なる勤務条件の下での人事交流のあり方は今後検討

なお、再編当初において、府市職員を広域・特別区に積極的にシャッフルし、適材・適所の人員配置をめざす

〈参考資料〉

(1) H24年4月現在の所属別職員数

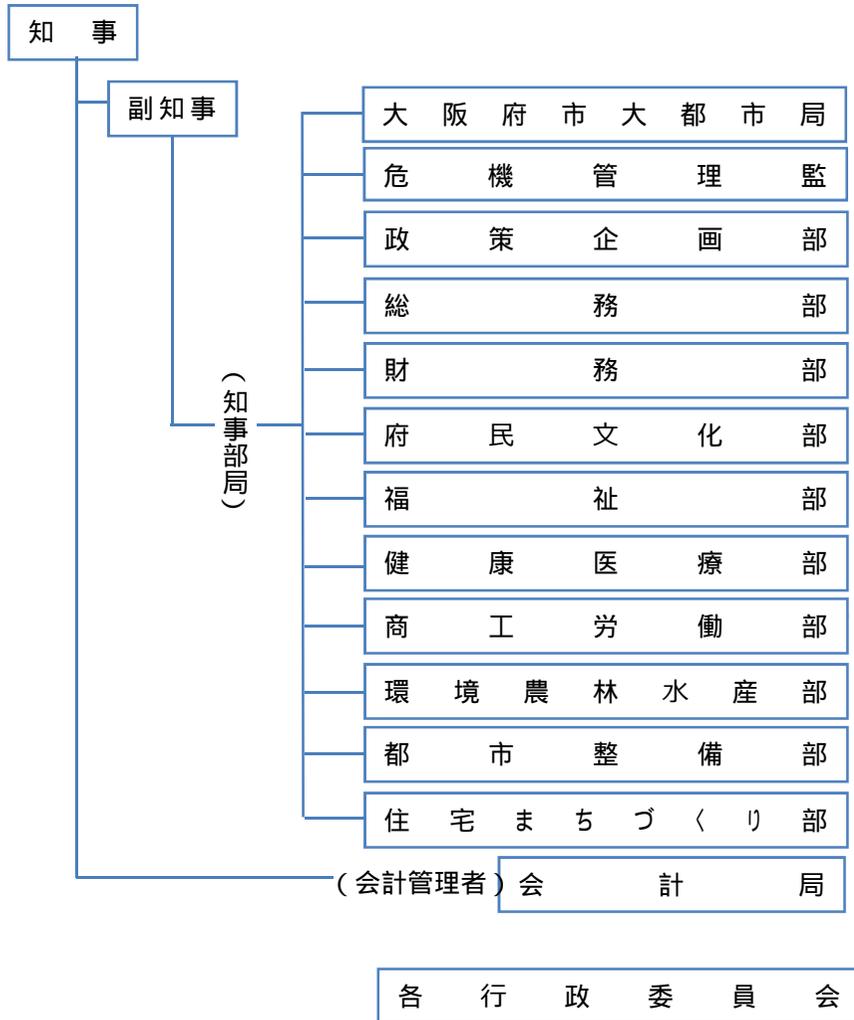
大阪府	
組織名称	職員数
政策企画部	293
総務部	1,532
府民文化部	370
福祉部	964
健康医療部	1,122
商工労働部	550
環境農林水産部	718
都市整備部	1,960
住宅まちづくり部	513
会計局	34
議会事務局	61
教育委員会事務局	619
選挙管理委員会事務局	10
監査委員事務局	27
人事委員会事務局	23
労働委員会事務局	32
収用委員会事務局	11
海区漁業調整委員会事務局	4
(知事部局等)	8,843
警察	23,172
学校	51,076
合 計	83,091

大阪市	
組織名称	職員数
都市改革監	28
市政改革室	64
人事室	143
政策企画室	142
危機管理室	28
総務局	463
市民局	173
財政局	1,116
契約管財局	171
計画調整局	238
福祉局	731
健康局	681
こども青少年局	1,892
ゆとりとみどり振興局	762
経済局	341
環境局	3,104
都市整備局	622
建設局	2,674
港湾局	650
会計室	38
区役所	4,912
教育委員会事務局(学校園を除く。)	436
行政委員会事務局	73
市会事務局	38
(市長部局等)	19,520
消防局	3,421
教育委員会事務局(学校園に限る。)	3,790
交通局	6,490
水道局	1,707
病院局	1,957
合 計	36,885

定員管理調査ベース (H24.4.1)

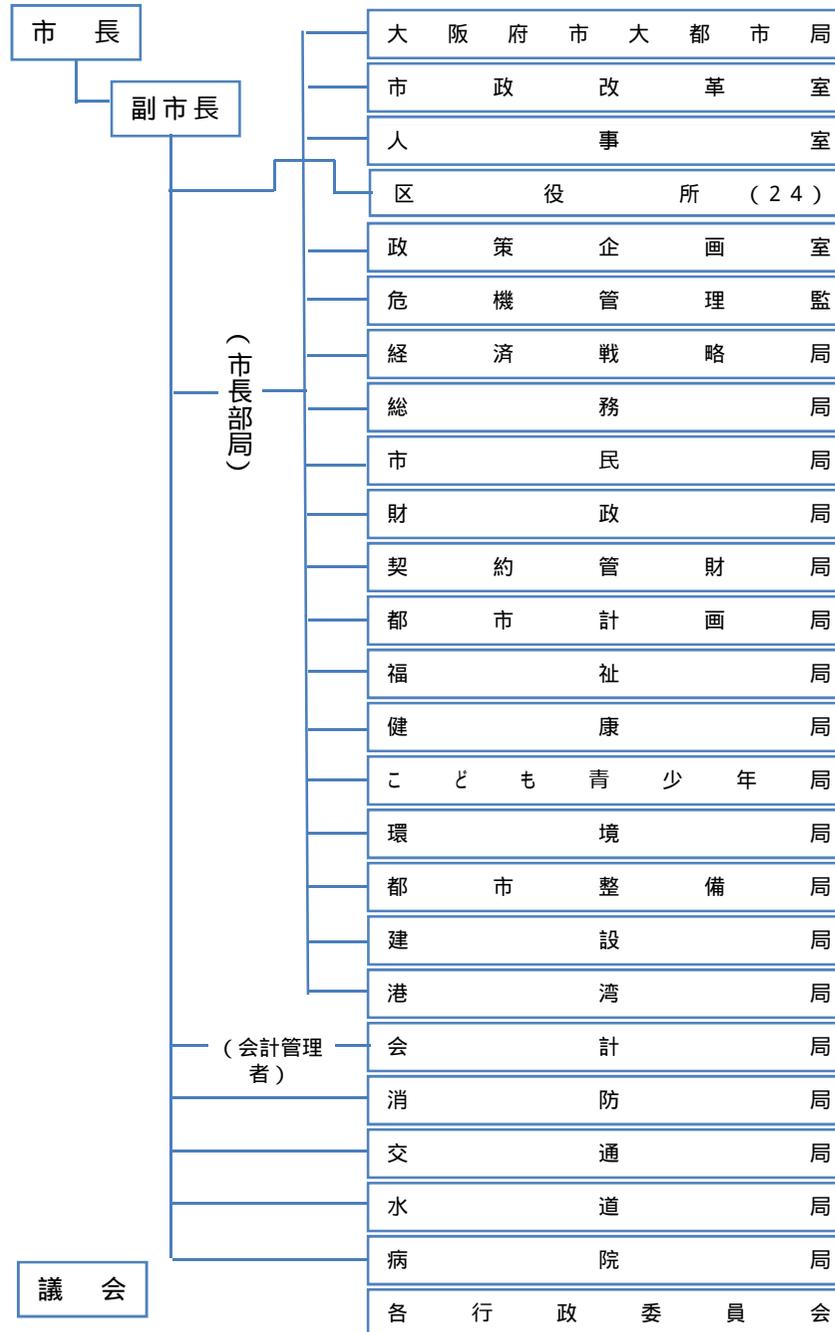
(2) 大阪府、大阪市の組織図 (H25年4月)

〔大阪府〕 (人口 8,865,245人)



議会

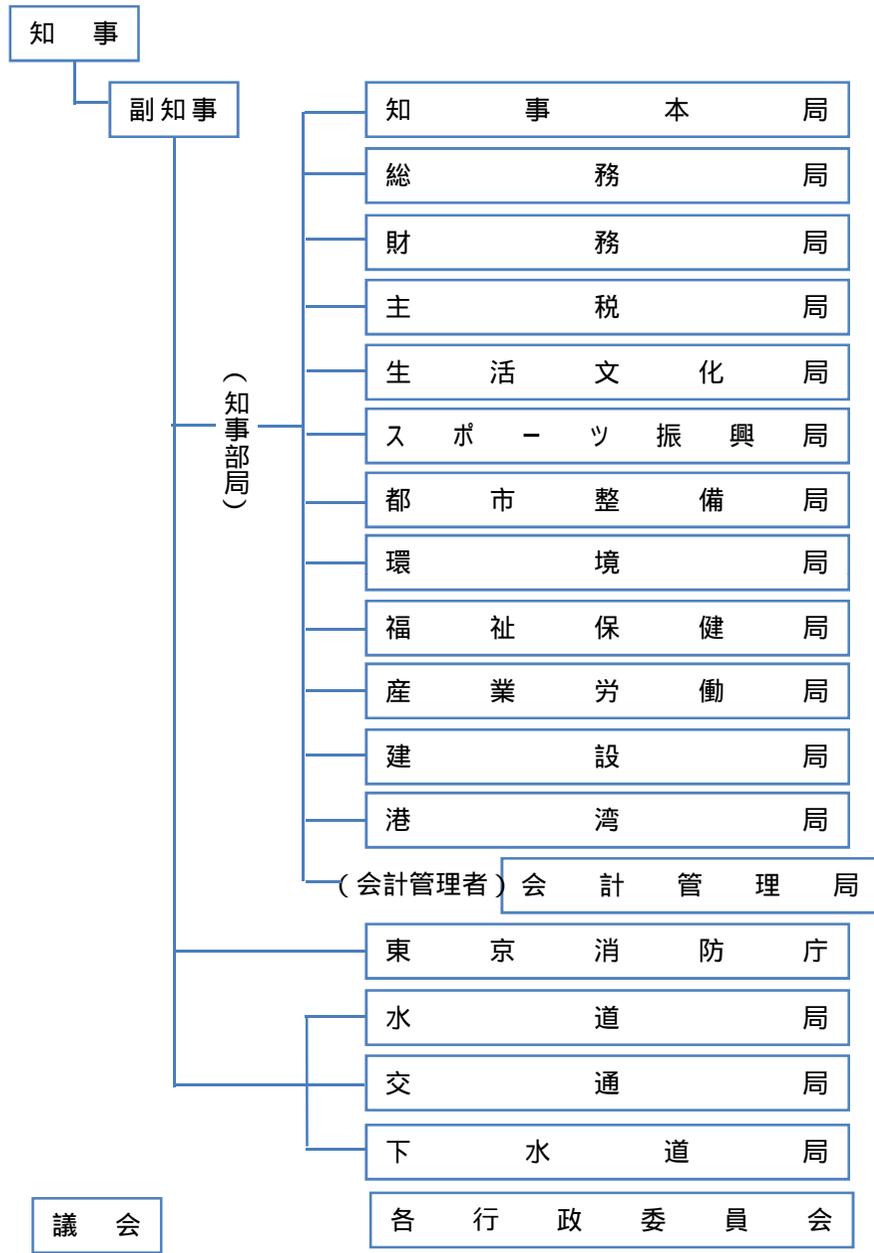
〔大阪市〕 (人口 2,665,314人)



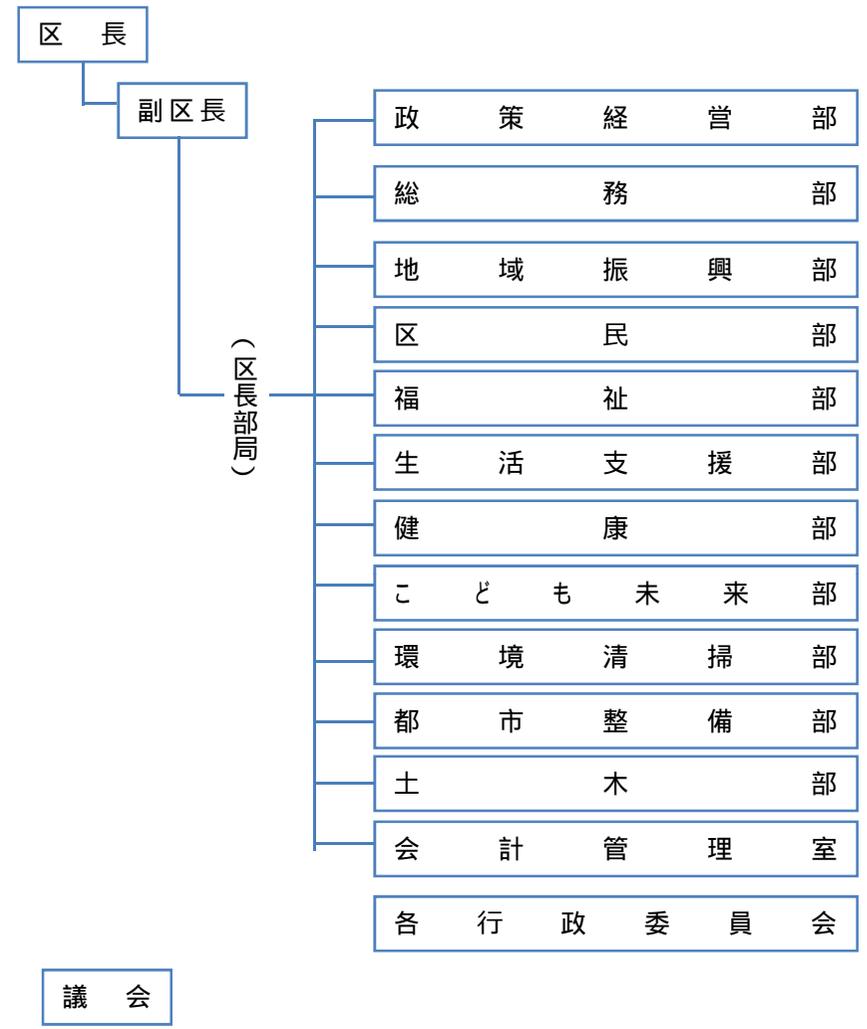
議会

(3) 東京都区の組織図 (H25年4月)

[東京都] (人口 13,159,388人)

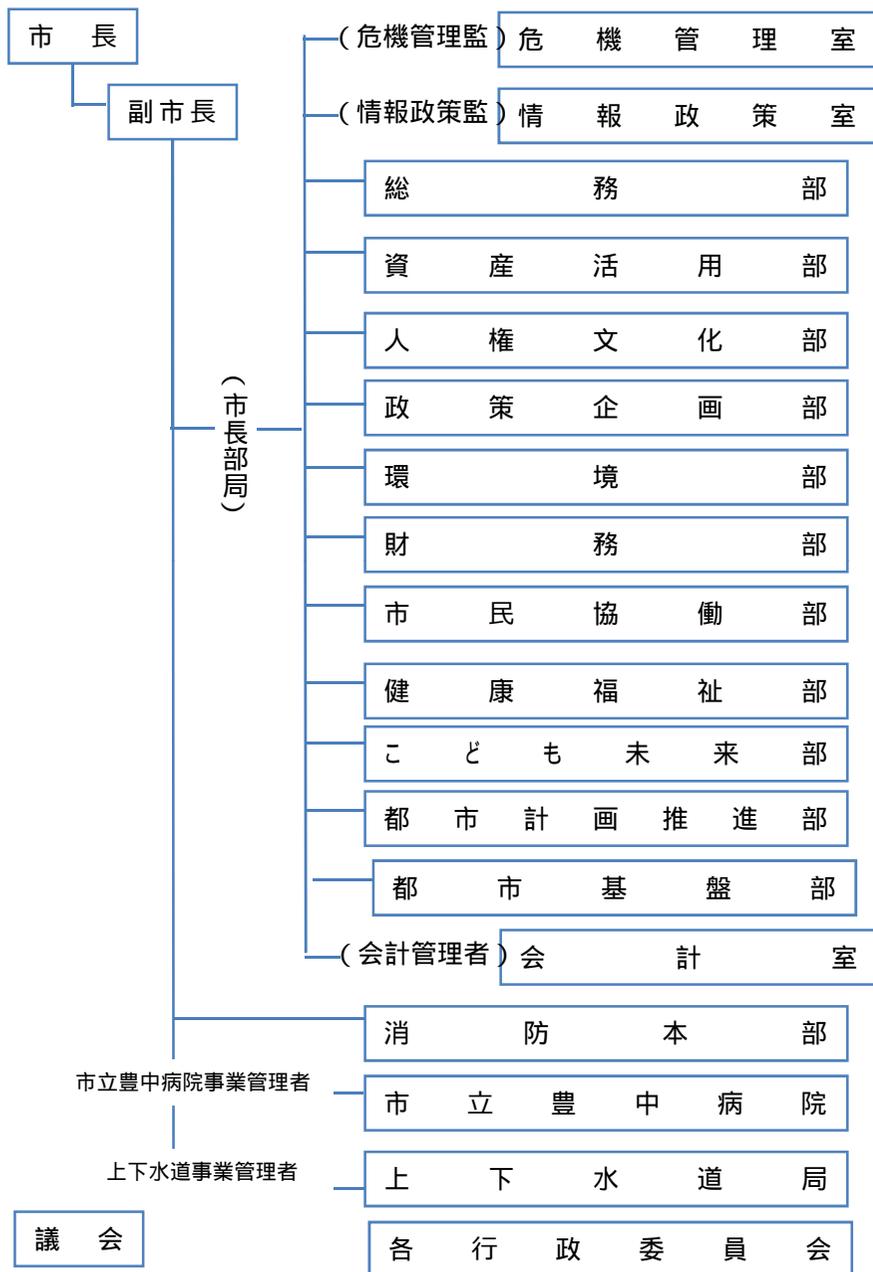


[江東区] (人口 460,819人)

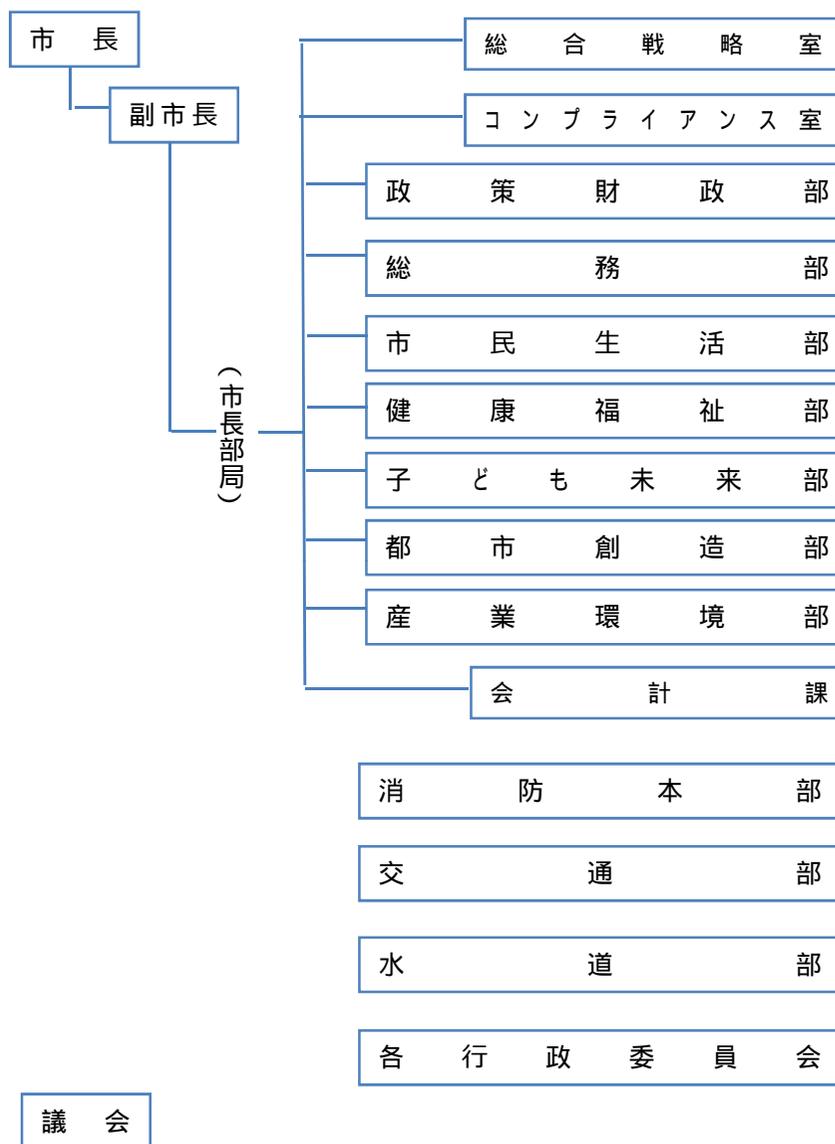


(4) 中核市の組織図 (H25年4月)

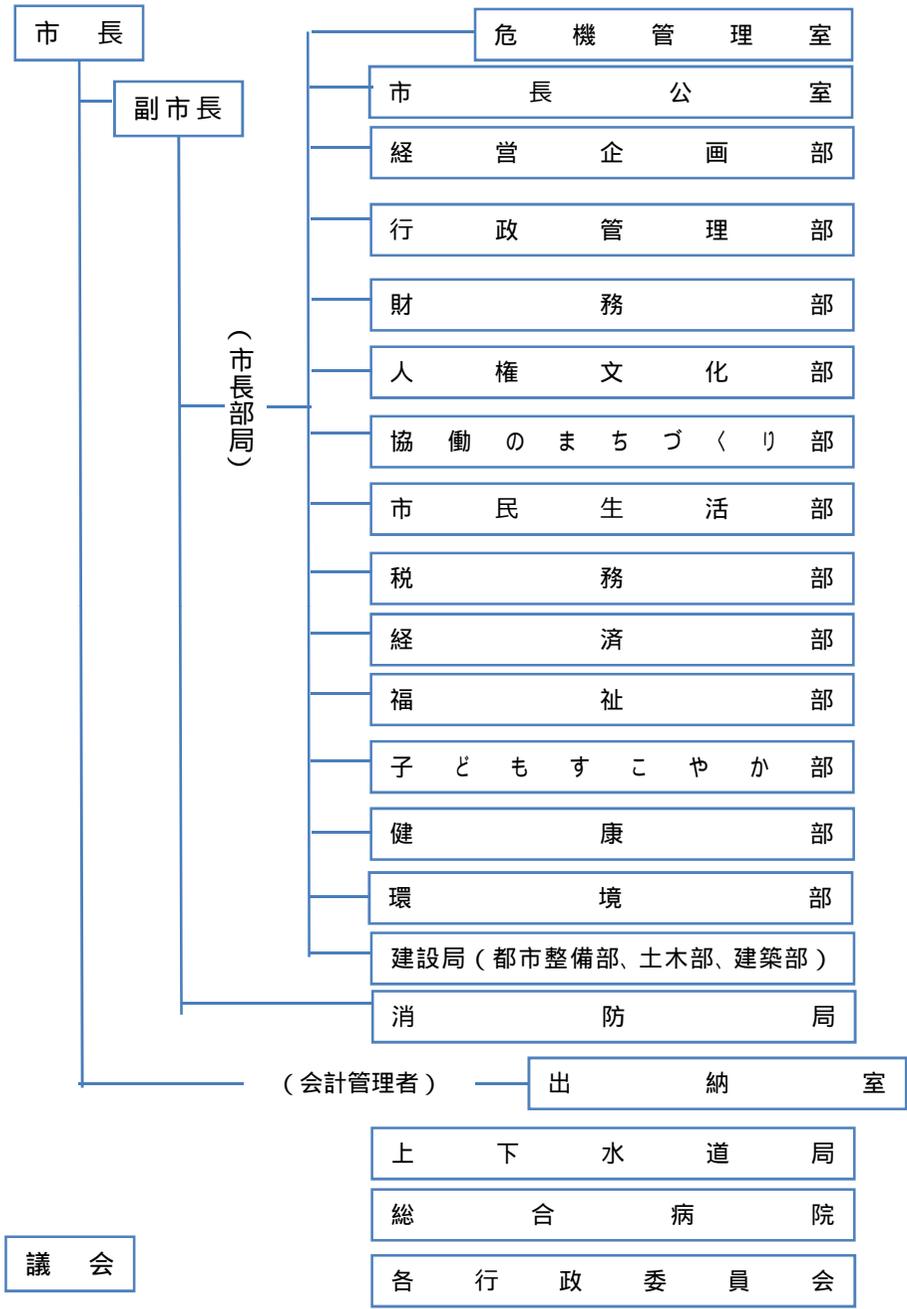
〔豊中市〕 (人口 389,341人)



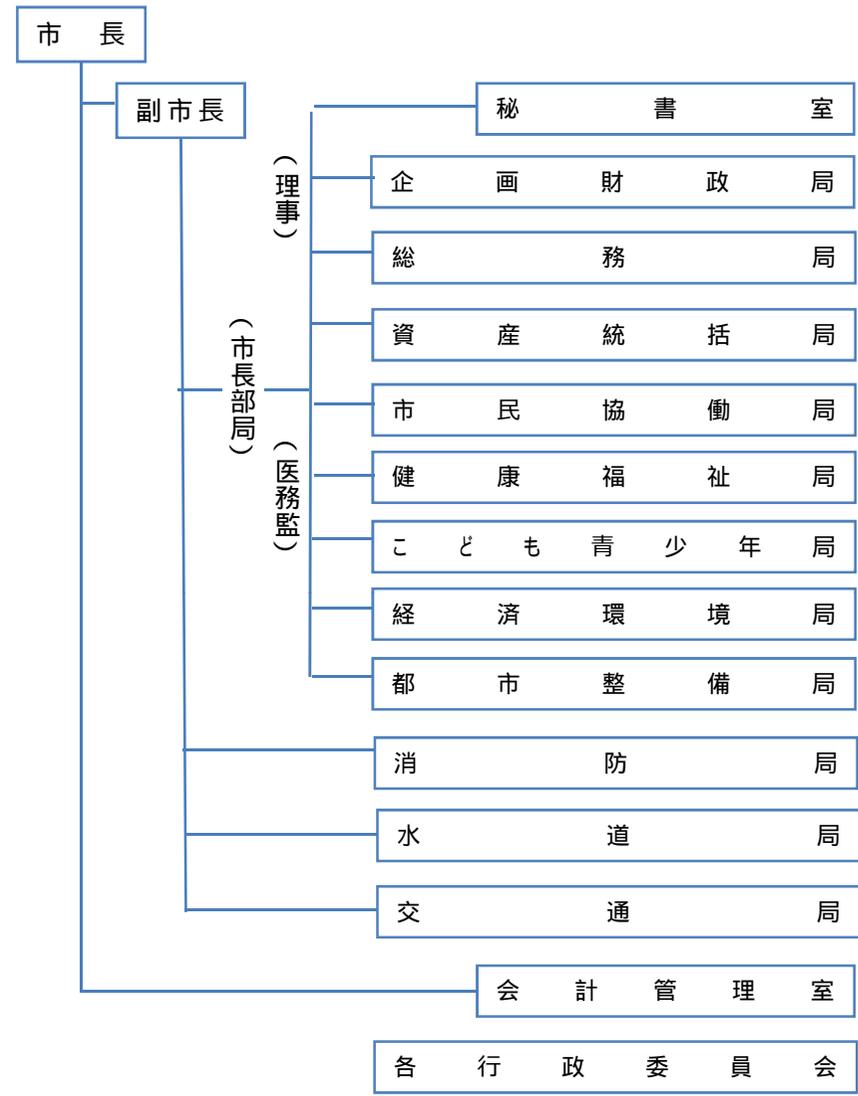
〔高槻市〕 (人口 357,359人)



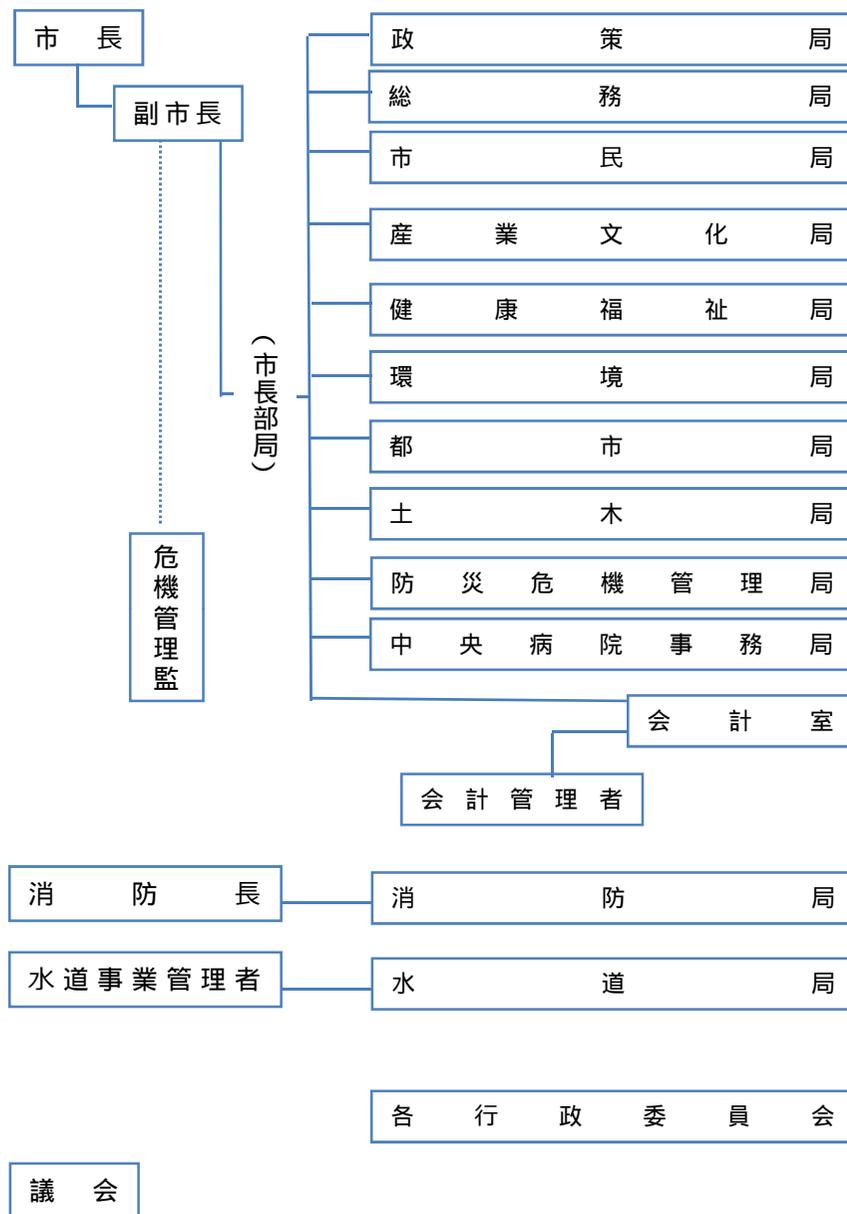
〔東大阪市〕（人口 509,533人）



〔尼崎市〕（人口 453,748人）



(西宮市) (人口 482,640人)



(5) 近隣中核市 5 市概要比較

項目	(単位)	大阪市	豊中市	高槻市	東大阪市	尼崎市	西宮市	備考
人口 (国勢調査)	(人)	2,665,314	389,341	357,359	509,533	453,748	482,640	H22年国勢調査
人口 (住民基本台帳)	(人)	2,537,920	390,379	355,275	487,341	458,754	472,055	H23年3月末 住民基本台帳
人口密度	(人/km ²)	11,952.1	10,702.1	3,393.4	8,243.5	9,080.4	4,828.3	H22年国勢調査人口 ÷ 面積
職員数	(人)	36,885	3,648	2,452	3,567	3,190	3,541	定員管理調査 (H24年4月1日) 市長部局の他、公営 企業会計等を含め た全職員
支所等	(力所)	32	6	8	19	8	12	

(6) 職員数の推移

新たな広域自治体【部門別】

	H24年 4月 現員数	H27年4月までの増減要素					H27年4月 再編当初 配置数	独立行政 法人化等 による 削減数 (1)	削減数	配置数案	
		退職等 増減	基礎	広域	広域	基礎					独立行政法人 化等による 削減数 (1)
知事部局 行政委員会	8,843	485	2,301		58	(2) 85	(3) 170	10,346	2	(3) 994	9,350
下 水			1,485			1,024		461			461
下水含む計	8,843	485	3,786		58	1,109	170	10,807	2	994	9,811
学 校	51,076		1,452					52,528			52,528
警 察	23,172							23,172			23,172
消 防			3,421				1	3,420			3,420
合 計	83,091	485	8,659		58	1,109	171	89,927	2	994	88,931

(1) 独立行政法人化等による削減数は、港湾、市場、環境科学研究所等AB項目における削減数を表わしている

(2) 独立行政法人化等による削減数の内訳は、基礎 広域移管事務分からの削減数78人、広域既存分からの削減数7人

(3) 重複部分削減数及び削減数の削減箇所については、知事部局、行政委員会にまとめて計上している

特別区【部門別】（試案4）

	H24年 4月現員数	H27年4月までの増減要素				H27年4月 再編当初 配置数 (4)	削減数	配置数案 (標準)
		退職等増減	経営形態変更	広域 基礎	基礎 広域			
市長部局等(1) (a)	13,845	1,346	0	58	1,518	11,039	1,250	9,789
一部事務組合 (b)	-	651	-	-	-	651	220	431
下水道 (c)	1,485	-	1,485	-	-	0	-	0
一般廃棄物 (d)	2,705	-	2,705	-	-	0	-	0
保育所(2) (e)	1,485	-	-	-	-	1,485	-	1,485
小計 (学校園・消防・公営企業除く) (f) = (a) + (b) + (c) + (d) + (e)	19,520	695	4,190	58	1,518	13,175	1,470	11,705
学校園 (g)	小・中学校(3)	1,830	403	-	-	1,427	774	653
	高等学校等	1,593	141	-	-	0	-	0
	幼稚園(2)	367	0	-	-	367	-	367
消防 (h)	3,421	-	-	-	3,421	0	-	0
公営企業(交通・水道・病院) (i)	10,154	-	10,154	-	-	0	-	0
合計 (j) = (f) + (g) + (h) + (i)	36,885	1,239	14,344	58	6,391	14,969	2,244	12,725

- (1) 市長部局等には、区役所・各行政委員会の事務局を含む。下水道・一般廃棄物・保育所を除く。
 (2) 保育所・幼稚園については、経営形態変更予定となっているが、計画年度が未定のため、現員を配置
 (3) 技能労務職員は、平成24年4月現員数1,535人、H27年4月再編当初配置数1,427人、配置数案653人。(アウトソーシングにより削減)
 (4) H27年4月再編当初配置数については大阪府市大都市局にて算出

* 新たな広域自治体【部門別】と 特別区【部門別】の表の「基礎 広域」の数字の相違は、再編当初に人員が不足していることに基づく

不足数... 1,518人 - 2,301人 + (78人 + 170人) = 535人(詳細については、25ページ参照)

特別区【部門別】

新たな広域自治体【部門別】

総務省定員管理研究会による参考指標

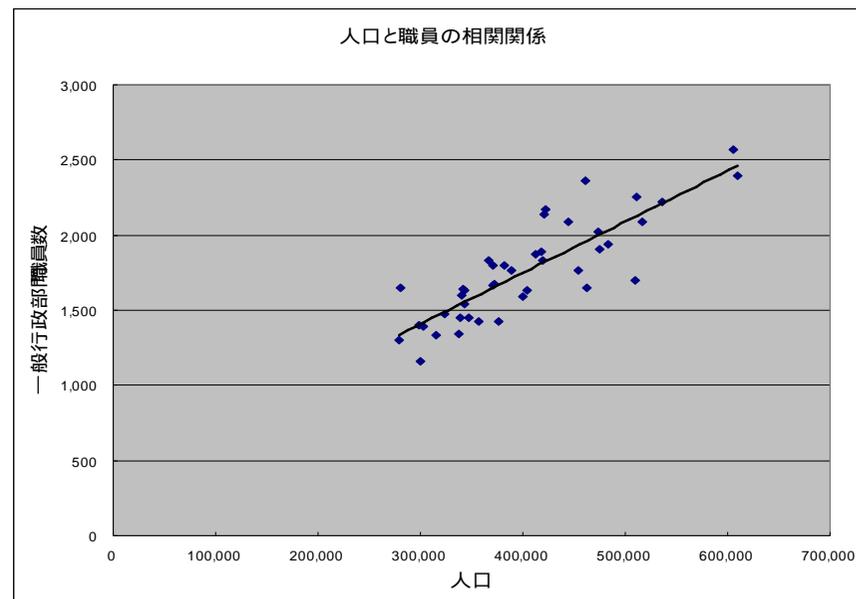
S56年7月…当時の自治省(現総務省)に、定員管理研究会設置
 「定員モデル」の開発
 行政ニーズの変化や地方公共団体の行う事務の流れにあわせた改定
 地方公共団体の適正な定員管理の取組手法の検討

区分	定員モデル (S58年～H16年、H22年)	定員回帰指標 (H20年～)	類似団体別職員数 (S54年～)
説明要素	人口のほか30～40程度	人口、面積	人口
試算値の内容	部門ごとの行政需要を表す統計数値(事業所数、生活保護受給世帯数等)による試算職員数	人口と面積による試算職員数(平均職員数)	加重平均の職員数

いずれの参考指標においても、人口が主要な要素として用いられている

あるべき職員数を考えるにおいては、行政における代表的な統計数値であり、住民にとっても、行政需要と職員数の関連を実感しやすく、分かりやすい指標として、人口を用いることが適切との考え方を同研究会は示している

なお、中核市42市の職員数(一般行政部門ベース)と人口との相関を表すと右図の通りとなり、一般的に高い相関関係があるといわれるレベルの分布となっている



職員数: 総務省定員管理調査(H24年4月1日)
 人口: H22年国勢調査

3 . 財産・債務の承継(案)

【試案4(5区 北区・中央区合体)】

目 次

1	財産・債務の現状	え財産 - 1
2 1	財産・債務の承継の全体概要	え財産 - 6
2 2	財産の承継について	え財産 - 9
2 3	債務の承継について	え財産 - 18
3	特別区及び新たな広域自治体への承継の姿	え財産 - 29
	参考資料	え財産 - 39

この資料における用語について

「政令等会計」	特定の収入(保険料など)によって、まかなわれている事業について、一般会計と区別して経理する会計。公債費会計は政令等会計に含める
「準公営企業」 「公営企業」	地下鉄、水道、病院事業など、民間企業のようにサービスを受ける方の料金を基本に運営している企業 準公営企業・・・地方公営企業法の規定(財務規定等、組織、身分取扱い)のうち財務規定等が適用される 公営企業・・・地方公営企業法の規定の全部が適用される

「行政財産」	公有財産のうち、公用・公共用に供すると決定された財産。「行政的目的のある普通財産」「無体財産権」のほか、公有財産ではない「物品」を含めることとする
「普通財産等」	「普通財産」と「公有財産以外の財産」を合わせて「普通財産等」とする(行政財産に含めたものを除く)

1 財産・債務の現状

(1) 大阪市の財産・債務の現状

大阪市が保有する財産は、全会計で約 1 兆 1 , 0 5 0 億円(注)

大阪市の地方債は、全会計で約 4 兆 9 , 9 9 3 億円

・債務負担行為としては、別途 約 3 , 5 4 3 億円 (H25当初予算ベース)

(注) 数値は、土地・建物は市公有財産台帳データ(H23.3.31時点)、物品は市財務会計システム物品管理データ(H25.4.1時点)によるほか、H23年度決算書の「大阪市財産に関する調書」のベースによる(詳細は、5ページ参照)。ただし、準公営・公営企業会計については、各会計のH23年度決算書による

新たな大都市制度への移行に当たり、特別区(一部事務組合含む)や新たな広域自治体において、適切に住民サービスを提供できるよう、すべての大阪市の財産・債務について承継先を決定する必要

大阪市全会計のうち、準公営企業及び公営企業会計に係る承継については、次のとおり

【準公営企業会計】

新たな事務分担(案)に基づき、
会計ごと新たな広域自治体に承継

【公営企業会計】

民営化や地方独立行政法人化の
動きを踏まえ、個別に検討

一般会計及び政令等会計の財産・債務を対象に、承継先を整理

大阪市各会計の財産・債務の状況

会計区分		財産	債務	
			地方債	債務負担行為
一般会計		7兆7,639億円	2兆8,278億円	1,667億円
政令等会計 (11会計)	食肉市場、市街地再開発、駐車場、有料道路、土地先行取得、母子寡婦福祉貸付資金、国民健康保険、心身障害者扶養共済、介護保険、後期高齢者医療、公債費	5,269億円	5,054億円	-----
小 計		8兆2,908億円	3兆3,332億円	1,667億円
準公営企業 (3会計)	中央卸売市場事業 港営事業 下水道事業	1兆8,440億円	7,712億円	749億円
公営企業 (5会計)	自動車運送事業(バス) 高速鉄道事業(地下鉄) 水道事業 工業用水道事業 市民病院事業	1兆9,702億円	8,949億円	1,127億円
全会計 合計		12兆1,050億円	4兆9,993億円	3,543億円

【一般会計・政令等会計について】

- ◆ 財産については、新たな事務分担(案)や財産の性格を踏まえながら、承継ルールを設定
- ◆ 債務負担行為については、債務の性格別に承継ルールを設定
- ◆ 地方債については、債権者保護の必要性等を踏まえながら、承継ルールを設定

(2) 一般会計・政令等会計の財産

え財産-3

財産区分	一般会計			政令等会計		
	数量	金額	主な内容	数量	金額	主な内容
土地	3,983件 4,704ha	5兆2,586億円	道路、公園、霊園、地域集会所 敷地 など	72件 242ha	1,796億円	土地先行取得会計 保有地 227ha 1,603億円
うち普通財産 (行政財産に含めたものを除く)	283件 117ha	1,593億円	事業予定又は利用計画のない土地、小学校跡地、市営住宅跡地 など	10件 2ha	50億円	食肉市場会計 (土地) 10ha 104億円 (建物) 3ha 45億円
建物	2,453件 1,247ha	1兆6,997億円	学校、保健所、市営住宅、市本 庁舎、区役所、消防署、清掃工 場 など	5件 5ha	57億円	
うち普通財産 (同上)	115件 19ha	179億円	事業廃止後の建物 保育所跡、庁舎跡 など	-	-	
土地・建物 計		6兆9,583億円			1,854億円	
物品	10,386件	1,107億円	美術品、消防関係の物品 など	-	-	
動産	79件	-	船舶、浮棧橋、消防用ヘリ など	-	-	
物権	26,483㎡	-	地上権	-	-	
無体財産権	30件	-	市業務に関連して取得した特許	-	-	
株式	34社	1,742億円	次ページ参照	-	-	
出資による権利	65件	2,334億円		-	-	
債権	67件	1,342億円		4件	41億円	
基金・現金	38件	1,531億円		3件	3,374億円	公債償還基金ほか
合計	-	7兆7,639億円		-	5,269億円	

工作物(橋りょう、門、堀、表示板等)は、不動産の一部であるが、台帳が未整備のため、金額・件数等に含まれていない
 信託受益権(オーク200関係、1件)については、訴訟において放棄を主張中であり、その取扱いは状況を踏まえて別途検討
 端数処理の関係で、内訳と合計が合わない場合がある(次ページ以降も同じ)

一般会計・政令等会計の財産の例

(金額:億円)

財産区分	事 例			
土地・建物	博物館・美術館等817億円、公園10,126億円、道路7,354億円、消防612億円、本庁舎817億円 など			
うち普通財産(同前)	事業予定又は利用計画のない土地、建物など			
物品	美術品 607億円、消防関係のシステム等 171億円、高校関係のシステム等 26億円、胃がん検診車 0.8億円など			
動産	船舶 16隻、けい船浮標 17個、浮棧橋 44個、消防用ヘリコプター 2機			
株式	関西国際空港土地保有(株)株式	450.4	大阪港埠頭(株)株式	301.2
	(株)湊町開発センター株式	268.9	関西高速鉄道(株)株式	180.0
	アジア太平洋トレードセンター(株)株式	115.0	関西電力(株)株式	97.2
出資による権利				
(出資)	(独法)日本高速道路保有・債務返済機構出資金	1,178.3	公立大学法人大阪市立大学出資	981.8
	(地独)大阪市立工業研究所出資	48.5	(独法)都市再生機構出資金	2.5
(出捐金)	(公財)大阪府暴力追放推進センター出捐金	8.0	(一財)大阪スポーツみどり財団出捐金	3.0
	(公財)大阪科学振興協会出捐金	2.5	(一財)大阪市教育振興公社出捐金	2.2
債権				
(個人向け貸付金)	母子福祉貸付金(母子寡婦福祉貸付資金会計)	34.1	災害援護資金貸付金	1.6
(法人向け貸付金)	関西国際空港土地保有(株)貸付金	240.7	アジア太平洋トレードセンター(株)貸付金	156.2
	大阪外環状鉄道(株)貸付金	101.5	夢洲コンテナターミナル(株)貸付金	95.6
	公立大学法人大阪市立大学貸付金	20.3	大阪港埠頭(株)貸付金	55.9
(保証金等)	賃借している庁舎等の入居保証金	31.3		
基金・現金				
(減債・財政調整)	公債償還基金(公債費会計)	3,331.5	財政調整基金	1,219.1
(その他の蓄積基金)	大阪市教育振興基金	101.8	大阪市社会福祉振興基金	21.0
	大阪市介護給付費準備基金 (介護保険事業会計)	42.4	大阪市地域活性化事業基金	11.8
	東洋陶磁美術館振興基金	1.0	大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金	0.8
(定額基金)	大阪市美術品等取得基金	30.0	建物移転運用基金	20.0
	不動産運用基金	6.5	災害救助基金	5.0

財産

一般会計・政令等会計

土地・建物	市公有財産台帳データ(H23.3.31時点)
物品	市財務会計システム物品管理データ(H25.4.1時点。ただし、美術品はH24.9.30時点) (注) 取得価格100万円以上のものを抽出
動産	H23年度決算書「H23年度大阪市財産に関する調書」ベース (件数)
物権	H23年度決算書「H23年度大阪市財産に関する調書」ベース (平方メートル)
無体財産権	H23年度決算書「H23年度大阪市財産に関する調書」ベース (件数)
株式・出資による権利	H23年度決算書「H23年度大阪市財産に関する調書」ベース
債権	H23年度決算書「H23年度大阪市財産に関する調書」ベース
基金・現金	H23年度決算書「H23年度大阪市財産に関する調書」ベース (基金のみ) ただし、H24年度創設の財政調整基金分のみ、都市整備基金の残高から控除した試算額とした

処分済みのもの、解散会社の株式、償還済み(予定)の貸付金、廃止済みの基金などは除外

準公営・公営企業会計

…H23年度各会計決算ベース

債務

債務負担行為	H25年度各会計当初予算ベース(H25年度以降支出予定額) 支出予定額として具体的な金額の記載がないものは、合計金額に含めていない
地方債	H23年度各会計決算ベース

2-1 財産・債務の承継の全体概要

(1) 財産・債務の承継について（一般会計・政令等会計）

（財産の承継について）

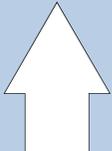
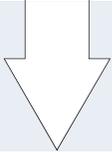
区分	承継ルール		備考
行政財産	行政執行に直接使用する財産。住民サービスの適切な承継を重視	▶ 新たな事務分担(案)に基づき、財産の所在特別区（一部事務組合含む）や新たな広域自治体に承継	小・中学校、幼稚園、保健所、道路、公園 など
普通財産等	行政執行への寄与は間接的。市民が築いた財産であることを重視	▶ 所在特別区（同上）に承継 新たな広域自治体には、新たな事務分担(案)等に密接不可分なものに限定	施設の跡地、株式、債権 など

（債務の承継について）

区分	承継ルール		備考	
債務負担行為	確定債務	契約等は各事業と密接不可分	▶ 新たな事務分担(案)に基づき承継	図書館、公園の工事などで複数年度にわたる契約
	偶発債務	外郭団体等の資金調達への与信は、市と同等の与信能力のあるものに承継	▶ 新たな広域自治体に承継	債務保証、損失補償
地方債	債権者保護の観点、市場秩序の維持に留意		▶ 新たな広域自治体に承継し、償還	償還財源は財政調整財源等で負担 え財産-6

(2) 財産・債務の承継について (準公営・公営企業会計)

区分	事業	承継ルール
準公営企業	中央卸売市場事業	<p>▶ 新たな事務分担(案)に基づき、会計ごと新たな広域自治体に承継</p>
	港営事業	
	下水道事業	
公営企業	自動車運送事業 (バス)	<p>▶ 「バス事業民営化基本プラン(案)」(H25年5月)を策定 ・地下鉄事業とは完全分離し、民間バス事業者へ路線譲渡 (目標年度:H26年度) 路線譲渡の中で債務を処理</p>
	高速鉄道事業 (地下鉄)	<p>▶ 「地下鉄事業民営化基本プラン(案)」(H25年5月)を策定 ・株式会社を設立し、上下(運行・運営、施設保有)を一体的に経営 ・当面、100%大阪市出資の会社とし、将来的な完全民営化をめざす (目標年度:H27年度) 新会社の株式は、株式の承継ルールに沿って特別区に承継</p>
	水道事業	<p>▶ 公営企業としての改革は進めつつ、経営形態の変更(民営化)の検討を進めることとしている(H25年秋ごろに検討結果のとりまとめ予定) (目標年度:今後明確化) 財産・債務の取扱いは、民営化検討の中で整理</p>
	工業用水道事業	
	市民病院事業	<p>▶ 地方独立行政法人へ移行予定 (目標年度:H26年度) 法人への出資は、病院事業と密接不可分なものとして、新たな事務分担(案)に基づき新たな広域自治体に承継</p>


**新たな広域自治体に承継する準公営・公営企業
関係の地方債の償還財源は、各企業が負担**


(3) 財務リスクの取扱いについて

将来の財政に悪影響を及ぼすことが懸念される財務リスクには、債務が顕在化しているものや、今後、債務が発生する可能性があるもの（偶発債務）などがあるが、管理するリスクの規模や与信能力といった観点から、**新たな広域自治体での管理を基本とする**

財務リスクの類型	今後の対応の方向性等
リスクが顕在化しているもの (例) 阿倍野再開発事業	関連市債は新たな広域自治体に承継し、償還 償還財源は財政調整財源等で負担
今後、債務が発生する可能性があるもの (偶発債務) (例) MDC(湊町開発センター) ATC(アジア太平洋トレードセンター) クリスタ長堀	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 60%;"> <p>大阪市の信用力を背景にして負担した損失補償等の債務</p> <p>金融機関等の信用保護のため、市と同等の与信能力のある者への承継が必要</p> </div> <div style="margin: 0 10px; font-size: 2em;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 35%;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 新たな広域自治体に承継 関係法人の経営状況を監視し、経営等の抜本的対策に取り組む ◆ 引当財源として、財政調整基金・貸付金^(注)を新たな広域自治体に承継 ◆ 引当財源の不足に対する特別区の負担方法、リスク解消後の残余財産の分配は、都区協議会で協議 </div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">(注) 損失補償等の相手方に対する市貸付金</p>
特別会計所管事業 (準公営・公営企業会計、国保会計)	◆それぞれの会計ごとに、現在実施している経営計画等に基づく取り組みを進めた上で、各事業を承継した事業主体において改めて課題等を整理・検討し、健全化を図る

(1) 一般会計・政令等会計における財産の承継についての基本的な考え方

現在の大阪市の財産は、市民が長い歴史の中で築き上げてきた貴重なもの
財産は、必要な住民サービスを支え、生み出す基盤として、適切に承継していく必要

- ◆ **新たな事務分担(案)に基づき、各特別区（一部事務組合含む）や新たな広域自治体に承継**
- ◆ **市の財産は、その性格を踏まえ、財産の所在する特別区への承継を基本とし、新たな広域自治体への承継は、新たな事務分担(案)により承継が必要となるものに限定**
- ◆ **新たな広域自治体へ承継される財産の事業終了後の取扱いについては、都区協議会で協議し、方向性を決定**

行政財産^(注)

公有財産のうち、公用・公共用に供すると決定された財産であり、行政執行の直接的な物的手段

不動産（従物含む）・物権

動産（従物含む）・物品

無体財産権

普通財産等^(注)

普通財産

公有財産のうち、行政財産以外の一のもの

不動産（従物含む）

株式・出資による権利

公有財産以外の財産

債権

基金・現金

基本的な承継ルール

新たな事務分担(案)に基づき、財産の所在特別区（一部事務組合含む）や新たな広域自治体へ承継

基本的な承継ルール

特別区に承継することを基本

新たな広域自治体への承継は、新たな事務分担(案)に基づくものや債務承継に伴うものなど、新たな広域自治体が担う役割と密接不可分なものに限定

(注)「行政財産」には、「行政的目的のある普通財産」「無体財産権」のほか、公有財産ではない「物品」を含めて検討
「普通財産」と「公有財産以外の財産」を合わせて「普通財産等」として検討(行政財産に含めたものを除く)

(2) 行政財産の承継

行政財産の基本的取扱い (不動産、物権、動産、物品など)

(承継ルールの考え方)

行政財産は、住民サービスの提供などの行政目的の達成のため、直接の物的手段として使用されるもの

新たな大都市制度への移行後、適切に住民サービスが提供されるよう、**新たな事務分担 (案) に基づいて、各特別区 (一部事務組合含む) 又は新たな広域自治体に承継**



新たな事務分担 (案)	承継先	事例
特別区	財産の所在特別区	幼稚園、小・中学校、保健所、市営住宅、市道、地域の公園、市本庁舎、区役所などの土地・建物・構造物 これらに付随する備品、事務機器、車両 など
水平連携 (特別区)	一部事務組合	中央図書館、中央体育館、斎場 など
新たな広域自治体	新たな広域自治体	高等学校・特別支援学校、美術館・博物館、国・府道、大規模な公園、国際見本市会場、消防施設などの土地・建物・構造物やこれらに付随する車両・船舶・航空機 など

その他の行政財産の取扱い（無体財産権）

（承継ルールのお考え方）

特許権・商標権等の無体財産権は、特定の事務の目的を達成するために得たもの
 無体財産権は、関連する事務と密接不可分であるため、**新たな事務分担（案）に基づいて、
 各特別区（一部事務組合含む）又は新たな広域自治体に承継**

新たな 事務分担(案)	承継先	事例
特別区	関連する財産の 所在特別区	資源ごみの検出方法に関する特許権
水平連携 (特別区)	一部事務組合	ごみ焼却炉からの排ガスの処理方法に関する特許権 斎場における棺台車に関する特許権 など
新たな 広域自治体	新たな 広域自治体	環境科学研究所関係の特許権 (例) ダイオキシン類固形物の無害化処理方法に関する特許権 低乳糖牛乳の製造方法に関する特許権 など

(3) 普通財産等の承継

(承継ルールの考え方)

普通財産等は、住民サービスに直接使用されるものではなく、主に経済的価値の発揮を目的とするものであるため、**特別区に承継することを基本とする**

例外として、新たな広域自治体等に承継するものは、新たな事務分担(案)に基づくものや債務承継に伴うものなど、新たな広域自治体等が担う役割と密接不可分なものに限定

* 財産区分ごとの承継ルールの考え方等については、下記ページに後掲

財産区分	特別区への承継方法	事例	ページ
不動産等	所在特別区	旧区画整理事業用地、公設市場跡地 など (例外) ・市外に所在する土地・建物《一部事務組合》(注)	39
株式・出資による権利	特別区数割 <small>各特別区に均等に配分</small>	関西電力(株)株式、財団法人への出資、出捐 など (例外) ・港湾、空港、高速道路事業に関連する株式・出資金《新たな広域自治体》 ・公立大学法人大阪市立大学出資など《新たな広域自治体》	39

債権	(個人向け貸付金) 債務者割 区内の債務者数や債務額に応じて 配分	災害援護資金貸付金、母子福祉貸付金 など (例外) ・国民健康保険出産費資金貸付金《一部事務組合》	39 40
	(法人向け貸付金) 特別区数割	大阪外環状鉄道(株)貸付金、 大阪市都市型産業振興センター貸付金など (例外) ・大学、港湾、空港、高速道路事業に関連する貸付金《新たな広域自治体》 ・アジア太平洋トレードセンター貸付金など《新たな広域自治体》	
	(保証金) 賃借施設等の 所在特別区	賃借施設にかかる入居保証金(敷金) など (例外) ・八尾ごみ処理工場にかかる工業用水道給水保証金など《環境施設組合》(注) ・アジア太平洋トレードセンター(株)保証金など《新たな広域自治体》	
基金・ 現金	特別区数割、人口 割など客観的な指 標により配分	大阪市教育振興基金、大阪市社会福祉振興基金 など (例外) ・大阪市介護給付費準備基金、 大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金《一部事務組合》 ・東洋陶磁美術館振興基金など《新たな広域自治体》 ・大阪市地域活性化事業基金、大阪港振興基金《関係特別区》	40
	(債務・財務リスク への引当て)	・公債償還基金《新たな広域自治体》 ・財政調整基金《新たな広域自治体》	

(注) 特定の特別区に所在しない市外の財産は、一元的に管理運営する観点から、一部事務組合に承継

(注) 《一部事務組合》は、新たな特別区を構成団体として新設する一部事務組合

《環境施設組合》は、今後新たに設置する予定のごみ処理工場の設置・運営を行う一部事務組合

(4) その他財産の承継について留意すべき事項

【行政財産】

(受益等が複数の特別区に及ぶ財産)

項目	考え方
<p>次のような施設や物品の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益、利用範囲が複数の特別区に広がるもの ・ 市内に一つしかないもの <p>(例) 市本庁舎、大阪国際交流センター、がん検診車</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設等の所在特別区に承継 ➤ ただし、共同利用が必要な場合は、関係特別区間で協議・調整を行う
<p>新たな広域自治体と特別区に区分される事務の双方に利用されている施設の取扱い</p> <p>(例) 消防署(新たな広域自治体)や屋内プール(特別区)などが併設された施設(此花会館) など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設等の所在特別区に承継 ➤ なお、関係特別区と新たな広域自治体で協議・調整のうえ共同利用する

(物品の取扱い)

項目	考え方
<p>物品の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新たな事務分担(案)に基づき、各特別区及び新たな広域自治体に承継 ➤ なお、美術品については、美術館に関する新たな事務分担(案)に基づき新たな広域自治体に承継

【普通財産等】

（普通財産等を所在特別区に承継することで生じる特別区間の偏在）

項目	考え方
まちづくりへの転活用や、貸付料などの運用益、売却益が期待できる普通財産が、承継先を所在特別区としたことで特別区間に偏在を生じることについて	<ul style="list-style-type: none">➤ 地域の実情に合った活用方法等を住民自らが身近な所で決定できるよう、特別区に承継することを基本とするが、特別区間で偏在が生じるという課題があり、さらに検討を進める必要がある<ul style="list-style-type: none">・各特別区間の偏在の状況は、31・32ページを参照・今後の検討課題については、38ページを参照

（株式の配分と株主としての地位の維持）

項目	考え方
特別区に承継する株式は、各区に配分することとするが、株主として再編前と同等の地位を維持できない可能性もある	<ul style="list-style-type: none">➤ 株式の活用、処分の方針は、住民自らが身近な所で決定できるよう、特別区に配分の上、承継することを基本とする➤ 株主としての権利を行使するために一定の持株比率が必要な場合には、各区の共同により、従来株主としての権利を行使することも可能➤ 権利を共同で行使するかどうかは、各特別区長が協議の上、判断

（基金の取扱い）

項目	考え方
寄付を原資とする基金の取扱い	<ul style="list-style-type: none">➤ 各特別区に承継し、寄付の趣旨を踏まえた活用に努める

2 - 3 債務の承継について

(1) 債務の承継についての基本的な考え方

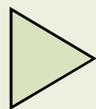
新たな大都市制度へ移行後、各特別区が新たに負担する債務は、各特別区が履行、償還
一方で、移行前の大阪市の債務については、債権者の保護に配慮しながら、履行、償還の責任を果たしていく必要

(債務の承継ルールの整理)

承継に際しては、債務の内容によって異なる対応を検討する必要

- ・ 工事請負契約など既に確定している債務は、各事業との関係が密接不可分
- ・ 損失補償や債務保証については、関係金融機関に対する与信の維持が重要
- ・ 地方債についても、市場公募債の取扱いをはじめ、特有の課題を踏まえた対応が必要

債務の内容、債権者保護の必要性などを踏まえながら、「債務負担行為」や「地方債」などの区分に応じた承継先を整理



さらに、将来の財政に悪影響を及ぼすことが懸念される
「財務リスク」についても、今後の対応の方向性を整理

(2) 債務負担行為の承継

債務負担行為の概要

(基本的な考え方)

債務負担行為は、議決を経た予算に基づき、債務を負担することとしたもの
新たな大都市制度へ移行後も、承継先を明確にして、債務を履行する必要
債務負担行為は、次の2つに区分

確定債務・・・契約等に基づき、後年度に発生が確実な債務負担
・区庁舎建設工事 ・道路築造工事 ・校舎建設工事 など

偶発債務・・・損失補償や債務保証など、与信が目的であり、発生が不確実な債務負担
・特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償 ・駐車場建設等に伴う資金借入金に対する債務保証 など

「確定債務」と「偶発債務」に区分し、承継ルールを整理

確定債務の取扱い

(承継ルールの考え方)

債務負担行為に基づく契約等は、各事業と密接不可分であることから、**新たな事務分担(案)に基づいて、特別区(一部事務組合含む)又は新たな広域自治体に承継**

複数の特別区にまたがるものについては、例えば工事区間延長や経費積算などにより、関係特別区の負担割合をあらかじめ確定

(確定債務と承継先)

(項目・金額は、H25年度大阪市当初予算による) (単位：千円)

項目	H25年度以降 支出予定額	事務分担に基づく承継先	承継基準
一定期間経常的に実施する事業			
家賃対策補助・利子補給など助成事業	29,958,382	各特別区	対象者等に応じた所要額
省エネルギーサービス(ESCO)事業	506,017	各施設を所管する団体 (特別区、一部事務組合 又は新たな広域自治体)	
基幹事務系システムに関する契約 (税務、総合福祉、住民基本台帳など)	10,480,878	一部事務組合	
上記以外のシステムに関する契約	4,894,948	現行システムを承継する特別区	
投資的事業の経費を割賦負担するもの			
緑地・公園整備に伴う資金の償還	1,019,013	所在特別区	各事業の償還所要額
高等学校教育改善(空気調節設備導入)事業	649,383	新たな広域自治体	
投資的事業			
区庁舎・区民施設等建設・改修工事	37,127,409	所在特別区	各工事契約の所要額
ごみ焼却処理事業の人事給与等システム整備	54,000	環境施設組合	
橋りょう・共同溝・公園整備等	10,247,000	対象施設の所管団体 (特別区又は新たな広域自治体)	各工事契約の所要額
消防庁舎・設備等整備	2,819,085	新たな広域自治体	
図書館建設工事	436,000	所在特別区 中央図書館の場合は一部事務組合	各工事契約の所要額
市立大学学舎整備助成	7,341,353	新たな広域自治体	
校舎建設	9,483,000	対象校を所管する団体 (特別区又は新たな広域自治体)	各工事契約の所要額

偶発債務の取扱い

(承継ルールの方)

損失補償や債務保証は、外郭団体等が金融機関から資金を調達できるようにするために、市が行ってきたもの

金融機関は、損失補償等での与信により、融資を実行・継続してきたもの

融資の枠組みを維持するには、同等の与信能力のある者に承継する必要があるため、新たな事務分担(案)に対応して承継すべきものを除き、**新たな広域自治体に一元化して承継することを基本とする**

(偶発債務に対する引当財源についての考え方)

偶発債務は、一時期に多大な財政負担が生じ、財政運営に大きな影響を与える可能性があり、対応する財源をあらかじめ引き当てておくことが必要

偶発債務の引当財源として、財政調整基金(H24年度創設)を新たな広域自治体に承継
損失補償の相手方に対する市貸付金についても、新たな広域自治体に承継。発生する元利償還金は、将来リスクへの引き当てとして基金に積み立て

引当財源が不足する場合の財源捻出や特別区の負担方法などについては、都区協議会で協議

偶発債務のリスク解消時の残余財産は、特別区に配分することを基本に、都区協議会で協議の上、決定

（偶発債務と承継先）

（項目・金額は、H25年度大阪市当初予算による）

（単位：億円）

項目	損失補償等の対象債務残高	承継先
都市再開発融資に伴う損失補償（注）	54	特別区
外貿埠頭・フェリー埠頭建設資金調達に伴う損失補償（大阪港埠頭（株）関係）	108	新たな 広域自治体
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償（MDC（湊町開発センター）関係）	51	新たな 広域自治体
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償（ATC（アジア太平洋トレードセンター）関係）	247	新たな 広域自治体
特定調停に伴う資金借入金に対する損失補償（クリスタ長堀関係）	88	新たな 広域自治体

（注）「都市再開発融資」は、事業者が市街地再開発事業によって建設した建物の一部を購入する資金を市と各金融機関が協調して融資する制度。この融資事業の新たな事務分担（案）は「特別区」であり、損失補償も融資事業と一体不可分なものであることから、「特別区」に承継

市HP「財務リスクに係る取組・処理状況について（平成25年3月末見込み）」による

（今後検討する必要があるもの）

（単位：億円）

項目	損失補償等の対象債務残高	承継先
駐車場の建設等に伴う資金借入金に対する債務保証（市道路公社関係）	355	市公社のあり方の検討を踏まえて、別途検討

(3) 地方債の承継

(承継ルールの考え方)

新たな事務分担(案)のもとで、各特別区及び新たな広域自治体が新規に発行する地方債は、それぞれの判断と責任で発行、管理

一方で、発行済みの大阪市債については、債権者保護の観点から、**新たな広域自治体に一元化して承継し、償還することを基本とする**

市場秩序維持の観点から分割できない

市場公募債(注)など既に金融市場で取引されている大阪市債を回収し、「特別区債」に分割(名義変更)することは、事実上不可能。また、債権者保護を優先し、市場の秩序維持を図る観点からも、大阪市債は一元的に新たな広域自治体に承継し、償還することが適当

(注) 市場公募債とは、証券市場において、広く投資家に購入を募る方法により資金調達した地方債。大阪市内は、民間等資金の大部分を市場公募債で資金調達(H23年度末地方債残高(全会計)4兆9,993億円に占める民間等資金は、3兆2,659億円で、そのうち市場公募債は2兆3,820億円〔詳細は参考資料 41, 42ページ〕

財産形成につながらない地方債の取扱い

地方債は、本来、建設事業など財産形成につながる事業の財源として発行されるが、財産形成につながらない市債も発行されており、これらの各特別区ごとの債務残高を確定させることができないため、一元的に承継し、償還することが必要(例えば、地方交付税の代替として発行される臨時財政対策債、減収補てん債、退職手当債等の赤字債)

(新たな広域自治体に承継される地方債の償還についての考え方)

市債は一括して、新たな広域自治体へ承継

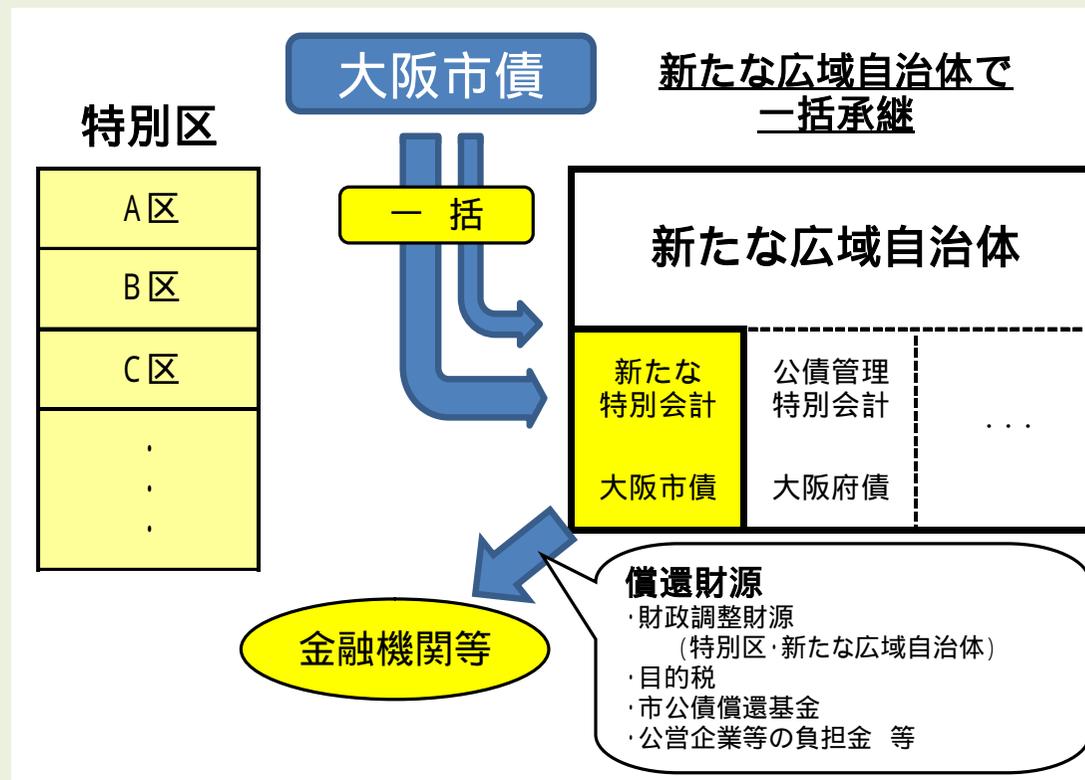
新たな広域自治体では、特別会計を新設し、承継する市債に関する公債管理を独立・明確化

償還財源は財政調整財源等で負担

あわせて、市の「公債償還基金」は、新たな広域自治体に一括して承継

承継に伴う財政指標の算定方法については、総務省と調整

《参考イメージ》



将来の財政に悪影響を及ぼすことが懸念される財務リスクには、債務が顕在化しているものや、今後、債務が発生する可能性があるものなどがあるが、偶発債務については管理するリスクの規模や与信能力などの観点から、**新たな広域自治体で一元化して管理することを基本とする**

財務リスク

リスクが顕在化しているもの

地方債を償還していくもの
例：阿倍野再開発事業、
此花西部臨海地区土地区画整理事業
道路公社

- 地方債は新たな広域自治体に承継し、償還。償還財源は財政調整財源等で負担（再掲）
- 公社のあり方の検討を進めており、別途検討（再掲）

今後、債務が発生する可能性があるもの（偶発債務）

債務負担行為（偶発債務）
例：MDC、ATC、クリスタ長堀
訴訟係争中の案件
例：オーク200

- 融資の枠組みを維持するため、市と同等の与信能力のある新たな広域自治体に承継（再掲）
- 状況を踏まえて、今後検討

特別会計所管事業（準公営・公営企業会計、国保会計）

累積赤字、資金不足等
例：国民健康保険事業、バス事業、
市民病院事業など

- 各会計で健全化に取り組んでおり、事業を承継した主体においても、課題等を整理・検討し、健全化を図る

(財務リスクの類型別承継先)
リスクが顕在化しているもの

項目・金額は、「財務リスクに係る取組・処理状況について
(平成25年3月末見込み)」による

項目	今後の収支不足見込額等	承継先	今後の対応の方向性
阿倍野再開発事業	(H75年度まで) 1,630億円	市債・新たな 広域自治体 財産・特別区	市債の償還は、別途検討する枠組みの中 で計画的に償還
此花西部臨海地区 土地区画整理事業	(H47年度まで) 68億円		
道路公社	引継ぎ時(H43年度)残債務額38億円の 圧縮を目標 (資金投入等を行わない場合、393億円)	別途、検討	市政改革プランや大阪府市統合本部会議 での議論を踏まえ、早期解散も視野に入れ て、公社のあり方の検討を進める

今後、債務が発生する可能性があるもの(偶発債務)

項目	債務額 ()は必ずしもリスクが顕在化しないもの	承継先	今後の対応の方向性
MDC (湊町開発センター)	金融機関借入金 (51億円)	新たな 広域自治体	関係法人の経営状況を監視し、経営等の 抜本的対策に取り組む
ATC (アジア太平洋トレードセンター)	金融機関借入金 (247億円)		
クリスタ長堀	金融機関借入金 (88億円)		
オーク200 (土地信託事業)	借入金+敷金 (679億円)		現在、係争中 状況を踏まえて、信託受益権(訴訟におい て放棄を主張)の取扱いも含め、今後検討

特別会計所管事業（準公営・公営企業会計、国保会計）

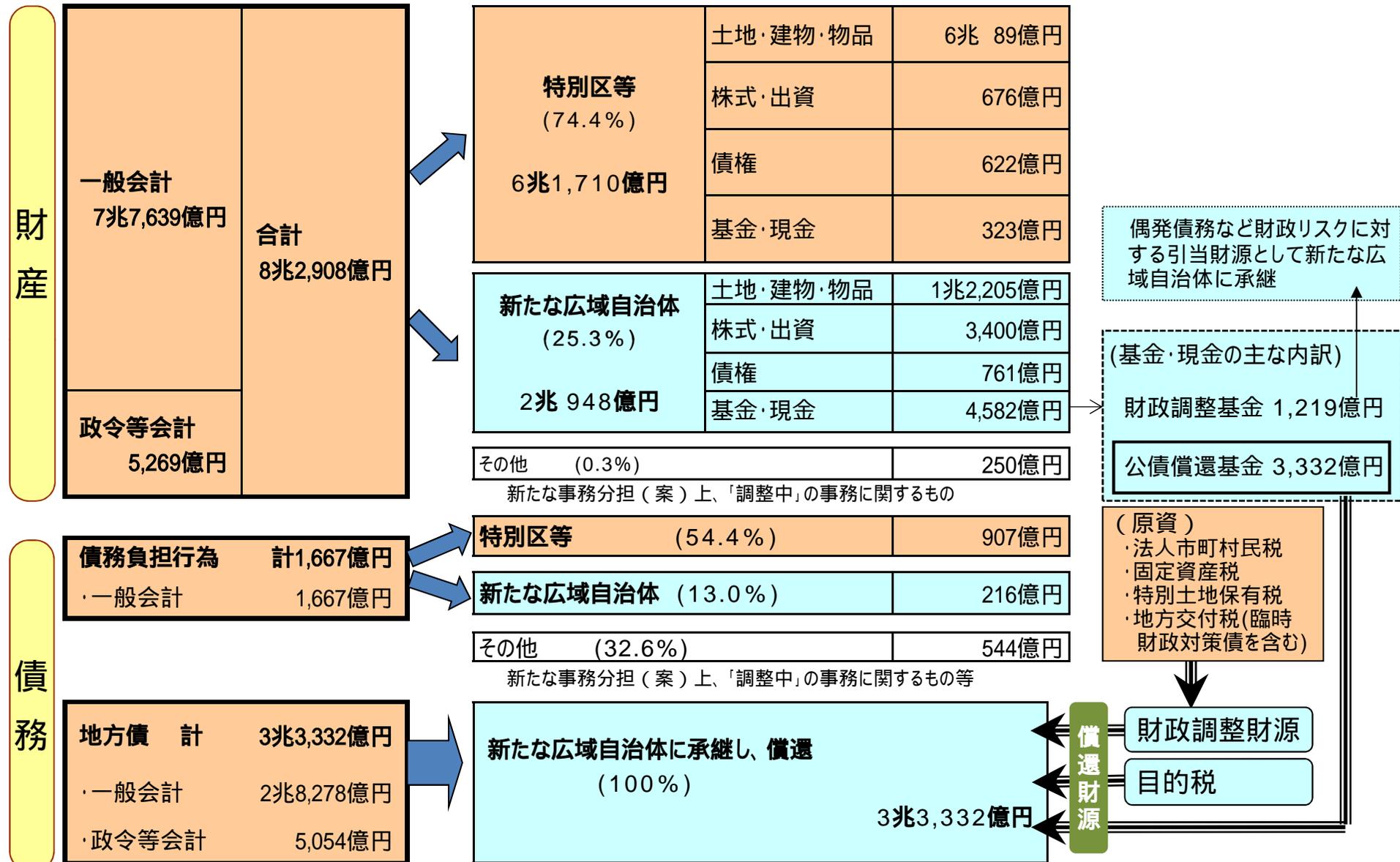
項目	資金不足額等	承継先	今後の対応の方向性
国民健康保険事業	累積赤字額 178億円	一部事務組合	・大阪市では、収納対策の強化など会計の健全化に取り組んでいるが、国保の広域化に向けた条件整備として、累積赤字の圧縮解消が課題となる
中央卸売市場事業	資金不足額 (66億円) 資金不足比率 106.3%	新たな 広域自治体	・現在、「経営健全化計画」(H22.3策定)に基づく経営健全化の取り組みを実施中 ・事業を承継した主体においても、課題等を整理・検討し、健全化を図る
バス事業	資金不足額 (12億円) 資金不足比率 10.0%	(民営化)	・現在、「バス事業中期経営計画」に基づく事業改善の取り組みを実施中 ・民営化の動きも踏まえながら、事業を承継した主体においても、課題等を整理・検討し、健全化を図る
オスカードリーム	借入金 + 敷金 (282億円)		
市民病院事業	資金不足額 () (累積欠損金212億円) H24末見込み	(独立行政 法人化)	・現在、「大阪市市民病院改革プラン」(H21.3策定)に基づく経営改革の取り組みを実施中 ・独立行政法人化の動きも踏まえながら、事業を承継した主体においても、課題等を整理・検討し、健全化を図る

3 特別区及び新たな広域自治体への承継の姿

(1) 承継の姿

準公営企業・公営企業会計を除く

財産・債務の承継の姿（全体イメージ）



財産・債務の承継(一般会計・政令等会計の状況)

(財産)		特別区等	新たな広域自治体	備考
不動産	行政財産	5兆8,010億円	1兆1,357億円	行政財産では、消防、高等学校・特別支援学校、美術館等関係のほか、国際見本市会場などの産業拠点を新たな広域自治体自治体に承継。普通財産は特別区に承継
	普通財産	1,822億円		
物品		257億円	848億円	新たな広域自治体に承継する割合が高いが、その大半は美術館の美術品、消防関係の物品
株式		551億円	1,191億円	新たな広域自治体の新たな事務分担(案)と密接不可分な関西国際空港土地保有(株)株式、財務リスク関係などについては新たな広域自治体に承継
出資による権利		125億円	2,209億円	新たな広域自治体の新たな事務分担(案)と密接不可分な大阪市立大学出資などについては新たな広域自治体に承継
債権		622億円	761億円	新たな広域自治体の新たな事務分担(案)と密接不可分な大阪市立大学貸付金、財務リスク関係については新たな広域自治体に承継
基金・現金		323億円	4,582億円	財務リスクへの引当てとして、財政調整基金1,219億円を新たな広域自治体に承継。ただし、財務リスク解消後の残余財産は、特別区に配分することを基本に、都区協議会で協議 公債償還基金(公債費会計所管)は、市債の償還財源として、新たな広域自治体に承継
合計		6兆1,710億円	2兆948億円	

(債務)		特別区等	新たな広域自治体	備考
債務負担行為		907億円	216億円	契約等による確定債務は、新たな事務分担(案)に基づき承継。偶発債務は新たな広域自治体に承継
	うち偶発債務	54億円	108億円	
地方債			3兆3,332億円	地方債を新たな広域自治体へ一元的に承継。償還財源は財政調整財源等で負担

政令等会計には、債務負担行為に係る今後支出予定額がない(共同発行地方債に係る連帯債務は別途)

偶発債務のうち、特定調停に伴う資金借入金に係る損失補償(MDC(湊町開発センター)、ATC(アジア太平洋トレードセンター)、クリスタ長堀)については、今後の支出予定額が「特定調停による所要額」となっているため、数字に含まれていない。また、市道路公社関係は、別途検討としているため、含まれていない

財産・債務の承継の姿（特別区別イメージ）

各特別区別の内訳は、次のとおり

〔一般会計・政令等会計ベース
人口はH22年国勢調査による〕

試案4 特別区別

(億円)

	4 - A区	4 - B区	4 - C区	4 - D区	4 - E区	広域
(1)行政財産 (人口1人当たり(万円))	8,413 (154.7)	10,120 (216.3)	7,828 (159.4)	13,669 (222.8)	14,591 (265.8)	12,205 (13.8)
(2)普通財産 (人口1人当たり(万円))	117 (2.2)	634 (13.5)	13 (0.3)	199 (3.2)	800 (14.6)	0 (0.0)
(3)株式・出資による権利 (人口1人当たり(万円))	135 (2.5)	135 (2.9)	135 (2.7)	135 (2.2)	135 (2.5)	3,400 (3.8)
(4)債権 (人口1人当たり(万円))	123 (2.3)	125 (2.7)	123 (2.5)	123 (2.0)	126 (2.3)	761 (0.9)
(5)基金・現金 (人口1人当たり(万円))	52 (1.0)	59 (1.3)	52 (1.1)	52 (0.8)	64 (1.2)	4,582 (5.2)
財産合計 (人口1人当たり(万円))	8,840 (162.6)	11,072 (236.6)	8,152 (165.9)	14,178 (231.1)	15,715 (286.3)	20,948 (23.6)

(1)「行政財産」、(2)「普通財産」は、不動産・物品の金額

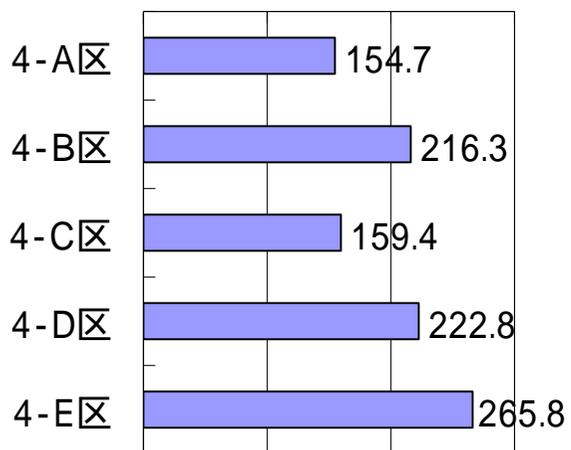
人口1人当たりの金額で見ると

〔端数処理の関係で、内訳と合計
が合わない場合がある(次ページ以降も同じ)〕

人口1人当たり財産(万円)

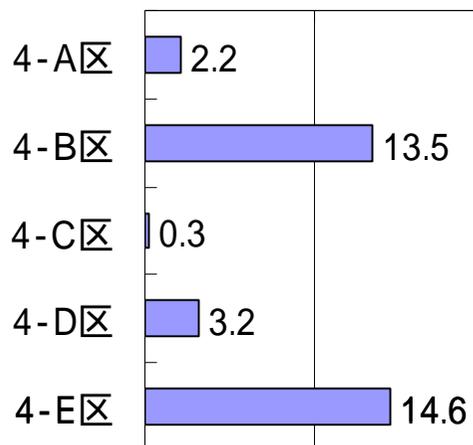
行政財産

0 100 200 300



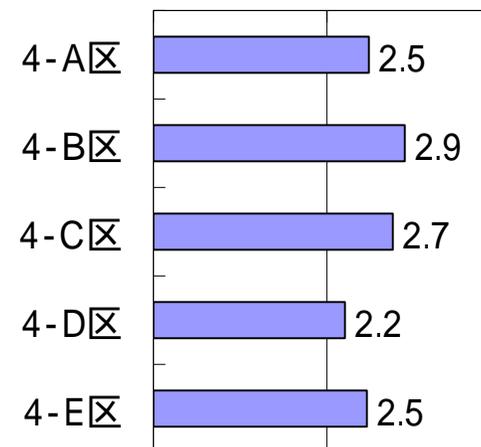
普通財産

0.0 10.0 20.0



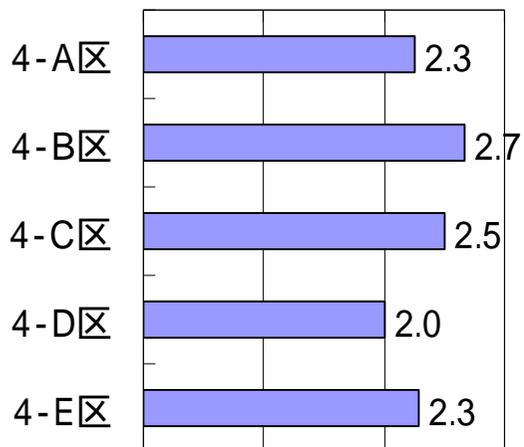
株式・出資

0.0 2.0 4.0



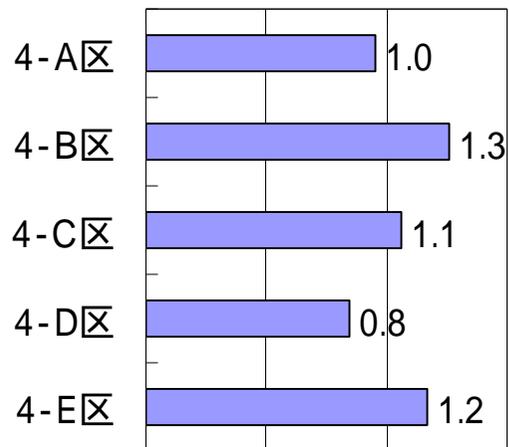
債権

0.0 1.0 2.0 3.0



基金・現金

0.0 0.5 1.0 1.5



【試案4】

(2) 区割り試案4の特別区別の試算

全体像

【試案4】

財産

(億円)

	総額	4-A区	4-B区	4-C区	4-D区	4-E区	組合	小計	広域	その他
一般会計	77,639	8,783	10,994	7,886	14,104	14,987	3,709	60,465	17,026	148
	100.0%	11.3%	14.2%	10.2%	18.2%	19.3%	4.8%	77.9%	21.9%	0.2%
政令等会計	5,269	57	78	265	73	728	42	1,245	3,922	101
	100.0%	1.1%	1.5%	5.0%	1.4%	13.8%	0.8%	23.6%	74.4%	1.9%
計	82,908	8,840	11,072	8,152	14,178	15,715	3,751	61,710	20,948	250
	100.0%	10.7%	13.4%	9.8%	17.1%	19.0%	4.5%	74.4%	25.3%	0.3%

(参考)

準公営企業会計	18,440	—	—	—	—	—	—	—	18,440	—
中央卸売市場	1,203	—	—	—	—	—	—	—	1,203	—
港営	3,891	—	—	—	—	—	—	—	3,891	—
下水道	13,346	—	—	—	—	—	—	—	13,346	—
公営企業会計	19,702	—	—	—	—	—	—	—	—	19,702
バス	289	—	—	—	—	—	—	—	—	289
地下鉄	13,578	—	—	—	—	—	—	—	—	13,578
水道	4,761	—	—	—	—	—	—	—	—	4,761
工業用水道	201	—	—	—	—	—	—	—	—	201
市民病院	872	—	—	—	—	—	—	—	—	872
全会計合計	121,050	8,840	11,072	8,152	14,178	15,715	3,751	61,710	39,388	19,952
	100.0%	7.3%	9.1%	6.7%	11.7%	13.0%	3.1%	51.0%	32.5%	16.5%

債務

債務負担行為

(億円)

	総額	特別区						小計	広域	その他	
		4-A区	4-B区	4-C区	4-D区	4-E区	組合				
一般会計	1,667	800						107	907	216	544

(参考) 債務負担行為については、現時点では、どの特別区の事業であるか特定できないため一括して記載

準公営企業会計	749	—	—	—	—	—	—	—	749	—	
公営企業会計	1,127	—	—	—	—	—	—	—	—	1,127	
計	3,543	800						107	907	965	1,671

政令等会計では、現時点で債務負担行為の設定がない

地方債

(億円)

	総額	特別区						小計	広域	その他
		4-A区	4-B区	4-C区	4-D区	4-E区	組合			
一般会計	28,278	—	—	—	—	—	—	—	28,278	—
政令等会計	5,054	—	—	—	—	—	—	—	5,054	—
計	33,332	—	—	—	—	—	—	—	33,332	—

(参考)

準公営企業会計	7,712	—	—	—	—	—	—	—	7,712	—
中央卸売市場	735	—	—	—	—	—	—	—	735	—
港営	1,627	—	—	—	—	—	—	—	1,627	—
下水道	5,350	—	—	—	—	—	—	—	5,350	—
公営企業会計分	8,949	—	—	—	—	—	—	—	8,949	—
計	49,993	—	—	—	—	—	—	—	49,993	—

財産の承継内訳

え財産-35

【試案4】

(金額:億円)

	総額	特別区							広域	その他
		4 - A区	4 - B区	4 - C区	4 - D区	4 - E区	組合	小計		
行政財産 (不動産)	69,615 100.0%	8,394 12.1%	10,101 14.5%	7,810 11.2%	13,650 19.6%	14,572 20.9%	3,483 5.0%	58,010 83.3%	11,357 16.3%	248 0.4%
うち土地(件数)	3,762件 100.0%	658.2件 17.5%	680.2件 18.1%	511.2件 13.6%	740.2件 19.7%	841.2件 22.4%	63件 1.7%	3,494件 92.9%	261件 6.9%	7件 0.2%
1 (面積)	4,827ha 100.0%	650ha 13.5%	1,060ha 22.0%	439ha 9.1%	781ha 16.2%	812ha 16.8%	237ha 4.9%	3,979ha 82.4%	842ha 17.4%	6ha 0.1%
うち建物(件数)	2,343件 100.0%	380件 16.2%	438件 18.7%	281件 12.0%	422件 18.0%	501件 21.4%	72件 3.1%	2,094件 89.4%	240件 10.2%	9件 0.4%
(面積)	1,233ha 100.0%	205ha 16.6%	174ha 14.1%	156ha 12.7%	340ha 27.5%	186ha 15.1%	55ha 4.5%	1,117ha 90.6%	113ha 9.2%	3ha 0.2%
美術館・博物館	817	0	0	0	0	0	0	0	817	0
大規模集客施設	761	0	0	0	0	0	0	0	761	0
道路	7,354	831	1,515	401	657	3,835	0	7,239	115	0
公園	10,126	798	1,980	600	769	2,091	0	6,238	3,888	0
高等学校・特別支援学校	1,673	0	0	0	0	0	0	0	1,673	0
大阪市立大学	164	0	0	0	0	0	0	0	164	0
消防	612	0	0	0	0	0	0	0	612	0
港湾施設	2,403	0	0	0	0	0	0	0	2,403	0
その他	45,704	6,765	6,606	6,809	12,225	8,646	3,483	44,533	923	248
普通財産等 (不動産)	1,822 100.0%	117 6.4%	634 34.8%	13 0.7%	199 10.9%	800 43.9%	60 3.3%	1,822 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
うち土地(件数)	293件 100.0%	51件 17.4%	43件 14.7%	22件 7.5%	48件 16.4%	121件 41.3%	8件 2.7%	293件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
(面積)	120ha 100.0%	7ha 5.6%	73ha 61.2%	1ha 0.5%	10ha 8.6%	21ha 17.7%	8ha 6.3%	120ha 100.0%	0ha 0.0%	0ha 0.0%
うち建物(件数)	115件 100.0%	22件 19.1%	14件 12.2%	7件 6.1%	24件 20.9%	39件 33.9%	9件 7.8%	115件 100.0%	0件 0.0%	0件 0.0%
(面積)	19ha 100.0%	3ha 16.6%	1ha 5.7%	0ha 2.3%	5ha 26.5%	8ha 42.6%	1ha 6.3%	19ha 100.0%	0ha 0.0%	0ha 0.0%

(金額:億円)

	総額	特別区						組合	小計	広域	その他
		4 - A区	4 - B区	4 - C区	4 - D区	4 - E区					
物品	1,107	19	19	19	19	19	164	257	848	1	
	100.0%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	14.8%	23.2%	76.6%	0.1%	
(件数)	10,386件	514件	514件	514件	514件	514件	277件	2,846	7,523件	17件	
	100.0%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%	2.7%	27.4%	72.4%	0.2%	
美術館・博物館	607	0	0	0	0	0	0	0	607	0	
消防	171	0	0	0	0	0	0	0	171	0	
その他	329	19	19	19	19	19	164	257	70	1	
動産	79件	36件						0件	36件	43件	0件
物権	26,483m ²	0m ²	0m ²	0m ²	0m ²	1,012m ²	0m ²	1,012m ²	25,471m ²	0m ²	
無体財産権	30件	1件						11件	12件	18件	0件
株式	1,742	110	110	110	110	110	0	551	1,191	0	
	100.0%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	6.3%	0.0%	31.6%	68.4%	0.0%	
(件数) 1	34件	4.8件	4.8件	4.8件	4.8件	4.8件	0件	24件	10件	0件	
	100.0%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	14.1%	0.0%	70.6%	29.4%	0.0%	
空港・港湾関係	754	0	0	0	0	0	0	0	754	0	
高速道路関係	30	0	0	0	0	0	0	0	30	0	
ATC等関係	407	0	0	0	0	0	0	0	407	0	
その他	551	110	110	110	110	110	0	551	0	0	
出資による権利	2,334	25	25	25	25	25	0	125	2,209	0	
	100.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	1.1%	0.0%	5.4%	94.6%	0.0%	
(件数) 1	65件	12.2件	12.2件	12.2件	12.2件	12.2件	0件	61件	4件	0件	
	100.0%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	18.8%	0.0%	93.8%	6.2%	0.0%	
大阪市立大学	982	0	0	0	0	0	0	0	982	0	
工業研究所	49	0	0	0	0	0	0	0	49	0	
高速道路関係	1,178	0	0	0	0	0	0	0	1,178	0	
その他	125	25	25	25	25	25	0	125	0	0	

(金額:億円)

	総額	特別区							広域	その他
		4 - A区	4 - B区	4 - C区	4 - D区	4 - E区	組合	小計		
債権	1,383	123	125	123	123	126	2	622	761	0
	100.0%	8.9%	9.0%	8.9%	8.9%	9.1%	0.1%	45.0%	55.0%	0.0%
(件数) 1	71件	8.6件	11.6件	8.6件	7.6件	12.6件	4件	53件	18件	0件
	100.0%	12.1%	16.3%	12.1%	10.7%	17.7%	5.6%	74.6%	25.4%	0.0%
大阪市立大学	20	0	0	0	0	0	0	0	20	0
空港・港湾関係	392	0	0	0	0	0	0	0	392	0
ATC等関係	343	0	0	0	0	0	0	0	343	0
その他	628	123	125	123	123	126	2	622	6	0
基金・現金	4,905	52	59	52	52	64	43	323	4,582	0
	100.0%	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.3%	0.9%	6.6%	93.4%	0.0%
(件数) 1	41件	6.6件	7.6件	6.6件	6.6件	7.6件	2件	37件	4件	0件
	100.0%	16.1%	18.5%	16.1%	16.1%	18.5%	4.9%	90.2%	9.8%	0.0%
美術館関係	31	0	0	0	0	0	0	0	31	0
財政調整基金	1,219	0	0	0	0	0	0	0	1,219	0
公債償還基金	3,332	0	0	0	0	0	0	0	3,332	0
その他	323	52	59	52	52	64	43	323	0	0
計	82,908	8,840	11,072	8,152	14,178	15,715	3,751	61,710	20,948	250
	100.0%	10.7%	13.4%	9.8%	17.1%	19.0%	4.5%	74.4%	25.3%	0.3%

1 「土地」、「株式」、「出資による権利」、「債権」、「基金」の件数は、1つの財産を特別区に分配しているものがあるため、小数点以下第1位まで表示

(3) 今後の検討課題

普通財産を所在特別区に承継することで生じる特別区間偏在について
 まちづくりへの転活用や、貸付料などの運用益、売却益が期待できる普通財産について、特別区間で偏在が生じる
 普通財産の自治体間格差は全国的に見られるが(下記参照)、これまで市域全体で一体的に保有してきた普通財産について、特別区間で格差が生じることをどう考えるのか
 各特別区が財産活用に取り組むインセンティブを残しつつ、実質的に格差を埋める仕組みの検討が必要

(参考) 他団体における普通財産の保有状況

区割り案(試案4)における 人口1人当たりの面積(普通財産の土地)

(単位: m²/人)

4-A区	4-B区	4-C区	4-D区	4-E区	加重平均	最大/最小
0.40	最大4.34	最小0.24	0.79	0.87	1.24	18.1倍

都市間比較の必要上、「行政的目的のある普通財産」を含めている

平成22年度地方財政状況調査(総務省)

(単位: m²/人)

	最大	最小	加重平均	最大/最小
全国の中核市	181.3〔北海道函館市〕	0.20〔千葉県船橋市〕	23.51	906.5倍
大阪府内の中核市	0.69〔東大阪市〕	0.34〔豊中市〕	0.49	2.0倍
大阪府内の市 (大阪市を除く)	5.72〔箕面市〕	0.07〔羽曳野市〕	0.63	81.7倍

大阪府内の中核市には、豊中市(H24.4中核市移行)を含めた

(1) 普通財産等の財産区分ごとの考え方

財産区分	【原則】 特別区へ承継		【例外】 新たな広域自治体等へ承継	
	考え方	事例	考え方	事例
不動産等	<p>所在特別区</p> <p>・地域の実情に合った活用方法等を住民自らが身近な所で決定できるようにするため</p>	<p>旧区画整理事業用地、公設市場跡地 など</p>	<p>特定の区に所在しない市外の財産は、一元的に管理運営する観点から、一部事務組合に承継</p>	<p>《一部事務組合》 市外に所在する、もと施設用地など</p>
株式・出資による権利	<p>特別区数割</p> <p>・株式の活用、処分の方針を住民自らが身近なところで決定できるため</p> <p>・法人の経営に関する権利は、必ずしも一括保有して従来の地位を確保する必要のないものが多いため</p>	<p>関西電力(株)株式、財団法人への出資、出捐 など</p>	<p>新たな広域自治体の新たな事務分担(案)と密接不可分なもの</p>	<p>《新たな広域自治体》 関西国際空港土地保有(株)株式、公立大学法人大阪市立大学出資など</p>
			<p>財務リスクの管理主体となる新たな広域自治体に承継</p>	<p>《新たな広域自治体》 アジア太平洋トレードセンター(株)株式、クリスタ長堀(株)株式、(株)湊町開発センター株式</p>
債権(貸付金)	<p>個人向け貸付金：債務者割</p> <p>・住民との関係が直接的であり、個々の実情に応じた債権管理を行う必要があるため</p>	<p>災害援護資金貸付金、母子福祉貸付金 など</p>	<p>一部事務組合の事務分担と密接不可分なもの</p>	<p>《一部事務組合》 国民健康保険出産費資金貸付金</p>

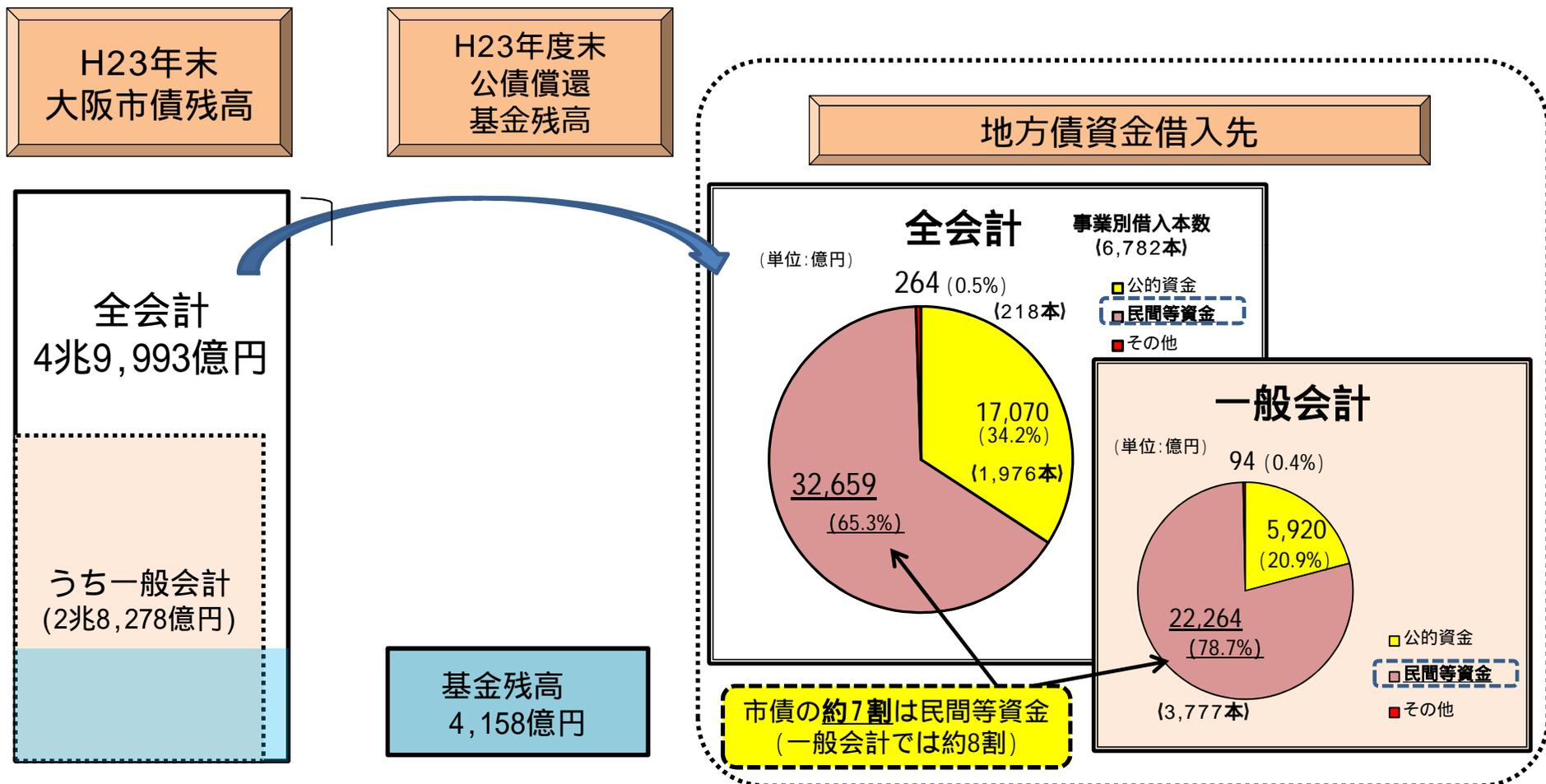
債権 (貸付金)	法人向け貸付金： 特別区数割 ・住民との関係が間接的であるため、各特別区に均等に配分	大阪外環状鉄道(株)貸付金、大阪市都市型産業振興センター貸付金 など	新たな広域自治体の新たな事務分担(案)と密接不可分なもの	《新たな広域自治体》 関西国際空港土地保有(株)貸付金、大阪港埠頭(株)貸付金、大阪市食肉市場(株)貸付金〔食肉市場事業会計〕など
			財務リスクの管理主体となる新たな広域自治体に承継。償還があったものは財務リスクへの引当てとして積立て	《新たな広域自治体》 アジア太平洋トレードセンター(株)貸付金、クリスタ長堀(株)貸付金、(株)湊町開発センター貸付金
基金 現金	特別区数割、人口割など客観的な指標に基づき配分 ・各特別区に均等又はサービスの対象層の方の人口などで配分	大阪市教育振興基金、大阪市社会福祉振興基金、大阪市おとしより健康基金、災害救助基金 など	一部事務組合の新たな事務分担(案)と密接不可分なもの	《一部事務組合》 大阪市介護給付費準備基金〔介護保険事業会計〕、大阪市設泉南メモリアルパーク運営基金
			新たな広域自治体の新たな事務分担(案)と密接不可分なもの	《新たな広域自治体》 東洋陶磁美術館振興基金、大阪市美術品等取得基金
			健全な財政運営に資することを目的として積み立てられた資金であり、将来の財務リスクへの引当てとして管理	《新たな広域自治体》 財政調整基金
			大阪市債の償還財源の一部として、市債の承継先に承継	《新たな広域自治体》 公債償還基金〔公債費会計〕

▶ (現金について)

現金は各特別区に配分する
 配分方法については、税源の所在特別区、使用料・手数料は該当施設の所在特別区など、基本は、現金の目的・内容に応じて特別区に配分する
 歳入歳出外現金は徴収の目的に応じて、新たな広域自治体又は特別区に承継する
 (例) ・市営住宅敷金・・・市営住宅の運営事務は各特別区に承継されるため、敷金も各特別区へ
 ・契約保証金・・・個々の契約の承継先に応じて承継

(2) 大阪市債の現状 (金融市場の秩序維持の必要性)

- ◆ H23年度末の大阪市債の残高は、約5兆円 (特別会計を含む全会計)
- ◆ これらの借入資金には、国や地方公共団体金融機構などからの公的資金や**市場の投資家や銀行等から借り入れる民間等資金**などがあり、民間等資金のウェイトが高い
民間等資金に多くみられる満期に一括して償還する市債については、満期に備え、**償還財源を公債償還基金に計画的に積み立てている**



大阪市 借入先別地方債残高

(単位:億円)

会計別	H23年度末 残高	公的資金					民間等資金			その他			備考欄		
		財政融資資金	地方公共団体 金融機構借入金	簡易生命保険 資産借入金	郵便貯金資産 借入金		市場公募債	銀行等引受債		共済組合等	国庫借入金	府借入金			
一般会計	28,278	5,920	3,027	998	1,523	372	22,264	16,461	5,803	94	24	51	19		
特別会計	21,715	11,150	4,354	4,747	2,049	0	10,395	7,359	3,036	170	124	26	20		
政令等	食肉市場事業会計	7	7	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0		
	市街地再開発事業会計	2,142	0	0	0	0	0	2,123	1,523	600	19	19	0	0	
	駐車場事業会計	32	21	0	20	1	0	11	0	11	0	0	0	0	
	有料道路事業会計	20	0	0	0	0	0	20	0	20	0	0	0	0	
	土地先行取得事業会計	2,829	0	0	0	0	0	2,827	1,807	1,020	2	0	2	0	国庫:都市開発 資金
	母子寡婦福祉貸付資金会計	24	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	24	0	国庫:母子寡婦 福祉貸付資金
準公営 企業	中央卸売市場事業会計	735	486	272	214	0	0	249	199	50	0	0	0	0	
	港営事業会計	1,627	152	90	39	23	0	1,475	644	831	0	0	0	0	
	下水道事業会計	5,350	3,159	976	1,282	901	0	2,165	1,832	333	26	26	0	0	
公営 企業	自動車運送事業会計	156	138	43	26	69	0	18	14	4	0	0	0	0	
	高速鉄道事業会計	5,977	5,159	1,746	2,359	1,054	0	746	647	99	72	52	0	20	
	水道事業会計	2,294	1,621	858	763	0	0	646	639	7	27	27	0	0	
	工業用水道事業会計	19	19	9	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	市民病院事業会計	503	388	357	30	1	0	115	54	61	0	0	0	0	
合計	49,993	17,070	7,381	5,745	3,572	372	32,659	23,820	8,839	264	148	77	39		

H23年度決算ベース

4 . 財政調整 (案)

【試案4 (5区 北区・中央区合体)】

目 次

1	財政調整の必要性	え財政 - 1
2	財政調整制度	え財政 - 6
3	財政調整シミュレーション	え財政 - 20
	参考資料	え財政 - 31

本資料は、H 2 3 年度一般会計の決算数値に基づいてシミュレーションを行ったものである。

資料中、特段の注記がない限り、下記のとおりとしている。

- (1) 「一般財源」とは、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、地方税、地方譲与税、税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、地方交付税（臨時財政対策債を含む）などをいい、補てん財源 を含まない 補てん財源…不用地等売却代や財政調整基金など
- (2) 「歳入」に係る金額については、(1) の「一般財源」の額
- (3) 「歳出」に係る金額については、歳出において(1) の「一般財源」を充てた金額の合計額

1 財政調整の必要性

1 財政調整の必要性

(1) 新たな大都市制度への移行に伴う財政面の課題

大阪にふさわしい新たな大都市制度への移行

○ 新たな事務分担（案）により、新たな広域自治体と特別区の歳入・歳出に差が生じ、制度上の財源移転だけでは財源の過不足を解消できない（ P 3 参照）

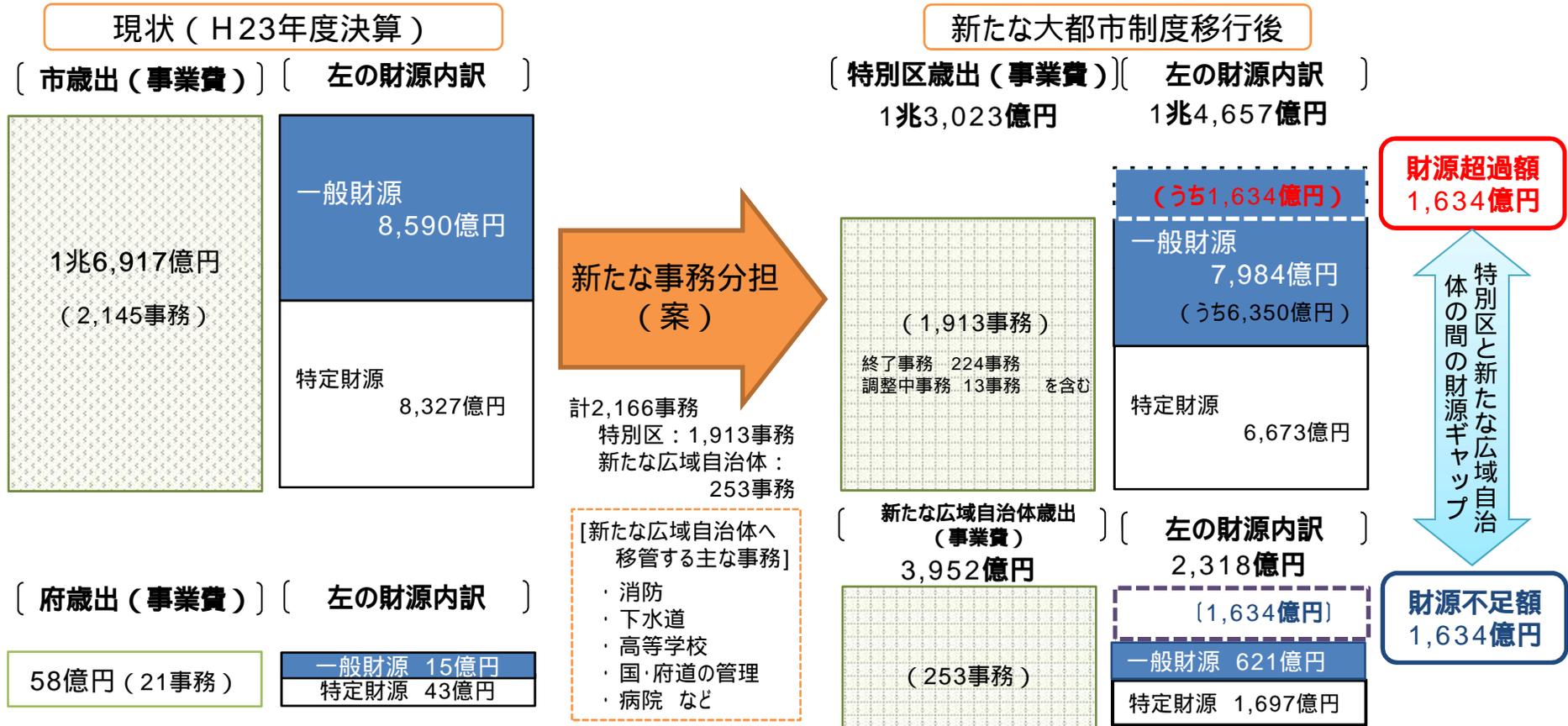
○ 特別区間においても税源偏在による収支の不均衡が顕在化（ P 4 参照）

○ 特別区を設置する場合、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないよう特に留意が必要（地方制度調査会答申）（ P 5 参照）

◆ 大阪の実情にふさわしい財政調整制度を構築することで、新たな広域自治体と特別区それぞれが担う事務に応じた財源を確保していくことが必要

(2) 新たな事務分担(案)による新たな広域自治体と特別区への影響

- ◆ 新たな事務分担(案)により、府市の計2,166事務が特別区に1,913事務(終了事務(224)・調整中事務(13)を含む)、新たな広域自治体に253事務を仕分け
- ◆ それらに対応する歳出(事業費)は、特別区1兆3,023億円、新たな広域自治体3,952億円
- ◆ 一方、事務に連動して移転する分(特定財源や地方財政制度による一部の一般財源)を含めた財源は、特別区1兆4,657億円、新たな広域自治体2,318億円
特別区では1,634億円の財源超過、新たな広域自治体では1,634億円の財源不足



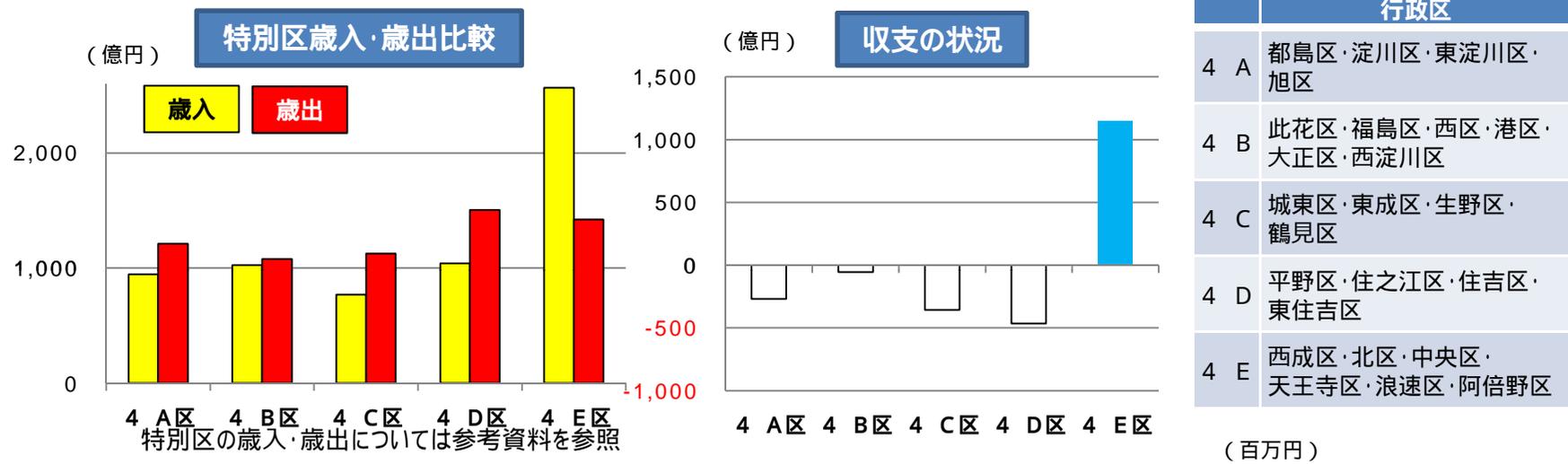
地方財政制度による一般財源の移転(606億円)を含む(詳細は下記のとおり)

- ・ 地方譲与税・税関連交付金: 政令指定都市が行う国府道管理に対して交付される地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などが事務移管に伴い新たな広域自治体に移転
- ・ 地方交付税: 基準財政需要額の算定において、新たな広域自治体へ事務移管する「国府道管理」や「病院」、「大学」などが都道府県分に移転して算定される
- ・ 宝くじ収益金: 政令指定都市が宝くじの発行主体となっているが、制度上、特別区は発行主体とはならないため、収益金は新たな広域自治体の収入となる

(3) 各特別区の収支の状況

- ◆ 特別区ごとに推計した歳入・歳出により各特別区の収支の状況をみると、4 E区（1,144億円）のみが黒字で、残り4区はいずれも赤字
- ◆ 現在の中央区・北区を含む都心区への税の集中による格差（6.3倍）が各特別区間の収支差に影響

推計方法・・・歳入・歳出を特定できるもの以外は、例えば、歳出の一般廃棄物処理経費はごみ収集量など各事業費と関連性が高いと考えられる指標により按分し、歳入は法人市町村民税など一部の税目を従業員数等により按分して推計している



	歳出		歳入		うち 税込		収支差
	金額	格差	金額	格差	金額	格差	
4-A区	121,306		94,458		58,005		26,848
4-B区	108,012	最小区	102,561		83,994		5,451
4-C区	112,658		77,049	最小区	38,098	最小区	35,609
4-D区	150,665	最大区	104,151		53,112		46,514
4-E区	142,352		256,774	最大区	239,424	最大区	114,422
合計	634,993	格差：1.4倍	634,993	格差：3.3倍	472,633	格差：6.3倍	0

府内都市との比較など詳しい歳入・歳出の状況は、P 32～P 39 参照

新たな事務分担（案）により新たな広域自治体に移転する財源（約1,634億円）を歳入から控除している
特別区が負担する公債費（約1,495億円）分は歳入・歳出に含めている（人口按分）

(4) 国や他の自治体との関係

- ◆ 新たな大都市制度を構築する際には、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないように特に留意が必要
- ◆ 仮に、通常の市町村と同様の方法で個別に算定した場合は、普通交付税が約700億円増加

算定方法の違いによる特別区の受ける普通交付税の影響（H23年度算定ベース）（億円）

	特別区ごとに算定した場合			一つの市とみなした場合			影響額 [X - Y]
	基準財政 需要額 [A]	基準財政 収入額 [B]	交付基準額 [A - B] [X]	基準財政 需要額 [C]	基準財政 収入額 [D]	交付基準額 [C - D] [Y]	
4 - A区	1,109	680	429	/	/	/	/
4 - B区	973	814	159				
4 - C区	1,019	514	505				
4 - D区	1,343	679	664				
4 - E区	1,236	1,885	0				
計			1,757	5,645	4,572	1,073	684

基本的には、現行の市の普通交付税額から新たな広域自治体への移転分を控除したベースと同水準

地方制度調査会答申（H25.6.25）

- ・ 道府県における特別区の設置によって、国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないように特に留意すべき
- ・ 指定都市を特別区に分割した場合、現行制度と同様に、地方交付税の算定については、特別区を一つの市とみなすことが必要
- ・ 道府県と特別区の事務の分担や税源の配分が一般の道府県と市町村と異なることから、現行の都区合算制度と同様の仕組みによることが基本となることに留意すべき

（都区合算制度については、P16参照）

2 財政調整制度

2 財政調整制度

(1) 制度設計案

制度設計案の概要

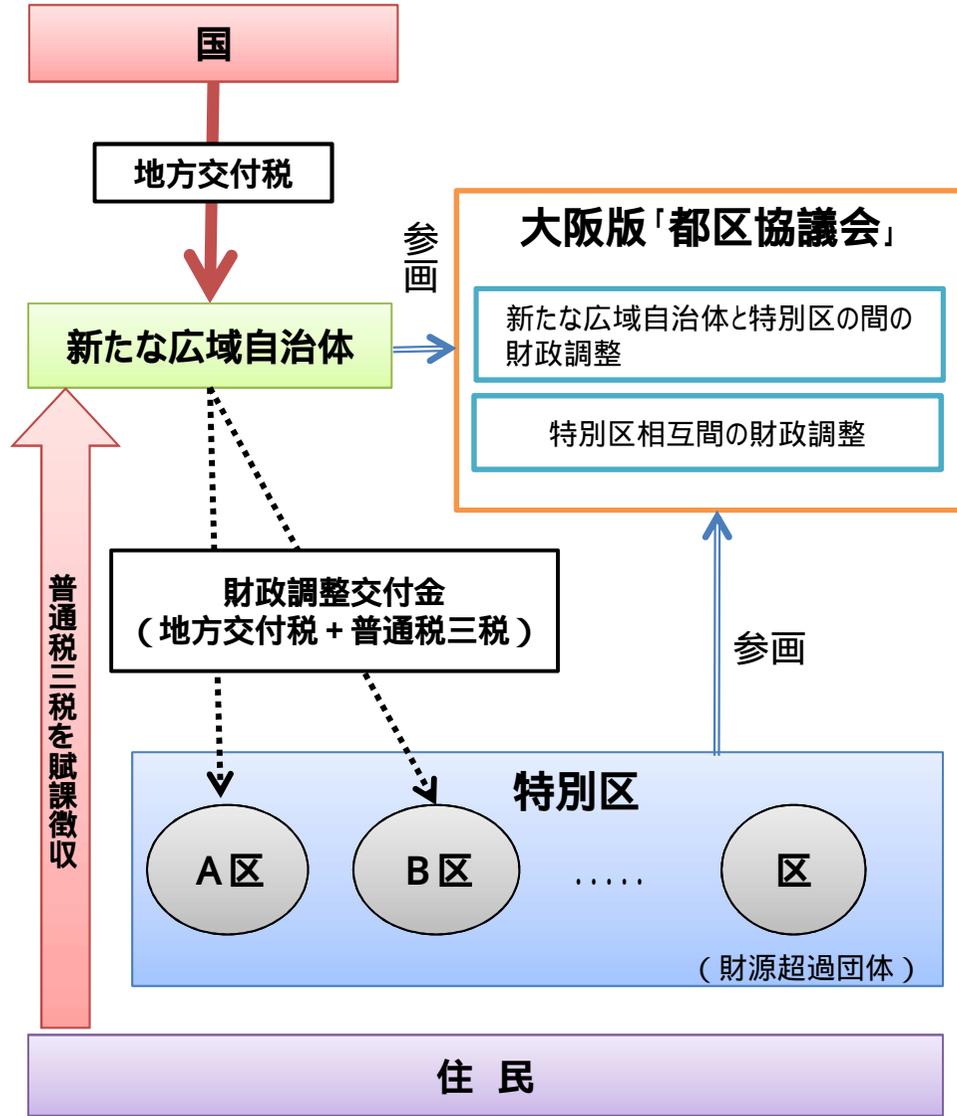
◆ 大阪における財政調整制度構築のポイント

- 1 **新たな広域自治体・特別区それぞれが新たな事務分担（案）に応じたサービスを提供できるよう財源を配分**
 - ・ 新たな事務分担（案）により仕分けされた事務に見合う財源を移転
- 2 **税源の偏在に対応した特別区間の歳入格差の是正**
 - ・ 特別区間の歳入格差は府内の都市間の格差（1.3倍）と同程度にする
- 3 **住民に身近な特別区が主体的に運営できるよう特別区を重視した調整の仕組みとする**
 - ・ 将来的には、特別区主体の財政調整の実施など、更なる分権型の仕組みの導入をめざす
- 4 **短期スパンで制度を点検し、情勢の変化に対応した安定的な制度運用を行う**
 - ・ 新たな広域自治体と特別区の今後の事務分担や事務の執行状況、税制改正・地方財政対策の動向等に対応した配分を行う

普通税三税（法人市町村民税・固定資産税・特別土地保有税）と地方交付税を財源とした財政調整制度を構築し、新たな広域自治体及び各特別区に配分

新たな大都市制度における財政調整制度のイメージ図

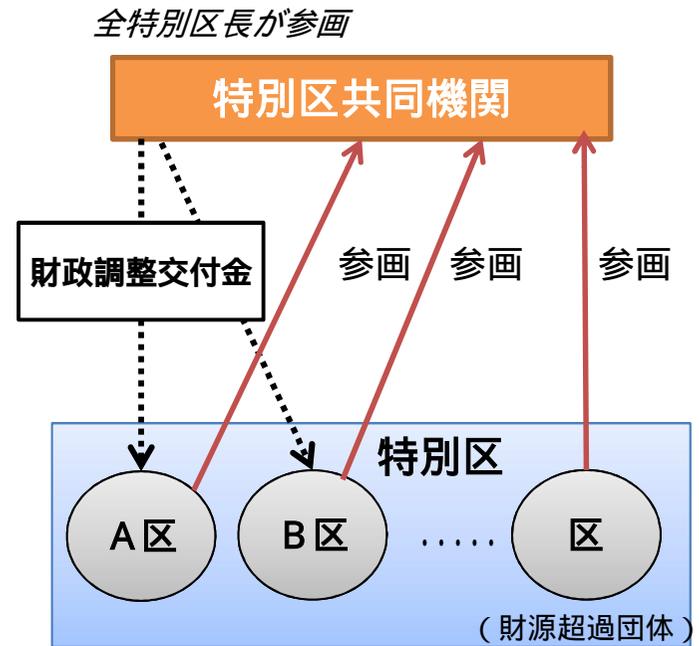
〔制度スタート時の姿〕



〔あるべき姿〕

特別区による「共同機関」を設け、特別区が主体的に財政調整を行う制度の実現をめざす

特別区主導の都区協議会づくりを基礎に



財政調整の役割

新たな広域自治体と特別区の新たな事務分担（案）に応じた財源の配分 特別区相互間の歳入格差の是正

【留意点】

財政調整制度は限られた財源を配分するものであり、あらかじめ見込まれる通常収支不足 や、突発的な歳出の増加などによる収支の悪化に対しては、財政調整とは別に財政健全化の取組みが必要

「通常収支」は、補てん財源を活用しない収支のこと

財政調整財源

- 法定されている普通税の三税（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税）に加え、地方交付税（臨時財政対策債を含む）を財政調整財源とする

調整主体

- 将来的には特別区が主体となった財政調整制度への移行をめざすが、新たな大都市制度のスタート時は、現行都区制度と同様、新たな広域自治体が賦課徴収、調整を実施しつつ、特別区の意向をより重視する仕組みを構築

配分の考え方

- 1) **新たな広域自治体と特別区との間の配分**
 - 直近の実績を踏まえ、過去5年間の水準もベースに、概ね新たな広域自治体22～26%、特別区74～78%に設定（最終的にはH24年度実績も踏まえて特別区設置協議会で決定）
 - 新たな広域自治体と特別区の今後の事務分担や税制改正・地方財政対策の動向等も踏まえ、できるだけ短期スパン（概ね3年）で配分の設定を検証し、必要に応じて見直しを行う

配分の 考え方

2) 特別区相互間の配分

- 移行期間（概ね3年）は下記により配分
 - a) 普通交付金（財政調整交付金総額の90%）と特別交付金（同 10%）を設定
 - b) 普通交付金：地方交付税に準じた算定方法により配分
生活保護費など義務度の強いものは実態に応じて算定
特別区間の格差を縮めるため、標準税等の算入率は85%に設定（東京特別区と同様）
標準税率に基づき算出した税と税交付金の額
 - c) 特別交付金：特別な財政需要等に応じて配分
ただし、移行期間中はサービスの継続性や安定性に重点を置いて配分
- 移行期間経過後は、普通交付金と特別交付金の割合などについて、各特別区の実情に応じた施策選択ができるよう、都区協議会で協議

制度移行 後における 財政措置 の特例

- 制度移行後の特別区の財政運営をサポートするため、市で造成された財政調整基金を活用し、必要な特別区に資金手当てを実施（セーフティネット機能を付加）
- 財政調整基金の活用は、貸付を基本に実施（概ね3年）するが、その後の取扱いは都区協議会で協議
- 各特別区毎に財政調整基金の造成が進むなど、一定の自律的対応が可能となるまでの時限的措置
- 基金の管理は新たな広域自治体

その他

- 地方交付税**：全特別区を一つの市とみなし、新たな広域自治体と合算して算定（合算算定）
- 公債費**：発行済の大阪市債（既発債）の公債費は、新たな広域自治体30：特別区70の割合で負担するが、償還は一括して新たな広域自治体で行う（財源：財政調整財源等）。既発債の公債費は毎年減少し、減少分に充てていた財源は、財政調整財源として新たな広域自治体と特別区に配分
- 目的税を活用した交付金制度の構築**：偏在の大きい都市計画税・事業所税については、新たな広域自治体において賦課徴収し、都市計画等に係る事業を行う特別区に交付金として交付

税源配分

上記の制度構築に伴い、法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税を新たな広域自治体が賦課徴収する

財政調整財源

- ◆ 現行法上の普通税三税（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税）に加え、地方交付税（臨時財政対策債を含む）を財政調整財源とする

◆ 財政調整財源にふさわしい税目の選択について

財政調整では、「新たな広域自治体と特別区間の財源配分」と「特別区相互間の財源調整」という2つの側面で行う必要があるため、「税源の偏在」とともに一定の「税収の規模」を有することが必要

主要税目	H23年度税収	特別区間の格差 (人口1人当たり)
個人市町村民税	1,287億円	1.4倍
法人市町村民税	1,162億円	7.2倍
固定資産税	2,777億円	4.4倍
都市計画税	572億円	3.6倍
事業所税	250億円	5.4倍
市町村たばこ税	293億円	2.1倍

税目の中では、法人市町村民税、固定資産税が財政調整財源にふさわしい

都市計画税・事業所税については、目的税として用途が明確となる配分制度を構築【P18参照】

(注) 特別土地保有税は、課税停止中のため実績はないが、税の偏在は大きい

◆ 地方交付税を財政調整財源とする点について

- H23年度決算に基づく財政調整シミュレーション（P24）によると、特別区の財政調整に必要な財源が3,836億円であるのに対し、普通税三税（法人市町村民税・固定資産税・特別土地保有税）は3,939億円であり、普通税三税だけで財政調整財源を安定的にカバーできるとは言えない状況
- 今後の税収動向によっては財政調整財源が不足する事態も考えられ、制度を安定的に運営していくためには、地方交付税（財政調整財源にできる地方交付税額約1,000億円）を加えることが不可欠
大阪市の地方交付税 + 臨時財政対策債 - 新たな広域自治体移転分

(注) 地方自治法の規定では財政調整財源に地方交付税は含まれていないため、所要の法改正が必要

調整主体

- ◆ 将来的には特別区が主体となった財政調整制度への移行をめざすが、新たな大都市制度スタート時は、特別区の意見がより十分反映できる大阪版「都区協議会」を整備し、その土台づくりを行う
- ◆ その第一段階を充実・発展させ、財政調整事務を担う特別区の「共同機関」の設置をめざす

東京 都区財政調整制度

都主体の調整

- 財政調整財源の賦課徴収
- 都区間・区間の財政調整財源の配分
- 財政調整交付金の交付

都区財政調整交付金に関する条例制定に際し、都区協議会が知事に意見具申
(都に尊重義務なし)

大阪 新たな大都市制度スタート時の財政調整制度

都区協議会に特別区の考えがより反映される仕組みを構築

あるべき姿をめざす第一歩として、たとえば

- 新たな広域自治体に協議会意見に対する尊重義務を規定
- 財政調整財源の用途の明確化
- 協議会委員の構成について検討（全特別区長と知事の協議の場とするなど）

協議に特別区の意見が十分反映される仕組みを構築

あるべき姿

特別区が参画する「共同機関」を設置

特別区が主体的に財政調整を行う制度の実現をめざす

〔 今後さらに課題を整理し研究 〕

このした取り組みを通じてあるべき姿をめざす

1) 新たな広域自治体 特別区間

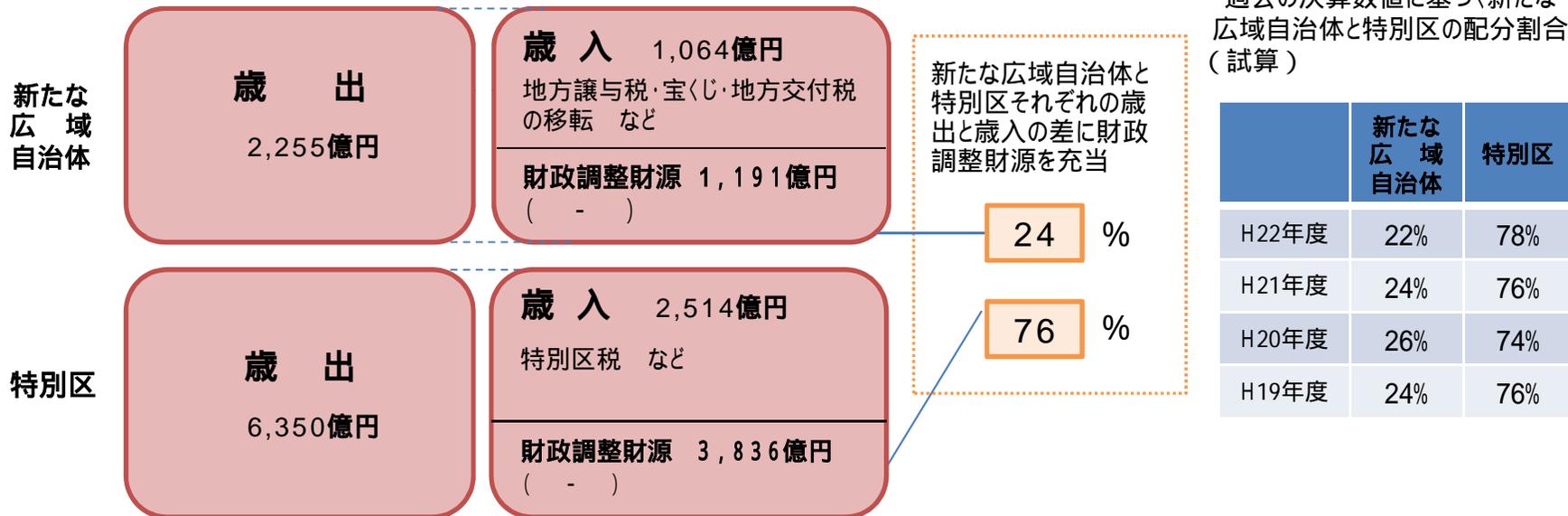
基本的な考え方 配分割合は新たな広域自治体・特別区間の新たな事務分担（案）に応じ
て決定

制度スタート時

- 新たな事務分担（案）を踏まえ、地方財政制度による財源移転を行った上で、財政調整財源を新たな広域自治体と特別区に配分
- 配分割合は、直近の実績を踏まえ、過去5年間の水準もベースに、新たな事務分担（案）に応じて必要な事務を行うことができるよう、概ね新たな広域自治体22～26%、特別区74～78%の範囲で設定（最終的にはH24年度実績も踏まえて特別区設置協議会で決定）

ただし、地方消費税の税率改正などにより、地方財政制度に大きな変更があった場合には検証を行う

【H23年度決算ベース】



制度移行後（概ね3年）

- 制度移行後の概ね3年は、財政需要と財源配分の整合について特に確認するため、収支見通しに基づき、都区協議会で毎年検証を行う
- 以降は、新たな広域自治体と特別区の事務分担の状況や税制改正・地方財政対策の動向等も踏まえ、短期スパン（概ね3年）で配分割合の検証を行う（見直しの期間や割合は都区協議会で決める）

2) 特別区相互間

■ 基本的な考え方

- 特別区への移行後の円滑な財政運営のため、移行期間（概ね3年）については、下記により配分
 - a) 普通交付金と特別交付金の配分
 - ・ 財政調整交付金総額のうち90%を普通交付金、10%を特別交付金として配分
 - b) 普通交付金
 - ・ 普通交付金は地方交付税に準じた算定方法により配分（基準財政需要額・基準財政収入額を設定）
 - ・ 基準財政需要額 生活保護費など義務度の強いものについては実態に応じて算定
 - ・ 基準財政収入額 特別区間の格差を縮めるため、標準税等の算入率は85%に設定
 - c) 特別交付金
 - ・ 特別交付金は、特別な財政需要に応じて配分。移行期間中は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分
- 移行期間経過後は、普通交付金と特別交付金の割合などについて、各特別区の実情に応じた施策選択ができるよう、都区協議会で協議

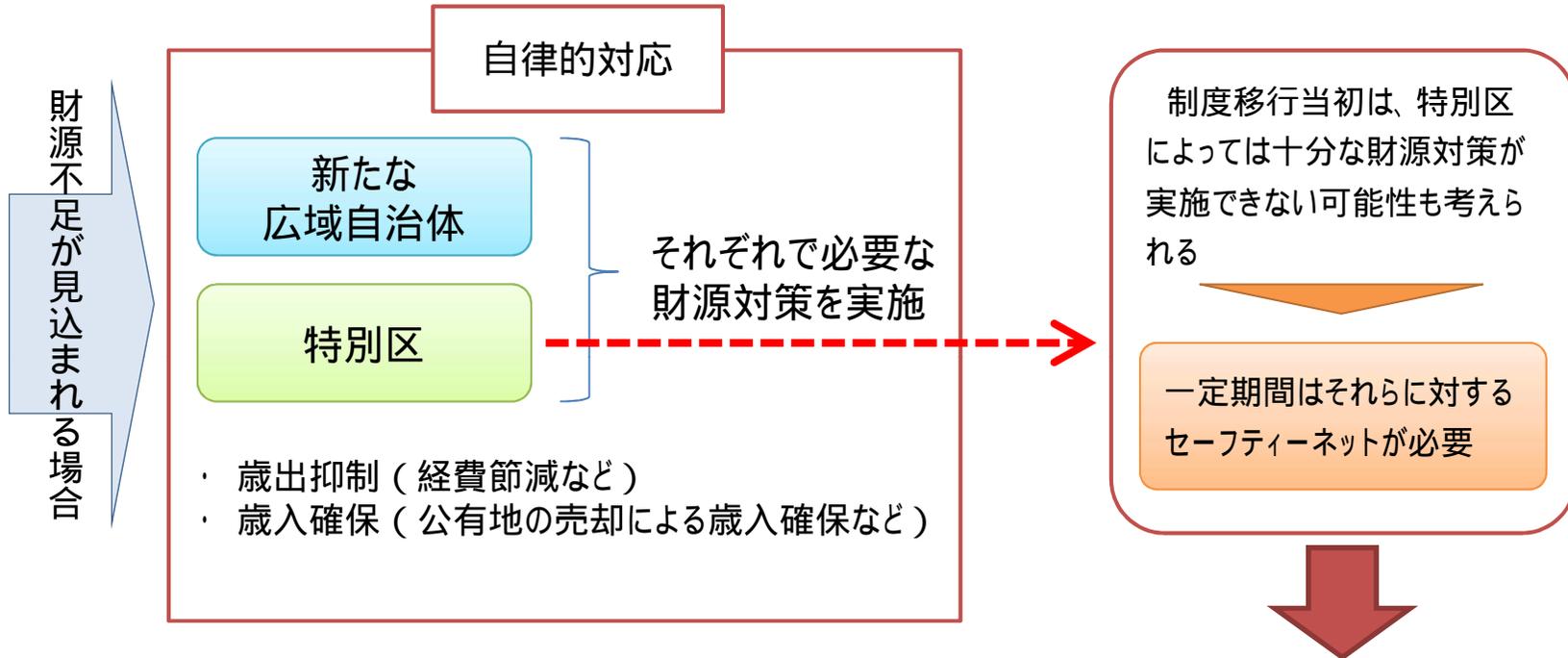
■ 移行期間における配分基準について

交付金の種類	東京都の都区財政調整制度	配分基準
新たな広域自治体と特別区の間割合	特別区に55%（H19年度～）	新たな事務分担（案）をもとに、過去5年間の水準を基本に、直近実績も踏まえ設定
普通交付金	交付金総額の95% 地方交付税の算定基準に準じた独自の算定基準により、財源不足区に交付 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> $\begin{aligned} & \text{基準財政収入額} - \text{基準財政需要額} \\ & = \text{財源不足額} \quad \text{を交付} \end{aligned}$ </div>	移行期間は、交付金総額の90% 【基準財政需要額】 地方交付税上の基準財政需要額 標準的な行政サービスができる財源を確保 生活保護費など義務度の強いものは実態に応じて算定 サービス量の偏りを是正（実費用をカバー）【参考資料P37参照】 【基準財政収入額】 標準税等の算入率85%
特別交付金	交付金総額の5%	移行期間は、交付金総額の10%

◆ 新たな大都市制度への移行後の特別区における財政運営のセーフティーネットとして、市で造成された財政調整基金を活用

新たな大都市制度移行後の財源不足への対応

新たな広域自治体と特別区の新たな事務分担（案）に基づく財政収支見直し



財政調整基金の活用

- ・ 市で造成された財政調整基金 を活用し、必要な特別区に資金手当てを実施
- ・ 基金の活用は、貸付を基本に実施（概ね3年）するが、その後の取扱いについては都区協議会で協議
- ・ 各特別区毎に財政調整基金の造成が進むなど、一定の自律的対応が可能になるまでの時限的措置
- ・ 基金の管理は、財政調整制度の調整主体であり、偶発債務のリスク管理の主体でもある新たな広域自治体を実施
- ・ 偶発債務のリスク解消時の残余財産は、特別区に配分することを基本に都区協議会で協議

基金では新たな広域自治体に承継される偶発債務のリスクへの引当ても実施

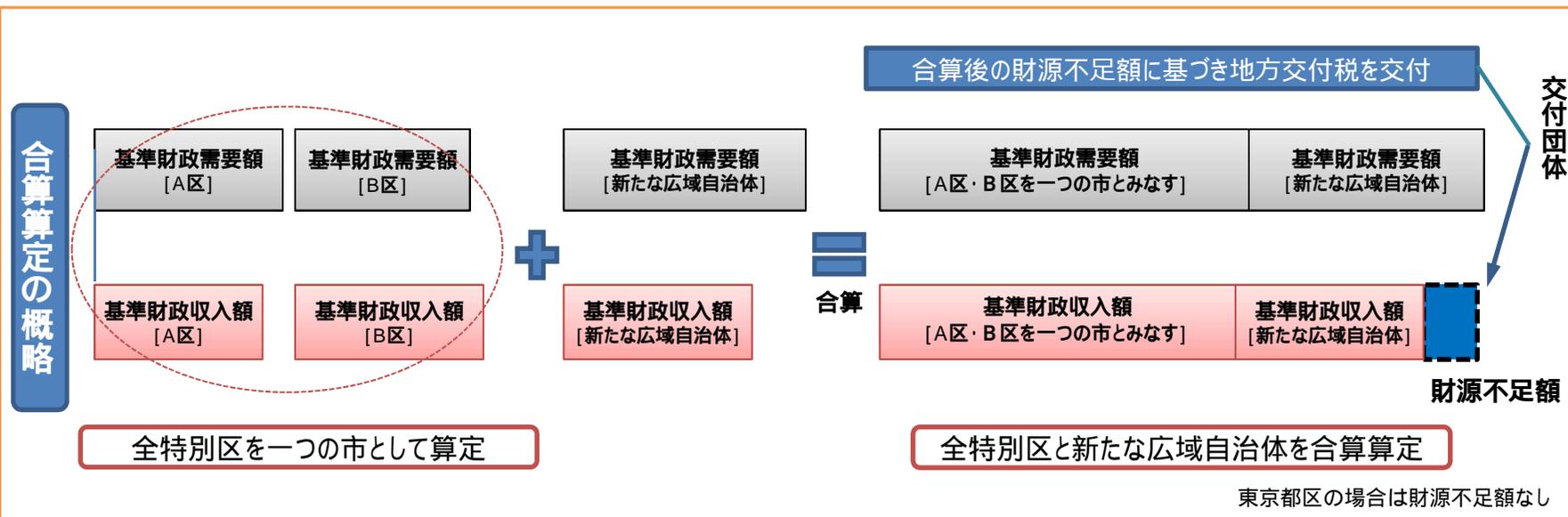
(3) その他

地方交付税の算定について

- ◆ 原則、地方交付税の算定は、現行の都区制度と同様、全特別区を一つの市とみなし、新たな広域自治体と合算して算定（合算算定）することを基本とする

具体の算定方法については、今後総務省と調整

- 合算算定の手法が採られている東京都と同様、新たな事務分担（案）によって、新たな広域自治体と特別区の間
の事務と財源区分が通常の自治体と異なる
- 全特別区を一つの市とみなすため、現行の算定方法と大きく変わることがなく、地方交付税総額が増えない



（参考）東京都区における合算算定の概要

- 東京都区では、市町村事務の一部を都が担っている一方、本来市町村税である法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税を都が賦課徴収しており、他の道府県と市町村の関係とは異なった税財政の仕組みが採られている
- 地方交付税の算定にあたって、都区間の事務や財源区分に応じて明確に算定することが技術的に困難とされ、全特別区を一つの市とみなした上で都と合算する方式（合算算定）を採用している

- ◆ 財政調整財源の配分割合は、新たな広域自治体24%、特別区76%となっているが、その内数として発行済の大阪市債（既発債）に係る新たな広域自治体と特別区の公債費が含まれている。
- ◆ 既発債の残高を新たな事務分担（案）をベースに区分すると新たな広域自治体30%、特別区70%
- ◆ 既発債の公債費は、30：70の割合で財政調整財源からそれぞれ負担。ただし、新たな広域自治体で既発債を一元的に承継して償還を行うため、公債費に係る財政調整財源は、特別区の負担分も含めて新たな広域自治体に配分し償還
- ◆ 既発債の公債費は毎年減少し、この減少分に充てていた財源は、財政調整財源として新たな広域自治体と特別区に配分（新たな起債の償還や独自施策などの財源に充当可能）

臨時財政対策債など地方交付税措置されている起債については、償還の終了に伴い地方交付税措置もなくなることから、この部分は活用可能な財源には振り替わらない

H23年度末市債残高の内訳

（億円）

区 分		新たな広域自治体	特別区
普通債	まちづくり・都市基盤整備	14,859	7,344
	うち道路・橋りょう・街路	3,923	1,246
	住宅	2,497	0
	鉄道	2,707	2,554
	港湾	2,048	2,048
	公園	1,381	574
	教育	1,487	99
	うち幼稚園・小中学校	1,227	0
	消防・防災	312	204
	産業・市場・都市魅力	1,410	845
	うち文化・スポーツ施設等	725	219
	健康・保健・環境（一般廃棄物施設等）	806	0
	こども・福祉（老人福祉・生活福祉等）	449	0
	住民生活・自治体運営（本庁舎・区庁舎等）	387	0
計	19,710	8,492	
その他	臨時財政対策債・減収補てん債等	8,537	0
計		28,247	8,492(30%)
対象から除外	H26年度までに廃止・償還満了等	31	-
合計		28,278	-

新たな事務分担（案）をベースに新たな広域自治体と特別区に分類

償還のイメージ

以下はH23年度決算ベースでのシミュレーション数値で図示

財政調整財源の総額5,027億円(P24参照)

新たな広域自治体の財源 1,191億円 24%	特別区の財源 3,836億円 76%
-------------------------------	--------------------------

・上記の財政調整財源の中から、公債費に充てる財源を新たな広域自治体30：特別区70の負担割合でそれぞれ負担

・償還を新たな広域自治体で一括して行うため、財源を新たな広域自治体に集約（2,216億円）

新たな広域自治体で全て償還

公債費
2,216億円

新たな広域自治体
721億円
30%

特別区
1,495億円
70%

新たな広域自治体で全て収入

償還財源
2,216億円

新たな広域自治体
721億円
30%

特別区
1,495億円
70%

財源に充当

目的税を活用した交付金制度の構築

偏在の大きい目的税（都市計画税・事業所税）については、新たな広域自治体が賦課徴収都市計画等に係る事業を行う新たな広域自治体と特別区に財源配分（特別区には交付金として交付）

目的税の留意点

- ・ 新たな事務分担（案）により、目的税（都市計画税・事業所税）の充当事業は新たな広域自治体と特別区の両方で実施
- ・ 目的税は特別区間で偏在（人口1人当たり、都市計画税3.6倍・事業所税5.4倍）
- ・ 税収規模が比較的大きい（H23年度決算：都市計画税572億円・事業所税250億円）

目的税配分方法の概要



	制度内容
賦課徴収主体	・ 上記の点を踏まえ新たな広域自治体で実施
配分先	・ 充当事業がある新たな広域自治体及び特別区
新たな広域自治体と特別区への配分	・ 過去5年間の事業の実績をもとに、直近実績も参考に配分
各特別区への配分	下記により交付金で配分 ・ 自由度が高まるよう人口・面積といった客観的指標で配分 ・ 既に着手済みの事業に係る財政負担に配慮
事業区域の確認	・ 特別区を設置する区域内での目的税であることから、財源の充当は当該区域内の事業に限定し、これを確認する仕組みとする

目的税の充当事業

- 都市計画税：（新たな広域自治体）街路・都市公園・下水道・高速道路
（特別区）街路・再開発・区画整理・都市公園
- 事業所税：（新たな広域自治体）高速鉄道・文化推進施策・スポーツ施設・緑化推進・下水道
（特別区）河川・橋りょう・スポーツ施設・緑化推進・廃棄物処理施設・社会福祉施設・児童福祉施設・学校施設・社会教育施設

H23年度決算の場合

H23年度の充当事業を新たな事務分担（案）をもとに新たな広域自治体・特別区に配分

都市計画税	新たな広域自治体	259億円
	特別区	313億円

事業所税	新たな広域自治体	184億円
	特別区	66億円

過去5年間について、充当事業を新たな事務分担（案）をもとに、新たな広域自治体・特別区に配分した場合の比率

	新たな広域自治体	特別区
H23年度	54%	46%
H22年度	59%	41%
H21年度	64%	36%
H20年度	64%	36%
H19年度	70%	30%

3 財政調整シミュレーション

3 財政調整シミュレーション

(1) 財政調整シミュレーションを行うにあたって

シミュレーション結果検証のための視点

- 財政調整制度については、特別区が新たな事務分担（案）に応じたサービスを提供できるよう財源を配分、税源の偏在に対応した特別区間の歳入格差の是正、を念頭に制度設計
- こうした点がシミュレーションでどうなったかを、以下の視点で検証する

- **すべての特別区において、収支が均衡**

各特別区が担うべき行政サービスについて、安定的に提供ができる財源を配分できているか

- **すべての特別区において、税の偏在が解消**

財政調整後の各区間の歳入格差が府内の都市間の格差（1.3倍）や大阪市隣接10市間の格差（1.3倍）と同程度となるか

- **すべての特別区において、住民が施策選択できる裁量経費を配分**

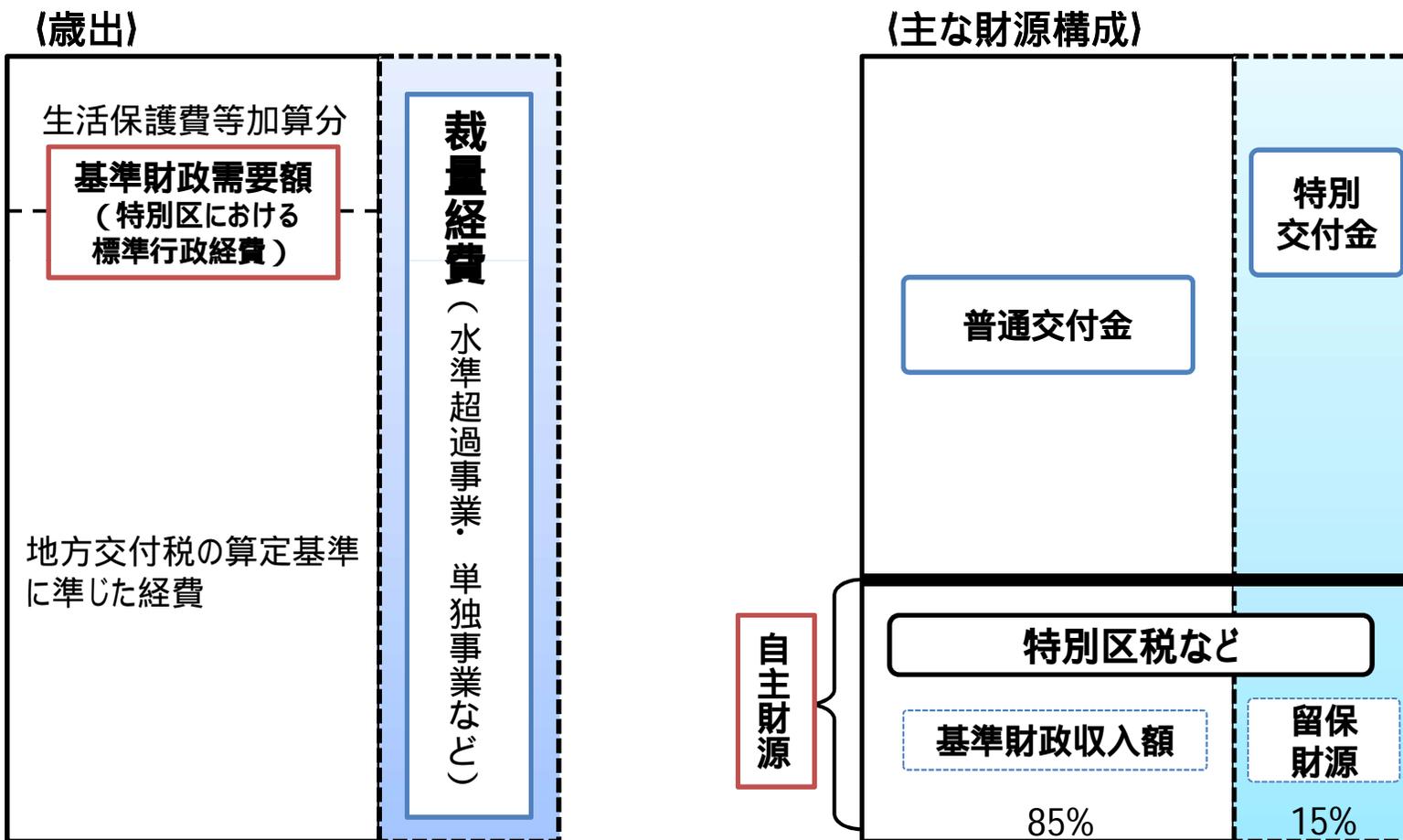
施策選択の自由度に大きな差がないよう、裁量経費の格差が府内の都市間の格差（3.2倍）や大阪市隣接10市間の格差（2.3倍）と同程度となるか

裁量経費について

- ◆ 特別区長が将来にわたってマネジメントできる財源として、財政調整交付金制度における基準財政需要額（標準的な行政サービスを行うのに必要な経費）を超える財源を裁量経費として算定

裁量経費には人件費や公債費などの義務的経費が含まれているが、これらは標準行政を超える事業に要した経費であり、時間軸を設定すれば他の施策への振替も可能であることから、特別区長の政策選択の余地は存在している

歳出と財源構成のイメージ



(2) 前提条件

歳入及び歳出	<ul style="list-style-type: none"> H23年度の一般会計決算をベースに算定（歳出（税等一般財源）＝歳入とし、補てん財源 を含まない） 補てん財源・・・不用地等売却代や財政調整基金など
地方交付税の算定	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税額は、H23年度における大阪市の算定額をベースに算定 特別区の権限については、中核市とみなして補正係数等を適用 ただし、政令指定都市権限である「児童相談所」については、児童相談所設置中核市の補正係数があるため、これを適用 新たな広域自治体への移管事務は、原則、都道府県分として算定するが、算定項目のない消防・下水道は市町村分で算定
財政調整財源	<ul style="list-style-type: none"> 法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税及び地方交付税（臨時財政対策債を含む）
目的税の取扱	<ul style="list-style-type: none"> 充当実績をもとに新たな広域自治体と特別区へ配分
新たな広域自治体と特別区への配分	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事務分担（案）のとおり 公債費については、新たな広域自治体30%、特別区70%の負担割合で算定（H23年度末の起債残高を新たな事務分担（案）に応じて新たな広域自治体と特別区に仕分け）
各特別区への配分	<ul style="list-style-type: none"> 普通交付金90%、特別交付金10% 基準財政収入額の算定は、地方交付税に準ずる（標準税等の算入率は85%） 基準財政需要額の算定は、地方交付税に準ずる（生活保護などの義務度の強い項目については、実態に応じて加算）

この財政調整シミュレーションは、現行の各行政区別の決算が存在しないため、H23年度における一般会計決算額を各行政区で把握可能なものは積み上げ、把握が困難なものは人口按分するなど、詳細な数値の把握を行い、上記の前提条件のもとで推計したもの

(3) 新たな広域自治体と特別区の配分割合

◆ H23年度決算により配分割合を試算すると、新たな広域自治体が24%、特別区が76%となる

新たな広域自治体

歳 出	
2,255億円	
政令指定都市権限 国府道(15)、精神保健(43)など ➢ 政令指定都市権限に係る公債費を除く	71
その他市町村事務等 消防(370)、高等学校(154)、大学(134)、 下水道(314)、病院(98)など	1,463
公債費(投資的経費相当分)	721

歳 入	
2,255億円	
府税	15
地方譲与税・宝くじ収益金	292
地方交付税の移転(政令指定都市権限算定分)	7
地方交付税の移転(算定替え分)	307
都市計画税・事業所税	443
財政調整財源	1,191

財政調整財源 5,027億円
普通税三税 3,939億円
地方交付税(臨時財政対策債を含む) 1,088億円

24%

76%

特別区

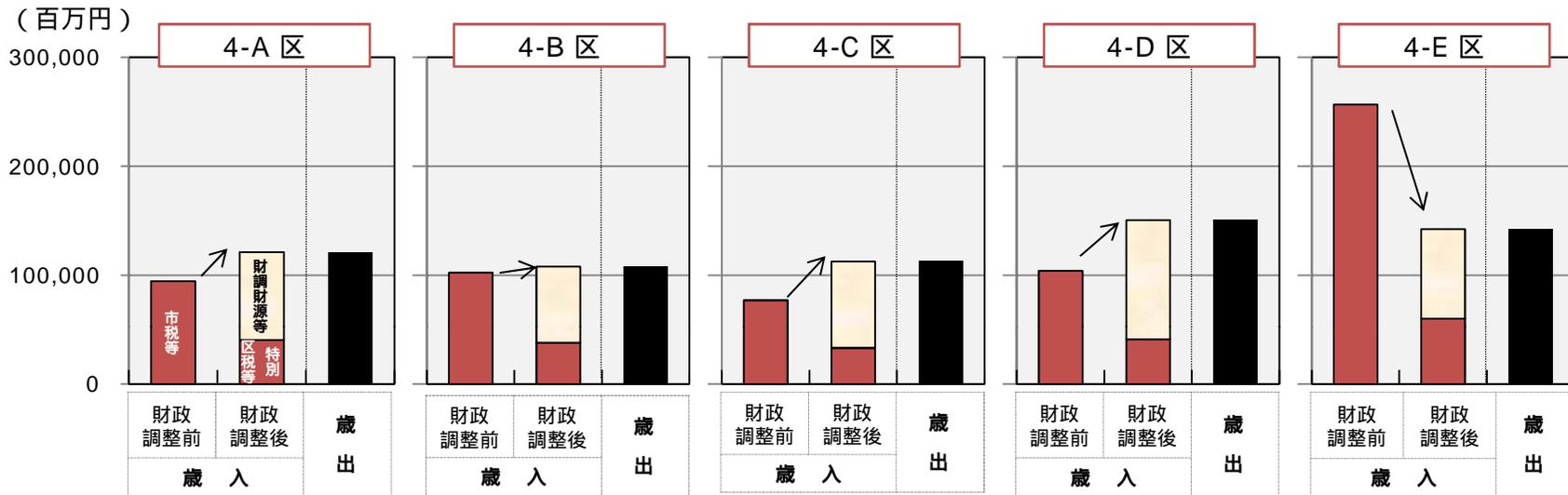
歳 出	
6,350億円	
特別区の事務 ・中核市並み権限	4,855
公債費(投資的経費相当分)	1,495
➢ 市営住宅使用料の一部を特定財源として控除 ➢ 市債は一括して新たな広域自治体で承継し、償還も行うが、特別区分の公債費に係る財源は特別区で負担	

歳 入	
6,350億円	
財政調整財源	3,836
個人市町村民税・市町村たばこ税・軽自動車税等	1,600
地方譲与税・税交付金等	535
都市計画税・事業所税	379

(4) 試算結果の概要

■ 各特別区の収支状況（試算結果の歳入・歳出の内訳については、P29～P30を参照）

- ◆ 財政調整前：都心の北区・中央区を含む4-E区に税が偏在し黒字となるが、他の特別区は赤字
- ◆ 財政調整後：偏在の大きい税を財政調整財源とし、特別区間の歳入格差を調整することで、全特別区の収支が均衡



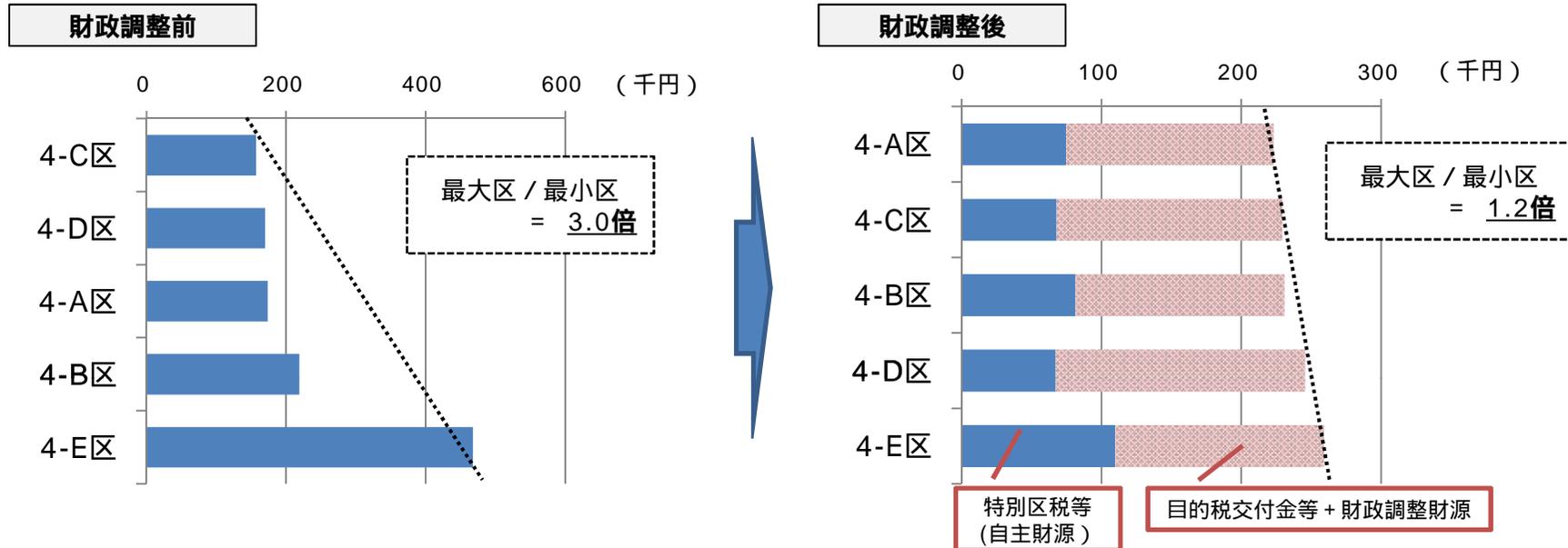
	歳出 [A]	財政調整前		財政調整後				収支差 [G-A]	
		歳入 [B]	収支差 [B-A]	特別区税等 (自主財源) [C]	目的税 交付金等 [D]	財政調整財源			歳入計 [C~F] [G]
						普通交付金 等 [E]	特別交付金 [F]		
4-A区	121,306	94,458	26,848	40,649	8,333	69,439	2,885	121,306	0
4-B区	108,012	102,561	5,451	38,038	6,447	56,371	7,156	108,012	0
4-C区	112,658	77,049	35,609	33,339	6,446	67,272	5,601	112,658	0
4-D区	150,665	104,151	46,514	41,291	9,307	92,673	7,394	150,665	0
4-E区	142,352	256,774	114,422	60,221	7,293	71,736	3,102	142,352	0
合計	634,993	634,993	0	213,538	37,826	357,491	26,138	634,993	0

収支均衡

新たな事務分担（案）により新たな広域自治体に移転する財源（約1,634億円）を歳入から控除している
 歳入[B][D][E][G]・歳出[A]は、特別区が負担する公債費約1,495億円分を含む（人口按分。以下、P26～P27についても同じ） 内訳はP29参照

■ 人口1人当たりの歳入

- ◆ 財政調整前：都心に税が集中しており、特に4-E区は他の特別区より歳入額が大きく、格差は3.0倍
- ◆ 財政調整後：偏在の大きい税を財政調整財源とすることで特別区間の歳入格差は縮小し、さらに財政調整交付金を配分することで、1.2倍まで格差を是正



	H22年 国調調査 人口(人)
4-A区	543,750
4-B区	467,878
4-C区	491,254
4-D区	613,511
4-E区	548,921
合計/平均	2,665,314

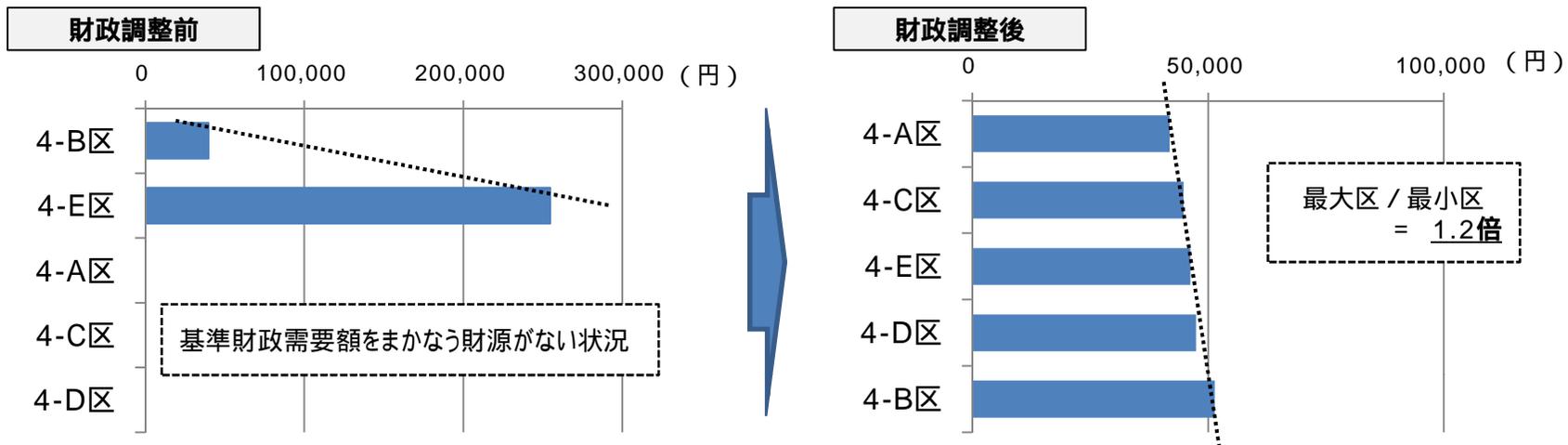
財政調整前	
歳入 (百万円)	人口1人当 たり(円)
94,458	173,715
102,561	219,206
77,049	156,842
104,151	169,762
256,774	467,779
634,993	238,243

歳入 (百万円)	財政調整後			
	人口1人当たり(円)			
	特別区税等 (自主財源)	目的税 交付金等	財政調整 財源	計
121,306	74,755	15,325	133,011	223,091
108,012	81,300	13,779	135,777	230,856
112,658	67,866	13,120	148,342	229,328
150,665	67,303	15,170	163,105	245,578
142,352	109,708	13,287	136,335	259,330
634,993	80,117	14,192	143,934	238,243

区間格差を是正

■ 人口1人当たり裁量経費

- ◆ 財政調整前：4-A,C,D区では、裁量経費はもとより、基準財政需要額をまかなう財源さえない状況
- ◆ 財政調整後：財政調整により各特別区間の格差を1.2倍まで是正



	H22年 国調調査 人口(人)
4-A区	543,750
4-B区	467,878
4-C区	491,254
4-D区	613,511
4-E区	548,921
合計/平均	2,665,314

財政調整前			
歳入 [A] (百万円)	基準財政需 要額[B] (生保分等の加 算を含む) (百万円)	裁量経費 [A-B] (百万円)	人口1人 当たり (円)
94,458	98,569	-	-
102,561	83,968	18,593	39,740
77,049	90,653	-	-
104,151	121,566	-	-
256,774	116,978	139,796	254,674
634,993	511,734	123,259	46,245

財政調整後			
歳入 [C] (百万円)	基準財政需 要額[D] (生保分等の加 算を含む) (百万円)	裁量経費 [C-D] (百万円)	人口1人 当たり (円)
121,306	98,569	22,737	41,816
108,012	83,968	24,044	51,390
112,658	90,653	22,005	44,793
150,665	121,566	29,099	47,430
142,352	116,978	25,374	46,225
634,993	511,734	123,259	46,245

区間格差を是正

- 普通交付金では、地方交付税で算入不足となっている生活保護など義務度の強い項目を実態に応じて基準財政需要額に加算

特別区ごとの試算結果のまとめ

収支の状況 〔 収支が均衡しているか 〕	歳入格差 〔 府内の都市間の格差【1.3倍】 大阪市隣接10市間の格差【1.3倍】と同程度か 〕	裁量経費の格差 〔 府内の都市間の格差【3.2倍】 大阪市隣接10市間の格差【2.3倍】と同程度か 〕
収支均衡	1.2 倍	1.2 倍

（収支の状況）

- 財政調整前は4 - E区以外の4区で赤字となっていたが、財政調整後は全ての特別区で収支が均衡

（歳入格差）

- 財政調整前は特別区間の最大格差が3.0倍（最大4 - E区、最小4 - C区）となっていたが、財政調整後は1.2倍（最大4 - E区、最小4 - A区）まで縮小

（裁量経費の格差）

- 財政調整前は4 - A区、4 - C区、4 - D区では、裁量経費はもとより、基準財政需要額をまかなう財源さえなかったが、財政調整後は全特別区で裁量経費が配分され、特別区間の格差は1.2倍（最大4 - B区、最小4 - A区）まで縮小

収支均衡、 歳入格差を是正、 裁量経費の格差を是正

■ 特別区の歳入・歳出・裁量経費

【特別区の歳入】

(千円)

	自主財源（内訳次ページ）			財政調整財源					目的税交付金等			歳入合計
	特別区税	譲与税等	計	普通交付金	特別交付金	小計	財政調整財源 （公債費分）	合計	特別区分	目的税 （公債費分）	計	
4 - A 区	31,366,255	9,282,074	40,648,329	44,500,032	2,885,257	47,385,289	24,939,206	72,324,495	2,779,964	5,553,151	8,333,115	121,305,939
4 - B 区	28,336,211	9,702,036	38,038,247	34,911,420	7,156,378	42,067,798	21,459,321	63,527,119	1,668,641	4,778,294	6,446,935	108,012,301
4 - C 区	25,718,641	7,620,643	33,339,284	44,740,769	5,601,218	50,341,987	22,531,467	72,873,454	1,428,512	5,017,025	6,445,537	112,658,275
4 - D 区	31,435,432	9,855,849	41,291,281	64,534,059	7,393,797	71,927,856	28,138,809	100,066,665	3,041,269	6,265,598	9,306,867	150,664,813
4 - E 区	43,180,890	17,040,092	60,220,982	46,559,117	3,101,728	49,660,845	25,176,374	74,837,219	1,687,453	5,605,961	7,293,414	142,351,615
合 計	160,037,429	53,500,694	213,538,123	235,245,397	26,138,378	261,383,775	122,245,177	383,628,952	10,605,839	27,220,029	37,825,868	634,992,943

【特別区の歳出】

(千円)

	特別区の事務	公債費 （特別区分）	歳出合計
4 - A 区	90,813,582	30,492,357	121,305,939
4 - B 区	81,774,686	26,237,615	108,012,301
4 - C 区	85,109,783	27,548,492	112,658,275
4 - D 区	116,260,406	34,404,407	150,664,813
4 - E 区	111,569,280	30,782,335	142,351,615
合 計	485,527,737	149,465,206	634,992,943

【特別区の裁量経費（財源）】

(千円)

	歳入 [A]	基準財政需要額[B]			裁量経費 [A - B]
		地方交付税 基準	生保等加算	計	
4 - A 区	121,305,939	96,507,937	2,060,774	98,568,711	22,737,228
4 - B 区	108,012,301	82,476,345	1,491,880	83,968,225	24,044,076
4 - C 区	112,658,275	88,091,772	2,561,907	90,653,679	22,004,596
4 - D 区	150,664,813	116,533,582	5,032,445	121,566,027	29,098,786
4 - E 区	142,351,615	109,818,834	7,158,894	116,977,728	25,373,887
合 計	634,992,943	493,428,470	18,305,900	511,734,370	123,258,573

【特別区の自主財源の内訳】

(千円)

	特別区税					地方譲与税					
	個人区民税	軽自動車税	区たばこ税	市町村交付金	計	地方揮発油譲与税	地方道路譲与税	特別とん譲与税	自動車重量譲与税	航空機燃料譲与税	計
4 - A 区	25,824,960	227,376	5,216,033	97,886	31,366,255	272,509	2	0	707,255	101,188	1,080,954
4 - B 区	22,911,297	234,362	5,052,191	138,361	28,336,211	312,008	0	106,459	809,766	0	1,228,233
4 - C 区	21,259,787	235,444	4,150,115	73,295	25,718,641	217,935	0	0	565,617	0	783,552
4 - D 区	25,845,794	323,647	5,158,584	107,407	31,435,432	319,907	3	184,201	830,267	0	1,334,378
4 - E 区	32,902,911	210,439	9,705,090	362,450	43,180,890	324,251	1	0	841,541	0	1,165,793
合 計	128,744,749	1,231,268	29,282,013	779,399	160,037,429	1,446,610	6	290,660	3,754,446	101,188	5,592,910

(千円)

	税交付金							交付金など			自主財源合計	
	利子割交付金	配当割交付金	株式等譲渡所得割交付金	地方消費税交付金	特別地方消費税交付金	自動車取得税交付金	自動車取得税交付金(旧法)	計	交通安全対策特別交付金	地方特例交付金		計
4 - A 区	310,988	201,983	45,194	6,108,342	19	379,919	17	7,046,462	75,913	1,078,745	1,154,658	40,648,329
4 - B 区	275,901	179,195	40,096	6,448,530	20	434,986	19	7,378,747	72,696	1,022,360	1,095,056	38,038,247
4 - C 区	256,013	166,278	37,206	5,002,647	14	303,836	14	5,766,008	70,265	1,000,818	1,071,083	33,339,284
4 - D 区	311,238	202,147	45,231	6,157,173	14	445,999	20	7,161,822	95,280	1,264,369	1,359,649	41,291,281
4 - E 区	396,220	257,341	57,582	13,460,691	70	452,054	21	14,623,979	119,650	1,130,670	1,250,320	60,220,982
合 計	1,550,360	1,006,944	225,309	37,177,383	137	2,016,794	91	41,977,018	433,804	5,496,962	5,930,766	213,538,123

参考資料 (特別区の状況)

資料名	ページ
特別区の歳入状況	32-36
特別区の歳出状況	37-39
裁量経費の状況	40-41

(1) 特別区の歳入状況 (財政調整前後)

■ 各特別区の歳入規模

- 財政調整前の各特別区の歳入規模を比較すると、4-E区に税が集中し、政令指定都市の堺市を超える規模
- 財政調整を行うと、4-A、4-D、4-E区で中核市の東大阪市を超える規模

(各特別区の歳入規模)

- 5区計 634,993百万円、5区平均 126,999百万円
- 財政調整前 最小:4-C区 77,049百万円～最大:4-E区 256,774百万円
- 財政調整後 最小:4-B区 108,012百万円～最大:4-D区 150,665百万円
- 財政調整後の各特別区の歳入規模を府内の政令指定都市・中核市と比較すると、4-A、4-D、4-E区中核市で最も大きい東大阪市(113,673百万円)を超える規模

	行政区
4 A	都島区・淀川区・東淀川区・旭区
4 B	此花区・福島区・西区・港区・大正区・西淀川区
4 C	城東区・東成区・生野区・鶴見区
4 D	平野区・住之江区・住吉区・東住吉区
4 E	西成区・北区・中央区・天王寺区・浪速区・阿倍野区



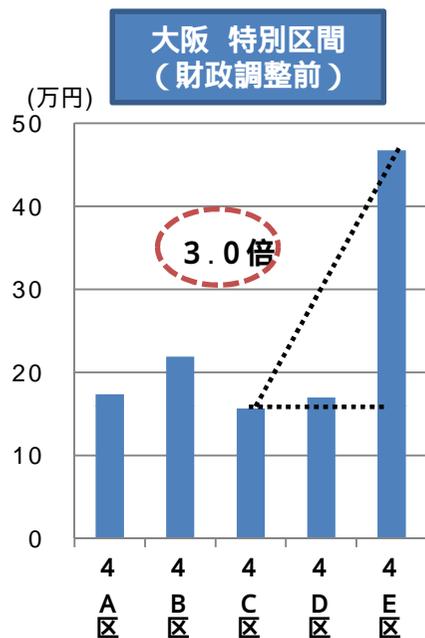
1 歳入については、個人市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税など税源の所在地が特定できる税、地方税法等に定める配分基準により交付すべき特別区が特定できる地方譲与税や税交付金は特別区別に把握し、その他の法人市町村民税、事業所税、市町村たばこ税、地方特例交付金などは、従業員数や人口などにより按分した

2 地方交付税の算定については、基準財政収入額は上記歳入と同じように各特別区に按分し、基準財政需要額は費目ごとの測定単位(人口や面積等)を各特別区に割り付ける等によって算定した。交付額は、H23年度算定額から新たな広域自治体に移管される事務にかかるものを控除した額を、各特別区の交付基準額をもとに按分した

3 新たな事務分担(案)により、新たな広域自治体に移転する財源(約1,634億円)を歳入から控除した(以下同じ)

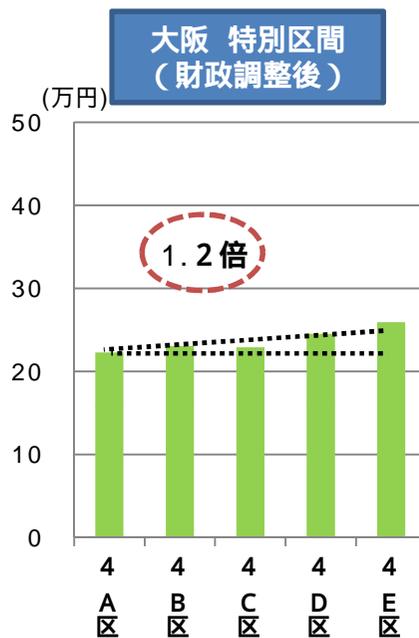
■ 人口1人当たりの歳入の状況

- 財政調整前の特別区間の1人当たりの歳入格差は最大の4 E区(467,779円)と最小の4 C区(156,842円)との間の3.0倍で、府内都市間の格差(1.3倍)や東京特別区間の格差(1.9倍(数値の突出した千代田区を除く))よりも大きい
- 財政調整を行うと、府内都市間の格差(1.3倍)よりも小さい1.2倍まで縮小



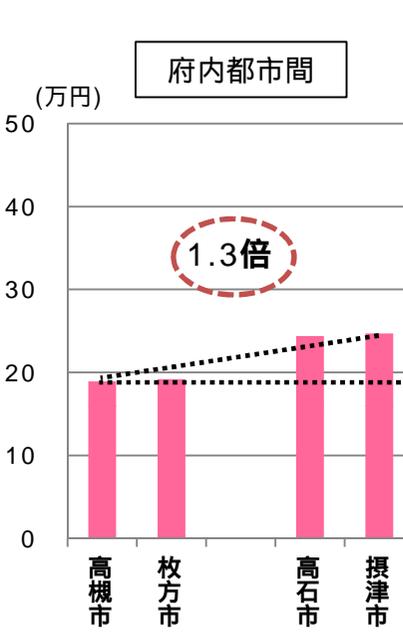
順位	団体名	金額(円)
1	4 - E区	467,779
2	4 - B区	219,206
3	4 - A区	173,715
4	4 - D区	169,762
5	4 - C区	156,842

最大格差 3.0倍



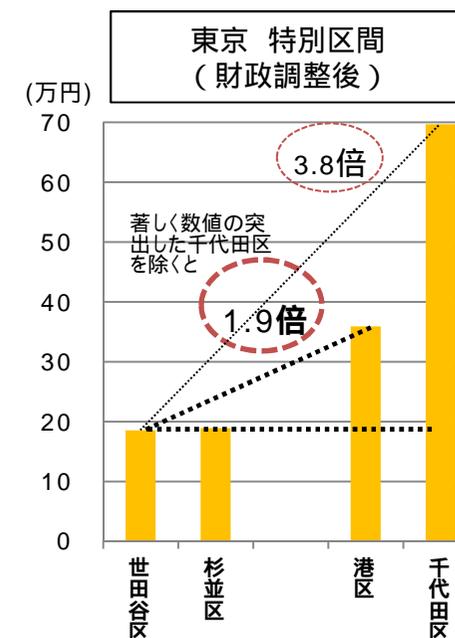
順位	団体名	金額(円)
1	4 - E区	259,330
2	4 - D区	245,578
3	4 - B区	230,856
4	4 - C区	229,328
5	4 - A区	223,091

最大格差 1.2倍



順位	団体名	金額(円)
1	摂津市	247,125
2	高石市	243,949
}		
31	枚方市	192,014
32	高槻市	189,303

最大格差 1.3倍

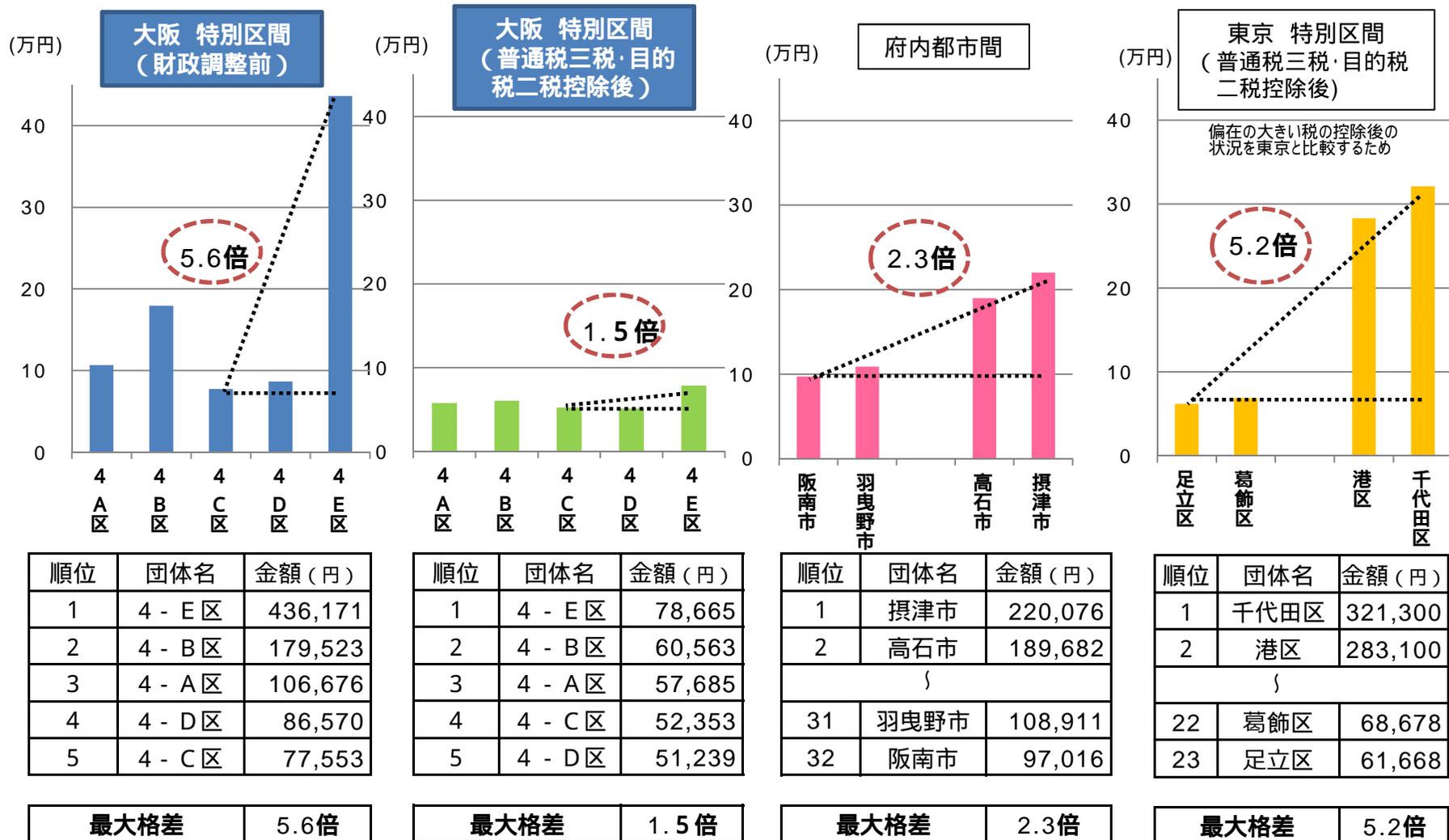


順位	団体名	金額(円)
1	千代田区	696,895
2	港区	359,329
}		
22	杉並区	189,147
23	世田谷区	185,110

最大格差 3.8倍

■ 人口1人当たりの税収の状況

- 財政調整前の特別区間の1人当たりの税収格差は、最大の4 E区（436,171円）と最小の4 C区（77,553円）との間の5.6倍で、府内都市間の格差（2.3倍）よりも大きい
- 偏在の大きい普通税三税（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税）、目的税二税（都市計画税、事業所税）を控除すると、特別区間の格差は1.5倍となり、同じ税目を控除した東京特別区間の格差（5.2倍）よりも小さくなる



府内都市の歳入状況

○ 府内都市間の人口1人当たりの歳入状況を比較すると、**税収で2.3倍、地方譲与税や地方交付税等を加えた歳入合計では1.3倍の格差があり、大阪市隣接10市間では税収で2.0倍、歳入合計で1.3倍の格差がある**

	歳入(百万円)				人口1人当たり(円)	
	地方税	譲与税等	地方交付税等	合計	地方税	合計
堺市	132,616	20,417	41,746	194,779	157,508	231,339
岸和田市	23,881	2,953	17,765	44,599	119,866	223,854
豊中市	63,806	8,004	11,464	83,274	163,882	213,884
池田市	15,627	1,707	4,737	22,071	149,927	211,752
吹田市	61,859	5,597	1,458	68,914	173,860	193,688
泉大津市	11,326	1,206	5,517	18,049	146,054	232,752
高槻市	48,975	5,017	13,657	67,649	137,047	189,303
貝塚市	11,536	1,334	6,403	19,272	127,445	212,909
守口市	22,231	2,201	8,315	32,747	151,541	223,231
枚方市	55,730	5,847	16,761	78,337	136,600	192,014
茨木市	44,069	4,197	5,893	54,159	160,353	197,068
八尾市	38,248	4,134	16,048	58,429	140,896	215,239
泉佐野市	19,002	1,725	3,377	24,105	188,514	239,130
富田林市	13,591	1,705	8,153	23,448	113,660	196,095
寝屋川市	27,967	3,146	15,483	46,596	117,407	195,615
河内長野市	13,078	1,559	8,126	22,763	116,261	202,356
松原市	13,688	1,689	10,125	25,501	109,859	204,676
大東市	17,140	1,905	6,508	25,554	134,398	200,370
和泉市	22,006	2,894	11,534	36,434	118,958	196,953
箕面市	22,322	2,086	2,449	26,857	171,846	206,760

	歳入(百万円)				人口1人当たり(円)	
	地方税	譲与税等	地方交付税等	合計	地方税	合計
柏原市	8,965	1,073	5,280	15,317	119,896	204,849
羽曳野市	12,817	1,601	9,769	24,187	108,911	205,534
門真市	18,262	2,054	8,568	28,884	140,171	221,701
摂津市	18,425	1,495	769	20,689	220,076	247,125
高石市	11,300	924	2,309	14,533	189,682	243,949
藤井寺市	7,780	946	5,487	14,212	117,586	214,802
東大阪市	74,731	7,817	31,125	113,673	146,665	223,092
泉南市	8,893	1,027	4,037	13,957	138,078	216,706
四條畷市	6,572	806	5,012	12,390	114,192	215,274
交野市	9,291	1,159	4,779	15,229	119,599	196,035
大阪狭山市	7,412	871	3,954	12,237	127,296	210,158
阪南市	5,496	770	4,969	11,235	97,016	198,339
合計	868,640	99,868	301,574	1,270,082	868,640 (平均)	211,283 (平均)

府内都市

最大市/最小市(倍)

2.3	1.3
-----	-----

大阪市隣接10市

最大市/最小市(倍)

2.0	1.3
-----	-----

* 特別区との比較を考慮して、宝くじ収益金は除いている
 * 表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがある

東京特別区の歳入状況

- 東京特別区間の人口1人当たりの歳入状況を比較すると、区税収入で5.2倍、地方譲与税や財政調整交付金等を加えた歳入合計では3.8倍の格差
- なお、都が徴収する市町村税（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税）も含むと38.9倍という大きな格差となる

◆ 法人市町村民税、事業所税は、徴収担当都税事務所が限定されているため、当該税目の特別区域全体の税収を、従業者数（P21経済センサス）で按分。固定資産税のうち、都税事務所以外で徴収したものについては、各都税事務所での固定資産税の収入額で按分。その他は、各特別区に所在する都税事務所での収入額である
 出典：P23年度決算統計及び東京都税務統計

	歳入（百万円）				人口1人当たり（円）		人口1人当たり（円） 都が徴収する市町村税を含む税収
	区税	譲与税等	財政調整交付金	合計	区税	合計	
千代田区	15,138	10,332	7,364	32,834	321,300	696,895	5,884,117
中央区	20,686	9,172	12,046	41,904	168,508	341,346	1,444,693
港区	58,073	13,255	2,382	73,710	283,100	359,329	1,476,128
新宿区	39,055	10,435	26,457	75,947	119,686	232,745	574,383
文京区	27,715	4,880	16,219	48,815	134,133	236,246	354,470
台東区	17,854	4,756	28,225	50,835	101,487	288,952	391,279
墨田区	20,185	4,765	35,808	60,758	81,521	245,382	231,628
江東区	41,945	9,077	49,459	100,480	91,022	218,048	288,103
品川区	40,096	8,179	35,626	83,901	109,761	229,676	343,158
目黒区	38,456	5,027	14,741	58,224	143,317	216,988	292,690
大田区	65,811	13,177	61,005	139,993	94,914	201,901	234,492
世田谷区	105,514	14,317	42,536	162,367	120,294	185,110	230,040
渋谷区	39,705	7,752	1,933	49,390	194,162	241,527	742,430
中野区	29,229	5,108	32,312	66,649	92,864	211,753	196,573
杉並区	58,183	8,786	36,981	103,949	105,870	189,147	203,821
豊島区	27,721	6,091	27,596	61,408	97,376	215,711	297,572
北区	25,100	5,415	47,155	77,670	74,804	231,475	175,134
荒川区	14,589	3,341	35,703	53,634	71,764	263,821	174,630
板橋区	41,018	8,792	59,087	108,897	76,551	203,233	177,481
練馬区	59,581	11,021	75,620	146,222	83,199	204,185	170,601
足立区	42,146	10,656	93,844	146,645	61,668	214,574	151,211
葛飾区	30,396	7,009	65,038	102,443	68,678	231,466	155,374
江戸川区	47,745	10,657	79,390	137,792	70,320	202,944	159,080
合計	905,940	192,001	886,527	1,984,469	101,271 (平均)	221,835 (平均)	318,291 (平均)

* 特別区との比較を考慮して、宝くじ収益金は除いている

* 表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがある

最大区/最小区(倍)

5.2

3.8

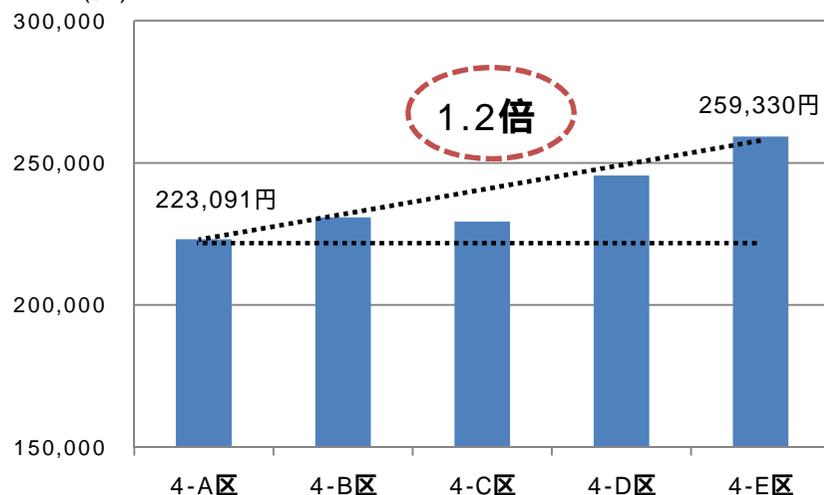
38.9

(2) 特別区の歳出状況

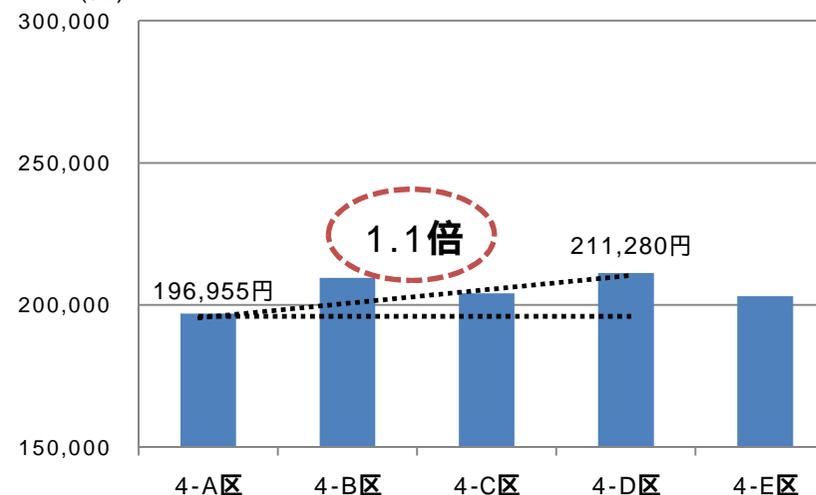
- 特別区の人口1人当たりの歳出の格差は1.2倍
- 生活保護関係費を控除すれば1.1倍

- 分野別では、福祉（30%）が最も高く、次いで、自治体運営（公債費）（24%）・こども（10%）・教育（9%）の構成割合が高い
- 人口1人当たりの歳出では、最大4-E区（259,330円）と最小4-A区（223,091円）で1.2倍
- 分野別では、福祉での格差1.6倍が最大であり、そのうち規模・格差とも大きい生活保護関係費を控除すると、最大が4-D区（211,280円）となり、最小の4-A区（196,955円）との格差は1.1倍となる

■ 人口1人当たり歳出
(円)



■ 生活保護関係費控除後
(円)



全ての歳出を各特別区に特定することが困難なことから、特別区の事務（1,913事務）のうち、5億円以上の事務について実額または関連性が高いと思われる指標で按分し、その他の事務については人口按分とした
特別区が負担する公債費（約1,495億円）分を含めている（人口按分）

分野別歳出状況

- 分野別では、**福祉（30%）**・**自治体運営（公債費）（24%）**・**こども（10%）**・**教育（9%）**の構成割合が高い
- 分野別の人口1人当たり歳出では、**福祉**の格差が大きい

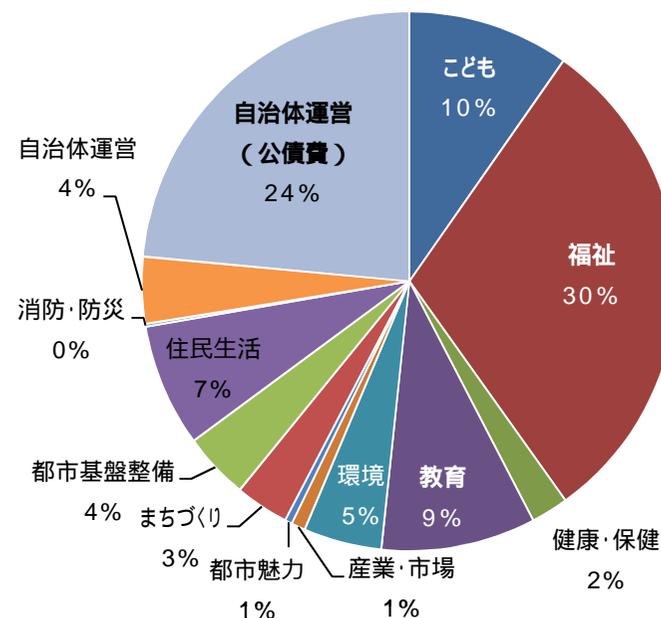
【福祉】

最大区 4-E区 95,637円
 最小区 4-B区 57,974円 となり **1.6倍の格差**



福祉分野の格差による財政への影響が大きい

歳出の分野別構成割合



	人口1人当たり（円）分野別歳出												
	合計	こども	福祉	健康・保健	教育	環境	産業・市場	都市魅力	まちづくり	都市基盤整備	住民生活	消防・防災	自治体運営
4-A区	223,091	22,031	62,212	4,767	20,283	10,722	2,005	1,063	8,903	8,785	16,995	370	64,955
4-B区	230,856	24,004	57,974	5,501	25,463	11,734	2,013	1,063	7,016	11,155	18,604	419	65,910
4-C区	229,328	24,571	65,011	5,146	22,626	10,953	2,018	1,063	7,341	7,874	17,464	409	64,852
4-D区	245,578	26,460	76,968	5,604	23,334	11,347	2,006	1,063	7,466	9,639	16,151	353	65,187
4-E区	259,330	19,062	95,637	5,781	19,984	11,394	2,011	1,063	7,825	10,183	18,924	421	67,045
格差	1.2倍	1.4倍	1.6倍	1.2倍	1.3倍	1.1倍	1.0倍	1.0倍	1.3倍	1.4倍	1.2倍	1.2倍	1.0倍

福祉分野の歳出格差について（人口1人当たり）

- ◆ 福祉分野の特別区間格差は1.6倍だが、そのうち生活保護関係費の格差が大きく2.6倍
- ◆ 歳出合計から福祉分野を控除した場合の格差は1.1倍となるが、福祉分野の生活保護関係費のみを控除した場合でも、格差は同様の1.1倍



福祉分野の中でも、生活保護関係費が規模・格差とも大きく、歳出に大きな影響

最も格差の大きい福祉分野を歳出合計から控除して格差を分析してみると...

	歳出合計	うち福祉分野	歳出合計から福祉分野を控除
4-A区	223,091	62,212	160,879
4-B区	230,856	57,974	172,882
4-C区	229,328	65,011	164,317
4-D区	245,578	76,968	168,610
4-E区	259,330	95,637	163,693
格差	1.2倍	1.6倍	1.1倍

福祉分野の内訳をさらに分析してみると...

	福祉分野	うち生活保護関係費	その他
4-A区	62,212	26,136	36,076
4-B区	57,974	21,256	36,718
4-C区	65,011	25,266	39,745
4-D区	76,968	34,298	42,670
4-E区	95,637	56,231	39,406
格差	1.6倍	2.6倍	1.2倍

福祉分野の中で規模・格差とも大きい

生活保護関係費のみを歳出合計から控除してみると...

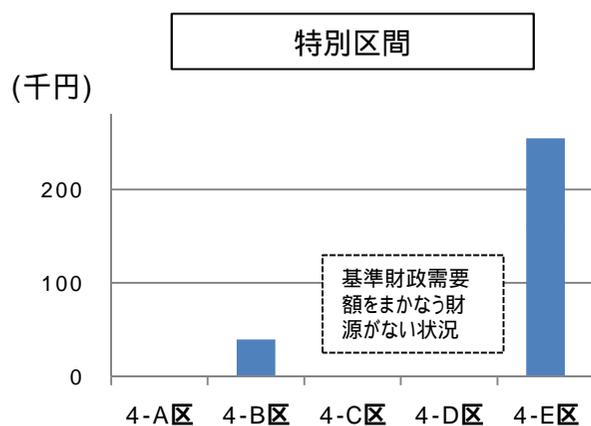
	歳出合計から生活保護関係費を控除
4-A区	196,955
4-B区	209,600
4-C区	204,062
4-D区	211,280
4-E区	203,099
格差	1.1倍

生活保護関係費について重点的に対応することにより、特別区間の歳出格差は縮小

(3) 特別区の裁量経費の状況

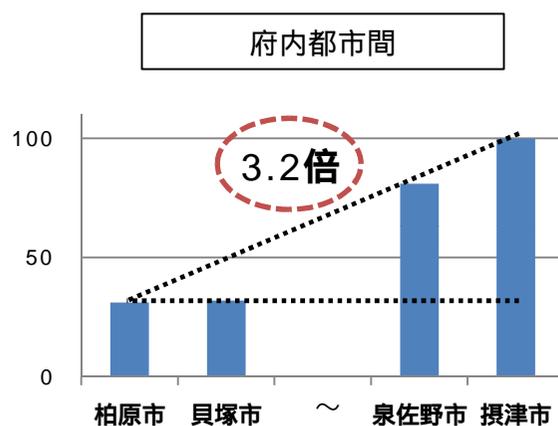
○ 特別区の人口1人当たりの裁量経費は、最大区(4-E区)で254,674円となるが、最小区(4-A区,4-C区,4-D区)では基準財政需要額をまかなえる財源もなく、他都市間と比べても格差が大きい

■ 人口1人当たりの裁量経費



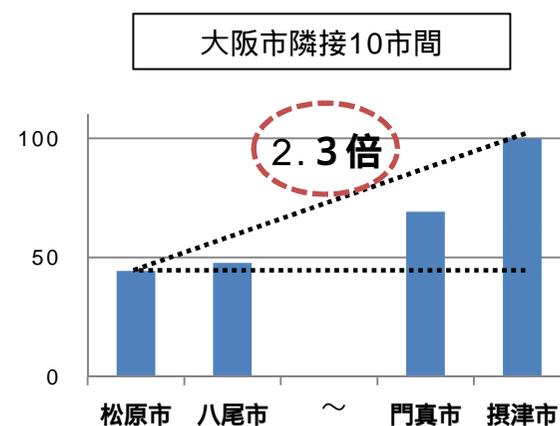
順位	団体名	金額(円)
1	4 - E区	254,674
2	4 - B区	39,740
3	4 - A区	-
4	4 - C区	-
5	4 - D区	-

最大格差	-
------	---



順位	団体名	金額(円)
1	摂津市	99,876
2	泉佐野市	80,975
}		
3 1	貝塚市	31,904
3 2	柏原市	31,132

最大格差	3.2倍
------	------



順位	団体名	金額(円)
1	摂津市	99,876
2	門真市	69,197
}		
9	八尾市	47,722
10	松原市	44,337

最大格差	2.3倍
------	------

府内都市間・大阪市隣接10市間は地方財政状況調査(普通会計)ベースにより算定しており、一般会計ベースの特別区の額とは単純比較できない(都市間の格差を比較するもの)歳出内容を特別区にあわせるため、特別区で実施しない消防、下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾にかかる費用は控除

府内都市の裁量経費の状況

○ 人口1人当たりの裁量経費を比較すると、府内都市間で3.2倍、大阪市隣接10市間で2.3倍の格差

消防、下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾を除いたベースで算定

(百万円)

	所要 一般 財源 A	基準財政 需要額 (振替前) B	裁量経費 C = A - B	裁量経費 の比率 C / A	1人当たり 裁量経費 (円)
堺市	177,913	129,482	48,431	27.2%	57,522
岸和田市	39,350	29,689	9,661	24.6%	48,492
豊中市	77,368	52,650	24,718	31.9%	63,486
池田市	20,693	14,124	6,569	31.7%	63,024
吹田市	65,940	43,824	22,116	33.5%	62,160
泉大津市	15,207	11,378	3,829	25.2%	49,375
高槻市	61,060	46,938	14,122	23.1%	39,518
貝塚市	15,681	12,793	2,888	18.4%	31,904
守口市	29,433	21,635	7,798	26.5%	53,160
枚方市	68,466	50,373	18,094	26.4%	44,350
茨木市	48,898	33,159	15,738	32.2%	57,268
八尾市	49,753	36,798	12,955	26.0%	47,722
泉佐野市	22,521	14,359	8,162	36.2%	80,975
富田林市	21,748	16,708	5,041	23.2%	42,156
寝屋川市	42,259	31,515	10,745	25.4%	45,107
河内長野市	22,801	15,979	6,822	29.9%	60,648
松原市	22,741	17,217	5,524	24.3%	44,337
大東市	23,032	16,114	6,919	30.0%	54,249
和泉市	33,771	24,415	9,356	27.7%	50,576
箕面市	25,930	16,603	9,328	36.0%	71,809

	所要 一般 財源 A	基準財政 需要額 (振替前) B	裁量経費 C = A - B	裁量経費 の比率 C / A	1人当たり 裁量経費 (円)
柏原市	12,488	10,160	2,328	18.6%	31,132
羽曳野市	22,128	17,099	5,029	22.7%	42,733
門真市	28,192	19,177	9,015	32.0%	69,197
摂津市	19,837	11,476	8,362	42.2%	99,876
高石市	13,159	8,784	4,375	33.2%	73,439
藤井寺市	12,267	9,675	2,592	21.1%	39,179
東大阪市	98,978	73,876	25,102	25.4%	49,264
泉南市	12,427	9,204	3,223	25.9%	50,044
四條畷市	11,557	8,325	3,232	28.0%	56,157
交野市	14,552	10,314	4,238	29.1%	54,548
大阪狭山市	11,581	8,444	3,136	27.1%	53,865
阪南市	9,941	8,049	1,892	19.0%	33,408
合計	1,151,674	830,333	321,340	27.9%	53,456 (平均)

府内都市	最大市/最小市(倍)	3.2
大阪市隣接10市	最大市/最小市(倍)	2.3

H23年度 地方財政状況調査の一般財源等(補てん財源を含む)

表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがある

「振替前」とは、基準財政需要額から臨時財政対策債発行可能額に振り替えて減額する前の額をいう

5 . 大阪版「都区協議会」(案)

目 次

1 基本的な考え方	え都 - 1
2 大阪版「都区協議会」の検討方向	え都 - 2
参考資料	え都 - 4

1. 基本的な考え方

住民に身近な“特別区が主役”の大阪にふさわしい大都市制度を創っていく

- ・ 特別区において住民に身近な行政を総合的に担う
- ・ 新たな広域自治体は、大阪の成長に係る施策に重点化して、特別区を支える



新たな広域自治体と特別区との間に“対等協力”の関係を構築していく必要
その上で、新たな広域自治体と特別区、特別区間の連携を強化

そのための仕組みづくり

大阪版『都区協議会』

現行の都区協議会の仕組みを発展・充実
特別区の考えがより反映される“特別区重視”の仕組みへ

大阪版『都区協議会』において、

(新たな大都市制度の実現後も、引き続き、以下の協議)

- 新たな広域自治体と特別区の事務分担の見直し
(政令指定都市権限、都道府県権限の更なる移譲など)
- 事務分担の見直しに伴う調整財源の配分割合の見直し
更に税源配分の見直し
- 新たな広域自治体に承継される財産の事業終了後の特別区への再承継
- 偶発債務への対応とリスク解消時の財政調整基金の特別区への再承継
- 制度移行時の特別区における財源不足への対応 等

『特別区が主役』
の自治体構造に
向けて着実に推進

2. 大阪版「都区協議会」の検討方向

検討課題

委員構成の工夫
幅広の協議項目
協議方法の工夫
決定事項の尊重
事務局のしつらえ 等

現行の都区協議会は、都と東京特別区で主張が分かれる場合、結果的に都の主張で決定

今後の進め方：今後、特別区設置協議会で協議しながら、国とも協議のうえ具体的な検討を進めていく

[今後の検討にあたってのラフ・スケッチ]

あくまで現時点でのイメージであり、特別区設置協議会における協議を踏まえ、具体的内容について国と協議していく

【 委員構成】
全特別区長及び知事で構成
(5 or 7) (1)

自治体行政に責任ある者で
構成 など

参考：東京

都側 8名：知事
3 副知事
4 局長

特別区側：特別区長会会長
8名 2 副会長
5 幹事

委員に議員、また調停あっせん役として有識者を加えることも選択肢としてある

【 考えられる項目】 東京は主に財政調整を協議

事務分担	・ 新たな広域自治体と特別区の事務分担の見直し
財政調整	・ 調整財源の配分基準の見直し ・ 調整財源で行われる新たな広域自治体及び特別区の事業の検証
財産債務	・ 新たな広域自治体に承継した財産の事業終了時の扱い ・ 偶発債務への対応とリスク解消時の対応
職員体制	・ 人事交流の内容、手法
その他	・ 大都市戦略・政策の共有 ・ 制度移行期の特別区における財源不足への対応 ・ 再編効果の進行管理 など

【 協議方法】

■ 現在の都区協議会にはない、以下のような大阪独自の工夫を検討

● 特別区の意見を尊重した運営

ex.) 特別区全体の総意がある場合は、新たな広域自治体が尊重する仕組みの導入 など

● 協議会への特別区議会の関与

ex.) 特別区に対する財政調整交付金に係る事項は新たな広域自治体が条例を制定して決定するが、その条例制定にあたり、新たな広域自治体の議会での議決に加え、特別区の議会の同意を条件とする など

● 合意形成の工夫

ex.) 「有識者によるあっせん機関」等の検討 など

● 上に記載の議会同意が得られず、修正案で再協議しても、まとまらない場合などに備え

【 決定事項の尊重】 現在は協議会からの意見聴取義務

協議会での決定事項への尊重義務

【 事務局】 東京では東京都総務局が担当

新たな広域自治体と特別区が共同組織で事務局を担当

< 現在の東京の都区協議会の組織体制 >

(位置づけ) 法定協議会

地方自治法

第282条の2 都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。

2 前条第1項又は第2項の規定により条例を制定する場合には、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。

地方自治法施行令

第210条の16 都区協議会は、地方自治法第282条の2第2項の規定による意見を述べるほか、都及び特別区事務の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るために必要な協議を行う。

(会長) 都知事

(協議会設置時に政令で会長 = 都知事と規定。平成11年度の改正時に会長は委員互選とされたが、引き続き知事が会長に就任)

(委員構成) 16名 (都側委員8名、区側委員8名)

(組織) 協議会下部に都区財政調整協議会及び都区のあり方検討委員会を設置

(事務局) 東京都総務局行政部

(協議会設置時に施行令で東京都が事務局を担う旨規定。平成11年度の政令改正時に同規定が削除されたが、引き続き東京都が事務局)

都区協議会 (会長：都知事)

- ・ 都区財政調整交付金に係る都条例の制定への意見具申
- ・ 都区の事務処理につき都区間・区相互間の連絡調整

都側委員 8名

区側委員 8名

都区財政調整協議会

- ・ 都区財政調整における基準財政需要額及び基準財政収入額の算定に関する事
- ・ その他、都区財政調整の合理的な方法に関する事

都側委員
3名

区側委員
9名

都区のあり方検討委員会

- ・ 都区の事務配分に関する事
- ・ 特別区の区域のあり方に関する事
- ・ 都区の税財政制度に関する事
- ・ その他、都区のあり方に関して検討が必要な事項

都側委員
3名

区側委員
4名

都区協議会における協議の状況

< 財政調整の協議 >

- ・ 都区協議会の協議を経て、都区協議会から都知事に意見具申 (尊重義務なし)、最終的に都が配分を決定

< その他の協議 >

- ・ 事務配分について、都区協議会の下に「都区のあり方検討委員会」を設置し協議も目立った進展なし
- ・ これ以外の事項を協議する動きはなし

【参考】 都区協議会における東京都・東京特別区の主張

< 現在、東京都と東京特別区の間で議論されている主な論点 >

	課題	都の主張	東京特別区の主張
税源配分 財政調整	都と東京特別区の調整財源の配分割合の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 東京特別区の区域の規模・実態からみて、都が行う「大都市事務」は少なくとも政令指定都市が行っている事務の水準と同等かそれ以上 	<ul style="list-style-type: none"> 都が調整三税を使って行う事務は、一般の市町村の事務の範囲内であるべき
	都に配分された調整財源の使途	<ul style="list-style-type: none"> 都が行う「大都市事務」に係る一般財源（H15決算）計12,000億円 政令指定都市権限の道路や任意事務の首都高出資等に充当 	<ul style="list-style-type: none"> 都が行う大都市事務に係る一般財源（H15決算）計6,800億円 都の主張との差額は府県事務で行うべき
	各年度の調整交付金の配分	<ul style="list-style-type: none"> 東京特別区ごとに異なる特別の財政需要が数多くあり、それらを着実に受け止めるためには、現行割合の5%が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 特別交付金の割合の引き下げ（5% → 2%）及び普通交付金の割合の引き上げ
	都が徴収する目的税の使途	<ul style="list-style-type: none"> 東京特別区の区域の都市計画事業は都が中心的な役割を果たしていることから、都税として徴収 東京特別区が行う都市計画事業の円滑な促進を図るために都市計画交付金を交付 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画交付金の運用改善（本来基礎自治体の財源である都市計画税を東京特別区のみが直接活用できない重大な問題であり、都区間で合理的な運用を図るべき）
事務分担	都と東京特別区の事務分担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 事務配分と区域のあり方はセットで議論すべき 移管の具体化等の検討を進めるには、東京特別区の区域再編の議論が不可欠（都の評価は、東京特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定） 	<ul style="list-style-type: none"> 区域再編の問題は、それぞれの東京特別区が自らのあり方を構築する中で主体的に判断するもの 大都市の基礎自治体としてより幅広く地域の事務を担うことを基本に、区民に対する行政サービスをより充実させていく観点から事務移管を希望

6 . 法改正事項(案)

目次

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ え法 - 1
- 2 総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ え法 - 2
- 3 その他国との調整課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ え法 - 29

1 基本的な考え方

事務分担等について東京都区と異なる場合は法改正等の対応が必要（大都市法第10条）
事務分担、税源配分、財政調整については、あらかじめ総務大臣との協議が義務付け
（大都市法第5条第2項）

大都市地域における特別区の設置に関する法律

法令の適用（第10条）

特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。

事前協議（第5条第2項）

特別区設置協定書に前項第五号〔特別区と道府県の事務の分担に関する事項〕及び第六号〔特別区と道府県の税源の配分及び財政の調整に関する事項〕に掲げる事項のうち政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

法改正の要・不要の判断

事務分担

事務分担の対象となる1,079法令事務・355法令について、根拠法令・条項ごとに調査

新たな広域自治体と特別区の手務分担（案）と東京都区の手務分担を比較し、東京都区と異なる事務分担となる事務を抽出

財政調整等

財政調整等の制度設計の中で、法令に規定がある事項の調査

の事項のうち、東京都区と異なる取扱いが必要となる事項を抽出

今後、必要な法令改正に向け、**国と調整を進め、協議状況を適宜協議会に報告して、ご議論**いただく

2 総括表

* 現時点で整理した法令改正が必要なもの

【合 計】

法律：82 政令：28 府省令：15 計：125

【内 訳】

区分	法令	法律	政令	府省令	計
事務分担		79	28	15	122
財政調整		4	1	0	5
都区協議会		1	1	0	2
財産・債務		0	0	0	0
職員体制		0	0	0	0
合計		82	28	15	125

() 「合計」には、複数の分野でカウントされている法律の重複を除いた数を記載
 (例、地方自治法は、事務分担と財政調整の分野でそれぞれ計上されているが、「合計」では1カウント)

(1) 事務分担(総括表)

【合 計】

法律：79 政令：28 府省令：15 計：122

【分野別集計】

() 事務分担の分野で法令改正が必要な法令数は122だが、1つの法令に複数の改正内容(事務)が含まれている場合もあるため、法令改正を要する事務数としては246事務

分野(注)	法令	法律	政令	府省令	小計
こども		5	2	0	7
福祉		15	6	4	25
健康・保健		17	9	4	30
教育		4	0	2	6
環境		14	5	0	19
産業・市場		5	1	2	8
まちづくり		17	6	2	25
住民生活		3	0	1	4
消防・防災		1	0	0	1
自治体運営		2	0	0	2
一部事務組合等関係		1	0	0	1

(注)・「分野」は、事務分担(案)における区分に合わせて分類したもの。なお、都市魅力分野、都市基盤整備分野は、「法令改正要」に該当する事務がないため省略。

・河川事業については、今後、特別区が担うこととなる表面管理の権限の内容を踏まえ、必要な改正事項を精査。

・水道事業・工業用水事業については、事務分担(案)における整理を待って、必要な法令改正事項を精査。

事務分担（こども分野）

【分野小計】

法律：5 政令：2 府省令：0 計：7

（ ）事務分担により法令改正が必要な法令数は7だが、1つの法令の中には複数の改正内容（事務）が重複している場合もあり、事務単位としては44事務

事務	法令名称		主な内容
児童相談所・児童福祉施設	法律	児童福祉法	「児童相談所の設置」（政令市権限） 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		社会福祉法	「地方社会福祉審議会の特例（児童福祉に関する事項の調査審議）」（中核市権限） 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		少年法	「家庭裁判所からの少年の送致」（政令市権限） 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		児童虐待の防止等に関する法律	「児童の保護者の出頭要求、児童のつきまとい等の禁止命令」（政令市権限） 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	政令	児童福祉法施行令	「児童厚生施設の最低基準の順守に関する実地検査」（政令市権限） 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
保育	法律	児童福祉法	「保育所の設置運営基準の制定」（中核市権限） 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	政令	児童福祉法施行令	「保育所の実地検査」（中核市権限） 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務	法令名称		主な内容
子育て支援	法律	児童福祉法	「 児童委員の指揮監督 」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
ひとり親家庭支援等	法律	母子及び寡婦福祉法	「 母子福祉資金貸付金の貸付け 」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		児童福祉法	「 助産施設での助産の実施に要する費用の支弁 」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	政令	母子及び寡婦福祉法施行令	「 母子福祉資金貸付金の貸付けの停止 」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務分担(福祉分野)

【分野小計】

法律：15 政令：6 府省令：4 計：25

() 事務分担により法令改正が必要な法令数は25だが、1つの法令の中には複数の改正内容(事務)が重複している場合もあり、事務単位としては67事務

事務	法令名称	主な内容	
障がい者福祉	法律	児童福祉法	「障がい児入所施設の指定」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		身体障害者福祉法	「身体障がい者手帳の交付申請の受理」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	「障がい福祉サービス事業者の指定」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		身体障害者補助犬法	「苦情の申出等に係る相談窓口の設置」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	政令	公職選挙法施行令	「郵便投票を行う身体障がい者に対する書面での障がいの程度に関する証明の交付」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		日本国憲法の改正手続に関する法律施行令	「郵便投票を行う身体障がい者に対する書面での障がいの程度に関する証明の交付」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		身体障害者福祉法施行令	「身体障がい者手帳の再交付」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務	法令名称		主な内容
障がい者福祉	政令	児童福祉法施行令	「国、都道府県以外の者が設置する児童福祉施設の最低基準の検査」（政令市権限） 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		所得税法施行令	「少額預金の利子所得等に係る所得税の非課税措置の対象となる障害者等の範囲に係る療育手帳の交付を受けている者」について、「療育手帳の交付」（政令市権限）の実施主体に特別区長を追加することに伴い、対象者を「都道府県知事、政令指定都市の長又は特別区の長から療育手帳の交付を受けている者」に改める
	府省令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第1条第2号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び障害者の人数の算定に関する命令	「特定旅客施設の要件となる当該施設を利用する障害者の人数の算定に係る障害者の範囲に掲げられている療育手帳の交付を受けている者」について、「療育手帳の交付」（政令市権限）の実施主体に特別区長を追加することに伴い、対象障がい者を「都道府県知事、政令指定都市の長又は特別区の長から療育手帳の交付を受けている者」に改める
		内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則	「国外送金等をする者の告知書の提出等に当たって提示が必要とされる本人確認書類に掲げられている療育手帳」について、「療育手帳の交付」（政令市権限）の実施主体に特別区長を追加することに伴い、療育手帳の定義を「知的障害と判定された者に対して都道府県知事、政令指定都市の長又は特別区の長から支給される手帳」に改める
		租税特別措置法施行規則	「特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例等の適用に当たって必要となる特定口座の開設に係る本人確認書類に掲げられている療育手帳」について、「療育手帳の交付」（政令市権限）の実施主体に特別区長を追加することに伴い、療育手帳の定義を「知的障害と判定された者に対して都道府県知事、政令指定都市の長又は特別区の長から支給される手帳」に改める

事務分担(福祉分野)

事務	法令名称		主な内容
身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所	法律	身体障害者福祉法	「身体障がい者更生相談所の設置」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		知的障害者福祉法	「知的障がい者更生相談所の設置」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	政令	身体障害者福祉法施行令	「身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定に係る判定書の交付」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		知的障害者福祉法施行令	「18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定に係る判定書の交付」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
発達障がい者支援	法律	発達障害者支援法	「発達障がい者支援センターの指定」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
高齢者福祉	法律	介護保険法	「介護サービス事業者の指定」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		構造改革特別区域法	「特区認定を受けた場合における、選定事業者である法人が設置する特別養護老人ホームの認可」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		社会福祉法	「高齢者福祉に係る社会福祉施設の基準の制定」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務	法令名称		主な内容
高齢者福祉	法律	老人福祉法	「養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の認可」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律	「市町村における公的介護施設等の整備に関する計画に掲載された老人福祉施設等の設置の届出の受理」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
生活保護	法律	行旅病人及行旅死亡人取扱法	「行旅病人又はその同伴者の引取り」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		生活保護法	「保護施設の設置の認可」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	「生活保護法の医療扶助の例による医療支援給付に係る医療機関の指定」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
社会福祉・地域福祉等	法律	民生委員法	「民生委員の定数の決定」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	政令	身体障害者福祉法施行令	「身体障がい者手帳の交付の申請に係る障がい者が法定要件に該当しないと認めるに当たっての地方社会福祉審議会への諮問」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	府省令	登録免許税法施行規則	「社会福祉事業(助産施設運営事業等を除く)の用に供する不動産の登記に関する証明」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務分担(健康・保健分野)

【分野小計】

法律：17 政令：9 府省令：4 計：30

()事務分担により法令改正が必要な法令数は30だが、1つの法令の中には複数の改正内容(事務)が重複している場合もあり、事務単位としては42事務

事務	法令名称	主な内容
保健所・保健センター	医療法	「病院の開設許可・取消し」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	「結核指定医療機関の指定」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	クリーニング業法	「免許の申請の受理(経由事務)」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	歯科技工士法	「歯科技工士試験申込みの受理(経由事務)」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	児童福祉法	「結核にかかっている児童に対する療育の給付」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	と畜場法	「と畜場の設置の許可」(保健所設置市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	温泉法	「温泉採取許可申請の受理(経由事務)」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	牛海綿状脳症対策特別措置法	「と畜場における牛海綿状脳症に係る検査」(保健所設置市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務	法令名称		主な内容
保健所・保健センター	法律	食品衛生法	「規格が定められた食品、容器包装等の検査」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	「一般廃棄物処理施設の設置の許可」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		薬事法	「薬種商販売業の許可の更新」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		建築物における衛生的環境の確保に関する法律	「百貨店、学校等の用に供される特定建築物の使用の届出の受理」(保健所設置市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	政令	医療法施行令	「病院開設者の住所変更の届出の受理」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		クリーニング業法施行令	「免許証の訂正・再交付の申請受理(経由事務)」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		地方自治法施行令	「都道府県が定めた飲食店営業等の営業施設の基準への公衆衛生上必要な制限の付加」(中核市権限)について、特別区も行うことができることとする
		と畜場法施行令	「獣畜のとさつ又は解体の検査の申請書の受理」(保健所設置市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務分担(健康・保健分野)

事務	法令名称		主な内容
保健所・保健センター	政令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令	「都道府県の補助の基準」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		食品衛生法施行令	「製品検査の申請書の受理」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		薬事法施行令	「薬種商販売業許可に係る許可証の再交付」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	府省令	医療法施行規則	「病院等の構造設備に関する検査の実施」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		歯科技工士法施行規則	「合格証明証の交付申請の受理(経由事務)」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	「建築物清掃業等の建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録証明書の交付(経由事務)」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
精神障がい者保健福祉手帳の交付等	法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	「精神障がい者保健福祉手帳の申請の受理」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	政令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	「精神障がい者保健福祉手帳交付台帳の備え付け」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務	法令名称		主な内容
狂犬病予防・動物愛護等	法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		狂犬病予防法	「未登録犬の捕獲・抑留」(保健所設置市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		動物の愛護及び管理に関する法律	「犬及びねこの引取り及び引き取るべき場所の指定」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	政令	狂犬病予防法施行令	「狂犬病まん延防止のための犬を薬殺する旨の周知」(保健所設置市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	府省令	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則	「鳥獣の捕獲等又は採取等の許可証に関する届出の受理」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
保健医療(保健所除く)	法律	公害健康被害の補償等に関する法律	「旧大気汚染地域(昭和63年指定解除)における健康被害に係る補償給付」(旧施行令で定める市() (大阪市を含む)権限)について、特別区が担うこととする

昭和63年以前の旧公害健康被害の補償等に関する法律施行令(旧施行令)では、大阪市域は大気汚染地域に指定され、大阪市は大気汚染地域における呼吸器系疾患の健康被害に対する補償給付の実施主体として政令で指定されていた。

昭和62年改正施行令により大阪市の大気汚染地域の指定は解除され(昭和63年3月解除)、新たな健康被害者の認定は行われていないが、昭和63年以前に認定された大気汚染による健康被害の患者については、旧施行令の経過措置により大阪市が補償給付等を行っている。

事務分担(教育分野)

【分野小計】

法律：4	政令：0	府省令：2	計：6
-------------	-------------	--------------	------------

()事務分担により法令改正が必要な法令数は6だが、1つの法令の中には複数の改正内容(事務)が重複している場合もあり、事務単位としては11事務

事務	法令名称	主な内容	
小中学校教職員 人事権・研修	法律	教育公務員特例法	「(小中)県費負担教職員の研修の実施」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		地方教育行政の組織及び運営に関する法律	「(小中)県費負担教職員の任免」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		教育職員免許法	「教育職員免許法認定講習の開設」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	府省令	教育職員免許法施行規則	「教育職員免許法認定講習の開設に係る申請書の提出」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
文化財保護	法律	文化財保護法	「重要文化財の管理等に関する指揮監督」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	府省令	埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則	「非常災害時の事由により事前の届出を要しない場合の発掘を行った者からの事後の届出の受理」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務分担(環境分野)

【分野小計】

法律：14 政令：5 府省令：0 計：19

()事務分担により法令改正が必要な法令数は19だが、1つの法令の中には複数の改正内容(事務)が重複している場合もあり、事務単位としては33事務

事務	法令名称	主な内容
環境監視規制等	瀬戸内海環境保全特別措置法	「特定施設(水質汚濁防止法の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設のうち特定のもの)の設置の許可」(中核市権限)について、特別区が担うこととする(瀬戸内海沿岸自治体対象)
	ダイオキシン類対策特別措置法	「ダイオキシン類発生施設の設置の届出の受理、措置命令」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	「対象建設工事受注者に対する再資源等の実施に関する助言又は勧告」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	「建築物用地下水の採取の許可」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	水質汚濁防止法	「汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理、改善命令」(特例市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	大気汚染防止法	「ばい煙発生施設の設置の届出の受理、措置命令」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	地球温暖化対策の推進に関する法律	「地方公共団体実行計画の記載事項に温室効果ガス排出抑制のための施策に関する事項の追加」(特例市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務分担(環境分野)

事務	法令名称		主な内容
環境監視規制等	法律	土壌汚染対策法	「土壌汚染の除去等の措置が必要な区域の指定」(特例市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	「人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質の排出量等の事業者から国への届出の経由」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	「ばい煙発生施設等を設置する特定工場における公害防止管理者の選任等に関する届出の受理」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		工業用水法	「工業用地下水の採取の許可」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	政令	ダイオキシン類対策特別措置法施行令	「ダイオキシン類発生施設設置者からの報告の受理」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令	「対象建設工事受注者の報告徴収」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		水質汚濁防止法施行令	「汚水又は廃液を排出する特定施設の設置者からの報告の受理」(特例市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		大気汚染防止法施行令	「ばい煙発生施設設置者からの報告徴収」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務	法令名称		主な内容
廃棄物処理	法律	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	「PCB廃棄物の保管・処分に関する届出の受理、改善命令」（中核市権限） 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法	「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画の策定」（中核市権限） 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	「産業廃棄物処理施設の設置の許可」（中核市権限） 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	政令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	「認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出の受理」（中核市権限） 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務分担(産業・市場分野)

【分野小計】

法律：5	政令：1	府省令：2	計：8
-------------	-------------	--------------	------------

() 事務分担により法令改正が必要な法令数は8だが、1つの事務の中に複数の改正法令が含まれている場合もあり、事務単位としては5事務

事務	法令名称		主な内容
大規模小売店舗立地関係	法律	大規模小売店舗立地法	「大規模小売店舗の設置に関する届出の受理」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		中心市街地の活性化に関する法律	「第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
計量	法律	計量法	「特定計量器(取引、証明等に用いる計量器)の定期検査」(特例市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	府省令	計量法施行規則	「適正計量管理事業所の指定通知の受理」(特例市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
農業振興	法律	農地法	「農地の転用の許可」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		農業委員会等に関する法律	「農業委員会委員の選任」 農業委員会を各特別区に設置する場合について、旧大阪市の農業委員会委員の在任の特例規定を設ける
	政令	農地法施行令	「農地の転用等に関する農業委員会への通知」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	府省令	農地法施行規則	「農地の転用に関する農業委員会への意見聴取」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務分担(まちづくり分野)

【分野小計】

法律：17 政令：6 府省令：2 計：25

()事務分担により法令改正が必要な法令数は25だが、1つの法令の中には複数の改正内容(事務)が重複している場合もあり、事務単位としては33事務

事務	法令名称		主な内容
都市計画(用途地域等)	法律	都市計画法	「用途地域の指定」(市町村権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
市街地整備・景観等	法律	都市再開発法	「市街地再開発事業の認可」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	「防災街区整備事業に係る認可」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	「都心共同住宅供給事業計画の認定」(特例市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		土地区画整理法	「土地区画整理組合の設立の認可」(特例市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		屋外広告物法	「屋外広告物の条例による設置制限」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	景観法	「景観計画の策定」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする	
	政令	都市再開発法施行令	「都道府県知事の行う市街地再開発組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務分担(まちづくり分野)

事務	法令名称		主な内容
市街地整備・景観等	政令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	「都道府県知事の行う防災街区整備事業組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		土地区画整理法施行令	「都道府県知事の行う土地区画整理組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票」(特例市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	府省令	都市再開発法施行規則	「市街地再開発事業の施行等の認可に伴う公告をしたときの掲示」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則	「事業の施行に係る認可に伴う公告をしたときの掲示」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
建築基準法関係	法律	建築基準法	「建築確認申請の審査」(特定行政庁権限) 東京では、法令上一部が都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	「高齢者、障がい者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設(出入口、廊下、エレベータ等)の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化誘導基準)の適合の認定」(所管行政庁権限) 東京では、法令上一部が都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		エネルギーの使用の合理化に関する法律	「一定規模以上の建築物の省エネルギー措置に関する届出」(所管行政庁権限) 東京では、法令上一部が都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		都市の低炭素化の促進に関する法律	「建築物の低炭素化に資する建築物の新築等の計画がエネルギーの使用の効率性等に関する法令の基準に適合しているかどうかの認定」(所管行政庁権限) 東京では、法令上一部が都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

特定行政庁・所管行政庁とは、一般的に、建築確認等を行う建築主事を置く市町村の長であり、建築主事を置かない市町村の区域では都道府県知事をいう。東京では、特例で、延べ面積1万平方メートル超の建築物等に関しては、都知事が特定行政庁等となる。

建築主事は、都道府県及び人口25万以上の市に設置義務があり、それ以外の市町村は任意設置。

事務	法令名称		主な内容
建築基準法関係	法律	浄化槽法	「浄化槽の設置等の届出の受理」(特定行政庁権限) 東京では、法令上一部が都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		長期優良住宅の普及の促進に関する法律	「長期優良住宅建築等計画の認定」(所管行政庁権限) 東京では、法令上一部が都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
開発指導等	法律	宅地造成等規制法	「宅地造成工事規制区域の指定」(特例市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		租税特別措置法	「土地譲渡益課税の軽減税率の特例の適用の対象となる優良宅地・優良住宅の認定」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	政令	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令	「独立行政法人鉄道施設・運輸施設整備支援機構の開発における協議」(特例市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		宅地造成等規制法施行令	「宅地造成に関する工事の技術的基準の強化又は付加に係る規則の制定」(特例市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		都市計画法施行令	「開発許可を受けた土地以外の土地における建築等に係る開発審査会への付議」(特例市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
多様な世帯に対する居住支援	法律	建築物の耐震改修の促進に関する法律	「特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例に係る承認」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		高齢者の居住の安定確保に関する法律	「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録」(中核市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務分担(住民生活分野)

【分野小計】

法律：3 政令：0 府省令：1 計：4

()事務分担により法令改正が必要な法令数は4だが、1つの法令の中には複数の改正内容(事務)が重複している場合もあり、事務単位としては8事務

事務	法令名称		主な内容
地域振興・住民協働等	法律	特定非営利活動促進法	「NPO法人の設立の認証」(政令市権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
消費者行政	法律	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	「原材料、原産地などの表示を義務付ける「品質表示基準」を遵守しない業者への指示」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
旅券交付	法律	旅券法	「一般旅券の交付」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
	府省令	旅券法施行規則	「申請者が出頭しない場合の一般旅券発給申請の際に提出する申請書類等提出委任申請書の受理」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする

事務分担(消防・防災分野)

【分野小計】

法律：1 政令：0 府省令：0 計：1

事務	法令名称		主な内容
防災・危機管理	法律	災害弔慰金の支給等に関する法律	「国からの貸付金の償還」 現在、大阪市が償還している国からの貸付金の償還（市町村は都道府県から貸付けを受けるため、市町村に係る国からの貸付金は、市町村から償還を受けた都道府県が償還するが、政令指定都市は都道府県を介さずに国から直接貸付けを受けるため、政令指定都市が国からの貸付金を償還する）については、特別区が国に直接貸付金の償還を行うこととする（償還の手続は、新たな広域自治体を經由して実施）

事務分担(自治体運営分野)

【分野小計】

法律：2 政令：0 府省令：0 計：2

事務	法令名称		主な内容
人事給与、管財等	法律	地方自治法	「市町村の区域内にあらたに生じた土地に関する届出の受理・告示」(都道府県権限) 東京では、法令上都の権限となっているところ、大阪では、特別区が担うこととする
		地方公務員等共済組合法	「共済組合の設置」 東京では、都の職員と特別区の職員が組織する都共済が設置されているところ、大阪では、新たな広域自治体の職員は地共済、特別区の職員は市町村共済に加入することとする

事務分担(一部事務組合等関係)

【分野小計】

法律：1 政令：0 府省令：0 計：1

事務	法令名称		主な内容
その他	法律	地方自治法	<p>特別区の事務の水平連携に関し、地方自治法の特例規定を設ける</p> <p>現在大阪市が構成団体である一部事務組合、広域連合等について、特別区の設置後も引き続き大阪市の区域を占める特別区が構成団体となることができるよう地方自治法の特例規定を設ける</p> <p>特別区の設置と同時に、特別区を構成団体とする一部事務組合、広域連合等を設けることができるよう地方自治法の特例規定を設ける など</p>

(参考)

< 現在大阪市が加入する一部事務組合等 >

- ・一部事務組合：淀川左岸、大和川右岸、淀川右岸の各水防事務組合
- ・広域連合：大阪府後期高齢者医療広域連合、関西広域連合
- ・協議会：全国自治宝くじ事務協議会、近畿宝くじ事務協議会
- ・機関等の共同設置：大阪府市大都市局
一般廃棄物処理に関する一部事務組合が平成26年度設置予定

< 特別区が新たに設置する一部事務組合等 >

- ・一部事務組合：国民健康保険事業、介護保険事業、システムの共同管理、施設管理等
- ・機関等の共同設置：身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、監査委員、監査委員事務局

(2) 財政調整

法律：4 政令：1 府省令：0 計：5

法令名称		主な内容
法律	地方自治法	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整の財源に地方交付税を追加する <p>東京では普通税三税（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税）のみで財政調整を行うのに対し、大阪では普通税三税に加え地方交付税を加えて財政調整をするため</p>
法律 ・ 政令	地方自治法 又は 地方自治法施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区への財政調整交付金の交付方法に関する規定の見直しを行う <p>東京と違って、大阪では、新たな広域自治体と特別区間における財政調整財源の配分割合（公債費を含む）を決めた上で、旧大阪市債の償還金相当額を除いて、特別区に財政調整交付金を交付することとなるため</p>

(2) 財政調整(その他税源配分関係)

法令名称		主な内容
法律	特別とん譲与税法 (概要は以下の表)	・他の市町村と同様、特別とん譲与税は特別区に譲与されるものとする 東京では、固定資産税の見合いで都の収入とされているが、大阪では、普通税三税(法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税)を除き、市町村税・交付金は原則特別区の収入とする
	国有資産等所在市町村交付金法 (概要は以下の表)	・他の市町村と同様、市町村交付金は特別区に交付されるものとする 東京では、固定資産税の見合いで都の収入とされているが、大阪では、普通税三税を除き、市町村税・交付金は原則特別区の収入とする
	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律 (概要は以下の表)	(参考) 特別とん譲与税：2.9億円、 国有資産等所在市町村交付金：7.8億円 国有提供施設等所在市町村助成交付金：0円(平成23年度大阪市決算)
政令	地方自治法施行令	・特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金を特別区の収入とするため、当該交付金及び譲与税を特別区の基準財政収入額に追加する

税・交付金	概要
特別とん譲与税	外国貿易船の開港への入港について、船の純トン数を課税標準として課す税(特別とん税(国税))を開港所在市町村に譲与するもの。東京では、都の特例として、都に譲与されている。
国有資産等所在市町村交付金	国有資産等が所在する市町村に対し、国が固定資産税見合いで市町村に交付するもの。東京では、都の特例として、都に交付されている。
国有提供施設等所在市町村助成交付金	米軍、自衛隊の施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するために、固定資産税見合いで交付されるもの。東京では、都の特例として、都に交付されている。(現在、大阪市内には該当施設はない)

(3) 都区協議会

法律：1 政令：1 府省令：0 計：2

法令名称		主な内容
法律	地方自治法	・今後、特別区設置協議会でご議論いただき、国とも協議しながら、具体的な内容の検討を進める
政令	地方自治法施行令	

3 その他国との調整課題

【主なもの】

分野	事 項	概 要
事務 分担	国の貸付金等に関する調整	<p>・母子寡婦福祉資金貸付金、災害援護資金貸付金等の国の貸付等がある事務事業の新たな広域自治体又は特別区への承継に伴う借入金の引継ぎ</p> <p>国からの借入金について各特別区への引継ぎと、特別区が引き続き当該事務を行うことができるよう特別区への貸付措置の実施のため、調整</p> <p>(参考) 母子寡婦福祉資金貸付金については、政令指定都市・中核市の指定に当たって貸付金等の取扱いに関し規定が設けられている(指定都市、中核市又は特例市の指定があった場合における必要な事項を定める政令第3条参照)</p>
財政 調整	地方交付税の算定基準	<p>・地方交付税の算定基準</p> <p>事務分担の見直しにより、これまでの政令指定都市での算定から都道府県での算定となること、特別区で必要となる行政経費(行政委員会や議会の設置費用など)の算定が新たに生じることなどについて、具体的な算定がどうなるのか調整</p>
財産 債務	財政指標 (健全化判断比率)	<p>・市債を新たな広域自治体が承継することに伴う新たな広域自治体・特別区の健全化判断比率(実質公債費比率・将来負担比率)の算定の在り方</p> <p>発行済みの大阪市債を新たな広域自治体が引き受けるという他の都道府県にはない要因を踏まえ、影響が見込まれる実質公債費比率、将来負担比率等の指標の算定方法について調整</p>

分野	事 項	概 要
再編コスト	再編コストへの対応	<p>・再編により一時的に必要となるシステム関係費、庁舎改修経費などのイニシャルコストへの対応</p> <p>市町村合併において、合併特例法の合併市町村基本計画に基づいて行われるものはイニシャルコストについて合併特例債等の支援措置が講じられていた</p>
その他	国の補助事業財産	<p>・国の補助事業により取得等をした財産の新たな広域自治体又は特別区への譲渡</p> <p>経過年数が10年未満の施設等の財産処分について、合併特例法の合併市町村基本計画に基づいて行われるものは包括承認制が適用されること等に鑑み、特別区設置に当たっても同様の取扱いがされるよう調整</p> <p>(参考) 経過年数が10年以上である施設等について行う財産処分は、各省各庁の長への報告があったものについては承認があったものとして取り扱われる(包括的承認制)。 (平成20年4月30日総務大臣通知等)</p>

7. 特別区設置に伴うコスト(試算)

【試算4(5区 北区・中央区合体)】

目 次

1 基本的な考え方	エコ - 1
2 コストの試算(総括表)	エコ - 2
3 積算内訳	エコ - 4
《参考資料1》システムにかかる経費の試算について	エコ - 8
《参考資料2》庁舎にかかる経費の試算について	エコ - 9

1 基本的な考え方

(イニシャルコスト)

システム改修経費、庁舎の確保に要する経費、移転費用などを想定

〔システム改修経費〕

住民情報系基幹システムとそれに必要な基盤（以下、「基幹システム」）については、改修を行い、一部事務組合で共通運用することで試算

その他の約140システムについては、必要性を含め個別に精査が必要であり、現時点ではシステム改修のための諸条件が未確定であるため、現行システムを改修して共通利用する場合と、各特別区毎にシステムを構築する場合についてそれぞれ試算

システムについては、粗い試算であり、今後、専門家の意見を聞きながら、さらに精査が必要

〔庁舎改修経費〕

庁舎については、現在、市が保有している庁舎の活用を基本として、職員体制（案）の配置に基づき、区役所や民間ビルなどの庁舎改修経費を試算

現在、市が保有している庁舎の活用で不足する執務スペースは、民間ビルの賃借で対応

(ランニングコスト)

必要な執務スペースの賃借料、議会経費、教育委員会などの行政委員会運営費、システム運用経費などを想定

議会経費と行政委員会運営費については、近隣中核市5市（豊中市・高槻市・東大阪市・尼崎市・西宮市）平均を基に試算

システム運用経費については、システム改修経費に準じて試算

上記を踏まえ、項目毎に一定の条件を設定して試算

2 コストの試算（総括表）

（1）イニシャルコスト

	項目	金額（億円）	試算の条件（主な内訳）
イニシャルコスト	システム改修経費	約160～330	<p>基幹システム（住民基本台帳、戸籍、税務事務、総合福祉、国保等、介護保険、統合基盤、ネットワークシステム）は改修して共通運用 約 80 億円</p> <p>その他約140システム 現行システムを改修して共通利用した場合（A）と、各特別区毎にシステムを構築した場合（B）を試算 A：約 80 億円 B：約 245 億円</p>
	庁舎改修経費	131	<p>職員体制(案)に基づき、下記配置を前提に庁舎改修経費を試算 特別区の職員は、各区役所等に配置 不足する庁舎は周辺の民間ビルを賃借 新たな広域自治体の職員は咲洲庁舎に配置 一部事務組合の職員は、現市本庁舎に配置</p> <p>・区役所等市保有庁舎改修経費 26億円 ・咲洲庁舎改修経費 7億円 ・民間ビル賃借執務室改修経費 54億円 ・同左 保証金 45億円</p>
	移転経費	5	<p>過去の移転経費などの実績をもとに試算</p> <p>・職員移転経費 2.3 億円 ・職員パソコン等設置費 2.3 億円</p>
	その他	9	<p>・街区表示板 3.6 億円 ・広報関係経費、看板・表示経費、備品・消耗品 など</p>
	合計	約310～480	

(2) ランニングコスト

	項 目	金額 (億円)	試算の条件 (主な内訳)
ランニングコスト	民間ビル賃借料	25	区役所庁舎等で不足する執務スペースを民間ビルで賃借 (賃料 : 現行平均) ・民間ビル賃借料増加分 25.3 億円
	各特別区に新たに必要となる経費	18	各特別区に新たに必要となる経費を近隣中核市 5 市を例に試算 ・議員報酬、政務活動費 17.0 億円 ・各種行政委員会委員報酬費 0.6 億円
	システム運用経費	約20~50	基幹システムは改修して共通運用 約 22 億円 その他約140システム 現行システムを改修して共通利用した場合 (A) と、各特別区毎にシステムを構築した場合 (B) を試算 A : 約 22 億円 B : ±0 小中学校移管に伴う府経費 1.3 億円
	合 計	約60~90	

(1) イニシャルコスト

項 目		積 算 根 拠
イニシャルコスト	システム改修経費	<p>基幹システムは改修して共通運用 [住民基本台帳、戸籍、税務事務、総合福祉、国保等、介護保険]各システムの改修(見積り) 53億円 統合基盤、ネットワークシステムの改修(見積り) 27億円 約80億円 -</p> <p>その他約140システム ・現行システムを改修して共通利用した場合(A) 基幹システム年間運用費 = 38億 : その他システム年間運用費 = 38億 = 1 : 1 約80億円 -</p> <p style="text-align: center;">+ = 80 + 80 = <u>約160億円</u></p> <p>・各特別区毎にシステムを構築した場合(B) 中核市相当の総システム平均構築費 82億 * ×(1 - 上記基幹システム運用費 : 38億 ÷ 市150システム運用費 : 76億) + データセンター構築経費 5億 = 46億円 - a 別途教育委員会(見積り) 3億円 - b</p> <p style="text-align: center;">(a + b) @49億円 × 5区 = 245 -</p> <p style="text-align: center;">+ = 80 + 245 = 325 約330億円</p> <p>* 中核市等主要システム平均構築費(総務省調べ)を市補正</p>
	庁舎改修経費	<p>〔参考資料2〕「庁舎にかかる経費の試算について」</p>

項 目		積 算 根 拠	
イニシャルコスト	移転経費	移転対象の職員数： 11,873 人 ・一人あたり移転経費(府市の過去の実績):@19千円 × 11,873人 ・パソコン等移設単価(市単価):@20千円 × 11,873人	226百万円 237百万円 <u>4.6億円</u>
	その他	街区表示板 ・街区表示板単価(H24年度):@2,020円 × 24区設置枚数:100,420枚 203百万円 ・1街区張替え単価(H24年度:欠落調査実績)@6,188円×25,105街区 155百万円 広報関係費 ・ホームページ作成委託 府内自治体平均 @10,300千円 × 5区 52百万円 ・広報紙 印刷費: 6百万円(市政だよりH19~23年度平均) ・同上 配布経費: 17百万円(H19年度市民防災マニュアル) 23百万円 看板・表示類 ・庁舎前看板・案内板 (屋外:@62千円(見積り)+屋内:@1,328千円(H23年度:中央区)) ×24区 33百万円 ・道路案内標識(材料費・施工費等) @3,165千円(見積り) ×5区 16百万円 議会関係 議員数(近隣中核市5市 平均で試算):243人〔人口約11千人に1人〕 議場、委員会室、控室にかかる備品、電話、音響設備等 豊中、高槻、東大阪、尼崎、西宮各市 その他 ・公印類、各種消耗品・封筒印刷等 @43百万円 × 5区	<u>3.6億円</u> <u>0.8億円</u> <u>0.5億円</u> <u>1.6億円</u> <u>2.2億円</u>

(2) ランニングコスト

項 目		積 算 根 拠
ランニングコスト	民間ビル賃借料	<p>区役所庁舎等で不足する執務スペースを民間ビルで賃借（賃料：現行平均） ・民間ビル賃借料増加分 <u>25.3億円</u></p> <p>現行平均賃料：@4,900円/月 × (不足執務面積：76,444m²) × 12月 = 4,495 百万円 - 市現行賃借料計 1,970 百万円 - - = 2,525 百万円</p> <p>《参考資料2》「庁舎にかかる経費の試算について」</p>
	各特別区に新たに必要となる経費	<p>特別区に新たに必要となる経費を近隣中核市5市を例に試算 ・議員報酬、政務活動費 <u>17.0億円</u></p> <p>議員数・報酬・政務活動費を近隣中核市5市平均で試算 ・議員数：243人〔人口約11千人に1人〕 特別区見込み 3,481 百万円 - 市現行経費 1,789 百万円 - - = 1,692 百万円</p> <p>・各種行政委員会委員報酬費 <u>0.6億円</u></p> <p>委員数・月額報酬を近隣中核市5市平均で試算 ・対象行政委員：教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会</p>

項 目		積 算 根 拠
ランニングコスト	システム運用経費	基幹システム運用経費 約 22億円 (住民基本台帳、戸籍、税務事務、総合福祉、国保等、介護保険、統合基盤、ネットワークシステム) (見積り) 改修後 - 改修前 = 57億円 - 35億円 = 22億円
		その他約140システム ・現行システムを改修して共通利用した場合 (A) 約 22億円 ・基幹以外システム運用経費の増加 = 22億円 上記基幹システム年間運用費 = 38億 : その他システム年間運用費 = 38億 = 1 : 1
		・各特別区毎にシステムを構築した場合 (B) ±0億円 ・各区構築分の運用経費の増加 = 15億円 中核市相当の総システム平均経常費 = 15億円 改修後 : 15億 × (1 - 上記基幹システム運用 : 38億 ÷ 市150システム運用費 : 76億) = 7.5億円 7.5億円 × 5区 = 37.5億円 38億円 - 改修前 : 市150システム運用費 : 76億 - 基幹システム運用費 : 38億 = 38億円 - - = 0億円 * 中核市等主要システム平均運用費(総務省調べ)を市補正
		市小中学校移管に伴う府教育システム経費 1.3億円 改修後 : 2.2億円 - 改修前 : 0.9億円 = 1.3億円 (積算)

〈参考資料1〉 システムにかかる経費の試算について

【イニシャルコスト】

システム関係経費

(1) 基幹システム

- ・システムは、一部事務組合で保有・管理
- ・現在の市システムを改修して共通運用
- ・上記を条件に見積りにより算出（80億円）

(2) その他約140システム(基幹システム以外)

現在のシステムを改修して共通利用した場合（A）と、各特別区毎に新たなシステムを構築した場合（B）を仮定して試算

(A)の試算の考え方

- ・基幹システム経費（80億円）を基準に、現在の基幹システム運用費と基幹以外のシステム運用費割合（以下「運用費割合」）〔38億円：38億円〕により試算

(B)の試算の考え方

- ・中核市等の総システム平均構築費相当額【総務省調べを市補正】（82億円）を基準に、運用費割合により試算

基幹システムとは、住民基本台帳、戸籍、税務事務、総合福祉、国民健康保険等、介護保険、統合基盤、ネットワークシステムをさす

【ランニングコスト】

システム運用経費

(1) 基幹システム

- ・共通運用を行うことによる運用経費の増（見積りにより算出）
（運用費：35億円（H27年度見込み） 57億円 【22億円増】）

(2) その他約140システム

現在のシステムを改修して共通利用した場合（A）と、各特別区毎に新たなシステムを構築した場合（B）を仮定して試算

(A)の試算の考え方

- ・基幹システム運用経費の増（22億円）を基準に、運用費割合により試算

(B)の試算の考え方

- ・中核市等の総システム平均運用費相当額【総務省調べを市補正】（15億円）を基準に、運用費割合により試算
（1区あたり：15億円×1/2＝7.5億円）
- ・上記金額から、現在の運用費（38億円）を差し引き試算

〈参考資料2〉庁舎にかかる経費の試算について

(1) 基本的な考え方

職員体制(案)に基づき、H27年度時点の職員を以下のとおり、各特別区の庁舎等に配置すると仮定し、コストを試算

広域自治体へ配置される職員

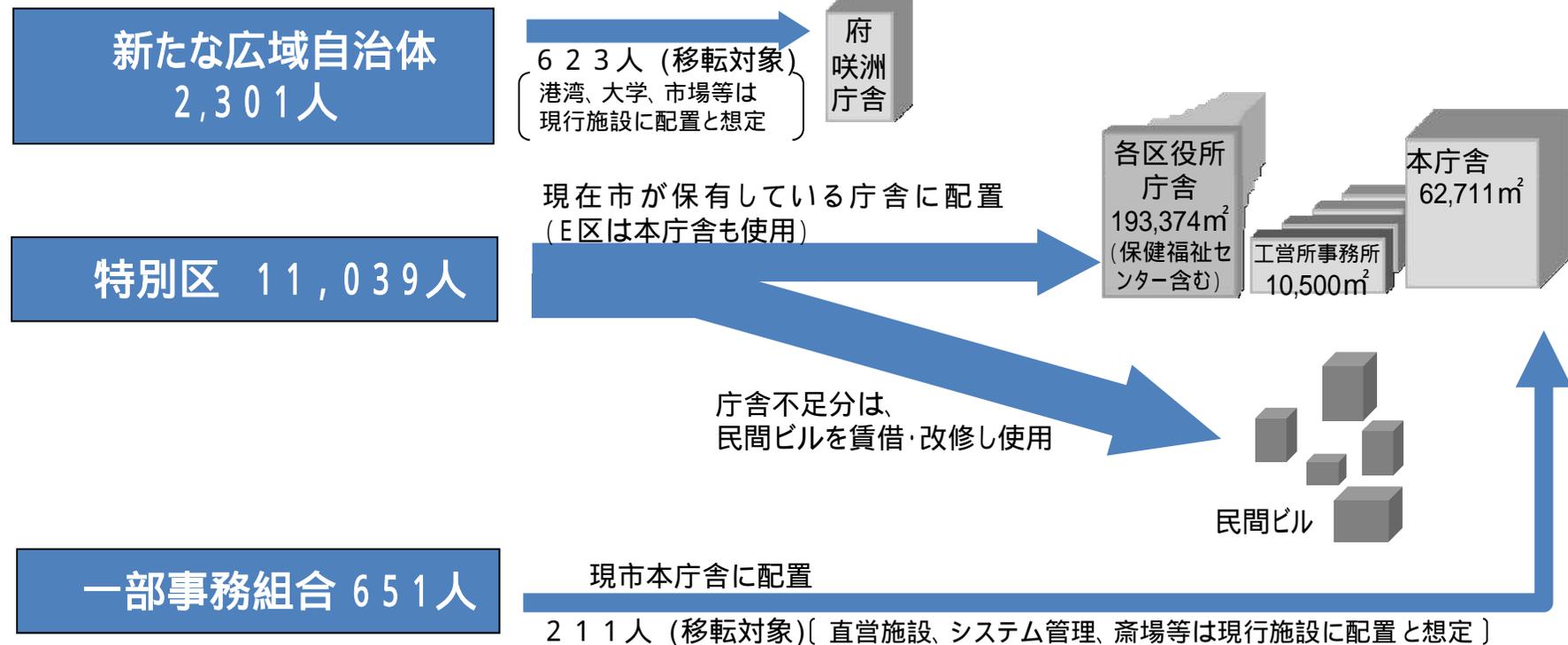
・大阪府咲洲庁舎に配置 (ただし、港湾、大学、市場など専門組織は現行施設に配置)

特別区に配置される職員

・各特別区の区役所庁舎・現市本庁舎・工営所事務所に配置 (不足する庁舎は周辺の民間ビルを賃借)

一部事務組合に配置される職員

・現市本庁舎に配置



経営形態の変更を行う組織(水道、消防、下水、ごみ処理等)は各組織毎で対応するものとし、当試算の対象外

(2) 前提条件

< 組織・施設配置 >

- (1) 職員体制(案)に基づき、それぞれ配置 (H27年度時点)
(経営形態を変更する組織に関するコストは、今回の試算の対象外)
- (2) 分散庁舎配置とし、現区役所庁舎及び工営所事務所 (特別会計財産分除く) も使用
不足分は、民間ビルを賃借・改修し使用
・現市本庁舎は、北区が属するE区及び一部事務組合が使用

< 面積 >

- (1) 区役所庁舎等への配置人員、および民間ビルの必要賃借面積は、職員配置数から
基準面積により試算
・ H22年度地方債同意基準をもとに、基準面積は 1人当たり執務室面積 20m^2 、執務室面積
は延床面積の70%と仮定
- (2) 議会施設の必要面積は、近隣中核市5市の平均 $3,400\text{m}^2$ を想定 (執務室の改修面積
に含めて試算)

上記を踏まえ、試算

(3 - 1) 試算結果 (必要面積)

< 特別区 >

	市保有庁舎 延面積 (m ²) (区役所(保健福 祉センター)、本 庁舎、工営所)	市保有庁 舎 換算 執務 室面積 (m ²) (= × 70%)	職員数 (人)	執務室 改修面積 (m ²) (× 20m ² + 議会 相当分(3400m ²))	市保有庁舎内 執務室改修面積 (m ²) (と の小さい方)	不足する 執務室面積 (m ²) (= -)
A区	29,852	20,896	2,055	44,500	20,896	▲ 23,604
B区	47,262	33,083	2,002	43,440	33,083	▲ 10,357
C区	33,644	23,551	1,829	39,980	23,551	▲ 16,429
D区	39,923	27,946	2,530	54,000	27,946	▲ 26,054
E区	115,904	81,133	¹⁾ 2,834	²⁾ 56,680	56,680	-
³⁾ 合計	266,585	186,609	11,250	238,600	^{ア)} 162,156	^{イ)} ▲ 76,444

1) E 区の職員数には一部事務組合211人を含む。

2) 「 執務室改修面積 」について、E 区は本庁舎の市議会関係諸室を現状使用と想定し、
議会相当分(3,400m²)は含まない。

3) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

< 新たな広域自治体へ移転 >

	広域配分・移転人員 (人)	広域配分・移転 必要執務室面積 (m ²) (大阪府咲洲庁舎改修面積) (= × 20m ²)
広 域	623	^{ウ)} 12,460

(3 - 2) 試算結果 (必要改修経費)

試算結果	
< 特別区 >	
(1) 区役所等市保有庁舎改修経費	： 改修執務室面積 × 改修単価 ¹⁾ =ア) 162,156m ² × 15,800円/m ² = 2,562百万円
(2) 民間ビル賃借執務室改修経費	： 必要面積 × 改修単価 ²⁾ =イ) 76,444m ² × 70,600円/m ² = 5,397百万円
(3) 民間ビル賃借執務室保証金 ³⁾	： 賃借面積 × 賃借単価 ⁴⁾ × 12ヶ月 =ロ) 76,444m ² × 4,900円/m ² × 12月 = 4,495百万円

< 新たな広域自治体へ移転 >	
(4) 咲洲庁舎改修経費	： 改修執務室面積 × 改修単価 ⁵⁾ =エ) 12,460m ² × 55,200円/m ² = 688百万円

- 1) 市保有庁舎改修工事単価：15,800円/m² (本庁舎への移転事例より)
 2) 民間ビル改修工事単価：70,600円/m² (中央卸売市場業務管理棟への移転事例より)
 3) 保証金：賃借料の12ヶ月分と想定
 4) 賃借単価：4,900円/m²・月 (大阪市事務所賃借料事例より)
 5) 咲洲庁舎：55,200円/m² (咲洲庁舎への移転事例より)

(3 - 3) 試算結果 (まとめ)

<イニシャルコスト>	
区役所等市保有庁舎改修経費	26億円
民間ビル賃借執務室改修経費	54億円
民間ビル賃借執務室保証金	45億円
咲洲庁舎改修経費	7億円
計 ¹⁾	131億円
<ランニングコスト>	
民間ビル賃借料(/年)	45億円
現在の賃借料(/年) ²⁾	20億円
差し引き増額(/年) ¹⁾	25億円

1)各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

2)移転対象分のみ

8 . 府市再編による効果(試算)

【試算4(5区 北区・中央区合体)】

目次

1	基本的な考え方	え効- 1
2	現時点で算定可能な再編効果額の試算(総括表)	え効- 3
3	A B項目関連の効果見込額(項目別)	え効- 5
4	A B項目以外の府市連携による効果見込額(項目別)	え効- 14
5	職員体制の再編による効果見込額	え効- 15

これまで、府市の二元行政のもと、大規模開発の投資ロス、二重行政などが度々生じてきた

新たな広域自治体と住民に身近な特別区を設置することで、これまでのような投資ロスや二重行政を二度と生み出さない行政機構を整備することが、大阪にふさわしい大都市制度を実現する最も大きな意義である

これをめざして、H23年12月に、新たな大都市制度へのスタートとして、まず、大阪府市統合本部を設置し、府市統合の取り組み（広域行政の一元化、二重行政の見直し）を推進

また、広域行政と基礎自治行政の役割分担を行うという考えのもとで、市政改革プラン、府財政構造改革プランに基づく改革を実施している

このように府市再編の効果とは、大都市制度の実現に向け、その目的に沿って制度実現前から取り組んできた改革と制度実現後に発生する効果すべてを指すものである

「新たな大都市制度のもとで大阪がどう変わるのか」については『大阪における大都市制度の制度設計（パッケージ案）総括』に記載しているが、その効果については、さらに定量的に把握できるものと、それ以外のものがあると考えられる。また、定量的に把握できるものの中にも、現段階で把握できているものと、そうでないものがある

以上の考えのもと、本資料では、現時点で算定可能な定量的な財政的效果を試算

〔ABI項目関連/ABI項目以外の府市連携の取り組み/市政改革プラン/府財政構造改革プラン/大都市制度実現による職員体制の再編〕

今後、さらに精査・検討が必要

【これまでの府市の状況】

《H23年度以前》 府市の二元行政のもと、それぞれが意思決定
大規模開発の投資ロス、二重行政が発生

【再編効果 = 大都市制度実現による効果（イメージ）】

定量化が可能か検討する項目

〈制度実現〉

《現在の改革の取り組み H23年12月統合本部設置》
～制度改革に先んじてスタート～

事務事業の最適化

広域機能の一元化による事業の最適化

- ・府市トータル視点で見た事業手法の見直し
(経営形態の見直しなど)
- ・類似・重複する事務事業の見直し
(二重行政の見直しなど)
- ・戦略の一元化による計画の見直し

AB項目関連【試算】

- ・府市統合本部の経営形態の見直し項目【A項目】
類似・重複している行政サービス【B項目】の改革

AB項目以外の府市連携の取り組み【試算】

- ・府市の部局長マネジメント等による府市連携の取り組み

市政改革プラン、府財政構造改革プラン【試算】

- ・役割分担のもと、施策・事業のゼロベースの見直し・再構築等

特別区による事業の最適化

- ・公選区長のもと、地域の実情に応じた施策の最適化

最適な行政体制づくり

新たな広域自治体【試算】

- ・府市双方にあった広域機能を一元化することで、
職員体制を最適化

- ・府：全国トップクラスのスリムな組織体制をめざして効率化を推進

- ・市：経営形態の変更、施策事業の再構築などにより
公務員数の半減をめざしスリム化を推進

特別区【試算】

- ・中核市並みの権限を担うことから、中核市をモデルとして、
スリムで効率的な職員体制を構築

こうした取り組みを通じ、投資の一元化によるロスの解消や、
二重行政を二度と生み出さない制度を実現

2 現時点で算定可能な再編効果額の試算（総括表）

え効-3

H27年度以降に見込まれる財政的な効果として、現時点で算定可能なものについて試算
府市の改革プランによる施策・事業の見直し効果に加えて、8月9日時点で「AB項目関連」、「AB以外の府市
連携による取り組み」及び「職員体制の再編」による効果見込額（単年度ベース）を府市トータルで算定

今後、各取り組みの進展に応じて継続的に精査

今回の再編効果は現時点で算定可能なものを試算したものであり、今後、コストと効果で発現時期が異なるこ
とや、効果をどう活用するかなどの整理を行いつつ、それらを踏まえてさらに分析・検討

（1）現在の改革の取り組み

（継続的效果）：効果が継続するもの

区 分	効果見込額	（単位 億円）
		うち一般財源
AB項目関連	500	439
AB項目以外の府市連携の取り組み	1	1
（及び の効果見込額のうち「市政改革プラン」（ - 1）との重複分）	（32）	（32）
- 1 市政改革プラン関係（施策・事業の見直し・再構築等）	237	237
- 2 府財政構造改革プラン関係	H25年秋以降算定予定	
合 計	706	645

【参考】市政改革プランのホームページ：<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000178949.html>
府財政構造改革プランのホームページ：<http://www.pref.osaka.jp/zaisei/zaiseikouzo/>

（一時的効果）：一時的に効果が発生するもの

区 分	効果見込額	(単位 億円)
		うち一般財源
A B項目関連	37	11

（２）大都市制度の実現

（継続的效果）：効果が継続するもの

区 分	効果見込額	(単位 億円)
		うち一般財源
職員体制の再編	約170 ～約270	約170 ～約270

< 上記試算の前提等 >

- A B項目関連の効果見込額については、
- ・一般会計のほか、準公営企業・公営企業会計、地方独立行政法人や出資法人など他会計における効果額についても試算
- ・各項目の単年度効果額の最大値とし、項目別の表中（5～12ページ参照）には一部効果が発生する時期（開始時期）と効果見込額に到達する時期（最大時期）を記載
- ・今後、取り組みの進展に応じてさらに効果額が見込めるものについては、項目別の表中に記載
- ・機能充実のための投資や経営形態の移行経費等に充当するものも含む

市政改革プラン関係の効果見込額については、H26年度の効果見込額による

職員体制の再編及びA B項目関連の算定にあたっては、人件費単価を800万円として試算

3 A B項目関連の効果見込額（項目別）

(1) 継続的效果

一般会計

項目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
一般廃棄物 (A項目)	・経営形態の見直しにより、収集輸送事業の完全民間化に伴う市費負担の削減効果を見込む。	7,900 (7,900)	－ (－)	7,900 (7,900)	(H31年度～) H32年度～	() 焼却処理事業の効果のうち一般財源分は、今後、一部事務組合の設立協議を踏まえて算定 * 市政改革プランと重複
	・焼却処理事業にかかる工場稼働体制の見直し及び民間運営・民間委託の拡大等による事業コストの削減効果を見込む。	3,000 ()	－ (－)	3,000 ()	(H25年度～) H55年度～	
消防 (A項目)	・府立消防学校への初任教育の一元化や市消防学校の消防訓練研修センター(仮称)としての活用等による消防職員の教育訓練の充実強化を図る。これらにより、現教官の再配置による効果を見込む。	8 (8)	－ (－)	8 (8)	(H26年度～) H26年度～	
弘済院 (A項目)	・養護老人ホームは廃止、附属病院・特別養護老人ホームは民間移譲をめざしており、これらの取り組みによる経費削減効果を見込む。 (別途、認知症への専門的な医療・介護機能を継承する手法等とあわせて、これにかかる必要経費を検討)	869 (869)	－ (－)	869 (869)	(H25年度～) H28年度～	

一般会計（続き）

項目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
公営住宅 (A項目)	・大阪市内の府営住宅の市移管と並行して進められている、市営住宅への指定管理者制度導入等に伴う管理費縮減による行革効果を見込む。	573 (553)	— (—)	573 (553)	(H25年度～) H27年度～	
文化施設 (A項目)	・府市の文化施設(9施設)の地方独立行政法人による一体的運営をめざす取り組みの中で、経費の見直しと増収による公費支出の削減効果及び既存法人解散・新法人設立にかかる役職員の削減効果を見込む。	118 (118)	8 (8)	110 (110)	(H25年度～) H31年度～	独立行政法人化に係る政令改正が必要 新法人のあるべき姿の検討を深め、今秋を目途に効果額を精査
公衆衛生研究所 環境科学研究所 (B項目)	・両研究所の統合・地方独立行政法人化をめざす取り組みの中で、環科研における環境分野の業務見直し及び栄養専門学校廃止に伴う人員削減、法人統合に伴う経費削減を見込む。	148 (148)	16 (16)	132 (132)	(H24年度～) H31年度～	* 市政改革プランと重複
府立大型児童館 ビッグバン キッズプラザ大阪 (B項目)	・ビッグバンにおける業務内容の見直し及びキッズプラザ大阪におけるこれまでの収支改善の取り組みによる経費削減を見込む。	12 (12)	4 (4)	8 (8)	(H25年度～) H25年度～	キッズプラザ大阪の自立的経営に向けた運営補助金の縮減について、今年度中に効果を算定

一般会計（続き）

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
こども青少年施設 (B項目)	・府市施設の役割分担に基づき、伊賀青少年野外活動センター、びわ湖青少年の家及び青少年センターを見直し、3施設の運営経費の削減効果を見込む。	166 (131)	— (—)	166 (131)	(H26年度～) H27年度～	* 市政改革プランと重複
障がい者交流促進センター 障がい者スポーツセンター (B項目)	・障がい者交流促進センター(ファインブラサ)の指定管理者制度導入及び舞洲障がい者スポーツセンター宿泊施設の運営方法の見直しによる経費削減を見込む。	71 (71)	45 (45)	26 (26)	(H25年度～) H28年度～	* 市政改革プランと重複
ドーンセンター クレオ大阪 (B項目)	・役割分担の明確化により、効率的・効果的な男女共同参画施策の展開をめざしており、クレオ大阪(4館)の市施設の全体最適化による効果を見込む。	221 (201)	— (—)	221 (201)	(H26年度～) H26年度～	* 市政改革プランと重複
高等学校 (B項目)	・広域的な視点により、効果的・効率的な学校運営の下、高校教育の充実・効率化を図るため、府への一元化を進めており、それに伴う管理経費の削減効果等について検討。	検討中	— (—)	— (—)	(—) —	府市を対象として策定する再編整備計画(H25年11月策定予定)の推進に伴う効果を算定(年内を目途)
支援学校 特別支援学校 (B項目)	・教育環境・内容の統一等により、支援教育の充実・効率化を図るため、府への一元化を進めており、それに伴う管理経費の削減効果等について検討。	検討中	— (—)	— (—)	(—) —	

準公営企業会計

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
港 湾 (A項目) 市は一般会計及び準公営企業会計、 府は一般会計	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者統合により、投資の選択と集中による施設の集約・再編等を行い、集荷力の向上や港湾利用者の利便性向上など、物流機能の強化を図る。それによる貨物量増加に伴う大阪港・堺泉北港・阪南港の入港料等の増収効果を見込む。 ・退職不補充による人件費削減やタグボート売却による運営費削減の行革効果を見込む。 	270 (218)	60 (60)	210 (158)	(H25年度～) H32年度～	効率的な執行体制の構築について検討し、その効果を今後算定
下水道 (A項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・市下水道事業の経営資源を活用した国内外へのビジネス展開も視野に、上下分離方式の経営形態に見直すことに伴い、H25年度に一部施設で実施の運転維持管理業務等の包括委託による削減額を踏まえて、H26年度の効果額を見込む。 	800 (338)	－ (－)	800 (338)	(H25年度～) H26年度～	新組織移行を想定したリース・コンセッション型による業務範囲拡大などの効果のほか、府市再編に合わせた行政組織の見直しに伴う影響なども含め効果額を今後精査
市 場 (A項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・府市の3市場について、競争力の強化を図りつつ、指定管理者制度の導入による経営効率化と市場の活性化などを進めており、府市場における導入(H24年度)及び市2市場(本場、東部)における導入(H27年度)による経費削減を見込む。 	208 (－)	58 (－)	150 (－)	(H24年度～) H27年度～	

公営企業会計

え効-9

項 目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
地下鉄 (A項目)	<p>・地下鉄事業の民営化による一般会計からの繰出金(H14～23年度の実績平均)の削減効果や固定資産税等の収入及び株式配当収入(民営化後の試算)を見込む。 (「地下鉄事業民営化基本プラン(案)(H25年5月)」)</p>	27,500 (27,500)	— (—)	27,500 (27,500)	(H27年度～) H28年度～	* 市政改革プランと重複
バ ス (A項目)	<p>・バス事業の民営化による一般会計からの繰出金や運営補助金の削減効果に加え、今後のバス事業会計の経常欠損の抑止効果を見込む。</p>	1,769 (1,300)	— (—)	1,769 (1,300)	(H25年度～) H26年度～	* 市政改革プランと重複
水 道 (A項目)	<p>・市水道事業のさらなる効率化を図るため、公営企業の改革として、スリム化案に基づく職員削減(別途、職員の退職不補充後の委託化に伴う委託料の発生が見込まれる)のほか、水需要量に応じた柴島浄水場上系廃止に伴う職員削減を見込む。</p>	1,008 (—)	— (—)	1,008 (—)	(H25年度～) H34年度～	民営化について検討中であり、その効果については検討の進捗に応じて今後算定
病 院(市) (A項目)	<p>・市南部医療圏に不足する小児・周産期医療の機能充実を図るため、府市の2病院の機能を統合した「大阪府市共同 住吉母子医療センター(仮称)」を整備し、運営に係る負担金・繰出金の抑制効果を見込む。 ・府市病院の一体経営により、医師・看護師等の柔軟な人材確保体制の構築と診療機能の強化を図り、大阪全体の医療資源の充実など効果の創出をめざすこととしている。 ・現時点の繰出金、負担金の削減額に加え、病床利用率向上による経営改善効果を見込む。</p>	1,486 (1,102)	— (—)	1,486 (1,102)	(H25年度～) H28年度～	<p>現在実施している病院経営分析調査の結果も踏まえ、年内に効果額を精査</p> <p>* 市政改革プランと重複</p>

10ページの「地方独立行政法人」の一覧表に、府分を掲載

地方独立行政法人

項目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
病院(府) (A項目) <small>9ページの公営 企業会計の一覧 表に、市分を掲載</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・市南部医療圏に不足する小児・周産期医療の機能充実を図るため、府市の2病院の機能を統合した「大阪府市共同 住吉母子医療センター(仮称)」を整備し、運営に係る負担金・繰出金の抑制効果を見込む。 ・府市病院の一体経営により、医師・看護師等の柔軟な人材確保体制の構築と診療機能の強化を図り、大阪全体の医療資源の充実など効果の創出をめざすこととしている。 ・現時点の繰出金、負担金の削減額に加え、病床利用率の向上による経営改善効果を見込む。 	1,948 (1,746)	1,948 (1,746)	— (—)	(H25年度～) H28年度～	現在実施している病院経営分析調査の結果も踏まえ、年内に効果額を精査
大学 (A項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・選択と集中の観点から、両大学の重複分野の統合・再編による、さらなる強い大学の構築をめざしており、現時点では、H23年度からH28年度までの運営費交付金の削減効果を見込む。 	1,390 (1,390)	1,040 (1,040)	350 (350)	(H24年度～) H28年度～	H25年8月に策定予定の新大学(案)で組織再編の概要を示した上で、H25年11月を目途に再編効果額(概算)を算定 * 市政改革プランと重複
産業技術 総合研究所 工業研究所 (B項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・両法人を統合(H27年度)し、工業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点「スーパー公設」をめざす。統合に伴う役職員や管理費等の一部削減を見込む。 	76 (76)	38 (38)	38 (38)	(H27年度～) H32年度～	

出資法人

項目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		(開始時期) 最大時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
信用保証協会 (B項目)	・経営効率化による経営基盤の強化を通じ、中小企業への資金供給の円滑化を図るため、両協会の統合を進めており、システム統合による運営経費の削減、役員の削減を見込む。	120 (-)	- (-)	120 (-)	(H26年度～) H28年度～	職員数の適正化による効果については、今秋策定予定の合併計画案を踏まえた職員配置にかかる計画に基づき今後算定
国際交流財団 国際交流センター (B項目)	・両財団の役割分担を明確化し、互いの強みを生かした連携強化を図ることとしており、重複事業を整理することで、市財団への交付金削減を見込む。	50 (-)	- (-)	50 (-)	(H24年度～) H26年度～	
保健医療財団 環境保健協会 (B項目)	・両法人はそれぞれ自立化をめざした取り組みを進めており、府保健医療財団における、府財政構造改革プラン(案)に基づく運営費補助の見直し及び経営改善等による府補助金の削減効果を見込む。	239 (239)	239 (239)	- (-)	(H24年度～) H28年度～	
堺泉北埠頭株 大阪港埠頭株 (B項目)	・堺泉北埠頭株(SSF)において、将来の阪神港埠頭株(仮称)との統合をめざし、SSFの港湾運営会社指定に向けてテナ埠頭等の運営ノウハウの蓄積を図る。 ・府直営埠頭におけるSSFへの指定管理者制度導入に伴う点検補修費の削減効果を見込む。	2 (-)	2 (-)	- (-)	(H26年度～) H26年度～	
産業振興機構 都市型産業振興センター (B項目)	・両法人の特徴や強みを融合することでシナジー(相乗)効果を発揮し、より質の高いサービスを提供できるよう、H27年度に両法人を統合することとしており、これに伴う役職員削減を見込む。	26 (-)	13 (-)	13 (-)	(H27年度～) H27年度～	

(2) 一時的効果

項目	現時点で見込める試算の考え方	効果見込額 (うち一般財源)	[単位 百万円]		時期	さらに検討すべき課題等
			大阪府	大阪市		
消 防 (A項目)	・市消防局所有の消防車両を府立消防学校での訓練用に一部活用することとしており、車両更新費用の抑制効果を見込む。	218 (218)	218 (218)	－ (－)	H26年度	
病 院 (A項目)	・市南部医療圏に不足する小児・周産期医療の機能充実を図るため、府市病院の機能を統合した「大阪府市共同 住吉母子医療センター(仮称)」を整備し、整備費の抑制効果を見込む。	1,700 (850)	470 (235)	1,230 (615)	H27年度	
港 湾 (A項目)	・タグボート売却に伴う行革効果を見込む。	212 (－)	－ (－)	212 (－)	H25年度	
堺泉北埠頭(株) 大阪港埠頭(株) (B項目)	・府営上屋の堺泉北埠頭(株)への有償譲渡による効果を見込む。 ・府営上屋の有償譲渡に伴い、将来の建替が不要になることから建替費用相当額の削減効果を見込む。	100 (－) 1,300 (－)	100 (－) 1,300 (－)	－ (－) － (－)	H25年度 未定	
産業技術 総合研究所 工業研究所 (B項目)	・機器の一部共同利用化による新規購入費の削減を見込む。	68 (－)	68 (－)	－ (－)	H24年度	
こども青少年 施設 (B項目)	・びわ湖青少年の家の土地売却益を見込む。	79 (79)	－ (－)	79 (79)	H27年度	

〔参考〕 AB項目関連の効果見込額集計表（会計区分別、府・市別内訳）

区 分	[単位 億円]					
	府市合計		うち大阪府		うち大阪市	
	継続的效果 (うち一般財源)	一時的効果 (うち一般財源)	継続的效果 (うち一般財源)	一時的効果 (うち一般財源)	継続的效果 (うち一般財源)	一時的効果 (うち一般財源)
一般会計	130.9 (100.1)	3.0 (3.0)	0.7 (0.7)	2.2 (2.2)	130.1 (99.4)	0.8 (0.8)
準公営企業 公営企業	330.4 (304.6)	14.4 (6.2)	1.2 (0.6)	0.0 (0.0)	329.2 (304.0)	14.4 (6.2)
地方独立行政法人 出資法人	38.5 (34.5)	19.4 (2.4)	32.8 (30.6)	19.4 (2.4)	5.7 (3.9)	0.0 (0.0)
合 計	499.8 (439.2)	36.8 (11.5)	34.7 (32.0)	21.6 (4.5)	465.1 (407.2)	15.2 (6.9)

端数処理のため、合計が一致しない場合がある

4 A B項目以外の府市連携による効果見込額（項目別）

項目（百万円以上の効果見込額が想定できるもの）	効果見込額 （単位：百万円）	備考
東京事務所の共同化による賃借料・光熱水費等の縮減	1 5	*一部市政改革プランと重複
上海事務所の共同化による事務所運営費の縮減	1 5	*一部市政改革プランと重複
府消費生活センター事務所の移転による経費縮減	1 7	
府市消費生活センターの事業連携による経費縮減	1 1	
大阪安全なまちづくり推進業務の共同実施による事業費縮減	1	
類似する社会福祉研修事業の整理等	1	
街路事業・河川事業の共同実施による事業費縮減	3	
スポーツ施設情報システムの一元化による経費縮減	5 1	
合計 ()内は一般財源の額	1 1 3 (1 0 7)	*市政改革プランとの重複分は13百万円

端数処理のため合計は一致しない

5 職員体制の再編による効果見込額

試算の考え方	効果見込額	
	[単位 億円]	
		うち一般財源
特別区及び新たな広域自治体の職員体制見直し 【H24年度当初 29,898人】 (内訳:府8,843 + 市19,520 + 小中学校技能労務1,535)		
5区案(試案4)の場合の最終効果 【25,650人 ~ 26,880人】 (配置数案(標準)を基本に裁量の範囲で算定)	約170 ~ 270	約170 ~ 270
	職員数	3,018 ~ 4,248
<p>【効果見込額内訳】</p> <p>職員数の減 3,018 ~ 4,248人 × 8,000千円 240億円 ~ 340億円</p> <p>現業職員業務の外部委託コスト 2,450人 × 3,400千円 80億円</p> <p>弘済院、市場などA B項目との重複 20億円</p> <p>H27年度移行時点で不足する非技能労務職員への対応策 30億円 (職員体制(案)試案4(え職-26)モデル1による採用抑制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能労務職員の行政職員への転任 300人 × 8,000千円 ・再任用職員の活用 200人 × (8,000 - 5,000千円) <hr/> <p>+ + + = 170億円 ~ 270億円</p>		
<p>【注】効果見込額の算定あたっては人件費単価8,000千円、技能労務職員業務の外部委託単価は3,400千円(委託における職員と嘱託の実績平均)、再任用(フルタイム)職員は5,000千円により算定 H24年度現員数との比較により算定 小中学校は技能労務職員のみ。教員は含まない</p>		

9 . 特別区のすがた(案)

【試案4(5区 北区・中央区合体)】

目 次

- ・ 特別区の特徴 え特- 1
- ・ 特別区基礎データ え特- 2
- ・ 試案4 - A区(都島区・淀川区・東淀川区・旭区) え特- 5
- ・ 試案4 - B区(此花区・福島区・西区・港区・大正区・西淀川区) え特- 11
- ・ 試案4 - C区(城東区・東成区・生野区・鶴見区) え特- 17
- ・ 試案4 - D区(平野区・住之江区・住吉区・東住吉区) え特- 23
- ・ 試案4 - E区(西成区・北区・中央区・天王寺区・浪速区・阿倍野区) え特- 29

試算4 5区(北区・中央区合体)案 特別区基礎データ

		A区	B区	C区	D区	E区	出典等
人口	人口(H22)	543,750人	467,878人	491,254人	613,511人	548,921人	H22 国勢調査
	年齢別						
	15歳未満	11.2%	12.1%	13.0%	12.9%	9.2%	
	15歳以上65歳未満	67.5%	66.7%	64.0%	62.8%	67.8%	
	65歳以上	21.3%	21.3%	23.0%	24.3%	23.1%	H24年3月 大阪市政策企画室作成
	将来推計人口(H27)	527,458人	474,815人	481,930人	587,637人	556,417人	
	年齢別						
	15歳未満	9.9%	10.7%	11.4%	11.0%	8.3%	
	15歳以上65歳未満	65.5%	66.0%	63.3%	61.5%	67.5%	H24年3月 大阪市政策企画室作成
	65歳以上	24.7%	23.3%	25.3%	27.5%	24.2%	
	将来推計人口(H37)	483,162人	479,679人	452,755人	520,501人	569,520人	
	年齢別						
	15歳未満	7.5%	8.0%	8.5%	8.0%	6.6%	H24年3月 大阪市政策企画室作成
	15歳以上65歳未満	66.1%	69.3%	66.3%	63.7%	71.2%	
	65歳以上	26.4%	22.6%	25.1%	28.3%	22.2%	
	将来推計人口(H47)	425,450人	458,961人	413,314人	442,197人	539,485人	
	年齢別						H24年3月 大阪市政策企画室作成
	15歳未満	7.2%	7.7%	8.2%	7.9%	6.4%	
	15歳以上65歳未満	63.5%	68.4%	64.7%	60.2%	69.6%	
	65歳以上	29.3%	23.9%	27.1%	31.9%	24.0%	
人口(H17)	542,600人	449,419人	485,837人	625,320人	525,635人	H17 国勢調査	
世帯数(H22)	276,766世帯	225,681世帯	222,892世帯	276,868世帯	309,316世帯	H22 国勢調査	
世帯構成							
単身世帯(高齢単身除く)	37.9%	33.7%	26.9%	24.1%	44.4%		
高齢者単身世帯	12.0%	11.6%	13.0%	14.5%	15.6%		
2人世帯(高齢者夫婦世帯除く)	16.1%	17.3%	17.6%	17.8%	14.4%		
高齢者夫婦世帯	7.5%	7.7%	9.0%	9.9%	5.6%		
その他(3人以上世帯)	26.5%	29.7%	33.5%	33.7%	19.9%		
昼間人口(H22) (昼夜間人口比率)	575,285人 (106%)	610,569人 (130%)	461,643人 (94%)	587,781人 (96%)	1,303,298人 (237%)	H22 国勢調査	
人口密度(H22)	14,219人/k㎡	8,089人/k㎡	16,647人/k㎡	11,122人/k㎡	13,157人/k㎡	H22 国勢調査	
外国籍住民数(H22)	12,409人	10,139人	38,545人	14,371人	21,211人	H22 国勢調査	
面積	38.24k㎡	57.84k㎡	29.51k㎡	55.16k㎡	41.72k㎡	H24 大阪市統計書	

試案4 5区(北区・中央区合体)案 特別区基礎データ

	A区	B区	C区	D区	E区	出典等	
行政関係	職員配置数案 (特別区長マネジメントの範囲)	1,822人 (1,680~1,930人)	1,775人 (1,650~1,870人)	1,622人 (1,490~1,720人)	2,244人 (2,080~2,360人)	2,326人 (2,180~2,430人)	
	歳出額(一般財源ベース)(H23決算)	1,213億円	1,080億円	1,127億円	1,507億円	1,424億円	
	[参考:近似市] 歳出額(一般財源ベース)(H23決算)	東大阪市 990億円	東大阪市 990億円	東大阪市 990億円	堺市 1,779億円	堺市 1,779億円	
	特別区に承継される財産	8,840億円	1兆1,072億円	8,152億円	1兆4,178億円	1兆5,715億円	
	市有庁舎面積 (本庁舎、区役所(出張所含む)、 工営所(出張所含む、特別会計財産分除<))	29,852㎡	47,262㎡	33,644㎡	39,923㎡	115,904㎡	
	区役所間道路距離	都島 淀川 5.7km 都島 東淀川 5.1km 都島 旭 3.2km 淀川 東淀川 5.0km 淀川 旭 6.5km 東淀川 旭 3.8km	福島 此花 2.2km 福島 西 2.7km 福島 港 4.2km 福島 大正 5.6km 福島 西淀川 2.9km 此花 西 3.7km 此花 港 2.7km 此花 大正 5.5km 此花 西淀川 4.1km 西 港 3.0km 西 大正 3.5km 西 西淀川 5.2km 港 大正 3.9km 港 西淀川 6.6km 大正 西淀川 8.3km	東成 生野 2.3km 東成 城東 3.7km 東成 鶴見 5.9km 生野 城東 5.9km 生野 鶴見 8.1km 城東 鶴見 2.8km	住之江 住吉 2.2km 住之江 東住吉 5.1km 住之江 平野 6.8km 住吉 東住吉 3.8km 住吉 平野 5.5km 東住吉 平野 1.9km	北 中央 3.0km 北 天王寺 6.2km 北 浪速 5.9km 北 阿倍野 8.3km 北 西成 8.7km 中央 天王寺 3.5km 中央 浪速 3.2km 中央 阿倍野 5.7km 中央 西成 6.0km 天王寺 浪速 2.1km 天王寺 阿倍野 2.3km 天王寺 西成 4.3km 浪速 阿倍野 3.7km 浪速 西成 3.1km 阿倍野 西成 2.7km	H25年7月 大阪府市大都市局調べ
市民利用施設	図書館	4館	6館	4館	4館	6館	
	スポーツセンター	4カ所	6カ所	4カ所	4カ所	6カ所	
	プール施設	5カ所	6カ所	4カ所	4カ所	6カ所	
	区民センター・ホール	5カ所	9カ所	5カ所	7カ所	8カ所	
	老人福祉センター	4カ所	6カ所	4カ所	4カ所	8カ所	
	子ども子育てプラザ	4カ所	6カ所	4カ所	4カ所	6カ所	
産業	総生産	2兆4,071億円	3兆963億円	1兆3,000億円	1兆4,064億円	10兆6,109億円	総生産: H21年度市民経済計算
	事業所	29,987カ所	35,582カ所	27,789カ所	28,143カ所	88,135カ所	事業所数・従業者数: H21年度経済産業省経済
	従業者	305,838人	420,618人	208,177人	248,039人	1,271,957人	センサス基礎調査
	販売額	3兆9,040億円	7兆5,567億円	1兆2,919億円	1兆6,983億円	32兆8,497億円	
	事業所	7,099カ所	9,408カ所	7,043カ所	6,970カ所	22,676カ所	H19 経済産業省商業統計
	従業者	59,890人	88,581人	40,042人	47,455人	245,233人	確報
	出荷額 (事業所あたり)	9,049億円 (9.8億円)	1兆1,722億円 (8.4億円)	6,641億円 (3.3億円)	4,879億円 (3.3億円)	3,377億円 (3.2億円)	
	事業所	922カ所	1,403カ所	2,005カ所	1,487カ所	1,056カ所	H22 経済産業省工業統計
	従業者	24,042人	32,005人	31,344人	24,421人	17,085人	調査
	企業本社数	9,825社	14,040社	8,507社	8,772社	30,617社	H21年度経済産業省経済

試算4 5区(北区・中央区合体)案 特別区基礎データ

		A区	B区	C区	D区	E区	出典等		
まち・暮らし	土地利用	建物用途	53.1%	48.9%	64.9%	60.4%	56.4%	H19年度 土地利用現況調査	
		内訳	住居	49.8%	24.5%	49.4%	41.0%		32.7%
			商業	16.1%	18.3%	14.7%	12.6%		33.9%
			工業	18.6%	45.3%	20.8%	30.5%		12.5%
			その他	15.5%	11.9%	15.1%	15.9%		20.9%
	非建物用途	46.9%	51.1%	35.1%	39.6%	43.6%			
	住宅	持ち家割合	40.7%	48.4%	51.1%	43.0%	37.6%	H22 国勢調査	
		借家割合	59.3%	51.6%	48.9%	57.0%	62.4%		
		形態	一戸建て	20.4%	23.7%	29.5%	26.8%	16.9%	H22 国勢調査
			長屋建て	5.0%	4.6%	10.5%	8.5%	5.1%	
共同住宅			74.5%	71.6%	60.1%	64.8%	78.1%		
市営住宅の戸数(区内割合)		21,382戸(7.8%)	16,296戸(7.4%)	14,240戸(6.4%)	38,078戸(13.9%)	11,104戸(3.6%)	大阪府市大都市局調べ (H25年3月末時点)		
府営住宅の戸数(区内割合)	3,761戸(1.4%)	981戸(0.4%)	1,903戸(0.9%)	7,036戸(2.6%)	884戸(0.3%)				
鉄道駅数(1km ² あたり)	33駅(0.9駅)	35駅(0.6駅)	20駅(0.7駅)	47駅(0.9駅)	100駅(2.4駅)	大阪府市大都市局調べ (H25年3月末時点)			
居宅介護事業者(1km ² あたり)	618業者(16.2業者)	495業者(8.6業者)	693業者(23.5業者)	827業者(15.0業者)	850業者(20.4業者)	厚生労働省HP「介護サービス情報公表システム」(H25年6月末時点)			
認可保育所定員 (就学前児童100人あたり)	8,704人(31.4人)	8,227人(31.6人)	9,120人(33.4人)	11,725人(36.6人)	7,005人(28.1人)	H24年4月 厚生労働省 福祉行政報告例			
保育所	国立 公立 私立	79 0 26 53	76 0 28 48	77 0 20 57	92 0 28 64	70 0 29 41	H24 学校基本調査		
幼稚園	国立 公立 私立	37 0 5 32	33 0 15 18	33 0 9 24	49 1 9 39	50 0 22 28			
小学校	国立 公立 私立	54 0 54 0	62 0 62 0	59 0 58 1	71 1 66 4	63 1 60 2			
中学校	国立 公立 私立	25 0 23 2	24 0 23 1	28 0 24 4	39 1 33 5	38 1 25 12			
高等学校	国立 公立 私立	15 0 10 5	12 0 10 2	12 0 6 6	17 0 10 7	35 1 17 17			
短大	国立 公立 私立	1 0 0 1	0 0 0 0	1 0 0 1	3 0 0 3	3 0 0 3			
大学	国立 公立 私立	4 0 0 4	0 0 0 0	0 0 0 0	5 0 1 4	2 0 0 2			
通学者割合	域内 域外	28.6% 71.4%	37.3% 62.7%	36.7% 63.3%	40.6% 59.4%	15.1% 84.9%	H22 国勢調査		
病院・診療所数(千人あたり)		585カ所(1.1カ所)	498カ所(1.1カ所)	543カ所(1.1カ所)	636カ所(1.0カ所)	1,275カ所(2.3カ所)	H24 大阪市統計調査		
町会・自治会等加入率		62.6%	71.0%	77.5%	68.1%	55.1%	H23年1月 大阪府市民局調べを基に算出		
国民健康保険加入者数 (加入率)		158,574人 (29.2%)	140,279人 (29.8%)	150,662人 (30.8%)	194,110人 (31.8%)	163,394人 (29.4%)	H24年度版 区政概要		
生活保護人員 (生活保護率)(千分率)		26,020人 (47.8‰)	17,568人 (37.4‰)	22,324人 (45.6‰)	39,165人 (64.1‰)	44,897人 (80.8‰)	H24年度版 区政概要		

試案4－A区

(都島区・淀川区・東淀川区・旭区)

試算4 - A区 (都島区・淀川区・東淀川区・旭区)



特別区の概要

【人口・面積】

人口 (H22)	将来推計人口 (H27)	将来推計人口 (H47)
543,750人	527,458人	425,450人
世帯数 (H22)	昼間人口 (昼夜間人口比率) (H22)	
276,766世帯	575,285人 (106%)	
人口密度 (H22)	外国籍住民数 (H22)	面積
14,219人/km ²	12,409人	38.24km ²

【行政関連】

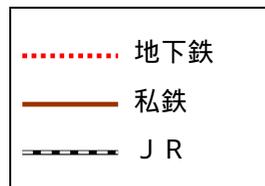
職員配置数案 (特別区長マネジメントの 範囲)	歳出額 (一般財源ベース) (H23決算)	【参考:近似市】 歳出額(一般財源ベース) (H23決算)
1,822人 (1,680 ~ 1,930人)	1,213億円	東大阪市 990億円
特別区に承継される財産	市有庁舎面積	
8,840億円	29,852m ²	
区役所間道路距離		
都島 淀川 5.7km	都島 東淀川 5.1km	都島 旭 3.2km
淀川 東淀川 5.0km	淀川 旭 6.5km	東淀川 旭 3.8km

近似市は、府内市が対象。近似市の歳出額(一般財源)は、消防、下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾を除いたベース

【市民利用施設(平成25年4月現在)】

図書館	スポーツセンター	プール施設
4館	4カ所	5カ所
区民センター・ホール	老人福祉センター	子ども・子育てプラザ
5カ所	4カ所	4カ所

特別区の状況 (鉄道)



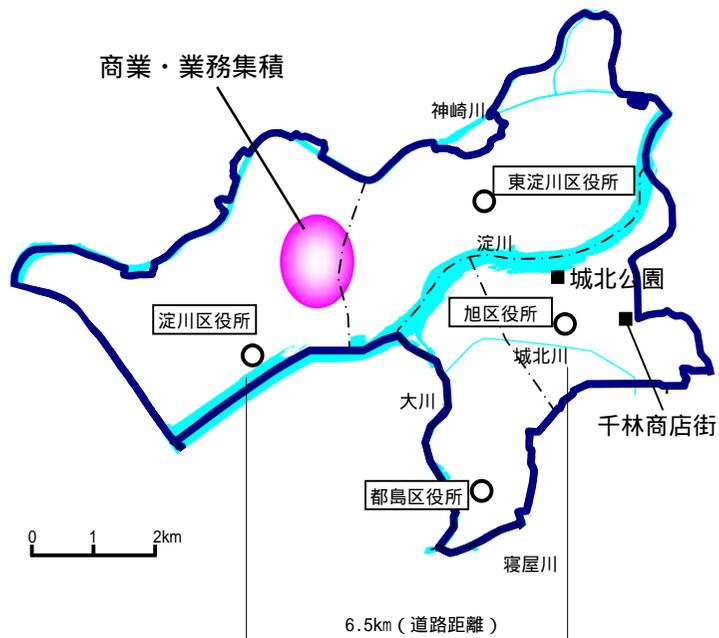
地下鉄4路線、JR3路線、私鉄5路線が走り、主要駅として、京橋駅、新大阪駅(新幹線)を有する

特別区の特徴

大阪の玄関口・新大阪駅が北部に位置し、周辺には商業・業務機能が集積、東大阪市を大きく上回る商業販売額を有するとともに、東大阪市と同程度の工業出荷額も有する

都心へのアクセスが充実、住宅地の割合も比較的高く、働く世代が多く居住しているとともに、河川に沿って魅力的な大規模公園を有するなど、商業・工業・住宅のバランスの取れた都市

特別区の状況 (地域特性)



北を神崎川、中央部の東西を淀川、南部を大川・寝屋川・城北川が流れる

他都市比較から見た特別区の状況

比較都市	・近隣の5中核市 (豊中・高槻・東大阪・尼崎・西宮) ・近畿の3政令指定都市 (京都・堺・神戸)
------	---

【人口】

昼夜間人口比率は106%で、比較都市の中で最も高い京都市(108%)と同程度
生産年齢人口(15~64歳)の割合は67%で、比較都市をいずれも上回る

【産業】

商業の販売額は3兆9千億円で、東大阪市(2兆2千億円)の2倍程度であり、うち卸売の販売額は3兆5千億円で、京都市に匹敵

工業の出荷額は9千億円で、東大阪市(1兆円)と同程度

【まち暮らし】

建物用途の割合は住居が50%で、堺市(52%)と同程度であり、特別区の中で最も高く、商業・工業も一定の割合がある

1km²あたりの鉄道駅数は0.9駅で、住居の割合が比較的高いにもかかわらず、比較都市をいずれも大きく上回る

1km²あたりの居宅介護事業者数は16業者で、比較都市で最も多い豊中市(10業者)を大きく上回る

就学前児童100人あたりの認可保育所定員数は(31人)で、比較都市の中で上位にある京都市(35人)と同程度

【特色】

一日50万人の乗降客数を有する京橋駅を有する

新大阪周辺の商業・業務集積の一方で、淀川河川敷の広大な緑、神崎川、大川、菖蒲園を持つ城北公園、千林商店街などの都市魅力を有する

試案4 - A区(都島区・淀川区・東淀川区・旭区)

他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 1 / 3 >

人口・面積

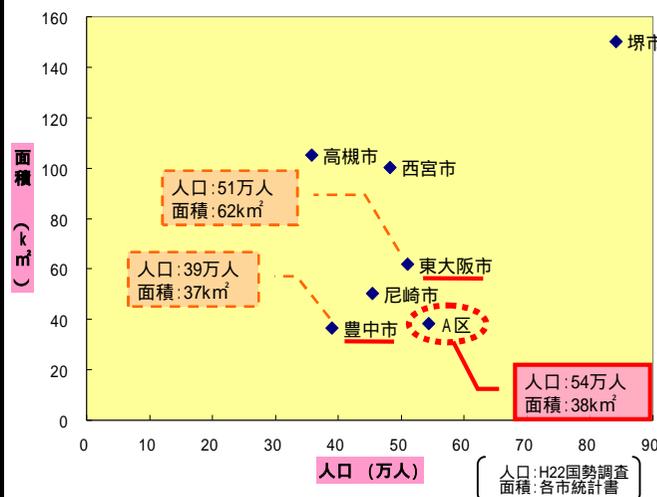
項目		状況
人口(H22)		543,750人
年齢別人口割合	15歳未満	11.2%
	15歳以上65歳未満	67.5%
	65歳以上	21.3%
将来推計人口(H47)		425,450人
世帯数(H22)		276,766世帯
世帯構成割合	単身世帯 (高齢単身除く)	37.9%
	高齢者単身世帯	12.0%
	2人世帯 (高齢者夫婦世帯除く)	16.1%
	高齢者夫婦世帯	7.5%
	その他 (3人以上世帯)	26.5%
昼間人口(H22) (昼夜間人口比率)		575,285人 (106%)
人口密度(H22)		14,219人 / km ²
外国籍住民数(H22)		12,409人
面積		38.24 km ²

他都市比較は、近隣の中核市(豊中・高槻・東大阪・尼崎・西宮)及び近畿の政令指定都市(京都・堺・神戸)と比較し、一部は特別区に近い都市のみを抜粋

()書きの府内順位については、大阪市を含む

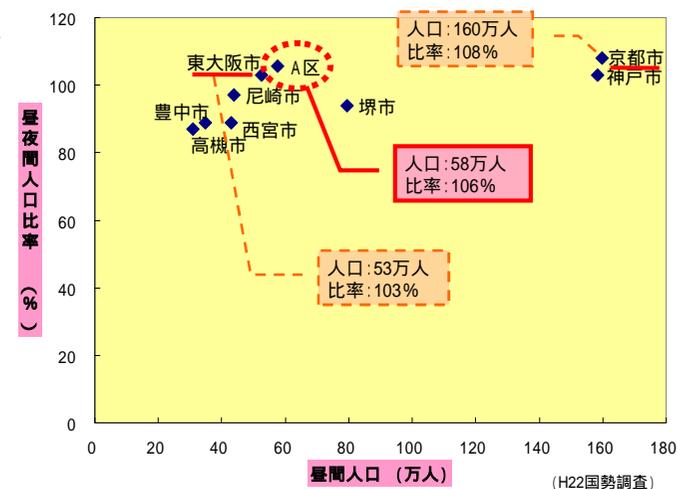
人口・面積

人口は、東大阪市(府内3位)を上回る
面積は、豊中市(同19位)を上回る



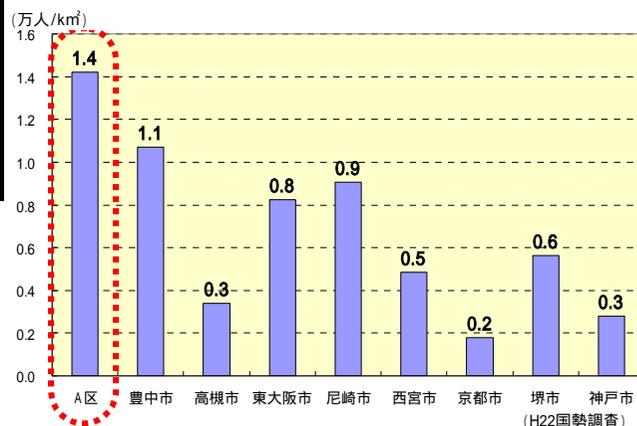
昼間人口・昼夜間人口比率

昼間人口は、東大阪市(同3位)を上回る
昼夜間人口比率は、京都市と同程度



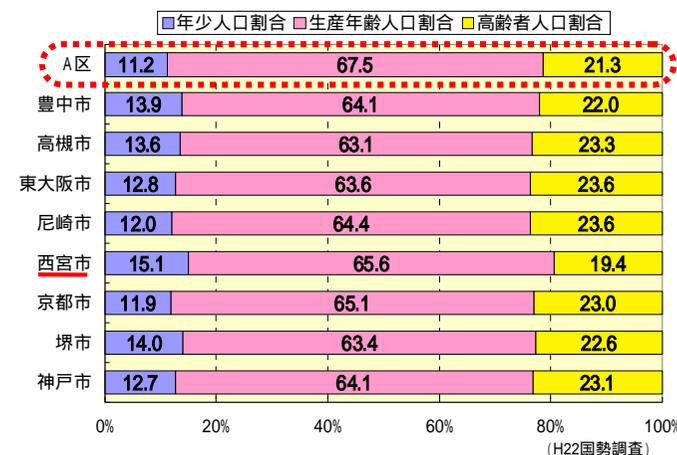
人口密度

人口密度は、比較都市をいずれも上回る



年齢別人口割合

生産年齢人口(15~64歳)割合は、比較都市をいずれも上回る



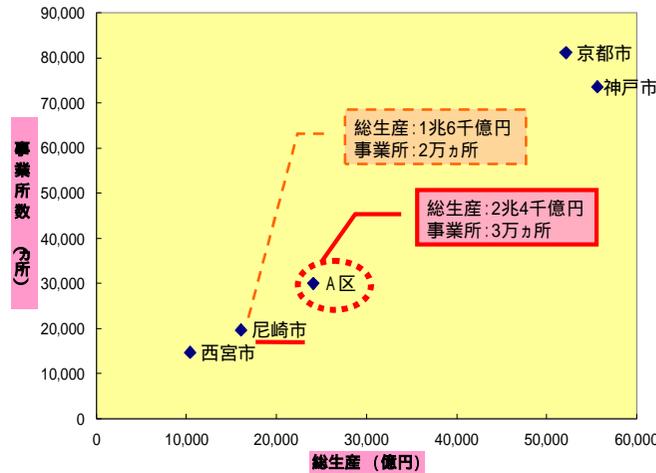
他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 2 / 3 >

産業

目項	状況	
全産業	総生産	2兆4,071億円
	事業所	29,987カ所
	従業者	305,838人
商業	販売額	3兆9,040億円
	事業所	7,099カ所
	従業者	59,890人
工業	出荷額 (事業所あたり) (9.8億円)	9,049億円
	事業所	922カ所
	従業者	24,042人
企業本社数	9,825社	

全産業(総生産・事業所数)

全産業の総生産・事業所数とも、尼崎市を上回る

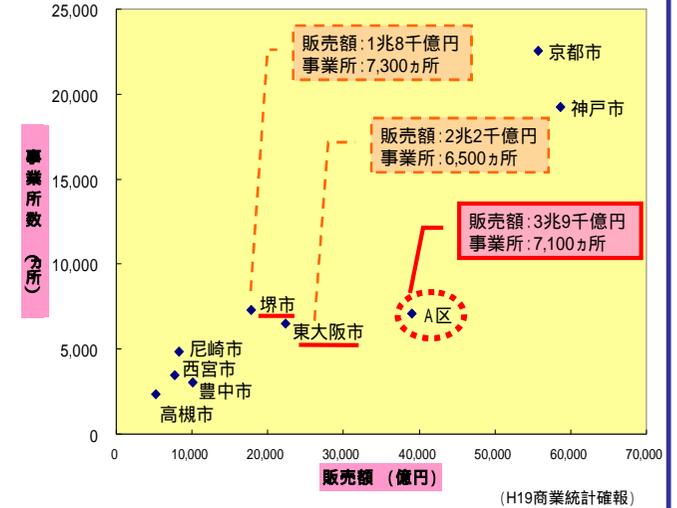


堺市・東大阪市・豊中市・高槻市はデータが無いため記載せず

総生産 各市民経済計算 * 尼崎市・西宮市は兵庫県県民経済計算
* 特別区・京都市: H21年度、神戸市・尼崎市・西宮市: H22年度
事業所数 H21経済センサス基礎調査

商業(販売額・事業所数)

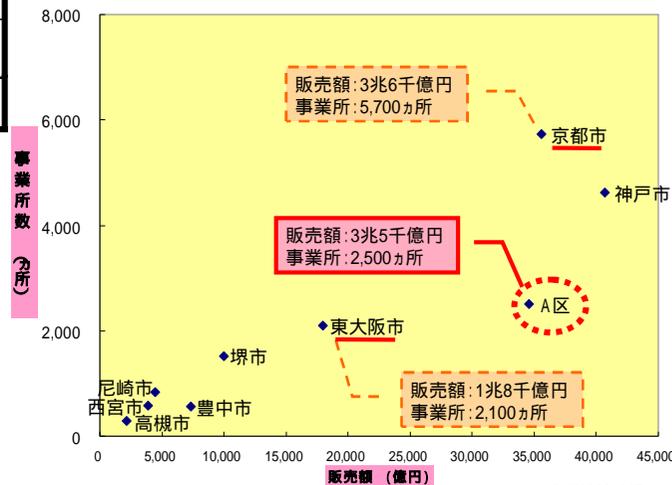
商業販売額は、東大阪市の2倍程度
事業所数は、堺市と同程度



(H19商業統計確報)

商業のうち卸売(販売額・事業所数)

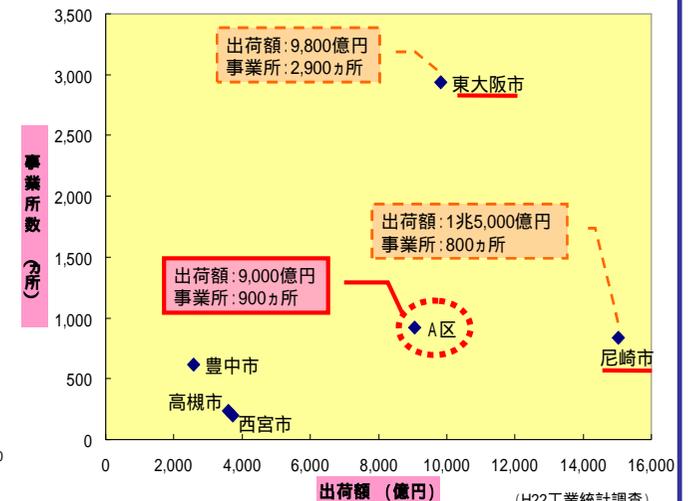
卸売販売額は、京都市に匹敵
事業所数は、東大阪を上回る



(H19商業統計確報)

工業(出荷額・事業所数)

工業出荷額は、東大阪と同程度
事業所数は、尼崎市を上回る



(H22工業統計調査)

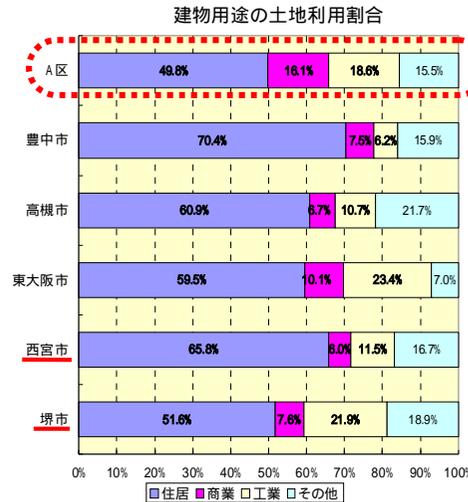
他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 3 / 3 >

まち・暮らし

項目		状況	
土地利用	内訳	建物用途	53.1%
		住居	49.8%
		商業	16.1%
		工業	18.6%
		その他	15.5%
持ち家割合：借家割合		40.7%：59.3%	
鉄道駅数 (1km ² あたり)		33駅 (0.9駅)	
居宅介護事業者 (1km ² あたり)		618業者 (16.2業者)	
認可保育所数		79園	
認可保育所定員 (就学前児童100人あたり)		8,704人 (31.4人)	
幼稚園数		37園	
小学校数		54校	
中学校数		25校	
高等学校数(全日)		15校	
短期大学数		1校	
大学数		4校	
通学者 割合	域内	28.6%	
	域外	71.4%	
病院・診療所数 (千人あたり)		585カ所 (1.1カ所)	
町会・自治会等加入率		62.6%	
国民健康保険加入者数 (加入率)		158,574人 (29.2%)	
生活保護人員 (生活保護率[千分率])		26,020人 (47.8‰)	

建物用途割合

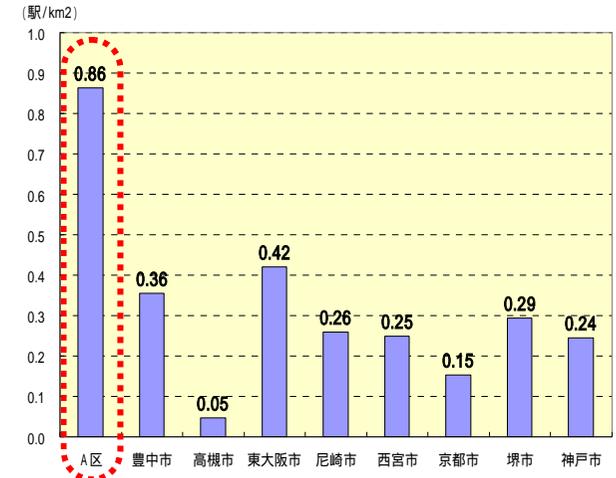
建物用途の割合は、住居の土地利用が堺市と同程度で、商業が比較都市をいずれも上回るとともに、工業も西宮市を大きく上回る



京都市・神戸市・尼崎市はデータが無いため記載せず
各市統計書等より算出
(特別区：H19年度、豊中市：H22年度、東大阪市・西宮市：H23年度、堺市：H12年度)

1km²あたり鉄道駅数

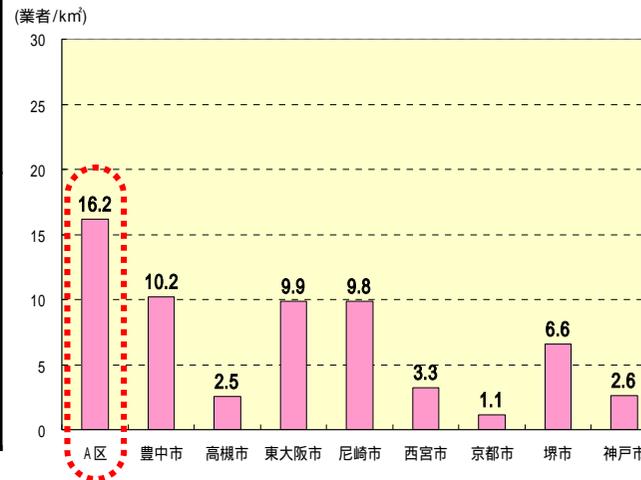
1km²あたりの駅数は、比較都市をいずれも大きく上回る



(鉄道駅数(特別区は大阪府市大都市局調べ、比較都市は各市統計書)より算出)

1km²あたり居宅介護事業者数

1km²あたりの居宅介護事業者数は、比較都市をいずれも大きく上回る



(H25年6月厚生労働省「介護サービス情報公表システム」より算出)

就学前児童100人あたり認可保育所定員数

就学前児童100人あたりの認可保育所定員数は、京都市と同程度



(H24年4月福祉行政報告による定員数および各市住民基本台帳人口による就学前児童より算出)

試案4－B区

(此花区・福島区・西区・港区・大正区・西淀川区)

試案4-B区(此花区・福島区・西区・港区・大正区・西淀川区)



特別区の概要

【人口・面積】

人口(H22)	将来推計人口(H27)	将来推計人口(H47)
467,878人	474,815人	458,961人
世帯数(H22)	昼間人口(昼夜間人口比率)(H22)	
225,681世帯	610,569人(130%)	
人口密度(H22)	外国籍住民数(H22)	面積
8,089人/km ²	10,139人	57.84km ²

【行政関連】

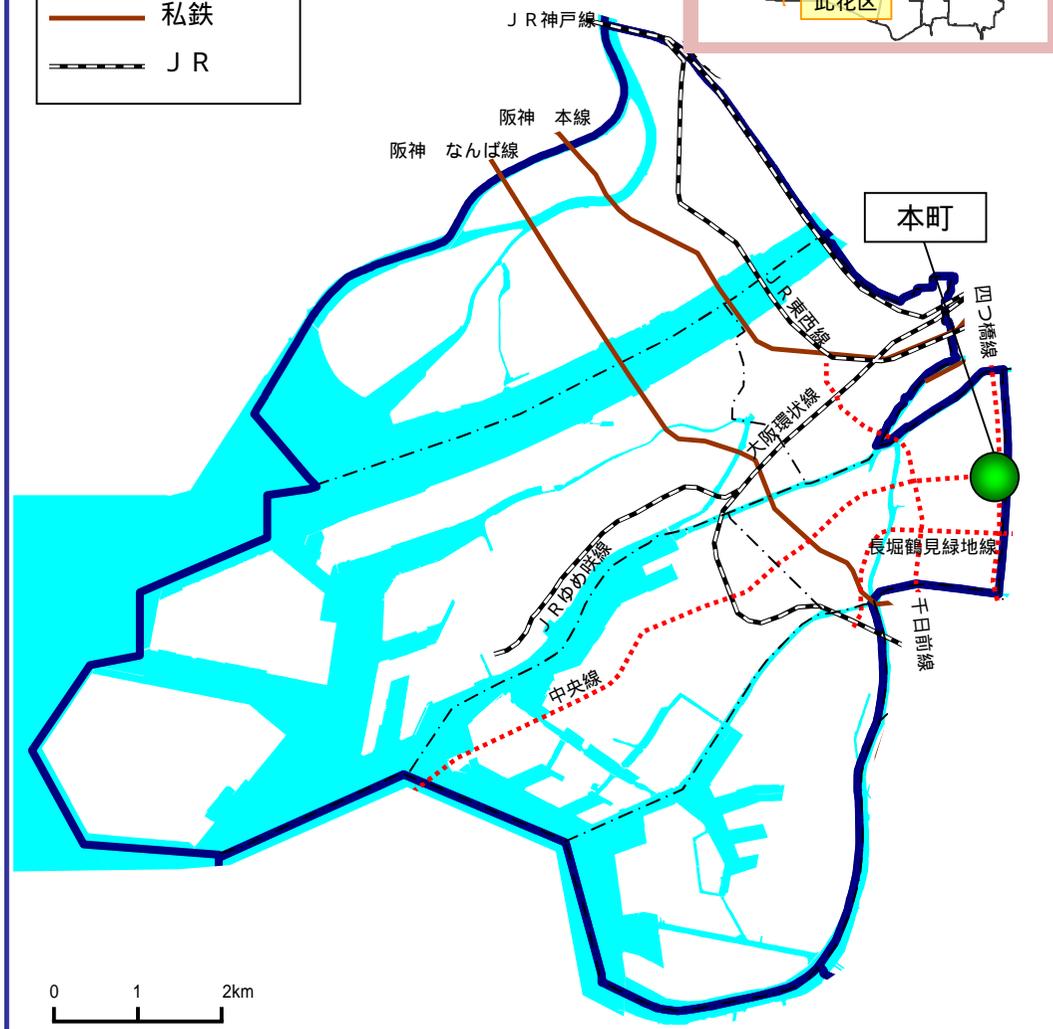
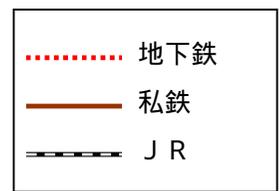
職員配置数案 (特別区長マネジメントの範囲)	歳出額 (一般財源ベース) (H23決算)	【参考:近似市】 歳出額(一般財源ベース) (H23決算)
1,775人(1,650~1,870人)	1,080億円	東大阪市 990億円
特別区に承継される財産	市有庁舎面積	
1兆1,072億円	47,262m ²	
区役所間道路距離		
福島 此花 2.2km	福島 西 2.7km	福島 港 4.2km
福島 大正 5.6km	福島 西淀川 2.9km	此花 西 3.7km
此花 港 2.7km	此花 大正 5.5km	此花 西淀川 4.1km
西 港 3.0km	西 大正 3.5km	西 西淀川 5.2km
港 大正 3.9km	港 西淀川 6.6km	大正 西淀川 8.3km

近似市は、府内市が対象。近似市の歳出額(一般財源)は、消防、下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾を除いたベース

【市民利用施設(H25年4月現在)】

図書館	スポーツセンター	プール施設
6館	6カ所	6カ所
区民センター・ホール	老人福祉センター	子ども・子育てプラザ
9カ所	6カ所	6カ所

特別区の状況(鉄道)



地下鉄4路線、JR4路線、私鉄2路線が走り、主要駅として、本町駅を有する

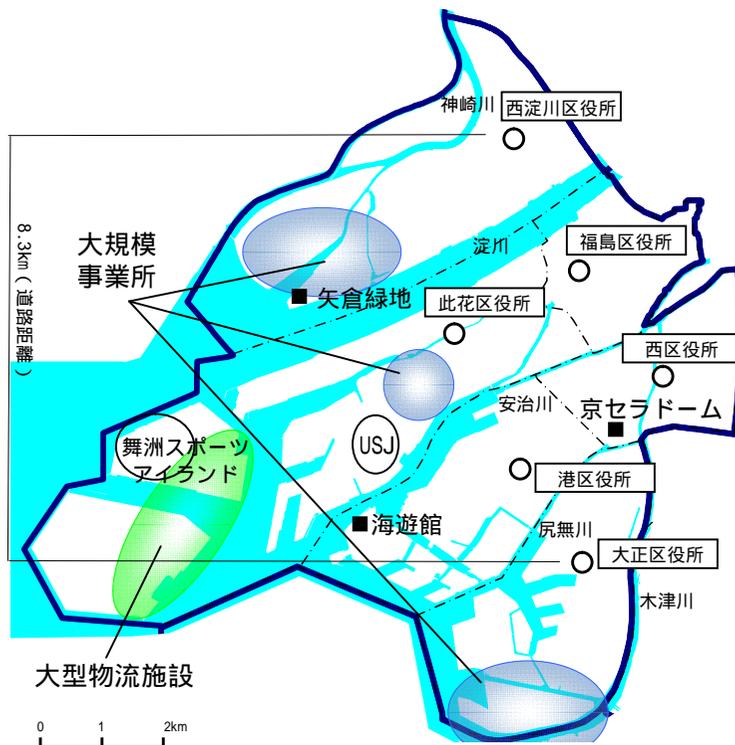
特別区の特徴

都心部から大阪湾ベイエリア地域までを区域とし、神戸市を上回る商業販売額、東大阪市を上回る工業出荷額を有するとともに、国内屈指の国際貿易港である大阪港の一翼を担う

都心部を中心に近年人口が増加する一方、豊かなコミュニティが形成されている

USJ、海遊館、京セラドームなど多くの集客施設を有するウォーターフロントの豊かな魅力をもつ商業・工業都市

特別区の状況（地域特性）



西は大阪湾に面し、北を神崎川、中央部を東西に淀川・安治川・尻無川、東部を南北に木津川が流れる

他都市比較から見た特別区の状況

比較都市	近隣の5中核市（豊中・高槻・東大阪・尼崎・西宮） 近畿の3政令指定都市（京都・堺・神戸）
------	---

【人口】

昼夜間人口比率は130%で、比較都市の中で最も高い京都市（108%）を上回る
生産年齢人口（15～64歳）の割合は67%で、比較都市をいずれも上回る

【産業】

全産業の総生産は3兆1千億円で、尼崎市（1兆6千億円）の2倍程度
商業の販売額は7兆6千億円で、比較都市の中で最も多い神戸市（5兆9千億円）を上回る
工業の出荷額は1兆2千億円で、東大阪市（1兆円）を上回る

【まち・暮らし】

建物用途の割合は商業が18%、工業・運輸通信等が45%で、いずれも比較都市の中で最も高い東大阪市（10%・23%）の2倍程度
1km²あたりの駅数は0.6駅で、比較都市をいずれも大きく上回る
町会・自治会等加入率は71%で、比較都市の中で上位にある京都市（70%）を上回る

【特色】

USJ・海遊館・舞洲スポーツアイランドといった観光・集客施設、荒磯自然海岸である矢倉緑地などの多様な都市魅力を有する

国内4位の外貿コンテナ取扱量217万TEUを持つ国際貿易港である大阪港のうち、区域取扱量85万TEUを有し、臨海部には大型物流施設が集積

TEU:20フィートコンテナ1個分相当というおおよその容積を示す単位

試算4 - B区 (此花区・福島区・西区・港区・大正区・西淀川区)

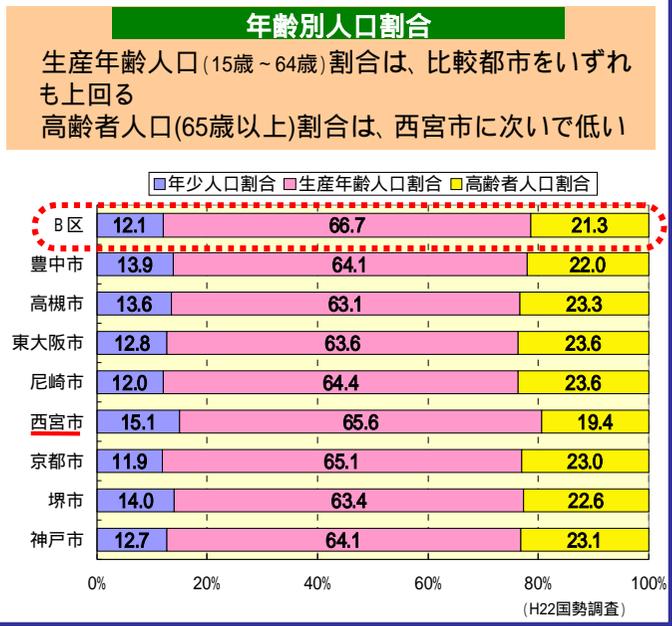
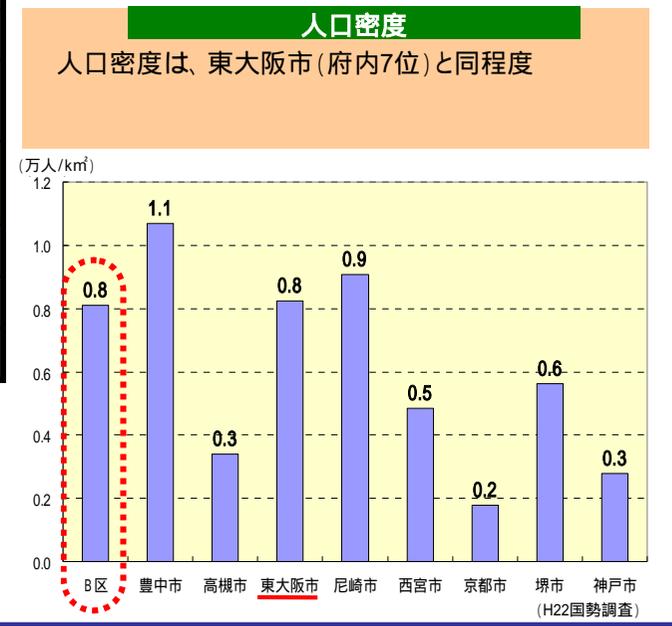
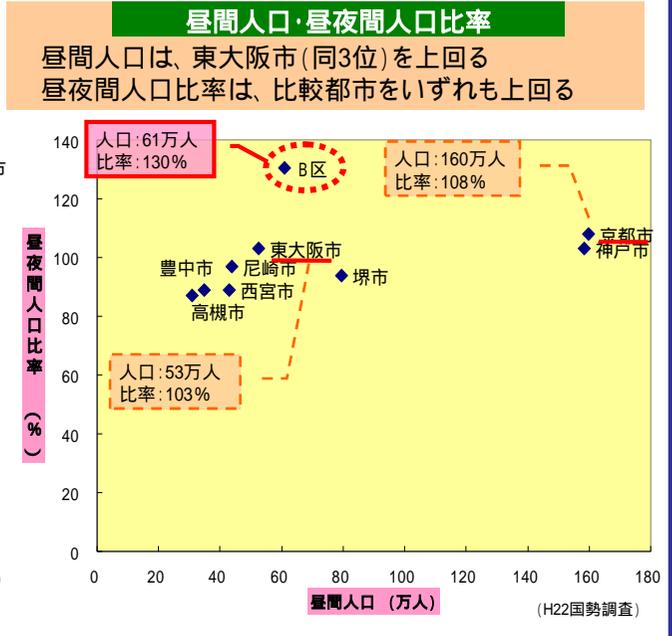
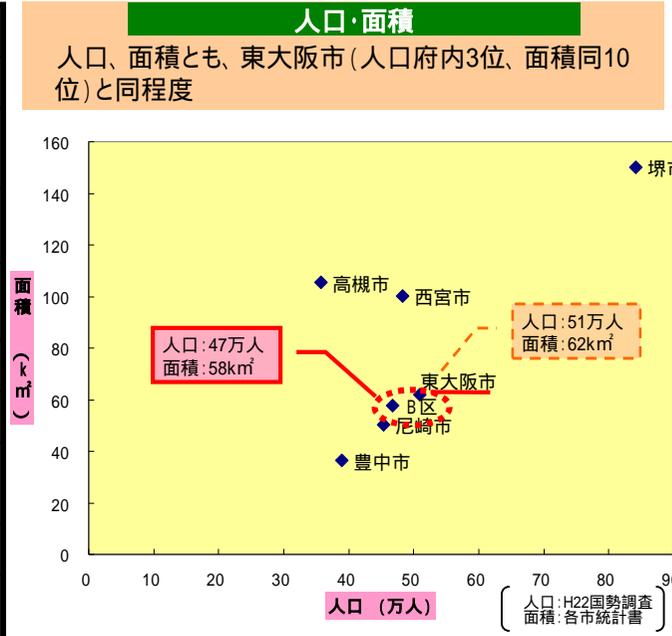
他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 1 / 3 >

人口・面積

項目		状況
人口(H22)		467,878人
年齢別人口割合	15歳未満	12.1%
	15歳以上65歳未満	66.7%
	65歳以上	21.3%
将来推計人口(H47)		458,961人
世帯数(H22)		225,681世帯
世帯構成割合	単身世帯 (高齢単身除く)	33.7%
	高齢者単身世帯	11.6%
	2人世帯 (高齢者夫婦世帯除く)	17.3%
	高齢者夫婦世帯	7.7%
	その他 (3人以上世帯)	29.7%
昼間人口(H22) (昼夜間人口比率)		610,569人 (130%)
人口密度(H22)		8,089人 / km ²
外国籍住民数(H22)		10,139人
面積		57.84 km ²

他都市比較は、近隣の中核市(豊中・高槻・東大阪・尼崎・西宮)及び近畿の政令指定都市(京都・堺・神戸)と比較し、一部は特別区に近い都市のみを抜粋

()書きの府内順位については、大阪市を含む



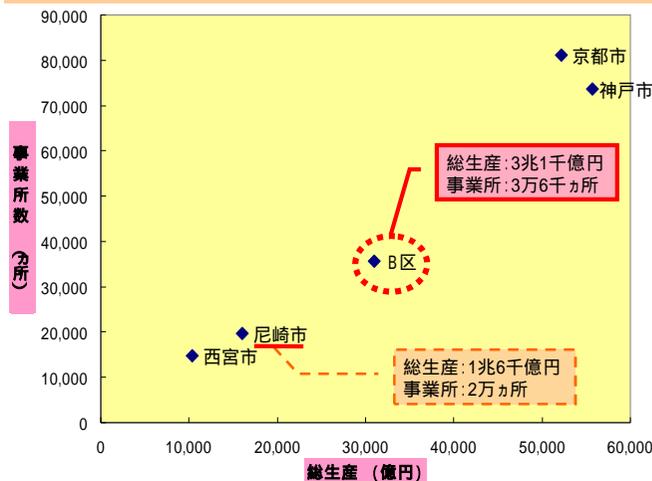
他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 2 / 3 >

産業

目項		状況
全産業	総生産	3兆963億円
	事業所	35,582カ所
	従業者	420,618人
商業	販売額	7兆5,567億円
	事業所	9,408カ所
	従業者	88,581人
工業	出荷額 (事業所あたり) (8.4億円)	1兆1,722億円
	事業所	1,403カ所
	従業者	32,005人
企業本社数		14,040社

全産業(総生産・事業所数)

全産業の総生産・事業所数とも、尼崎市の2倍程度

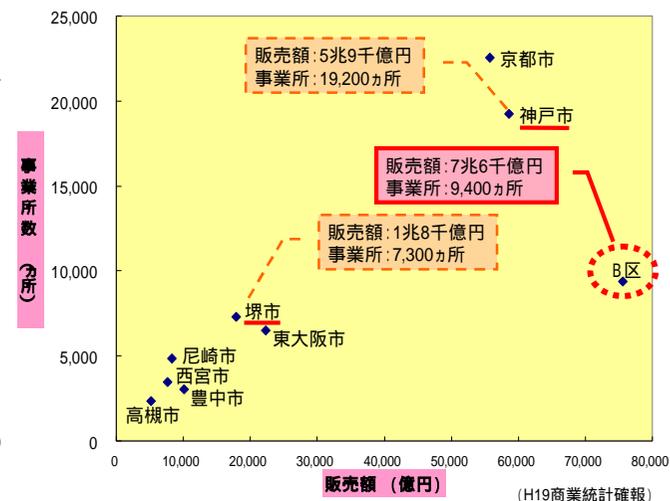


堺市・東大阪市・豊中市・高槻市はデータが無いため記載せず

総生産 各市民経済計算 * 尼崎市・西宮市は兵庫県県民経済計算
* 特別区: 京都市: H21年度、神戸市・尼崎市・西宮市: H22年度
事業所数 H21経済センサス基礎調査

商業(販売額・事業所数)

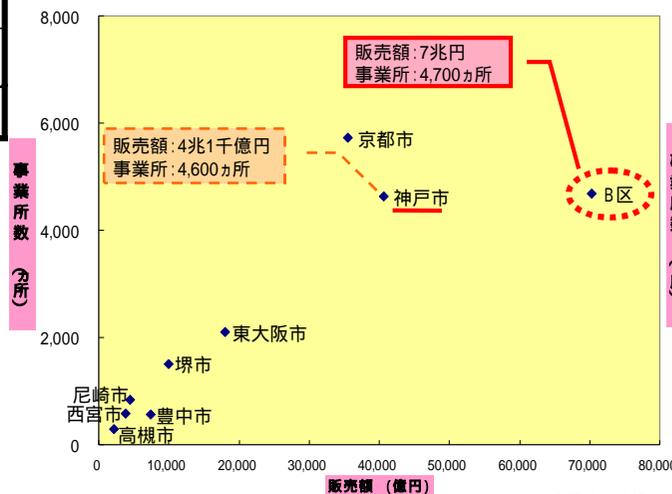
商業販売額は、神戸市を上回る
事業所数は、堺市を上回る



(H19商業統計確報)

商業のうち卸売(販売額・事業所数)

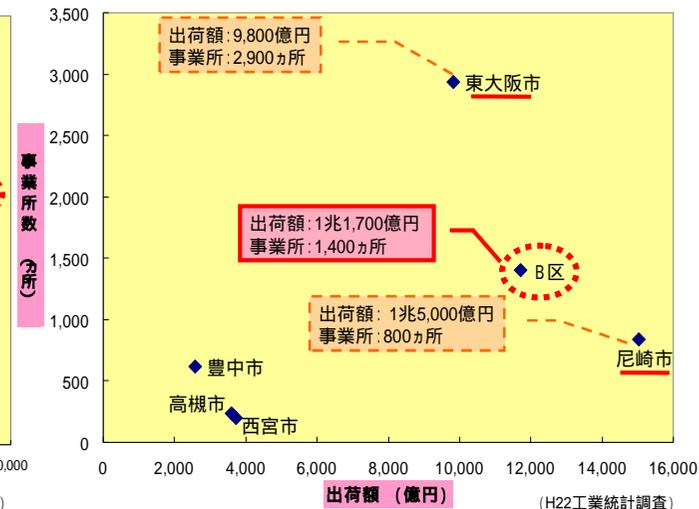
商業のうち卸売販売額は、神戸市を大きく上回る
事業所数は、神戸市を上回る



(H19商業統計確報)

工業(出荷額・事業所数)

工業出荷額は、東大阪市を上回る
事業所数は、尼崎市を大きく上回る

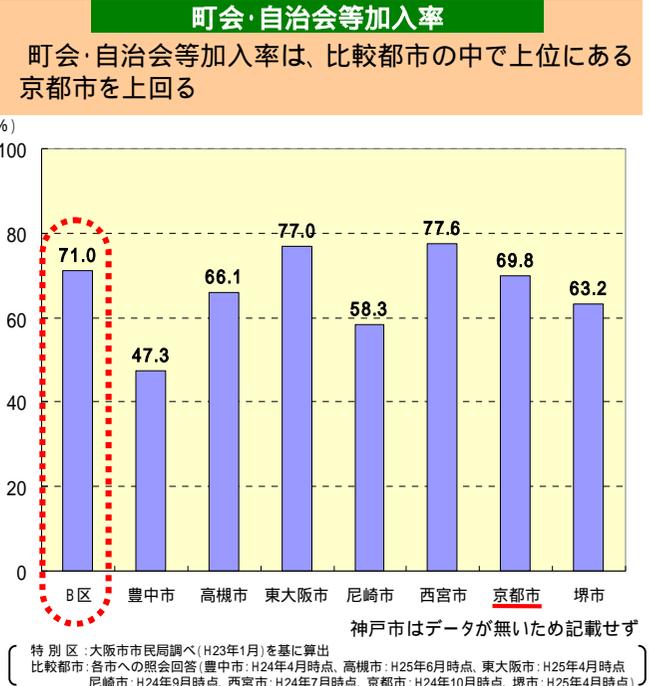
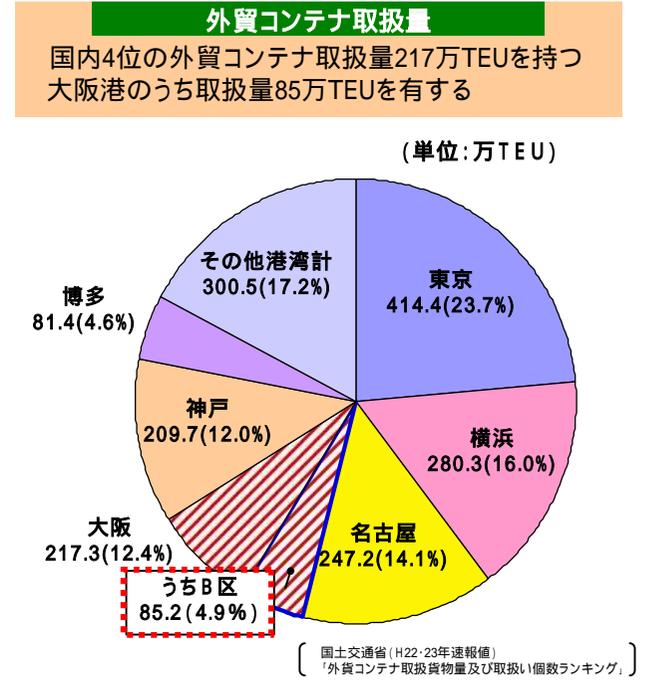
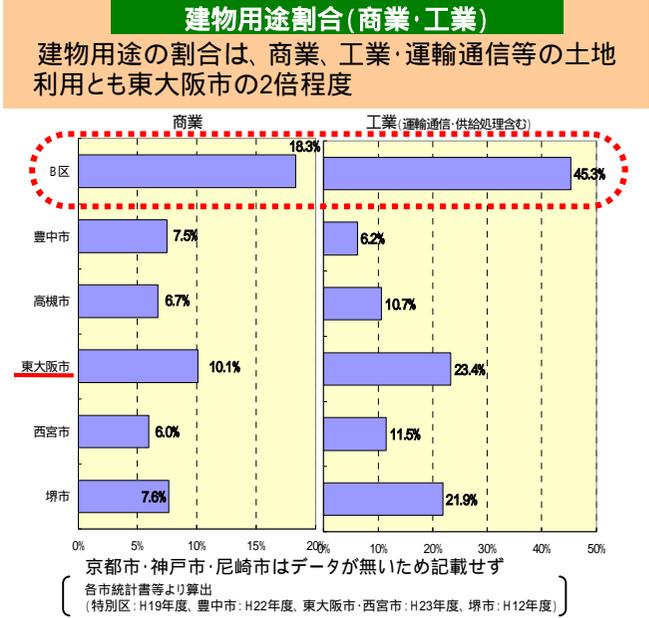


(H22工業統計調査)

他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 3 / 3 >

まち・暮らし

項目		状況	
土地利用	建物用途	48.9%	
	内訳	住居	24.5%
		商業	18.3%
		工業	45.3%
		その他	11.9%
持ち家割合: 借家割合	48.4% : 51.6%		
鉄道駅数 (1km ² あたり)	35駅 (0.6駅)		
居宅介護事業者 (1km ² あたり)	495業者 (8.6業者)		
認可保育所数	76園		
認可保育所定員 (就学前児童100人あたり)	8,227人 (31.6人)		
幼稚園数	33園		
小学校数	62校		
中学校数	24校		
高等学校数(全日)	12校		
短期大学数	0校		
大学数	0校		
通学者割合	域内	37.3%	
	域外	62.7%	
病院・診療所数 (千人あたり)	498カ所 (1.1カ所)		
町会・自治会等加入率	71.0%		
国民健康保険加入者数 (加入率)	140,279人 (29.8%)		
生活保護人員 (生活保護率[千分率])	17,568人 (37.4‰)		



試案4－C区

(城東区・東成区・生野区・鶴見区)

試案4-C区(城東区・東成区・生野区・鶴見区)



特別区の概要

【人口・面積】

人口(H22)	将来推計人口(H27)	将来推計人口(H47)
491,254人	481,930人	413,314人
世帯数(H22)	昼間人口(昼夜間人口比率)(H22)	
222,892世帯	461,643人(94%)	
人口密度(H22)	外国籍住民数(H22)	面積
16,647人/km ²	38,545人	29.51km ²

【行政関連】

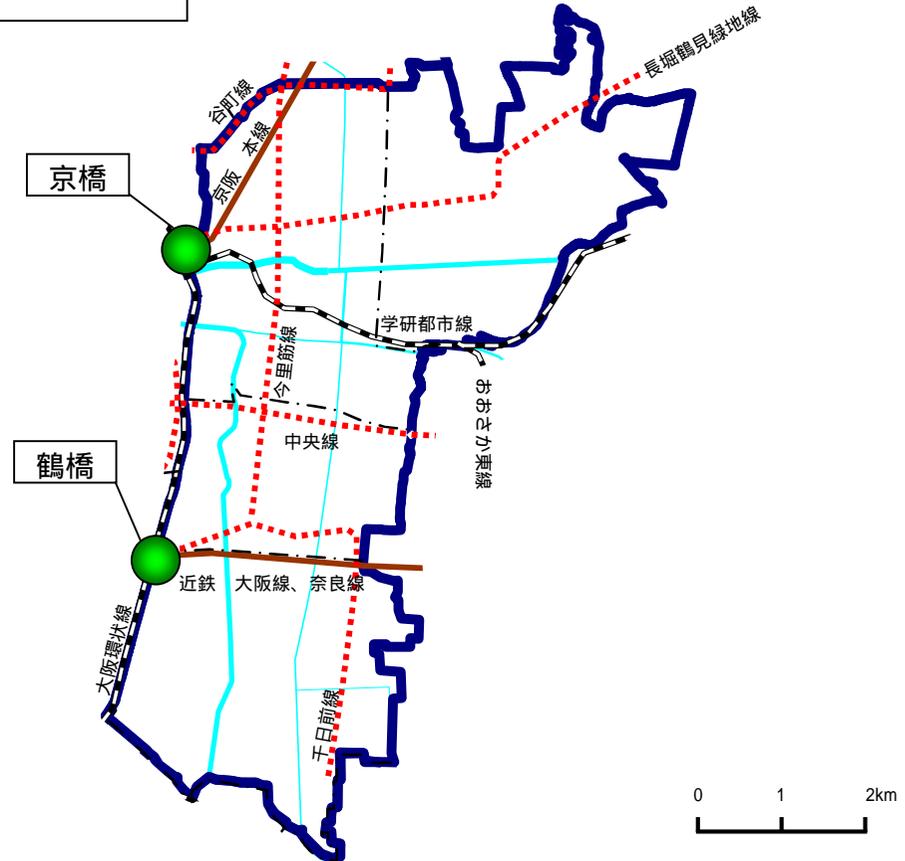
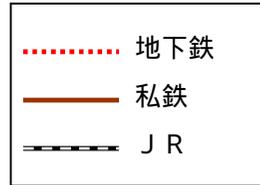
職員配置数案 (特別区長マネジメントの 範囲)	歳出額 (一般財源ベース) (H23決算)	【参考:近似市】 歳出額(一般財源ベース) (H23決算)
1,622人(1,490~1,720人)	1,127億円	東大阪市 990億円
特別区に承継される財産	市有庁舎面積	
8,152億円	33,644m ²	
区役所間道路距離		
東成 生野 2.3km	東成 城東 3.7km	東成 鶴見 5.9km
生野 城東 5.9km	生野 鶴見 8.1km	城東 鶴見 2.8km

近似市は、府内市が対象。近似市の歳出額(一般財源)は、消防、下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾を除いたベース

【市民利用施設(H25年4月現在)】

図書館	スポーツセンター	プール施設
4館	4カ所	4カ所
区民センター・ホール	老人福祉センター	子ども・子育てプラザ
5カ所	4カ所	4カ所

特別区の状況(鉄道)

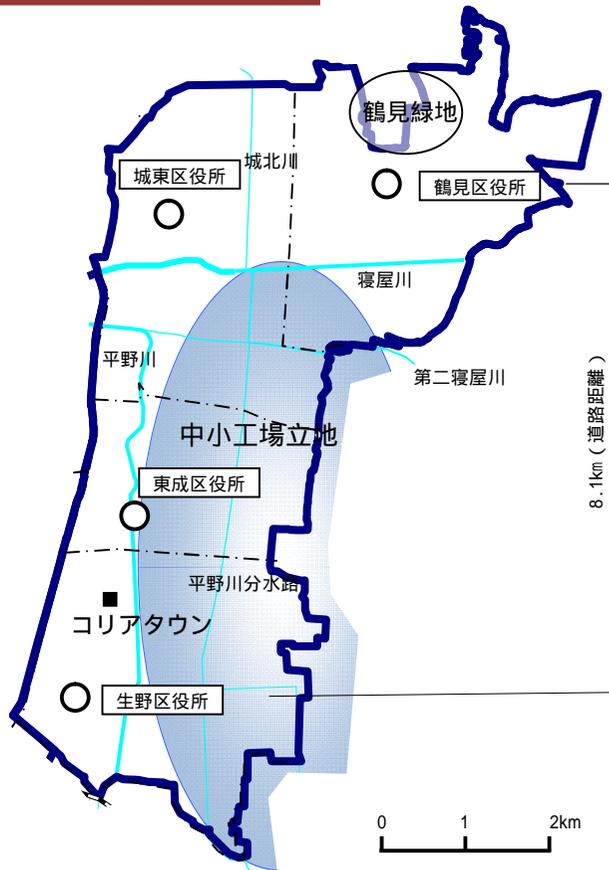


地下鉄5路線、JR3路線、私鉄3路線が走り、主要駅として、京橋駅、鶴橋駅を有する

特別区の特徴

東大阪市と同様に数多くの中小企業が集積するとともに、都心への利便性が高く、人口が高密度に集積している子育て世帯や高齢者の割合が比較的高く、豊かなコミュニティが形成されているとともに、魅力ある大規模公園を有するなど、定住魅力をもった住工共生都市

特別区の状況 (地域特性)



中央部を東西に寝屋川・第二寝屋川、南北に城北川・平野川・平野川分水路が流れる

他都市比較から見た特別区の状況

比較都市	・近隣の5中核市 (豊中・高槻・東大阪・尼崎・西宮) ・近畿の3政令指定都市 (京都・堺・神戸)
------	---

【人口】

昼夜間人口比率は94%で、堺市(94%)と同程度

人口密度は1万7千人/km²で、比較都市をいずれも上回り、特別区の中で最も高い
子育て世帯の割合は20%で、比較都市の中で中位にある東大阪市(20%)と同程度であり、特別区の中でも高い

【産業】

工業の出荷額は7千億円で、豊中市(3千億円)の2倍を超え、事業所数は2千ヵ所で、尼崎市(800ヵ所)の2倍を超える(東大阪市の7割程度)

1事業所あたりの工業の出荷額は3億円で、東大阪市(3億円)と同程度であり、中小工場が多く立地

【まち暮らし】

建物用途の割合は住居が49%、工業が21%で、堺市(52%、22%)に匹敵

1km²あたりの鉄道駅数は0.7駅で、住居の割合が比較的高いにもかかわらず、比較都市をいずれも大きく上回る

1km²あたりの居宅介護事業者数は23業者で、比較都市で最も多い豊中市(10業者)の2倍を超え、特別区の中で最も多い

町会・自治会等加入率は78%で、比較都市の中で最も高い西宮市(78%)と同程度であり、特別区の中で最も高い

【特色】

鶴見緑地に加え、城北川の親水空間、コリアタウンなどの都市魅力を有する

試案4 - C区(城東区・東成区・生野区・鶴見区)

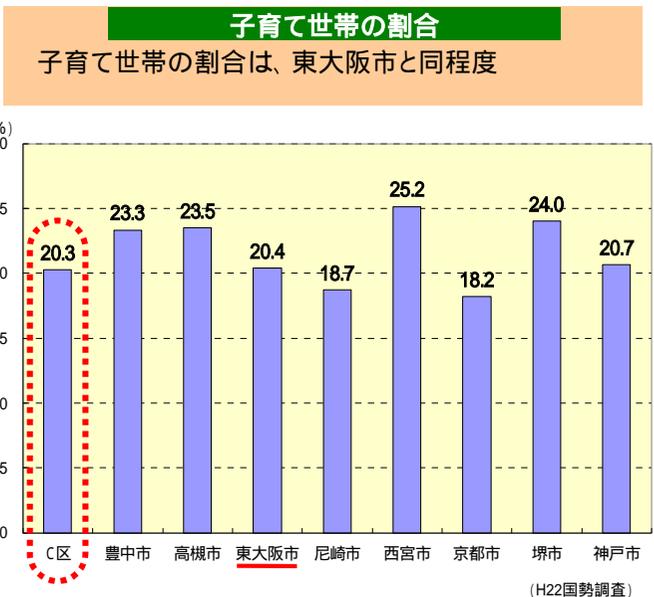
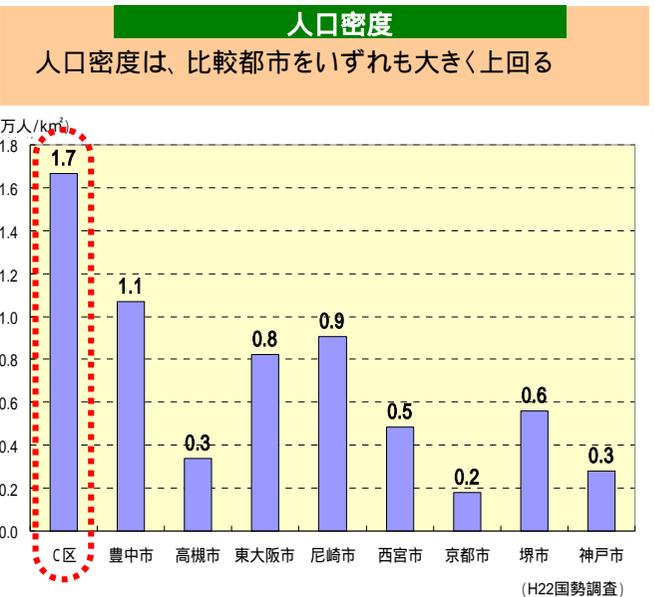
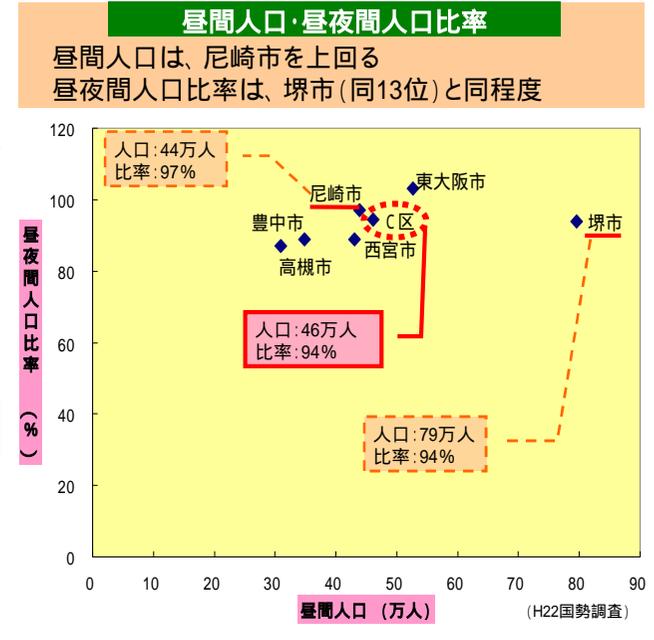
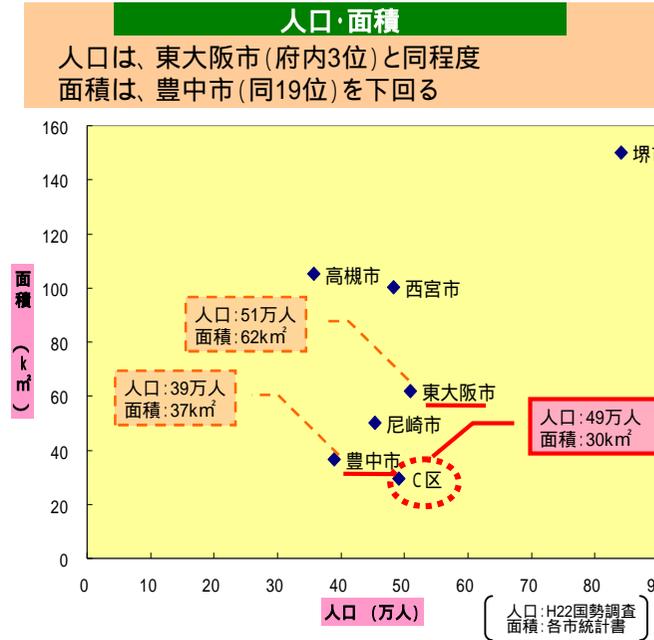
他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 1 / 3 >

人口・面積

項目		状況
人口(H22)		491,254人
年齢別人口割合	15歳未満	13.0%
	15歳以上65歳未満	64.0%
	65歳以上	23.0%
将来推計人口(H47)		413,314人
世帯数(H22)		222,892世帯
世帯構成割合	単身世帯 (高齢単身除く)	26.9%
	高齢者単身世帯	13.0%
	2人世帯 (高齢者夫婦世帯除く)	17.6%
	高齢者夫婦世帯	9.0%
	その他 (3人以上世帯)	33.5%
昼間人口(H22) (昼夜間人口比率)		461,643人 (94%)
人口密度(H22)		16,647人 / km ²
外国籍住民数(H22)		38,545人
面積		29.51 km ²

他都市比較は、近隣の中核市(豊中・高槻・東大阪・尼崎・西宮)及び近畿の政令指定都市(京都・堺・神戸)と比較し、一部は特別区に近い都市のみを抜粋

()書きの府内順位については、大阪市を含む



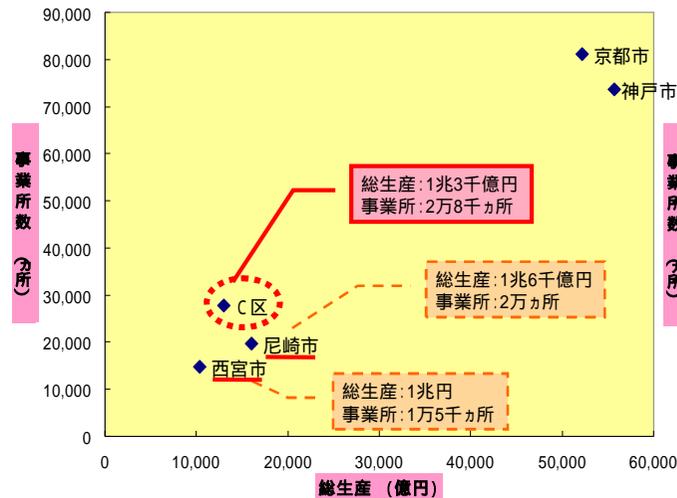
他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 2 / 3 >

産業

目項		状況
全産業	総生産	1兆3,000億円
	事業所	27,789ヵ所
	従業者	208,177人
商業	販売額	1兆2,919億円
	事業所	7,043ヵ所
	従業者	40,042人
工業	出荷額 (事業所あたり)	6,641億円 (3.3億円)
	事業所	2,005ヵ所
	従業者	31,344人
企業本社数		8,507社

全産業(総生産・事業所数)

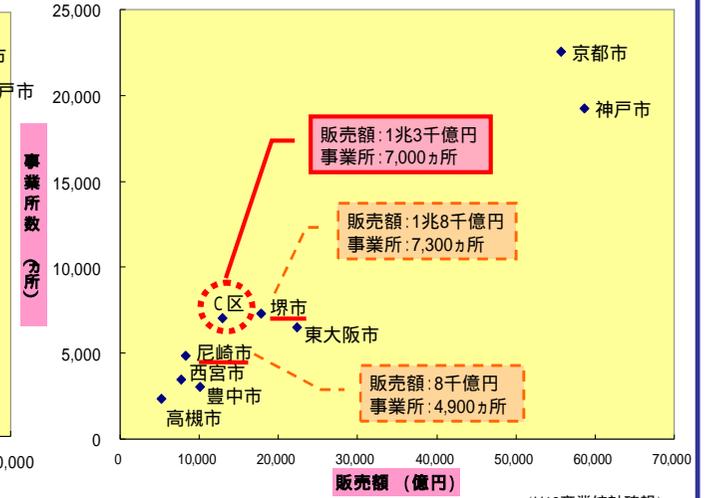
全産業の総生産は、西宮市を上回る
事業所数は、尼崎市を上回る



堺市・東大阪市・豊中市・高槻市はデータが無いため記載せず
総生産 各市民経済計算 * 尼崎市・西宮市は兵庫県県民経済計算
* 特別区: 京都市: H21年度、神戸市・尼崎市・西宮市: H22年度
事業所数 H21経済センサス基礎調査

商業(販売額・事業所数)

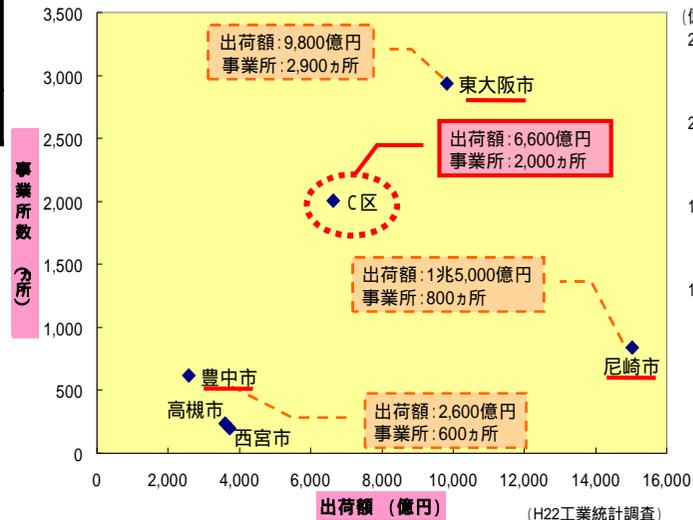
商業販売額は、尼崎市を上回る
事業所数は、堺市と同程度



(H19商業統計確報)

工業(出荷額・事業所数)

工業出荷額は、豊中市の2倍を大きく超える
事業所数は、尼崎市の2倍を超え東大阪市の7割程度



(H22工業統計調査)

工業(1事業所あたり出荷額)

1事業所あたりの出荷額は、東大阪市と同程度
中小規模の工場が多く立地

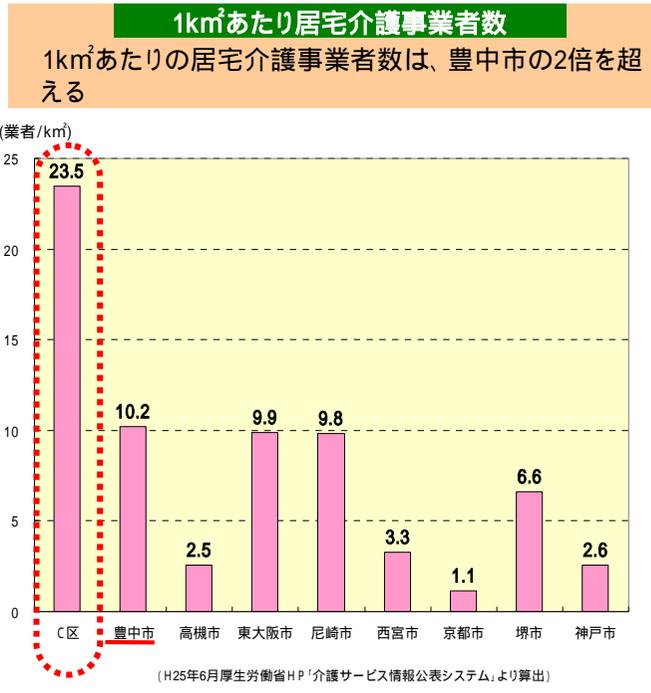
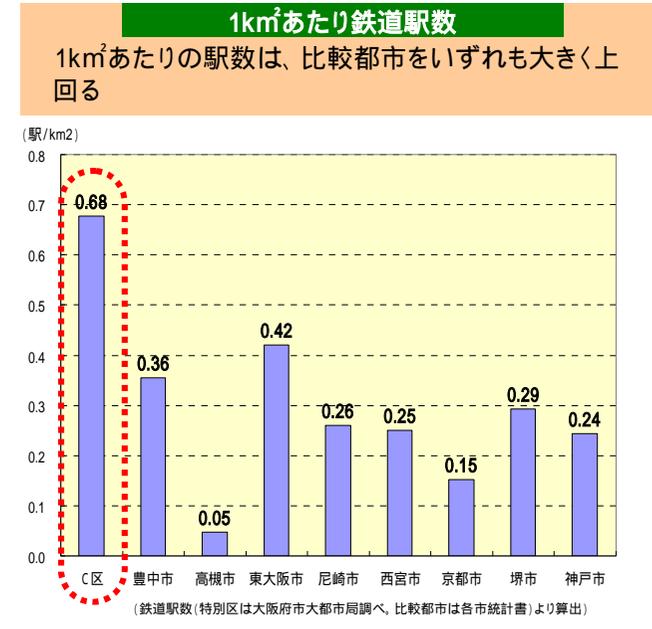
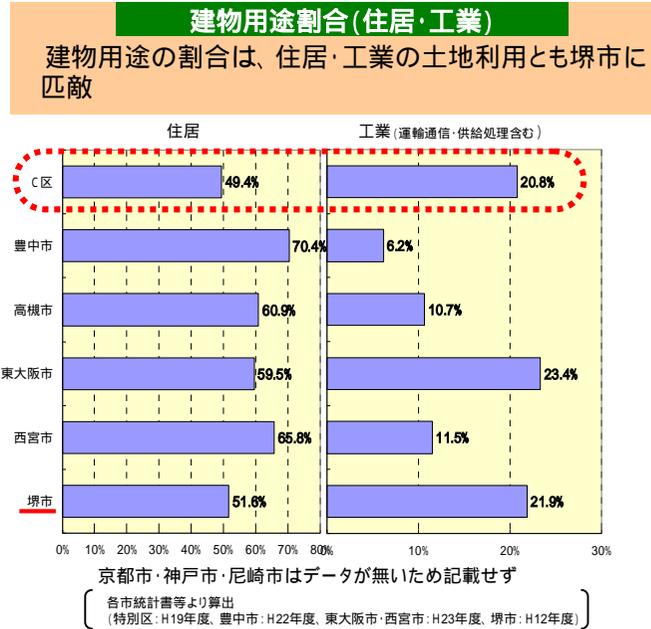


(H22工業統計調査)

他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 3 / 3 >

まち・暮らし

項目		状況	
土地利用	建物用途	64.9%	
	内訳	住居	49.4%
		商業	14.7%
		工業	20.8%
		その他	15.1%
持ち家割合:借家割合	51.1%:48.9%		
鉄道駅数 (1km ² あたり)	20駅 (0.7駅)		
居宅介護事業者 (1km ² あたり)	693業者 (23.5業者)		
認可保育所数	77園		
認可保育所定員 (就学前児童100人あたり)	9,120人 (33.4人)		
幼稚園数	33園		
小学校数	59校		
中学校数	28校		
高等学校数(全日)	12校		
短期大学数	1校		
大学数	0校		
通学者割合	域内	36.7%	
	域外	63.3%	
病院・診療所数 (千人あたり)	543カ所 (1.1カ所)		
町会・自治会等加入率	77.5%		
国民健康保険加入者数 (加入率)	150,662人 (30.8%)		
生活保護人員 (生活保護率[千分率])	22,324人 (45.6‰)		



試案4－D区

(平野区・住之江区・住吉区・東住吉区)

試案4-D区(平野区・住之江区・住吉区・東住吉区)



特別区の概要

【人口・面積】

人口(H22)	将来推計人口(H27)	将来推計人口(H47)
613,511人	587,637人	442,197人
世帯数(H22)	昼間人口(昼夜間人口比率)(H22)	
276,868世帯	587,781人(96%)	
人口密度(H22)	外国籍住民数(H22)	面積
11,122人/km ²	14,371人	55.16km ²

【行政関連】

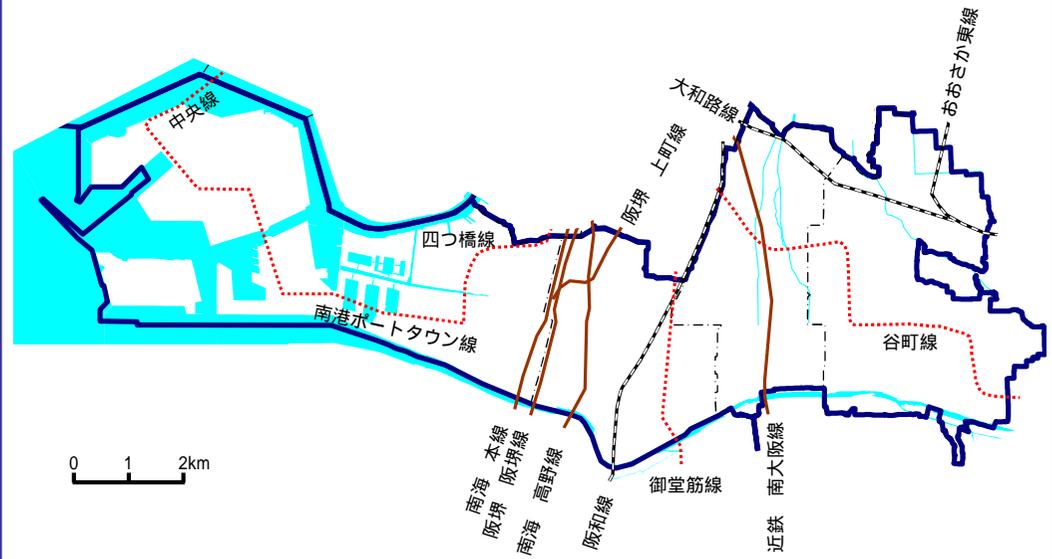
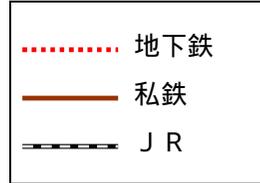
職員配置数案 (特別区長マネジメントの 範囲)	歳出額 (一般財源ベース) (H23決算)	【参考:近似市】 歳出額(一般財源ベース) (H23決算)
2,244人(2,080~2,360人)	1,507億円	堺市 1,779億円
特別区に承継される財産	市有庁舎面積	
1兆4,178億円	39,923m ²	
区役所間道路距離		
住之江 住吉 2.2km	住之江 東住吉 5.1km	住之江 平野 6.8km
住吉 東住吉 3.8km	住吉 平野 5.5km	東住吉 平野 1.9km

近似市は、府内市が対象。近似市の歳出額(一般財源)は、消防、下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾を除いたベース

【市民利用施設(H25年4月現在)】

図書館	スポーツセンター	プール施設
4館	4カ所	4カ所
区民センター・ホール	老人福祉センター	子ども・子育てプラザ
7カ所	4カ所	4カ所

特別区の状況(鉄道)



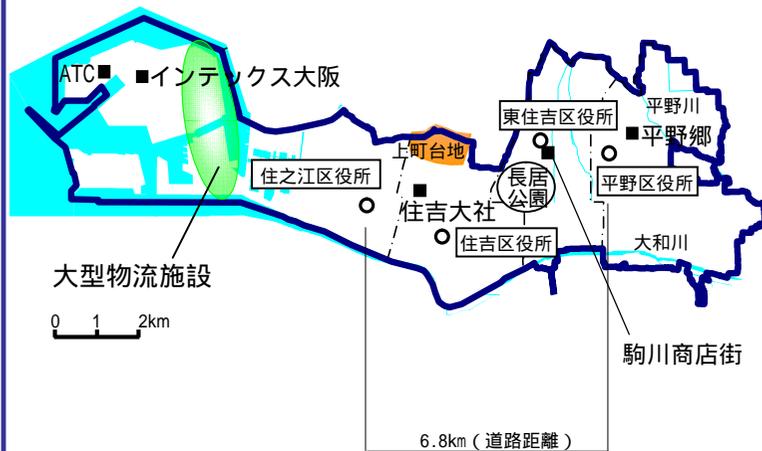
地下鉄5路線、JR3路線、私鉄5路線が走る

特別区の特徴

国内屈指の国際貿易港である大阪港の一翼を担う南港を有し、臨海部に大型物流施設が集積する一方で、都心へのアクセスも充実し人口が集積している

子育てや高齢者の暮らしに対応した住環境とともに、神社や旧街道、環濠集落といった歴史的な地域資源や、インテックス大阪、ATCをはじめとした集客施設を有するなど居住魅力あふれる住宅・港湾都市

特別区の状況（地域特性）



西は大阪湾に面し、南に大和川、東北部に平野川が流れる

他都市比較から見た特別区の状況

比較都市	・近隣の5中核市（豊中・高槻・東大阪・尼崎・西宮） ・近畿の3政令指定都市（京都・堺・神戸）
------	---

【人口】

昼夜間人口比率は96%で、堺市(94%)を上回る

子育て世帯の割合は21%で、比較都市の中で中位にある神戸市(21%)と同程度であり、特別区の中で最も高い

高齢者人口(65歳以上)の割合は24%で、比較都市をいずれも上回り、特別区の中で最も高い

【産業】

商業販売額は1兆7千億円で、堺市(1兆8千億円)と同程度

工業の出荷額は5千億円で、西宮市(4千億円)を上回る

【まち・暮らし】

建物用途の割合は工業・運輸通信等が31%で、比較都市をいずれも上回る

1km²あたりの鉄道駅数は0.9駅で、比較都市をいずれも大きく上回る

1km²あたりの居宅介護事業者数は15業者で、比較都市の中で最も多い豊中市(10業者)を大きく上回る

就学前児童100人あたりの保育所定員数は37人で、比較都市で上位にある京都市(35人)を上回る

【特色】

住吉大社・旧街道・平野郷といった歴史的な地域資源、インテックス大阪、ATC、日本有数の大規模な陸上競技場・植物園を持つ長居公園、駒川商店街などの都市魅力を有する

国内4位の外貿コンテナ取扱量217万TEUを持つ国際貿易港である大阪港のうち、区域内取扱量132万TEUを有し、臨海部には大型物流施設が集積

TEU:20フィートコンテナ1個分相当というおおよその容積を示す単位

試案4 - D区 (平野区・住之江区・住吉区・東住吉区)

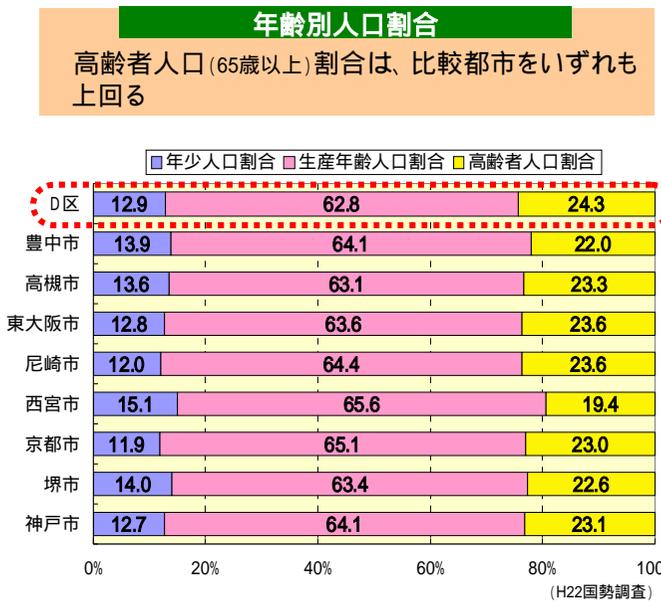
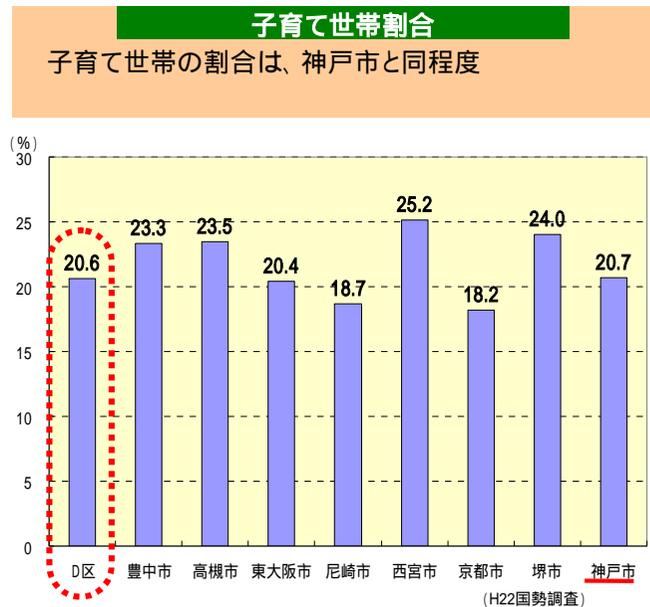
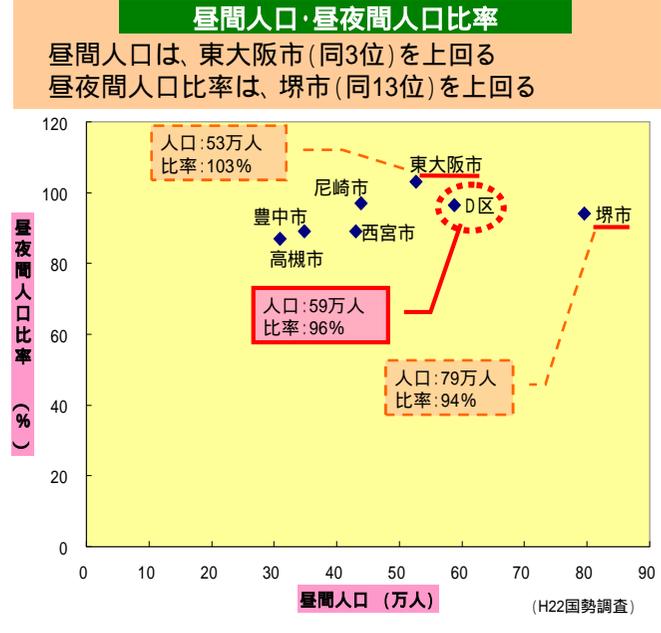
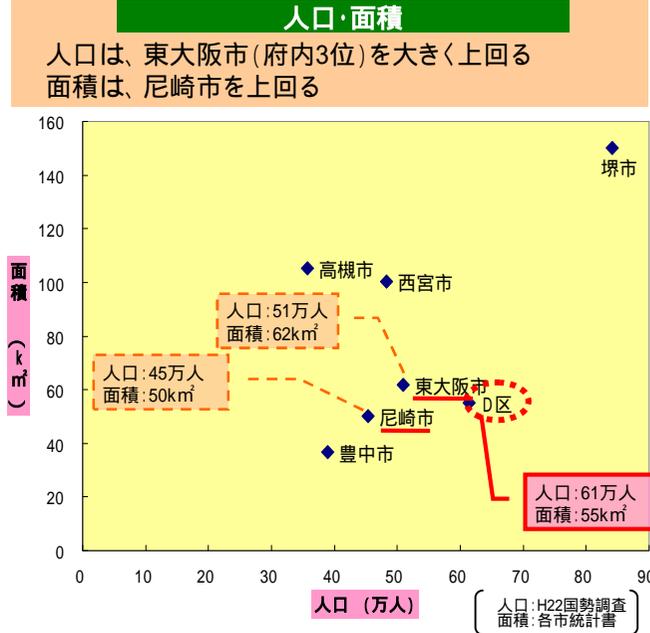
他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 1 / 3 >

人口・面積

項目		状況
人口(H22)		613,511人
年齢別人口割合	15歳未満	12.9%
	15歳以上65歳未満	62.8%
	65歳以上	24.3%
将来推計人口(H47)		442,197人
世帯数(H22)		276,868世帯
世帯構成割合	単身世帯 (高齢単身除く)	24.1%
	高齢者単身世帯	14.5%
	2人世帯 (高齢者夫婦世帯除く)	17.8%
	高齢者夫婦世帯	9.9%
	その他 (3人以上世帯)	33.7%
昼間人口(H22) (昼夜間人口比率)		587,781人 (96%)
人口密度(H22)		11,122人 / km ²
外国籍住民数(H22)		14,371人
面積		55.16 km ²

他都市比較は、近隣の中核市(豊中・高槻・東大阪・尼崎・西宮)及び近畿の政令指定都市(京都・堺・神戸)と比較し、一部は特別区に近い都市のみを抜粋

()書きの府内順位については、大阪市を含む



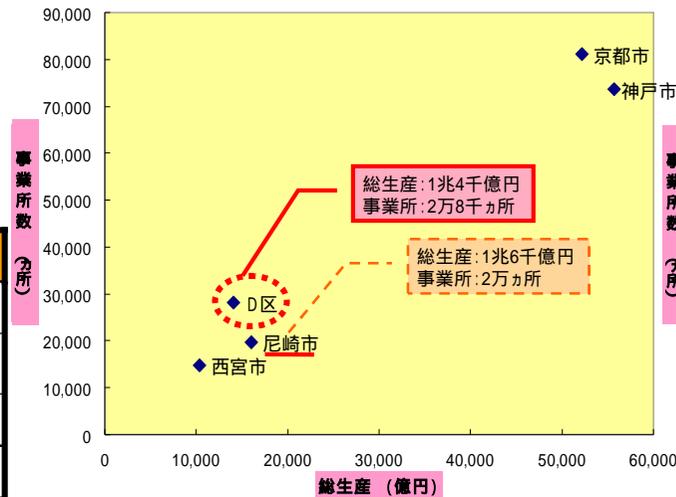
他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 2 / 3 >

産業

目項	状況	
全産業	総生産	1兆4,064億円
	事業所	28,143ヵ所
	従業者	248,039人
商業	販売額	1兆6,983億円
	事業所	6,970ヵ所
	従業者	47,455人
工業	出荷額 (事業所あたり)	4,879億円 (3.3億円)
	事業所	1,487ヵ所
	従業者	24,421人
企業本社数	8,772社	

全産業(総生産・事業所数)

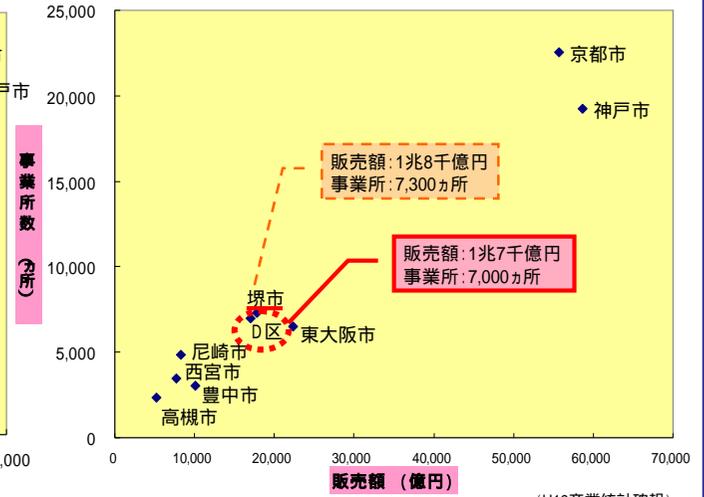
全産業の総生産は、尼崎市と同程度
事業所数は、尼崎市を上回る



堺市・東大阪市・豊中市・高槻市はデータが無いため記載せず
 総生産 各市民経済計算 * 尼崎市・西宮市は兵庫県県民経済計算
 * 特別区・京都市: H21年度、神戸市・尼崎市・西宮市: H22年度
 事業所数 H21経済センサス基礎調査

商業(販売額・事業所数)

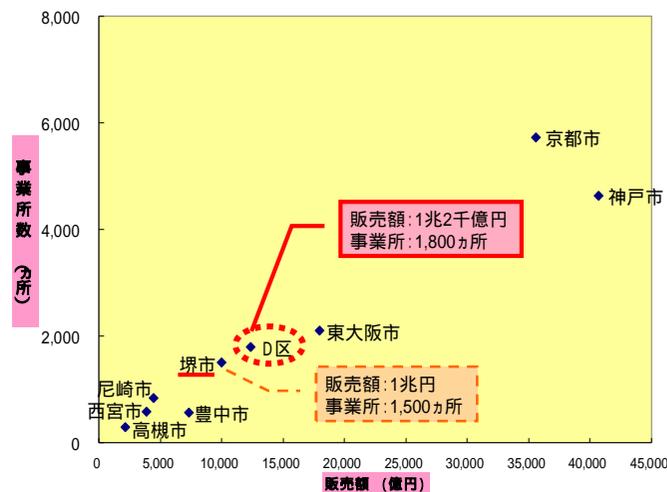
商業販売額、事業所数とも、堺市と同程度



(H19商業統計確報)

商業のうち卸売(販売額・事業所数)

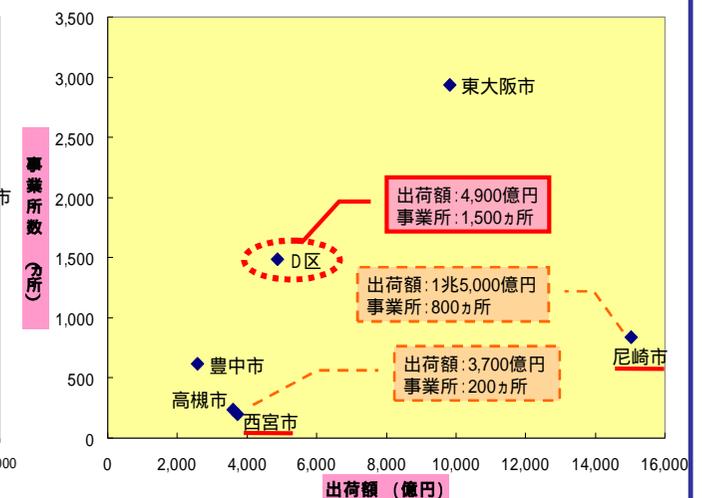
商業のうち卸売販売額・事業所数とも、堺市を上回る



(H19商業統計確報)

工業(出荷額・事業所数)

工業出荷額は、西宮市を上回る
事業所数は、尼崎市の2倍程度



(H22工業統計調査)

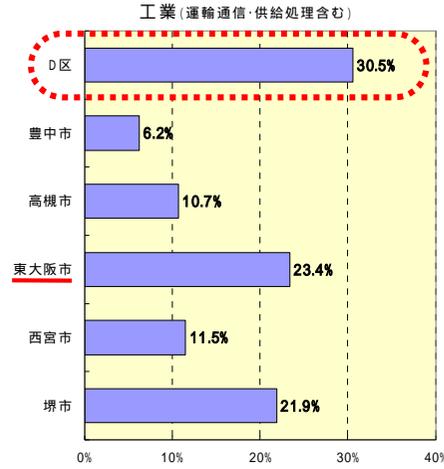
他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 3 / 3 >

まち・暮らし

項目		状況
土地利用	建物用途	60.4%
	内訳	
	住居	41.0%
	商業	12.6%
	工業	30.5%
	その他	15.9%
持ち家割合：借家割合		43.0%：57.0%
鉄道駅数 (1km ² あたり)		47駅 (0.9駅)
居宅介護事業者 (1km ² あたり)		827業者 (15.0業者)
認可保育所数		92園
認可保育所定員 (就学前児童100人あたり)		11,725人 (36.6人)
幼稚園数		49園
小学校数		71校
中学校数		39校
高等学校数(全日)		17校
短期大学数		3校
大学数		5校
通学者割合	域内	40.6%
	域外	59.4%
病院・診療所数 (千人あたり)		636カ所 (1.0カ所)
町会・自治会等加入率		68.1%
国民健康保険加入者数 (加入率)		194,110人 (31.8%)
生活保護人員 (生活保護率[千分率])		39,165人 (64.1‰)

建物用途割合(工業・運輸通信等)

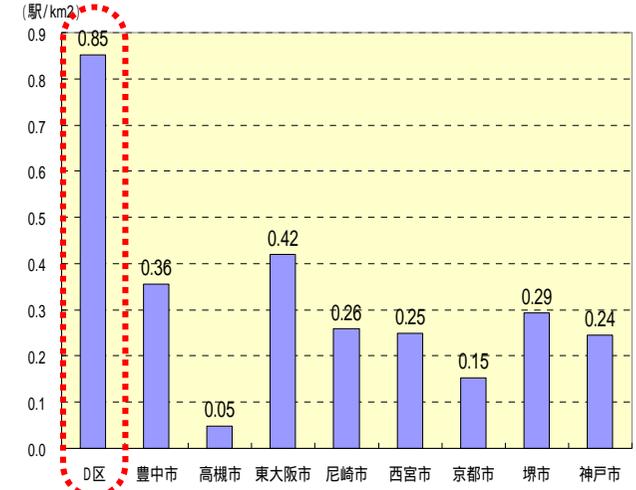
建物用途の割合は、工業・運輸通信等の土地利用が東大阪市を上回る



京都市・神戸市・尼崎市はデータが無いため記載せず
各市統計書等より算出
(特別区：H19年度、豊中市：H22年度、東大阪市・西宮市：H23年度、堺市：H12年度)

1km²あたり鉄道駅数

1km²あたりの駅数は、比較都市をいずれも大きく上回る



(鉄道駅数(特別区は大阪府都市大都市局調べ、比較都市は各市統計書)より算出)

就学前児童100人あたり認可保育所定員数

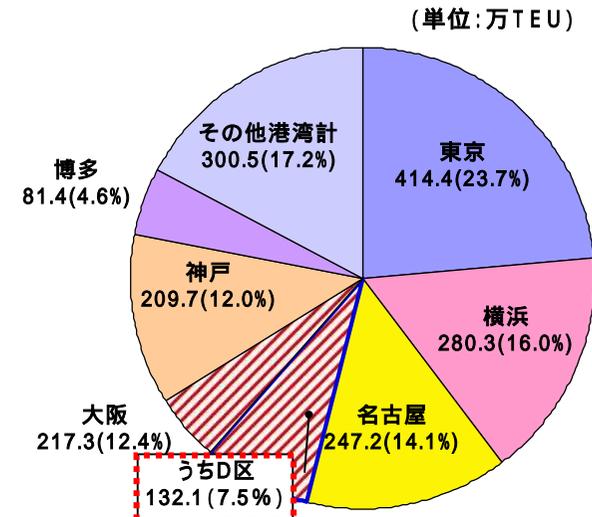
就学前児童100人あたりの認可保育所定員数は、京都市を上回る



(H24年4月福祉行政報告による定員数および各市住民基本台帳人口による就学前児童より算出)

外貿コンテナ取扱量

国内4位の外貿コンテナ取扱量217万TEUを持つ大阪港のうち取扱量132万TEUを有する



国土交通省(H22-23年速報値)
「外貿コンテナ取扱貨物量及び取扱いい数ランキング」

試案4－E区

(西成区・北区・中央区・天王寺区・浪速区・阿倍野区)

試案4 - E区 (西成区・北区・中央区・天王寺区・浪速区・阿倍野区)



特別区の概要

【人口・面積】

人口 (H22)	将来推計人口 (H27)	将来推計人口 (H47)
548,921人	556,417人	539,485人
世帯数 (H22)	昼間人口 (昼夜間人口比率) (H22)	
309,316世帯	1,303,298人 (237%)	
人口密度 (H22)	外国籍住民数 (H22)	面積
13,157人/k ²	21,211人	41.72k ²

【行政関連】

職員配置数案 (特別区長マネジメントの 範囲)	歳出額 (一般財源ベース) (H23決算)	【参考:近似市】 歳出額 (一般財源ベース) (H23決算)
2,326人 (2,180 ~ 2,430人)	1,424億円	堺市 1,779億円

特別区に承継される財産	市有庁舎面積
1兆5,715億円	115,904m ²

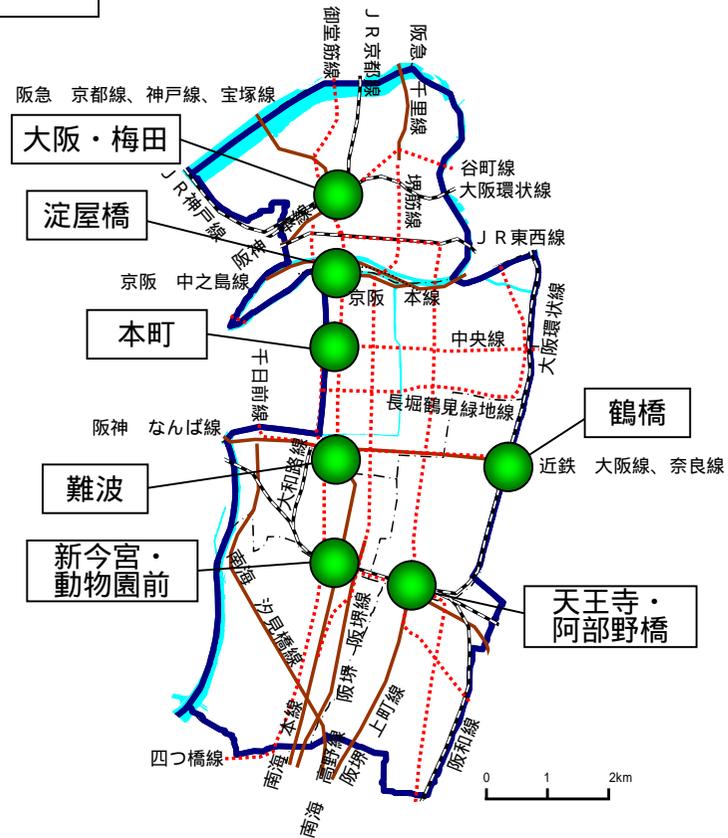
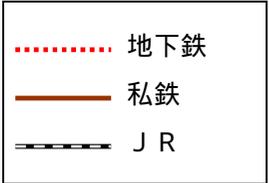
区役所間道路距離					
北	中央	3.0km	北	天王寺	6.2km
北	阿倍野	8.3km	北	西成	8.7km
中央	浪速	3.2km	中央	阿倍野	5.7km
天王寺	浪速	2.1km	天王寺	阿倍野	2.3km
浪速	阿倍野	3.7km	浪速	西成	3.1km
			阿倍野	西成	2.7km

近似市は、府内市が対象。近似市の歳出額(一般財源)は、消防、下水道、病院、高等学校、特別支援学校、港湾を除いたベース

【市民利用施設 (H25年4月現在)】

図書館	スポーツセンター	プール施設
6館	6カ所	6カ所
区民センター・ホール	老人福祉センター	子ども・子育てプラザ
8カ所	8カ所	6カ所

特別区の状況 (鉄道)



地下鉄7路線、JR5路線、私鉄16路線が走り、主要駅として、大阪・梅田駅、難波駅、天王寺・阿部野橋駅、鶴橋駅、淀屋橋駅、新今宮・動物園前駅、本町駅を有する

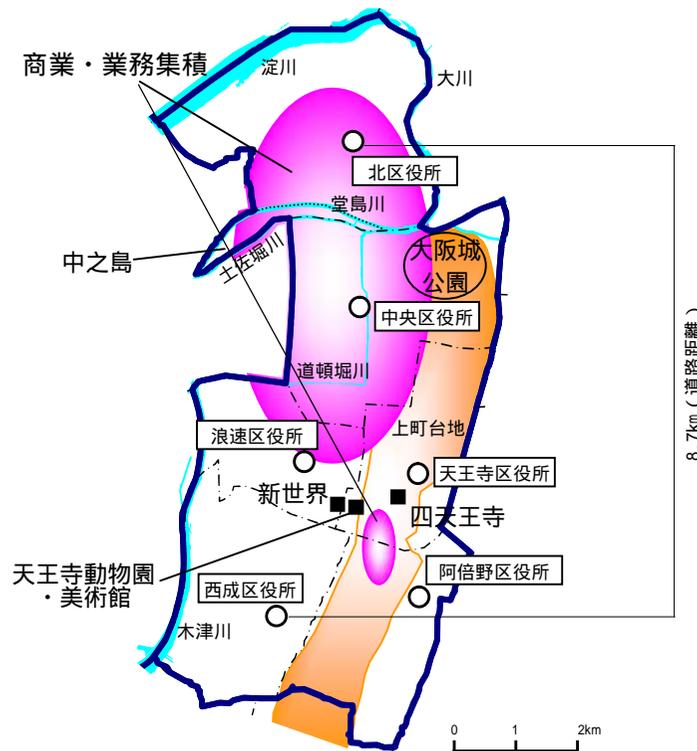
特別区の特徴

西日本最大の利用者数を誇る大阪・梅田をはじめ主要鉄道ターミナル・拠点有し、多くの人が集うとともに、商業販売額は神戸市の5倍を超え、西日本最大の企業本社数を誇る業務・商業地域を形成する

数多くの教育機関が立地し、医療機関も充実、生活の利便性が高く、近年都心部では著しく人口が増加している

日本を代表する繁華街、歴史的建造物、動物園、美術館、水の都・大阪を代表する景観など多彩な都市魅力を持ち、文化の薫り漂う、活力と創造に満ちた、西日本最大のビジネス都市

特別区の状況（地域特性）



8.7km (道路距離)

北を淀川、西を木津川、中央部を東西に大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川が流れ、東部を上町台地が縦断する

他都市比較から見た特別区の状況

比較都市	・近隣の5中核市（豊中・高槻・東大阪・尼崎・西宮） ・近畿の3政令指定都市（京都・堺・神戸）
------	---

【人口】

昼夜間人口比率は237%で、比較都市で最も高い京都市（108%）の2倍を超え、東京の新宿区（230%）をも上回る

生産年齢人口（15～64歳）の割合は68%で、比較都市をいずれも上回る

【産業】

全産業の総生産は10兆6千億円で、比較都市で最も多い神戸市（5兆6千億円）の2倍程度

商業の販売額は32兆8千億円で、比較都市の中で最も多い神戸市（5兆9千億円）の5倍を超え、うち卸売の販売額は30兆1千億円で、神戸市の7倍を超える

企業本社数は3万社で、比較都市をいずれも大きく上回り、西日本最大

【まち・暮らし】

大学・短大・高等学校の設置数は40校で、比較都市（中核市）の中で最も多い西宮市（26校）を大きく上回るとともに、堺市（32校）をも上回り、特別区の中で最も多い

千人あたりの病院・診療所数は2.3カ所で、比較都市で最も多い京都市（1.2カ所）の2倍程度

【特色】

一日230万人の乗降客数を有する西日本最大の大阪・梅田ターミナル、90万人の難波ターミナル、70万人の天王寺・阿部野橋ターミナルを有する

中之島エリアにおける歴史的建造物・美術館等文化施設、道頓堀川の水辺空間、御堂筋、大阪城公園・ホール、新世界、日本橋でんでんタウン、路面電車などの多様な都市魅力を有する

試案4 - E区 (西成区・北区・中央区・天王寺区・浪速区・阿倍野区)

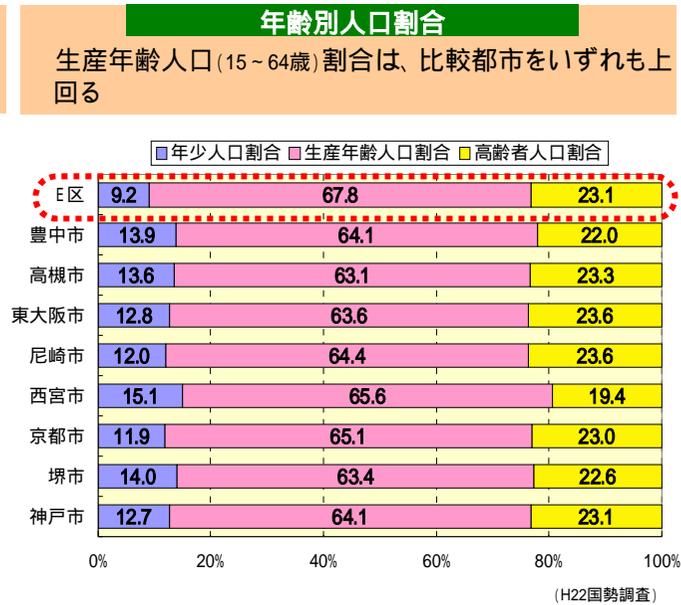
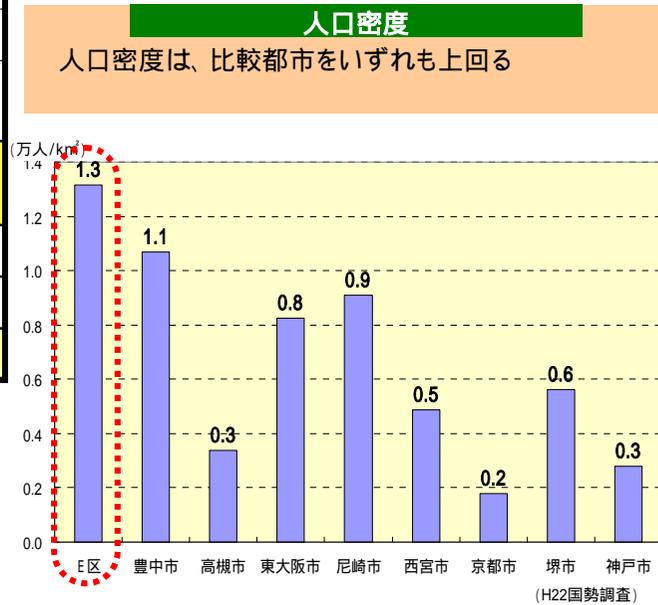
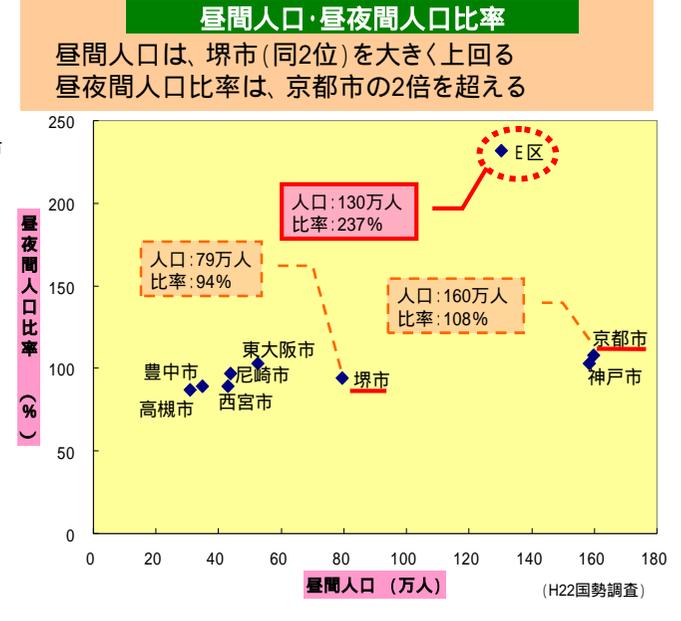
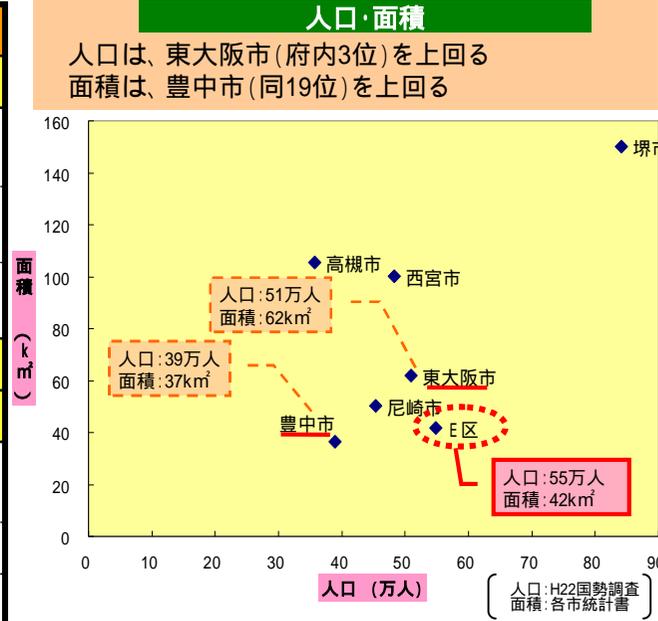
他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 1 / 3 >

人口・面積

項目		状況
人口(H22)		548,921人
年齢別人口割合	15歳未満	9.2%
	15歳以上65歳未満	67.8%
	65歳以上	23.1%
将来推計人口(H47)		539,485人
世帯数(H22)		309,316世帯
世帯構成割合	単身世帯 (高齢単身世帯除く)	44.4%
	高齢者単身世帯	15.6%
	2人世帯 (高齢者夫婦世帯除く)	14.4%
	高齢者夫婦世帯	5.6%
	その他 (3人以上世帯)	19.9%
昼間人口(H22) (昼夜間人口比率)		1,303,298人 (237%)
人口密度(H22)		13,157人 / km ²
外国籍住民数(H22)		21,211人
面積		41.72km ²

他都市比較は、近隣の中核市(豊中・高槻・東大阪・尼崎・西宮)及び近畿の政令指定都市(京都・堺・神戸)と比較し、一部は特別区に近い都市のみを抜粋

()書きの府内順位については、大阪市を含む



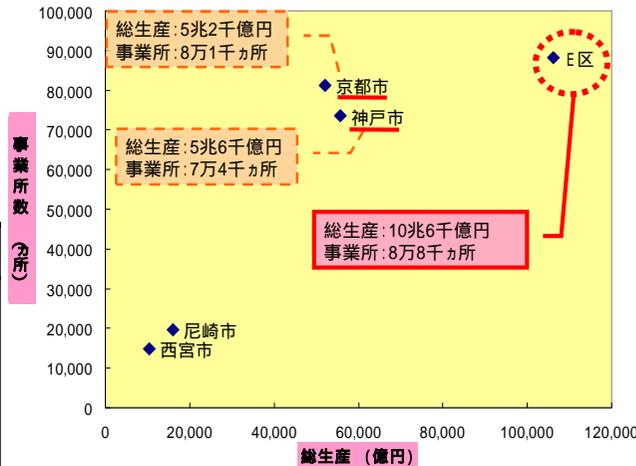
他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 2 / 3 >

産業

目項		状況
全産業	総生産	10兆6,109億円
	事業所	88,135ヵ所
	従業者	1,271,957人
商業	販売額	32兆8,497億円
	事業所	22,676ヵ所
	従業者	245,233人
工業	出荷額 (事業所あたり)	3,377億円 (3.2億円)
	事業所	1,056ヵ所
	従業者	17,085人
企業本社数		30,617社

全産業(総生産・事業所数)

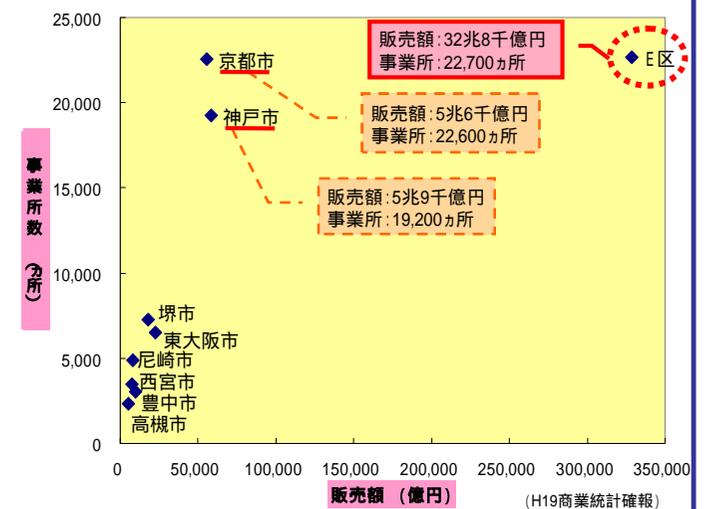
全産業の総生産は、神戸市の2倍程度
事業所数は、京都市を上回る



堺市・東大阪市・豊中市・高槻市はデータが無いため記載せず
総生産 各都市民経済計算 * 尼崎市・西宮市は兵庫県民経済計算
* 特別区:京都市:H21年度、神戸市・尼崎市・西宮市:H22年度)
事業所数 H21経済センサス基礎調査

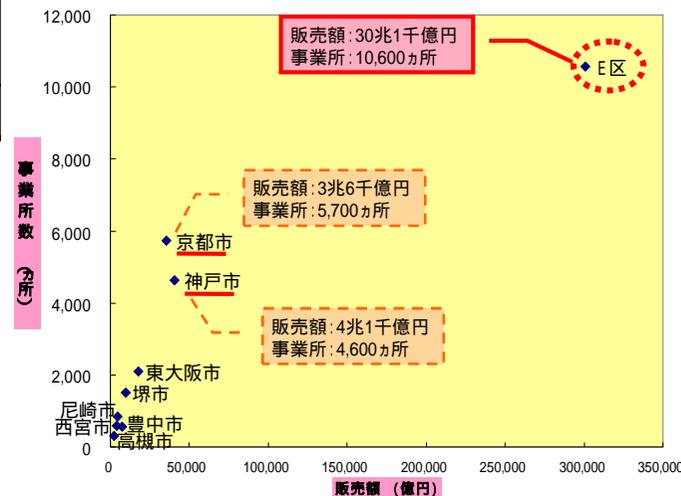
商業(販売額・事業所数)

商業販売額は、神戸市の5倍を超える
事業所数は、京都市を上回る



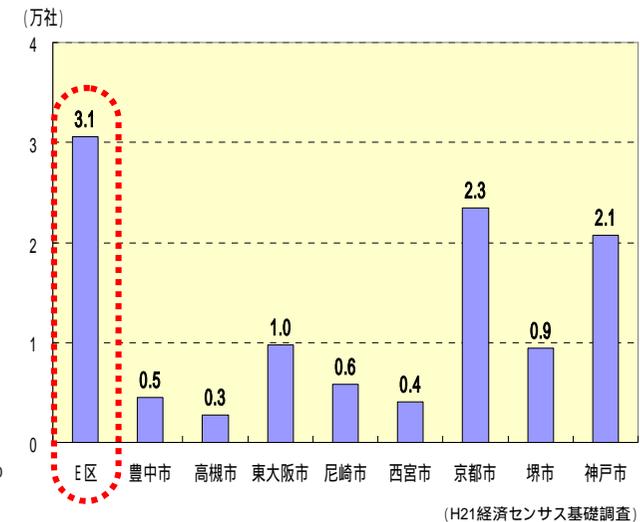
商業のうち卸売(販売額・事業所数)

商業のうち卸売販売額は、神戸市の7倍を超える
事業所数は、京都市の2倍程度



企業本社数

企業本社数は、比較都市をいずれも大きく上回る



他都市比較から見た特別区の状況(グラフ) < 3 / 3 >

まち・暮らし

項目		状況	
土地利用	内訳	建物用途	56.4%
		住居	32.7%
		商業	33.9%
		工業	12.5%
		その他	20.9%
持ち家割合：借家割合		37.6%：62.4%	
鉄道駅数 (1km ² あたり)		100駅 (2.4駅)	
居宅介護事業者 (1km ² あたり)		850業者 (20.4業者)	
認可保育所数		70園	
認可保育所定員 (就学前児童100人あたり)		7,005人 (28.1人)	
幼稚園数		50園	
小学校数		63校	
中学校数		38校	
高等学校数(全日)		35校	
短期大学数		3校	
大学数		2校	
通学者割合	域内	15.1%	
	域外	84.9%	
病院・診療所数 (千人あたり)		1,275カ所 (2.3カ所)	
町会・自治会等加入率		55.1%	
国民健康保険加入者数 (加入率)		163,394人 (29.4%)	
生活保護人員 (生活保護率[千分率])		44,897人 (80.8‰)	

